

ISSN 0912-8042

財政金融統計月報

MINISTRY OF FINANCE STATISTICS MONTHLY

租 税 特 集 2024.5
865

主 要 目 次

欧米主要国における近年の税
制改革の動向

— 統 計 —

一	般	統	計
所	得		税
法	人		税
相	続	税	等
間	接		税
国	際	課	税
地	方		税

財務省 財務総合政策研究所 編

— 租 税 特 集 —

	頁
欧米主要国における近年の税制改革の動向	山下雄大 1

— 統 計 —

I. 一 般 統 計

	頁
1. 国民所得に対する租税負担率の国際比較	10
2. 1人当たり国民所得及び租税負担額の国際比較	14
3. 国税の税目別収入の累年比較	18
4. 国税の税目別収入の国際比較	22
5. 歳出及び歳入に対する租税収入の割合の国際比較	24
6. 一般会計歳入構成の累年比較	28
7. 租税及び印紙収入（一般会計）予算額並びに決算額 等の累年比較	30
8. 令和6年度租税及び印紙収入予算額（一般会計）	32
9. 一般会計歳出の主要経費別予算額	33
10. 令和6年度経済見通し（令和6年1月26日閣議決定）	34
11. 令和6年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算	36

II. 所 得 税

12. 所得税負担額の累年比較（給与所得者）	40
13. 個人所得課税負担額の国際比較（給与所得者）	44
14. 所得税課税最低限の累年比較（給与所得者）	46
15. 所得税の課税最低限及び税額と一般的な給付額が 等しくなる給与収入の国際比較（給与所得者）	47
16. 給与所得者数、納税者数の累年比較	47
17. 給与所得者数、給与額、税額の累年比較	47
18. 所得税の控除及び税率の推移	48
（付表）個人住民税の控除及び税率	76
19. 申告所得税の課税状況の累年比較	88
20. 源泉所得税の課税状況	88
21. 利子・配当課税制度等の概要（所得税・個人住民税）	90
22. 譲渡所得課税制度の概要	92
（参考）土地譲渡益課税制度の沿革	110

III. 法 人 税

23. 法人税率の推移	118
24. 法人の種類別法人数、所得金額及び税額	120
25. 法人の資本金階級別の所得階級別表	122
26. 法人数（普通法人）の業種別の資本金階級別表	122
27. 法人数の累年比較	123

28. 法人税制度の概要	124
29. グループ通算制度の概要	134
30. 償却制度の概要	140
31. 減価償却の実施状況	142
32. 資本金階級別交際費等支出額の状況等	143
33. 交際費の損金不算入制度の沿革	144

IV. 相 続 税 等

34. 相続税の課税状況	147
35. 贈与税の課税状況	148
36. 令和5年分都道府県庁所在都市の最高路線価	149
37. 相続税及び贈与税の制度の概要	150

V. 間 接 税

38. 消費税の課税状況等	154
（付表）課税事業者等届出件数	154
39. 酒税の課税状況	155
40. 主要酒類の酒税等負担率表	155
（付表）酒税等の負担率の推移	155
41. 主要間接税の課税状況	156
42. 主要間接税の関係場数の累年比較	156
43. 主要間接税制度の概要	157
44. 自動車関係諸税の概要	164

VI. 国 際 課 税

45. 外国法人・非居住者の課税状況の推移	165
46. 外国法人・非居住者の課税状況（源泉所得税）の内訳	165
47. 我が国の締結した租税条約等の概要	166

VII. 地 方 税

48. 地方税収入の構成の累年比較	170
49. 国及び地方公共団体の歳入構造の推移	172
50. 地方税（道府県税）収入の都道府県別所在状況 （令和4年度人口1人当たり指数）	173
51. 租税収入の国と地方団体との配分の累年比較	174
52. 国税及び地方税の徴税費の累年比較	176
53. 所得税及び住民税所得割の納税者数等の累年比較	176

欧米主要国における近年の税制改革の動向

山下 雄大

I. はじめに

2022年以降、欧米主要国においては、新たな危機への対応を迫られている。2021年には、新型コロナウイルスの蔓延に対する各国の経済支援策等により実質GDP成長率はプラスに転じた。しかし、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー価格を含めた物価高騰は、消費者の生活に大きな打撃を与え、各国は迅速な対応を迫られた。欧米主要国においては、長期化する物価高騰や景気回復の遅れの影響もあり、政治的には与党支持率の低下、極右政党の台頭、議会のねじれなど、安定的な政策実現が難しくなる状態となったが、そうした状況下においても、物価高騰対策や成長促進策を実現する一方、財政健全化に向けた取組を表明してきた。

このような現状認識の下、本稿においては近年の欧米主要国の政治・経済情勢を踏まえながら、各国における税制措置を概観し、特にインフレ対応等に係る取組を取り上げるものである。

米国においては、バイデン大統領が政権発足当時に掲げていた施策を含む「Build Back Better法案」が議会に提出され、上下院において議論が行われたが、民主党内での折り合いがつかず、最終的にはその規模を縮小し、大企業への課税強化等で財源を確保し、10年間で約3,000億ドルの財政赤字削減を見込む「Inflation Reduction Act of 2022」として成立した。議論の過程で削除された所得税の最高税率引上げや法人税率の引上げ等の税制改正案については2025会計年度の予算教書に盛り込まれたが、2022年の中間選挙以降、下院は共和党が多数派を占めているため、バイデン大統領がさらなる税制改正を行うために議会で法案を通過させることは難しい状況にあり、本提案の実現可否については、2024年11月の大統領選挙等の結果に委ねられている。

英国においては、2022年10月に発足したスナク政権が、インフレを抑制し経済を成長させることに優先して取り組んできた。インフレ率は下降傾向にあるものの、与党・保守党は最大野党・労働党に支持率で大幅なリードを許してきた。2025年1月までに行われる次期総選挙において与党・保守党が政権を維持できるか注目が集まる中、2023年11月の秋季財政演説において国民保険料の引下げなど減税措置を発表（英国の発表においては、保険料に係る措置も税制措置として扱われている。）。翌年2月に財政法として成立した。また、2024年3月には春季予算として、国民保険料の更なる引下げなど追加の減税措置を発表。財政法案として議会で審議されているところである（2024年3月時点）。

ドイツにおいては、近時の世論調査において連立政権の支

持率が低迷し、極右政党AfDが躍進する傾向がみられている。さらに、連立政権内でも国防予算の財源論などの各種政策にて足並みが揃わないなど、厳しい政権運営を強いられている。財政については、連邦政府の公債発行を対GDP比0.35%に制限する財政収支均衡原則（いわゆる債務ブレーキ）の枠外で設置される「気候変革基金（KTF）」の目的外への流用に対し違憲判決が出たことで、2024年度予算の成立は難航し、2024年2月になりようやく成立した。また、経済状況の低迷はドイツの大きな課題であり、企業の競争力向上を意図し、各種税制優遇を盛り込んだ「成長機会法」が2024年3月より施行された。

フランスにおいては、マクロン大統領を擁する与党が国民議会（下院）で過半数を得られていないねじれの状況が続く、重要法案を国民議会の採決なしに可決させることができる憲法条項を使用するなど議会運営は依然厳しい状況である。また、年金改革、移民、農業といった分野で、国民がデモや暴動のかたちで政府の方針に不満を表明する事態が相次ぎ、政府は対応に追われている。2024年に発表した「安定化プログラム（Programme de Stabilité）」において債務残高対GDP比の削減目標を掲げ、財政健全化への道筋を示しているが、これらの問題に加え昨今のウクライナ危機とそれに伴うインフレなどを背景に、債務は拡大傾向にある。グリーン投資税額控除の導入などによって欧州のエネルギー転換を主導・企業を支援する一方、企業付加価値税の撤廃を延期するなど、減税を軸としながらも債務問題に配慮した政策が展開されていると言える。

このように、各国において政権交代等による混乱が生じていると同時に、ウクライナ危機に係る先行きが不透明な中、どのように政策を実施しているか理解し、今後の展望を予見する上で、本稿がその一助となれば幸いである。

Ⅱ．米国

Ⅰ．近年の税制改正等を取りまく環境

1．政治

2020年11月3日に実施された大統領選挙では、バイデン前副大統領が史上最多得票（8,100万票）を得て当選した。同日に実施された上下両院選挙では、上下両院においても民主党が多数派を確保したが、上院において議事妨害（フィリバスター）を終了させる討論終結動議を可決するために必要な60議席には達しておらず、共和党と一定の協力を行うことが必要な政治情勢となっていた。

2022年11月8日に中間選挙が行われ、上院の全100議席のうち3分の1と下院の全議席（435議席）が改選（上院議員の任期は6年で、2年ごとに3分の1議席が改選。下院議員は2年ごとに改選）。その結果、上院は民主党が多数派を維持したものの、下院は共和党に過半数を奪われた。これにより、民主党がホワイトハウスと上院を、共和党が下院を制する「ねじれ議会」の状態となっている。

【表1．米国連邦議会上下院の議席数（2024年4月現在）】

	連邦議会下院(435議席)	連邦議会上院(100議席)
民主党※	213議席	51議席
共和党	220議席	49議席

※民主党系無所属議員を含む。

2024年11月5日には、大統領選に加え、下院議員選挙（全議席）及び上院議員選挙（33議席）が行われる。これらの選挙の結果により、税制改革を含む政治動向が大きく左右される。

2．経済

2024年第1四半期の実質GDP成長率（速報値）は、前期比年率+1.6%（前期：+3.4%）となり、7四半期連続のプラス成長となったものの、市場の事前予想（前期比年率+2.5%）を下回った。項目別にみると、個人消費は、前期比年率+2.5%、民間設備投資は前期比年率+2.9%とプラス成長を維持した。また、輸出は前期比年率+0.9%と増加した一方、輸入も前

期比年率+7.2%増加したため、純輸出はGDPを押し下げる方向に働いた。

3．財政

新規歳出を10年間で約4,370億ドルとする「Inflation Reduction Act of 2022（インフレ抑制法）」が2022年8月に成立した。大企業への課税強化等で財源を確保し、10年間で約3,000億ドルの財政赤字削減を見込んでいる。

2024年3月に公表された2025会計年度の大統領予算教書では、「家庭の負担を減らし、社会保障とメディケアを保護・強化し、富裕層と企業に公平な負担を求め、無駄な支出を削減することで財政赤字を削減する」としており、今後10年間で財政赤字を3兆ドル近く削減できるとしている。

なお、債務上限については、「Fiscal Responsibility Act of 2023（財政責任法）」により、2025年1月1日まで凍結されている。

【表3：米国「2025会計年度予算教書」における財政収支、債務残高の見通し】

	財政収支	財政収支対GDP比	債務残高	債務残高対GDP比
2024年度	▲1.9兆ドル	▲6.6%	28.2兆ドル	99.6%
2025年度	▲1.8兆ドル	▲6.1%	30.0兆ドル	102.2%
2034年度	▲1.7兆ドル	▲3.9%	45.1兆ドル	105.6%

Ⅱ．税制改正の内容

バイデン大統領は、「American Rescue Plan（米国救済計画）」並びに長期的な経済再生プランとして公表した「American Jobs Plan（米国雇用計画）」及び「American Families Plan（米国家族計画）」（これら一連の経済対策を「Build Back Better」と総称）において、以下の税制措置を盛り込んだ。

【American Rescue Planにおける主な税制措置】

⇒2021年3月11日に「American Rescue Plan Act（米国救済計画法）」として成立

・いわゆる「給付付き税額控除」である児童税額控除

【表2：米国「2025会計年度予算教書」における名目GDP等の予測】

（単位：名目GDPは10億ドル、その他の項目は%）

暦年	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
名目GDP	28,507	29,640	30,863	32,139	33,466	34,870	36,368	37,947
名目成長率	4.2	4.0	4.1	4.1	4.1	4.2	4.3	4.3
実質成長率	1.7	1.8	2.0	2.0	2.0	2.1	2.2	2.2
CPI上昇率	2.9	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
失業率	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	3.8
長期金利	4.4	4.0	3.9	3.8	3.8	3.7	3.7	3.7

(CTC) 及び勤労所得税額控除 (ETIC) の控除額引上げ等 (2021年に限る単年度措置)

【American Jobs Planにおける主な税制措置】(2021年3月31日公表)

- ・法人税率の引上げ (21%→28%)
- ・米国多国籍企業のGILTI (国外軽減課税無形資産所得) に対する実効税率の21%への引上げ

【American Families Planにおける主な税制措置】(2021年4月28日公表)

- ・「American Rescue Plan」の児童税額控除拡充の2025年までの延長
- ・高所得者等への課税執行強化 (10年間で7,000億ドルの増収)
- ・所得税の最高税率引上げ (37%→39.6%)
- ・キャピタルゲイン課税の強化

バイデン大統領の計画を踏まえ、民主党と共和党の間で議論が行われ、「American Jobs Plan」の一部の施策については、「Infrastructure Investment and Jobs Act (超党派インフラ法)」(5年間で5,500億ドル規模の新規支出)として、2021年11月15日に成立した。既存のコロナ関連予算の振替えや暗号資産取引に係る報告義務の強化等を財源としており、法人税の引上げ等の税制措置は含まれなかった。

その後、「American Jobs Plan」の中で超党派インフラ法に含まれなかった施策や「American Families Plan」に含まれた施策を中心に、「Build Back Better法案」(BBB法案)として議論が行われた。本法案は、下院民主党内での折り合いがつかず、一部の税制措置が法案の内容から除かれたうえで、2021年11月19日に下院において可決された。上院においては、上院民主党内で規模や内容に関し意見が対立し、最終的に、2022年8月16日、BBB法案の規模を縮小した「Inflation Reduction Act of 2022 (インフレ抑制法)」が成立した。当該法律に含まれる主な税制措置は以下の通り。

- ・年間利益が10億ドル超の大企業に15%の最低課税 (法人代替ミニマム税 (CAMT) の導入)
- ・自社株買いに対する1%の課税
- ・内国歳入庁 (IRS) の税務執行強化
- ・クリーンエネルギー等に対する投資額に応じた税額控除や、生産量に応じた税額控除の拡充

バイデン大統領は、2025会計年度の予算教書 (2024年3月公表) において、従前から主張していた所得税の最高税率及び法人税率の引上げ等に加え、以下の税制改正案を盛り込んでいる。

- ・法人代替ミニマム税 (CAMT) の税率引上げ (15%→21%)
- ・自社株買いに対する税率の引上げ (1%→4%)

- ・従業員1人当たり100万ドルを超える報酬の損金不算入
- ・資産1億ドルを超える者に対し、未実現キャピタルゲインも含む総所得の25%に相当する最低税を課す「ビリオネア・ミニマム税」の導入
- ・追加メディケア税及び純投資所得税 (NIIT) の税率引上げ (追加メディケア税: 0.9%→2.1%, NIIT: 3.8%→5%)

現状、2022年の中間選挙により、下院は共和党が多数派を占めているため、バイデン大統領がさらなる税制改正を行うために議会で法案を通過させることは難しい状況にあり、本提案の実現可否については、2024年11月の大統領選挙等の結果に委ねられている。

Ⅲ. 英国

Ⅰ. 近年の税制改正等を取りまく環境

1. 政治

英国史上最短で辞任したトラス氏に代わり2022年10月以降スナク氏が首相を務める。スナク政権は、発足以来、インフレを抑制し経済を成長させることに優先して取り組んできたが、与党・保守党の支持率は低迷が続いている。世論調査では、スナク氏が首相に就任した時点ですでに最大野党・労働党が与党・保守党をリードしていたが、2024年3月時点でも労働党が保守党に対して大幅リードを維持。保守党の支持率はここ1年ほど20%台で推移する一方、労働党は40%台で推移する。

後述するようにスナク政権は2023年秋・2024年春に減税策を発表しているが、経済成長が低調なこともあり、与党・保守党の支持率低迷に改善は見られない。

2025年1月までに次期総選挙が行われる。2010年から保守党が政権を維持する中、労働党が政権を奪還するか、注目が集まる。

2. 経済

英国は、ウクライナ情勢を受けたエネルギー価格の高騰などにより、2021年後半から深刻なインフレに直面していたが、2024年2月の消費者物価指数 (CPI) は前年同月比+3.4%を記録。2021年以降の低水準で、消費者物価指数は2022年10月の+11.1%をピークとして下降傾向にある。

英国の物価目標は+2%であり、イングランド銀行 (英国中央銀行) は、2024年3月の金融政策決定会合で政策金利の据え置きを決定した。2023年9月以降5会合連続での据え置きとなる (2021年12月から2023年8月までは14会合連続で利上げを決定。)。2024年中に政策金利を引き下げるとの観測も強く、イングランド銀行の動向に関心が向けられている。

2024年3月、予算責任庁 (OBR) は経済財政見通しを発表した。2024年10-12月期のインフレ率を1.4%と予測し、2023

【表4：英国政党別の上下院議席数（2024年3月時点）】

	保守党	労働党	スコットランド 国民党 (SNP)	自由民主党	民主 ユニオニスト党 (DUP)	その他	合計
下院 (庶民院)	348	200	43	15	8	36	650

	保守党	クロスベンチ (中立)	労働党	自由民主党	その他	聖職者	合計
上院 (貴族院)	278	183	174	80	52	25	792

※下院：定数650議席，上院：定数なし

【表5：英国「経済財政見通し」における予測】

（単位：名目GDPは10億ポンド，その他は％）

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
名目GDP	2,766	2,851	2,957	3,067	3,179
名目GDP成長率	2.3	3.1	3.7	3.7	3.7
実質GDP成長率	0.8	1.9	2.0	1.8	1.7
CPI上昇率	2.2	1.5	1.6	1.9	2.0

（出典）2024年3月経済財政見通し（予算責任庁）

【表6：英国財政に係る諸指標の推移（対GDP比）】

（単位：％）

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
財政赤字	4.2	3.1	2.7	2.3	1.6	1.2
純債務残高※	88.8	91.7	92.8	93.2	93.2	92.9

（出典）2024年3月経済財政見通し（予算責任庁）

※純債務残高は中央銀行を除く公共部門全体の数値

年11月発表の2.8％から引き下げた。また，2024年の実質GDP成長率を0.8％と予測し，2023年11月発表から0.1％上方修正した。インフレが2023年11月時点の予想よりも早く後退し，短期的な成長見通しが強まったとしている。

3. 財政

2023年11月22日，ハント財務相は，秋季財政演説において，強靱な経済の構築を目指し，成長と生産性を解放する計画を公表。同日の予算責任庁による経済財政見通しでは，本計画内の減税措置により財政赤字・債務残高の対GDP比が相対的に悪化するものの，「財政赤字対GDP比を5年後までに3％以内とする」「債務残高対GDP比を5年後までに前年比で減少させる」という財政規律ルールは引き続き達成見込みであるとされた。

2024年3月6日には，ハント財務相は春季予算として，高賃金・高スキルによる長期的な経済成長を実現するため，「長期成長に向けた予算」を発表。同日の予算責任庁による経済財政見通しでは，本予算に含まれる減税措置により相対的に財政状況は悪化するものの，上述の財政規律ルールは引き続き達成見込みであるとの見解を示した。また，インフレ率と政策金利の低下等により翌2年間で200億ポンドの財政状況

の改善が予測される一方，春季予算が減税措置を含み，全体的な財政見通しは2023年11月と同様であるとされた。

Ⅱ. 税制改正の内容

1. 概要

2023年11月，ハント財務相は，秋季財政演説（Autumn Statement 2023）において，2028年度までの合計で795億ポンド規模の減税措置を目玉とした，強靱な経済の構築を目指し，成長と生産性を解放する計画を公表した。主な措置として，国民保険料の引下げ，初年度全額償却の恒久化等が盛り込まれた。

2024年2月，秋季財政演説で発表された税制措置が財政法（Finance Act 2024）として成立した。

2024年3月，ハント財務相は春季予算（Spring Budget 2024）を公表し，更なる労働者減税，雇用の増加，投資の促進及び公共サービスの充実にに向けた計画を発表。2028年度までの合計計446億ポンド規模の減税措置が含まれており，主な税制上の措置としては，国民保険料の更なる引下げや燃料税減税の1年間の延長，「英国ISA」の新設等が盛り込まれ

ている。春季予算で発表された税制措置は財政法案（Finance (No. 2) Bill）として議会で審議中である（2024年3月時点）。

なお、英国の発表においては、保険料に係る措置についても税制措置として扱われている。

2. 主な税制関係の改正事項

2023年11月から2024年3月までに発表された主な税制改正案は以下のとおり。表中の数字は政府発表の当該措置による増減収見込額（単位：100万ポンド。+が歳入増，-が歳入減を表す）。

<2023年11月に公表されたもの>

○ 国民保険料の引下げ

・労働者が支払う国民保険料の標準料率を2024年1月から12%から10%へ引下げ。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
-2,230	-8,715	-8,650	-8,835	-9,055	-9,325

・自営業者が支払う国民保険料の標準料率を2024年4月から9%から8%へ引下げ。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
0	-345	-385	-330	-330	-340

・自営業者が支払う国民保険料の定額部分（週3.45ポンド）を2024年4月から廃止。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
0	-380	-465	-380	-375	-370

○ 初年度全額償却の恒久化

・2025年度までの時限措置であった初年度全額償却（Full Expensing）を恒久化。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
+280	+715	-1,435	-7,545	-10,715	-10,935

○ 研究開発税制の見直し

・大企業向けの研究開発クレジット（税額控除）及び中小企業に対する研究開発税制（所得控除）を2024年4月から統合。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
-	-	-50	-225	-280	-280

○ 酒税引上げの凍結

・2024年8月1日までの間、小売物価指数の上昇を踏まえた酒税の引上げを凍結。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
-90	-220	0	0	0	0

○ たばこ税の引上げ

・2023年11月22日から、手巻きたばこについて小売物価指数に12%を上乗せしてたばこ税を引上げ。その他のたばこについては、慣例どおり小売物価指数に2%を上乗せして引上げ。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
+40	+85	+90	+95	+100	+100

○ 気候変動合意制度による気候変動税の軽減

・2025年から2030年までの新たな気候変動合意（Climate Change Agreement）制度を導入し、本制度の参加者には2027年7月から2033年3月までの間、気候変動税について軽減税率を適用。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
0	0	0	0	-295	-330

<2024年3月に公表されたもの>

○ 国民保険料の更なる引下げ

・労働者が支払う国民保険料の標準料率を2024年4月から10%から8%へ更に引下げ。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
0	-9,360	-9,295	-9,490	-9,705	-9,990

・自営業者が支払う国民保険料の標準料率を2024年4月から8%から6%へ更に引下げ。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
0	-710	-850	-735	-740	-760

○ 燃料税の引下げの延長等

・ガソリン1リットル当たり5ペンスの時限的な減税措置を2025年3月まで1年間延長。
・小売物価指数の上昇を踏まえたガソリン税の引上げを引き続き凍結。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
-45	-3,090	-820	-830	-835	-840

○ 「英国ISA」の新設

・現行の年間20,000ポンドの非課税投資枠に加えて、年間5,000ポンドの非課税投資枠を追加で設ける「英国ISA」を新設。英国内企業への投資が対象となる。

○ 付加価値税の免税基準等の引上げ

- ・付加価値税の課税事業者として登録が必要となる課税売上高を2024年4月から、85,000ポンドから90,000ポンドへ引き上げる。
- ・課税事業者として登録が不要となる課税売上高見込額を2024年4月から、83,000ポンドから88,000ポンドへ引き上げる。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
0	-150	-185	-125	-50	+65

- 居住用不動産に対するキャピタルゲイン税の引下げ
- ・居住用不動産の譲渡益に課されるキャピタルゲイン税の最高税率を28%から24%へ2024年4月から引き下げる。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
-70	+310	+350	+45	+50	+5

- 酒税引上げの凍結の延長
- ・小売物価指数の上昇を踏まえた酒税の引上げの凍結を2025年2月1日まで延長。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
0	-185	-345	-365	-385	-405

- 非永住者に対する優遇措置の刷新
- ・居住者のうちの非永住者に対する現行の優遇制度を2025年4月に廃止し、より簡素な制度に刷新。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
0	0	+185	+2,805	+3,675	+2,715

- 電子たばこに対する新税の導入等
- ・電子たばこに対する新税を2026年10月から導入。

【表7：ドイツ政党別の連邦議会議席数（2024年4月時点）】

	社会民主党 (SPD)	キリスト教 民主／社会 同盟 (CDU/ CSU)	同盟90／ 緑の党	自由民主党 (FDP)	ドイツの ための 選択肢 (AfD)	左翼党	ザーラ・ ヴァーゲンク ネヒト同盟 (BSW)	無所属	合計
連邦議会	207	195	118	91	77	28	10	7	733

※連邦議会は法定定数598議席、超過議席135議席。

【表8：ドイツ実質GDP成長率等の予測】

	2020	2021	2022	2023	2024E
実質GDP成長率	▲3.8%	3.20%	1.80%	▲0.3%	0.20%
インフレ率	0.40%	3.20%	8.70%	6.00%	2.40%
失業率	3.60%	3.60%	3.10%	3.00%	3.30%
経常収支	7.10%	7.70%	4.40%	6.80%	7.00%

(出典) IMF世界経済見通し（2024年4月）
※実質GDP成長率・インフレ率は前年比、経常収支は対GDP比。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
0	-15	-55	+120	+380	+445

- ・たばこ税の1回限りの引上げを2026年10月に行う。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
0	0	0	+110	+170	+170

- エネルギー利益税の延長等
- ・エネルギー利益税の期限を2028年3月から2029年3月に延長。
- ・石油・ガスの6か月平均価格が一定の価格以下となった場合にエネルギー利益税の適用を停止するメカニズムを導入。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
0	0	0	0	+355	+1,175

Ⅳ. ドイツ

Ⅰ. 近年の税制改正等を取りまく環境

1. 政治

2021年12月に新政権が誕生し、ショルツ首相率いる中道左派のSPD（社会民主党）、環境政党の「緑の党」、企業優遇政策等を掲げるFDP（自由民主党）の3党連立（「信号連立」）による政権運営が行われている。

当初は、コロナ禍からの回復や経済の構造改革にスポット

ライトが当てられていたが、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻で、政策の優先度は大きく変わった。2023年2月末には、東西統一後、対GDP比で縮小傾向にあった国防予算に関して、国債発行を財源とする1,000億ユーロの連邦軍特別資金を設置し、NATO加盟国の目標である、国防支出の対GDP比2%を達成することを表明した。しかし、連邦軍特別資金が尽きる2028年以降に2%目標を達成し続けるための財源を巡っては、債務の償還を引き延ばすことにより、「債務ブレーキ」の範疇での財源の捻出を見込むFDP、国債発行による新たな資金の創設を主張するSPD、財源論を棚上げした議論を展開する緑の党と、連立与党内でも統一的な見解は得られていない。

近時の世論調査においては、連立政権への支持率の下落及び極右政党「ドイツのための選択肢」(AfD)の躍進の傾向が見られている。また、連立政権内も一枚岩とはいえない状況であり、リントナー財務大臣が所属するFDPでは、連立政権離脱を求める声が党内から上がっており、2023年12月に離脱の是非を問う党員投票では、辛うじて過半数が残留を支持する結果となった。投票結果に拘束力はないが、党としてはこの結果を無視できず、財政規律の堅持をはじめとしたFDPのスタンスを連立政権内でも強く主張していくことが求められるだろう。「信号連立」を率いるショルツ首相には、引き続き難しい舵取りが求められる。

2. 経済

2024年3月に独五大主要経済研究所は、2024年および2025年の経済見通しを発表した。実質国内総生産（実質GDP）の成長率は、2024年、2025年でそれぞれ+0.1%、+1.4%（昨年秋季レポートではそれぞれ+1.3%、+1.5%）と見込まれており、循環的要因と構造的要因により、経済全体が停滞していると指摘されている。また、同年4月に発表されたIMFの「世界

経済見通し」におけるドイツの実質GDP成長率は+0.2%、+1.3%となっており、同研究所とおおむね同様の予測が示されている。

経済見通しに対し、連邦経済・気候保護省は、「経済研究所は、緩やかな回復を予測しており、来年にはさらに加速すると考えている」とコメントしている。また、企業の投資意欲の高まりを重要視しており、2024年3月に施行された成長機会法にも言及して、同法が成長促進に高い効果をもたらすことを期待している。

3. 財政

2024年度予算は、2021年度第二次補正予算に対する違憲判決が連邦憲法裁判所によりなされたことで、審議が難航することとなった。この問題を語るうえで欠かせないのは、「債務ブレーキ」である。この原則は、連邦政府の公債発行を対GDP比0.35%に制限するもので、2020年から2022年までは適用が停止されていたが、2023年より復活したものである。

この原則を守るため、政府は、エネルギー供給の安定化や国防予算の拡充といった重要課題に対しては、連邦予算の「枠外」で特別資金を設置したうえで、そこから資金を提供するという形をとってきた。今回の違憲判決は、2021年度第二次補正予算法においてコロナ対策予算を気候変動対策に利用するとしていたことに対しその理由を十分に開示しなかったことや、予算は会計年度ごとに決定しなければならないとする「年度性」と、各会計年度にて決定された予算は各会計年度にのみ有効であり、繰り越しができないとする「時限性」を満たさないため、違憲であるとの裁定を下した。

連邦政府は判決の趣旨を踏まえ、複数年度の財源計2,600億ユーロの見直しを実施した。2023年度連邦予算の執行を一部凍結したほか、同年を債務ブレーキの例外として、新規債務の予算枠を増やしたうえで同年度補正予算を急遽編成し

【表9：ドイツ財政収支等の予測】

	2020	2021	2022	2023	2024E
財政収支	▲4.3%	▲3.6%	▲2.5%	▲2.1%	▲1.5%
基礎的財政収支	▲3.9%	▲3.1%	▲2.0%	▲1.4%	▲0.7%
公的債務残高	68.8%	69.0%	66.1%	64.3%	63.7%

(出典) IMF財政モニター（2024年4月）
※全て対GDP比。

【表10：ドイツ税收見積み】

	2024	2025	2026	2027	2028
連邦	3,756	3,890	4,003	4,147	4,284
州	3,944	4,110	4,267	4,435	4,595
市町村	1,458	1,526	1,594	1,658	1,717
合計	9,503	9,952	10,366	10,748	11,105

(出典) ドイツ連邦財務省（2024年5月）

単位：億ユーロ

た。2023年内に成立する見込みであった2024年度予算案は、議会での審議を経て、債務ブレーキの枠内で修正の上、2024年2月2日に成立した。

II. 税制改正の内容

1. 税収等

2024年5月、連邦財務省は2024年度から2028年度の税収見積もりを公表した。2024年の税収見積もりは約9,503億ユーロで、昨年10月に発表された試算額と比べ約160億ユーロ低い額となった。今年の税制改正の内容と、昨年10月時点での予測と比較したGDP成長率の伸び悩みを加味していることが主な要因とされている。

2. 2024年度の主な税制改正事項

① 成長機会法が成立

成長機会法は、2023年8月の閣議決定ののちに、議会における審議を経て、2024年3月に成立した。当初は、企業の競争力強化・気候変動対策投資促進を目的としていたが、減収等の財政負担に地方が反発し、各州政府の代表者から構成される連邦参議院の同意を得られなかったため、気候変動対策投資に対する補助金措置等が撤廃され、減収規模は閣議決定時の年間約70億ユーロから約32億ユーロとなっており、当初案と比して規模を縮小されて成立した。

② 企業従業員への自社株譲与に対する税制優遇措置の拡充

2023年11月に成立した未来資金調達法に基づき、2024年1月より、無償または割引価格での従業員への自社株譲渡に対し、非課税枠の拡大（1,440ユーロ→2,000ユーロ）や課税の繰延べに関する企業規模要件の緩和（設立から12年以内→20年以内 等）といった優遇措置の拡充を実施した。

V. フランス

I. 近年の税制改正等を取りまく環境

1. 政治

マクロン大統領の任期満了を受けて行われた2022年4月の大統領選は、現職で中道政党共和国前進（当時）のマクロン大統領と、右派政党国民連合のルペン氏が決選投票で争い、得票率58.54%と41.46%の僅差ではあったがマクロン大統領が再選を果たした。首相にはエリザベット・ボルヌ氏が指名された。

ただし、大統領選直後に行われた国民議会（下院）選挙では、左派会派と極右政党が国民の不満を吸収する形で議席を伸ばした一方、マクロン大統領率いる与党が過半数を獲得で

きない事態に陥り、以降現在まで政権はねじれ状態での議会運営を迫られている。フランス憲法では社会基盤に関する重要法案を国民議会の採決なしに成立させることができる首相権限（49条3項）（通称49.3）が定められているが、政権は年次予算と税制改正を定める2023年予算法および2024年予算法、年金受給開始年齢の引上げを含む年金改革法案などの重要法案でこれを立て続けに適用、議会・国民双方からの批判にさらされた。約1年8ヶ月のボルヌ政権下において、49.3は計23回使用された。

強行ともとれる議会運営への反発も相まって、2023年以降国民の不満や国内の課題が浮き彫りになる事態が目立つ。上記で述べた年金改革法案では、その内容に国民が反発、さらに政権が49.3の適用を決めると各地で大規模なデモ・暴動が繰り返された。

移民問題に関し、2023年6月末には、警察の事情聴取を振り切ろうとしたアルジェリア系の少年が警官に射殺される事件が起こったことをきっかけとし、移民にルーツを持つ人々や貧困世帯の若者を中心に各地で暴動が起こった。同年12月には新たな移民法案が議会で可決されたが、与党が右派政党に譲歩したことで、法案には移民・外国人に対する厳しい措置が多数盛り込まれた。これを受け、複数の都市で抗議デモが行われたほか、反対の立場を取る閣僚が辞任するなど混乱が生じた。その後、同法案は、憲法評議会の審査によって一部条文が削除され、2024年1月に公布された。成立した法律には、人手不足となっている分野への外国人の受入れを拡大する措置を含む一方、罪を犯したり国の脅威となることが認められたりした外国人の国外追放を迅速化するなどの内容も盛り込まれている。

2024年1月、ボルヌ首相が辞任、後任にガブリエル・アタル氏が歴代最年少の34歳で首相に就任した。与党の支持率挽回を目指す人事との見方もあるが、厳しい状況は続いている。首相交代直後の同年1月以降、エネルギー危機によるコスト高などに苦しんでいた農業従事者が、EUの環境規制に抗議の意を示して道路を封鎖するなどのデモを起こした。これを受け、政府は当初予定していた農業用ディーゼル燃料にかかる税の引き上げを見送ったほか、6億ユーロ規模の支援措置を発表したことで、事態は沈静化へと向かったが、この方針転換に対し環境派は反発を強めているとの報道もある。

引き続き政府には、山積する国内外の課題に対し難しい選択が求められる。

2. 経済

実質GDP成長率は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020年に前年比▲7.5%と大きく落ち込んだ後、2021年は復調。しかし2022年2月以降のウクライナ危機とそれに伴う物価高騰（2022年インフレ率は前年比5.9%）を背景に、2022年以降成長が続く。2024年の実質GDP成長率は0.7%と予測されている。ただし、インフレ率は2024年で前年比2.4%と、2023年の5.7%に比べて落ち着きを見せている。失業率については、2020年は8.0%であったが、2023年と2024年はともに

【表11：フランスの経済・財政指標】

	2020	2021	2022	2023	2024
実質GDP成長率	▲7.5%	6.3%	2.5%	0.9%	0.7%
インフレ率（年平均）	0.5%	2.1%	5.9%	5.7%	2.4%
失業率	8.0%	7.9%	7.3%	7.4%	7.4%
経常収支	▲1.6%	0.4%	▲2.0%	▲0.8%	▲0.6%

（出典）IMF世界経済見通し（2024年4月）
※実質GDP成長率・インフレ率は前年比、経常収支は対GDP比。実質GDP成長率・インフレ率の2024年の値及び失業率・経常収支の2023年・2024年の値は予測値。

7.4%と横ばいで推移している。

3. 財政

2021年予算法では、一般会計のコロナによる財政赤字拡大分に相当する債務を区分し、2042年までに償還する旨を発表。2024年4月17日に発表された、「Programme de Stabilité（安定化プログラム）」では、財政収支（対GDP比）を2027年までに▲3%以内に抑え、債務残高対GDP比について、2026年以降減少させるという目標を掲げている。

歳入不振などを背景に2023年の財政収支は▲1,540億ユーロ、対GDP比では▲5.5%となっているが、政府は2024年3月時点においても、増税によらず目標達成を目指す方針としている。

Ⅱ. 税制改正の内容

2024年の予算法における税制改正事項は以下のとおり。

○ 企業付加価値税（CVAE）の撤廃延期

企業付加価値税（CVAE）は、2023年予算法において2024年に撤廃されることとなっていたが、スケジュールの見直しによって撤廃は2027年に延期された。これまで、2021年から2023年までの間に最高税率は1.5%から0.375%へ引き下げられてきたが、今後は2024年に0.28%、2025年に0.19%、2026年に0.09%へと、それぞれ引き下げられ、2027年には撤廃される予定である。撤廃延期は債務削減が大きな目的だと考えられる。また、2024年からは最低支払税額（63ユーロ）が廃止される。

○ 若者向け未来気候貯蓄プランの創設及びプランによる所得税の非課税

若者向けの新しい長期貯蓄制度「未来気候貯蓄プラン」が創設され、これによって生じた利益に対しては、所得税が非課税とされた。本貯蓄プランは21歳未満の者を対象とし、預金はエコロジー移行に関連する事業に対する投資に利用される。制度の詳細は今後定められ、2024年7月から施行予定である。

○ グリーン投資税額控除（C3IV）の導入

欧州の脱炭素化を主導し、エネルギー転換に関わる主要な産業プロジェクトを行う企業の資金調達を支援するため、グリーン投資税額控除が導入された。エネルギー転換の4つの戦略的な主要セクターと位置づけられた蓄電池、風力発電、ソーラーパネル、ヒートポンプ及びその部品・原材料の製造に対する投資額の20～60%を税額控除する。

1. 国民所得に対する

区 分	番 号	日 本								
		国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)	
				国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 $\left(\frac{C}{A}\right)$	合 計 $\left(\frac{E}{A}\right)$	国 税 $\left(\frac{C}{B}\right)$	合 計 $\left(\frac{E}{B}\right)$
		億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%
平成 2	1	3,468,929	4,516,830	627,798	334,504	962,302	18.1	27.7	13.9	21.3
7	2	3,801,581	5,252,995	549,630	336,750	886,380	14.5	23.3	10.5	16.9
12	3	3,901,638	5,376,142	527,209	355,464	882,673	13.5	22.6	9.8	16.4
17	4	3,881,164	5,341,062	522,905	348,044	870,949	13.5	22.4	9.8	16.3
22	5	3,646,882	5,048,737	437,074	343,163	780,237	12.0	21.4	8.7	15.5
23	6	3,574,735	5,000,462	451,754	341,714	793,468	12.6	22.2	9.0	15.9
24	7	3,581,562	4,994,206	470,492	344,608	815,100	13.1	22.8	9.4	16.3
25	8	3,725,700	5,126,775	512,274	353,743	866,017	13.7	23.2	10.0	16.9
26	9	3,766,776	5,234,228	578,492	367,855	946,346	15.4	25.1	11.1	18.1
27	10	3,926,293	5,407,408	599,694	390,986	990,679	15.3	25.2	11.1	18.3
28	11	3,922,939	5,448,299	589,563	393,924	983,486	15.0	25.1	10.8	18.1
29	12	4,006,215	5,557,125	623,803	399,044	1,022,847	15.6	25.5	11.2	18.4
30	13	4,030,991	5,565,705	642,241	407,514	1,049,756	15.9	26.0	11.5	18.9
令和元	14	4,024,792	5,568,454	621,751	412,115	1,033,866	15.4	25.7	11.2	18.6
2	15	3,759,980	5,390,091	649,330	408,256	1,057,586	17.3	28.1	12.0	19.6
3	16	3,957,723	5,536,423	718,811	424,089	1,142,900	18.2	28.9	13.0	20.6
4	17	4,089,538	5,664,897	763,377	440,522	1,203,899	18.7	29.4	13.5	21.3
5	18	4,316,000	5,975,000	747,286	440,552	1,187,838	17.3	27.5	12.5	19.9
6	19	4,434,000	6,153,000	747,879	437,966	1,185,845	16.9	26.7	12.2	19.3
区 分	番 号	英 国								
		国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)	
				国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 $\left(\frac{C}{A}\right)$	合 計 $\left(\frac{E}{A}\right)$	国 税 $\left(\frac{C}{B}\right)$	合 計 $\left(\frac{E}{B}\right)$
		百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	%	%	%	%
平成 2	1	467,315	615,673	153,765	14,146	167,911	32.9	35.9	25.0	27.3
7	2	620,260	853,228	195,897	9,303	205,200	31.6	33.1	23.0	24.0
12	3	829,204	1,098,500	284,089	14,067	298,302	34.3	36.0	25.9	27.2
17	4	1,078,758	1,399,656	348,758	21,255	370,013	32.3	34.3	24.9	26.4
22	5	1,193,265	1,612,195	391,202	26,249	417,451	32.8	35.0	24.3	25.9
23	6	1,229,428	1,669,509	417,457	26,673	444,130	34.0	36.1	25.0	26.6
24	7	1,243,021	1,721,355	418,487	27,033	445,520	33.7	35.8	24.3	25.9
25	8	1,277,491	1,793,155	434,633	28,051	462,684	34.0	36.2	24.2	25.8
26	9	1,338,054	1,876,162	451,635	29,015	480,650	33.8	35.9	24.1	25.6
27	10	1,374,115	1,935,212	467,035	29,943	496,978	34.0	36.2	24.1	25.7
28	11	1,430,476	2,016,638	493,305	31,351	524,656	34.5	36.7	24.5	26.0
29	12	1,508,069	2,097,143	516,235	33,129	549,364	34.2	36.4	24.6	26.2
30	13	1,559,834	2,174,380	533,489	35,650	569,139	34.2	36.5	24.5	26.2
令和元	14	1,640,248	2,255,283	544,817	37,543	582,360	33.2	35.5	24.2	25.8
2	15	1,589,364	2,109,594	506,767	38,693	545,460	31.9	34.3	24.0	25.9
3	16	1,734,910	2,284,079	584,467	40,993	625,460	33.7	36.1	25.6	27.4
4	17									
5	18									
6	19									

(備考)

- 日 本 1. 国民所得及び国内総生産は、平成2年度は「国民経済計算（1993SNA）」及び平成7年度から令和4年度までは「国民経済計算（2008SNA）」による実績額であり、それぞれ接続しない。ただし、令和5年度及び令和6年度は「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」による実績見込額及び見通し額である。
2. 国税は、特別会計分を含む。令和4年度以前は決算額であり、令和5年度は補正後予算額、令和6年度は予算額である。
3. 地方税は地方交付税及び地方譲与税を含まず、令和4年度以前は決算額、令和5年度は実績見込額、令和6年度は見込額である。
- 米 国 1. 国民所得、国内総生産は、OECD “National Accounts” に基づく。
2. 租税負担額は、OECD “Revenue Statistics” に基づく。
3. 連邦の会計年度は10月／9月であるが、資料の関係上暦年計数で示している。なお、租税負担額には社会保障税は含まない。

租 税 負 担 率 の 国 際 比 較

米 国												番 号
国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)	租 税 負 担 額				租税負担率 (対国民所得比)			(付) 租税負担率 (対国内総生産比)			
		連邦税 (C)	州 税 (D)	地 方 政府税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ($\frac{C}{A}$)	州 税 ($\frac{D}{A}$)	合 計 ($\frac{F}{A}$)	連邦税 ($\frac{C}{B}$)	州 税 ($\frac{D}{B}$)	合 計 ($\frac{F}{B}$)	
億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	%	%	%	%	%	%	
46,158	59,631	6,322	3,097	2,136	11,555	13.7	6.7	25.0	10.6	5.2	19.4	1
59,292	76,397	8,406	4,065	2,707	15,178	14.2	6.9	25.6	11.0	5.3	19.9	2
82,097	102,523	13,166	5,476	3,532	22,174	16.0	6.7	27.0	12.8	5.3	21.6	3
103,140	130,366	13,928	6,823	4,963	25,714	13.5	6.6	24.9	10.7	5.2	19.7	4
117,739	149,921	12,887	7,239	5,872	25,998	10.9	6.1	22.1	8.6	4.8	17.3	5
123,318	155,426	14,880	7,757	5,958	28,595	12.1	6.3	23.2	9.6	5.0	18.4	6
130,215	161,970	15,870	8,100	6,099	30,069	12.2	6.2	23.1	9.8	5.0	18.6	7
133,782	167,848	17,658	8,677	6,282	32,617	13.2	6.5	24.4	10.5	5.2	19.4	8
140,453	175,272	19,188	8,906	6,563	34,657	13.7	6.3	24.7	10.9	5.1	19.8	9
145,316	182,383	20,444	9,267	6,771	36,482	14.1	6.4	25.1	11.2	5.1	20.0	10
147,834	187,451	20,404	9,374	7,066	36,844	13.8	6.3	24.9	10.9	5.0	19.7	11
154,708	195,430	22,886	9,841	7,405	40,132	14.8	6.4	25.9	11.7	5.0	20.5	12
162,919	206,119	20,397	10,556	7,602	38,555	12.5	6.5	23.7	9.9	5.1	18.7	13
168,555	214,332	21,478	11,016	7,811	40,305	12.7	6.5	23.9	10.0	5.1	18.8	14
170,256	210,605	20,769	11,331	8,362	40,462	12.2	6.7	23.8	9.9	5.4	19.2	15
186,041	233,151	26,191	12,495	8,962	47,649	14.1	6.7	25.6	11.2	5.4	20.4	16
												17
												18
												19

ド イ ツ												番 号
国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)	租 税 負 担 額				租税負担率 (対国民所得比)			(付) 租税負担率 (対国内総生産比)			
		連邦税 (C)	州 税 (D)	市 町 村 税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ($\frac{C}{A}$)	州 税 ($\frac{D}{A}$)	合 計 ($\frac{F}{A}$)	連邦税 ($\frac{C}{B}$)	州 税 ($\frac{D}{B}$)	合 計 ($\frac{F}{B}$)	
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	%	%	%	%	%	%	
1,118,463	1,463,578	148,080	97,793	38,441	284,314	13.2	8.7	25.4	10.1	6.7	19.4	1
1,425,458	1,894,610	220,348	148,902	50,666	419,916	15.5	10.4	29.5	11.6	7.9	22.2	2
1,549,271	2,109,090	238,582	172,062	56,962	467,606	15.4	11.1	30.2	11.3	8.2	22.2	3
1,704,190	2,288,310	241,054	174,581	60,446	476,081	14.1	10.2	27.9	10.5	7.6	20.8	4
1,906,576	2,564,400	287,414	198,057	71,370	556,841	15.1	10.4	29.2	11.2	7.7	21.7	5
2,017,123	2,693,560	310,423	212,343	77,644	600,410	15.4	10.5	29.8	11.5	7.9	22.3	6
2,040,788	2,745,310	320,810	224,780	81,912	627,502	15.7	11.0	30.7	11.7	8.2	22.9	7
2,087,911	2,811,350	328,142	233,380	85,002	646,524	15.7	11.2	31.0	11.7	8.3	23.0	8
2,173,996	2,927,430	338,480	243,591	87,902	669,973	15.6	11.2	30.8	11.6	8.3	22.9	9
2,250,373	3,026,180	350,257	259,239	93,294	702,790	15.6	11.5	31.2	11.6	8.6	23.2	10
2,344,136	3,134,740	358,508	280,863	98,626	737,997	15.3	12.0	31.5	11.4	9.0	23.5	11
2,442,675	3,267,160	371,192	290,448	103,995	765,635	15.2	11.9	31.3	11.4	8.9	23.4	12
2,535,947	3,367,860	389,888	306,941	109,789	806,618	15.4	12.1	31.8	11.6	9.1	24.0	13
2,606,728	3,473,350	400,685	319,078	113,407	833,170	15.4	12.2	32.0	11.5	9.2	24.0	14
2,569,587	3,405,430	362,537	309,920	106,470	778,927	14.1	12.1	30.3	10.6	9.1	22.9	15
2,766,443	3,617,450	402,962	351,875	125,298	887,853	14.6	12.7	32.1	11.1	9.7	24.5	16
												17
												18
												19

- 英 国
1. 国民所得及び国内総生産は、OECD "National Accounts" に基づく。
 2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。
 3. 会計年度は、4月／3月であるが、資料の関係上暦年計数で示してある。
- ド イ ツ
1. 国民所得及び国内総生産は、OECD "National Accounts" に基づく。平成2年は旧西ドイツ、平成7年以降は全ドイツの数値である。
 2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。
 3. 会計年度は1月／12月である。
 4. 所得税、法人税及び付加価値税は共有税であるので、税収の配分割合に応じて、連邦・州・市町村税にそれぞれ組み入れてある（なお、営業税は本来市町村税であるが、連邦及び州にも税収が配分されているため同様の措置をとった）。

1. 国民所得に対する

区 分	番 号	フ ラ ン ス									
		国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)		
				国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 ($\frac{C}{A}$)	合 計 ($\frac{E}{A}$)	国 税 ($\frac{C}{B}$)	合 計 ($\frac{E}{B}$)	
平成 2	1	百万ユーロ 762,711	百万ユーロ 1,053,546	百万ユーロ 202,429	百万ユーロ 40,202	百万ユーロ 242,631	% 26.5	% 31.8	% 19.2	% 23.0	
7	2	868,699	1,218,273	241,644	56,661	298,305	27.8	34.3	19.8	24.5	
12	3	1,076,516	1,478,585	348,933	64,720	413,653	32.4	38.4	23.6	28.0	
17	4	1,272,589	1,765,905	393,534	87,013	480,547	30.9	37.8	22.3	27.2	
22	5	1,437,307	1,995,289	433,209	89,293	522,502	30.1	36.4	21.7	26.2	
23	6	1,476,824	2,058,369	445,291	115,823	561,114	30.2	38.0	21.6	27.3	
24	7	1,481,385	2,088,804	465,344	121,157	586,501	31.4	39.6	22.3	28.1	
25	8	1,497,259	2,117,189	486,506	123,377	609,883	32.5	40.7	23.0	28.8	
26	9	1,525,222	2,149,765	490,441	126,686	617,127	32.2	40.5	22.8	28.7	
27	10	1,567,828	2,198,432	500,402	131,354	631,756	31.9	40.3	22.8	28.7	
28	11	1,585,636	2,234,129	508,050	136,715	644,765	32.0	40.7	22.7	28.9	
29	12	1,623,899	2,297,242	536,312	141,592	677,904	33.0	41.7	23.3	29.5	
30	13	1,666,631	2,363,306	562,749	146,897	709,646	33.8	42.6	23.8	30.0	
令和元	14	1,703,791	2,437,635	586,654	148,431	735,085	34.4	43.1	24.1	30.2	
2	15	1,578,268	2,310,469	568,327	141,725	710,052	36.0	45.0	24.6	30.7	
3	16	1,736,634	2,502,118	593,823	162,939	762,357	34.2	43.9	23.7	30.5	
4	17										
5	18										
6	19										

区 分	番 号	カ ナ ダ											
		国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)	租 税 負 担 額				租税負担率 (対国民所得比)			(付) 租税負担率 (対国内総生産比)		
				連邦税 (C)	州 税 (D)	地方税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ($\frac{C}{A}$)	州 税 ($\frac{D}{A}$)	合 計 ($\frac{F}{A}$)	連邦税 ($\frac{C}{B}$)	州 税 ($\frac{D}{B}$)	合 計 ($\frac{F}{B}$)
平成 2	1	百万カナダ・ドル 478,584	百万カナダ・ドル 692,997	百万カナダ・ドル 101,701	百万カナダ・ドル 89,274	百万カナダ・ドル 23,524	百万カナダ・ドル 214,499	% 21.3	% 18.7	% 44.8	% 14.7	% 12.9	% 31.0
7	2	572,369	828,973	113,397	107,439	28,483	249,319	19.8	18.8	43.6	13.7	13.0	30.1
12	3	782,272	1,106,063	165,670	139,905	31,550	337,125	21.2	17.9	43.1	15.0	12.6	30.5
17	4	1,030,777	1,421,573	188,564	164,397	42,811	395,772	18.3	15.9	38.4	13.3	11.6	27.8
22	5	1,185,060	1,666,046	194,911	189,456	55,436	439,803	16.4	16.0	37.1	11.7	11.4	26.4
23	6	1,274,805	1,774,063	208,443	200,455	57,052	465,950	16.4	15.7	36.6	11.7	11.3	26.3
24	7	1,307,496	1,827,205	212,249	211,768	59,792	483,809	16.2	16.2	37.0	11.6	11.6	26.5
25	8	1,362,679	1,902,249	220,171	219,516	62,124	501,811	16.2	16.1	36.8	11.6	11.5	26.4
26	9	1,427,990	1,994,897	234,538	231,072	64,758	530,368	16.4	16.2	37.1	11.8	11.6	26.6
27	10	1,395,429	1,990,442	245,521	243,511	67,866	556,898	17.6	17.5	39.9	12.3	12.2	28.0
28	11	1,417,756	2,025,533	251,846	252,592	70,216	574,654	17.8	17.8	40.5	12.4	12.5	28.4
29	12	1,512,644	2,140,641	268,704	267,032	72,630	608,366	17.8	17.7	40.2	12.6	12.5	28.4
30	13	1,576,729	2,235,672	289,401	280,222	74,443	644,066	18.4	17.8	40.8	12.9	12.5	28.8
令和元	14	1,642,975	2,311,294	302,248	294,219	76,369	672,836	18.4	17.9	41.0	13.1	12.7	29.1
2	15	1,639,527	2,206,764	289,176	281,635	77,316	648,127	17.6	17.2	39.5	13.1	12.8	29.4
3	16	1,864,550	2,509,618	330,814	322,569	78,964	732,347	17.7	17.3	39.3	13.2	12.9	29.2
4	17												
5	18												
6	19												

- フランス
1. 国民所得及び国内総生産は、OECD “National Accounts” に基づく。
 2. 租税負担額は、OECD “Revenue Statistics” に基づく。
 3. 会計年度は1月/12月である。
 4. 国税には、社会保障会計（社会保障関連施策のための会計で、一般会計とは別建て）に直接充当される税を含む。
- イタリア
1. 国民所得及び国内総生産は、OECD “National Accounts” に基づく。
 2. 租税負担額は、OECD “Revenue Statistics” に基づく。計数は決算額である。
 3. 会計年度は1月/12月である。

租 税 負 担 率 の 国 際 比 較 (続)

イ タ リ ア									番 号
国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)		
		国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 ($\frac{C}{A}$)	合 計 ($\frac{E}{A}$)	国 税 ($\frac{C}{B}$)	合 計 ($\frac{E}{B}$)	
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	%	%	%	%	
560,125	730,941	170,166	7,695	177,861	30.4	31.8	23.3	24.3	1
735,489	988,243	239,906	20,514	260,420	32.6	35.4	24.3	26.4	2
895,708	1,241,513	282,314	77,153	359,467	31.5	40.1	22.7	29.0	3
1,073,972	1,493,635	306,952	96,899	403,851	28.6	37.6	20.6	27.0	4
1,127,044	1,611,279	359,556	103,234	462,790	31.9	41.1	22.3	28.7	5
1,148,438	1,648,756	367,603	107,260	474,863	32.0	41.3	22.3	28.8	6
1,107,338	1,624,359	382,823	114,784	497,607	34.6	44.9	23.6	30.6	7
1,105,620	1,612,751	382,434	113,933	496,367	34.6	44.9	23.7	30.8	8
1,116,930	1,627,406	378,685	116,696	495,381	33.9	44.4	23.3	30.4	9
1,125,000	1,655,355	379,599	117,139	496,738	33.7	44.2	22.9	30.0	10
1,189,628	1,695,787	419,217	81,244	500,461	35.2	42.1	24.7	29.5	11
1,218,846	1,736,593	424,153	83,063	507,216	34.8	41.6	24.4	29.2	12
1,255,329	1,771,391	423,610	85,940	509,550	33.7	40.6	23.9	28.8	13
1,266,605	1,794,935	435,913	86,374	522,287	34.4	41.2	24.3	29.1	14
1,170,993	1,660,621	403,896	78,066	481,962	34.5	41.2	24.3	29.0	15
1,293,593	1,822,345	444,092	83,642	531,239	34.3	41.1	24.4	29.2	16
									17
									18
									19
ス ウ ェ ー デ ン									番 号
国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)		
		国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 ($\frac{C}{A}$)	合 計 ($\frac{E}{A}$)	国 税 ($\frac{C}{B}$)	合 計 ($\frac{E}{B}$)	
百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	%	%	%	%	
1,233,471	1,549,815	329,069	221,017	550,086	26.7	44.6	21.2	35.5	1
1,259,614	1,906,773	355,848	265,854	621,702	28.3	49.4	18.7	32.6	2
1,537,425	2,408,151	561,515	336,304	897,819	36.5	58.4	23.3	37.3	3
1,900,995	2,931,085	586,983	435,577	1,022,560	30.9	53.8	20.0	34.9	4
2,346,501	3,573,581	610,703	536,887	1,147,590	26.0	48.9	17.1	32.1	5
2,450,363	3,727,905	649,746	552,557	1,202,303	26.5	49.1	17.4	32.3	6
2,445,092	3,743,086	624,959	576,198	1,201,157	25.6	49.1	16.7	32.1	7
2,495,141	3,822,671	650,608	597,340	1,247,948	26.1	50.0	17.0	32.6	8
2,615,511	3,992,730	677,175	618,223	1,295,398	25.9	49.5	17.0	32.4	9
2,743,580	4,260,470	759,698	651,654	1,411,352	27.7	51.4	17.8	33.1	10
2,795,421	4,415,031	821,882	685,915	1,507,797	29.4	53.9	18.6	34.2	11
2,976,913	4,625,094	879,221	717,017	1,596,238	29.5	53.6	19.0	34.5	12
3,102,442	4,828,306	905,938	744,271	1,650,209	29.2	53.2	18.8	34.2	13
3,316,875	5,049,619	933,239	766,829	1,700,068	28.1	51.3	18.5	33.7	14
3,390,599	5,038,538	891,584	785,407	1,676,991	26.3	49.5	17.7	33.3	15
3,702,823	5,486,558	1,016,579	827,074	1,850,992	27.5	50.0	18.5	33.7	16
									17
									18
									19

カナダ { 1. 国民所得及び国内総生産は OECD "National Accounts" に基づく。
2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。"Revenue Statistics" のデータは会計年度ベース。
3. 連邦及び州の会計年度は 4 月 / 3 月、地方政府の会計年度は 1 月 / 12 月であるが、資料の関係上暦年係数で示している。

スウェーデン { 1. 国民所得及び国内総生産は OECD "National Accounts" に基づく。
2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。
3. 会計年度は 1 月 / 12 月である。

2. 1 人 当 た り 国 民 所 得 及

区 分	番 号	日 本			
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人当たり租税負担額		人 口
			国 税	国税, 地方税計	
		円	円	円	万人
平成 2	1	2,807,485	508,092	778,814	12,356
7	2	3,029,196	437,959	706,290	12,550
12	3	3,074,843	415,488	695,626	12,689
17	4	3,037,832	409,284	681,702	12,776
22	5	2,848,392	341,376	609,403	12,803
23	6	2,797,767	353,565	621,008	12,777
24	7	2,807,505	368,808	638,938	12,757
25	8	2,924,572	402,121	679,800	12,739
26	9	2,960,906	454,729	743,883	12,722
27	10	3,089,477	471,880	779,534	12,709
28	11	3,088,637	464,179	774,325	12,701
29	12	3,157,085	491,586	806,051	12,690
30	13	3,180,846	506,791	828,360	12,673
令和元	14	3,181,025	491,406	817,124	12,653
2	15	2,980,303	514,684	838,283	12,616
3	16	3,153,238	572,698	910,583	12,551
3(邦貨換算)	17				
4	18	4,089,538	612,240	965,545	12,469
区 分	番 号	英 国			
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人当たり租税負担額		人 口
			国 税	国税, 地方税計	
		ポンド	ポンド	ポンド	万人
平成 2	1	8,179	2,691	2,939	5,713
7	2	10,707	3,381	3,542	5,793
12	3	14,073	4,821	5,063	5,892
17	4	17,893	5,785	6,137	6,029
22	5	18,803	6,165	6,578	6,346
23	6	19,203	6,521	6,937	6,402
24	7	19,264	6,486	6,905	6,453
25	8	19,659	6,688	7,120	6,498
26	9	20,452	6,903	7,347	6,542
27	10	20,864	7,091	7,546	6,586
28	11	21,576	7,441	7,914	6,630
29	12	22,600	7,736	8,233	6,673
30	13	23,232	7,946	8,477	6,714
令和元	14	24,289	8,068	8,624	6,753
2	15	23,740	7,569	8,147	6,695
3	16	25,829	8,702	9,312	6,717
3(邦貨換算)	17	(4,804,287)	(1,618,499)	(1,732,016)	
4	18				

(備考) 1. 各国の国民所得及び租税負担額については第1表の備考を参照のこと。

2. 日本の人口は毎月全国推計人口（総務省）の年度平均である（令和3年6月までは国勢調査に基づく補間補正結果）。

3. 諸外国の人口は United Nations “World Population Prospects 2022” による。

び 租 税 負 担 額 の 国 際 比 較

米 国						番 号
1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人当たり租税負担額			人 口		
	連 邦 税	州 税	連邦税、州税、 地方政府税計			
ドル	ドル	ドル	ドル	万人		
18,308	2,507	1,228	4,583	25,212	1	
22,361	3,170	1,533	5,724	26,516	2	
29,142	4,674	1,944	7,871	28,171	3	
34,963	4,721	2,313	8,717	29,499	4	
38,102	4,170	2,343	8,413	30,901	5	
39,578	4,776	2,489	9,177	31,158	6	
41,464	5,054	2,579	9,575	31,404	7	
42,282	5,581	2,743	10,309	31,640	8	
44,074	6,021	2,795	10,876	31,867	9	
45,287	6,371	2,888	11,369	32,088	10	
45,767	6,317	2,902	11,406	32,302	11	
47,590	7,040	3,027	12,345	32,508	12	
49,808	6,236	3,227	11,787	32,710	13	
51,222	6,527	3,348	12,248	32,906	14	
50,763	6,192	3,378	12,064	33,539	15	
55,288	7,784	3,713	14,160	33,650	16	
(8,293,153)	(1,167,531)	(556,988)	(2,124,032)		17	
					18	

ド イ ツ						番 号
1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人当たり租税負担額			人 口		
	連 邦 税	州 税	連邦税、州税、 市町村税計			
ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	万人		
14,148	1,873	1,237	3,596	7,905	1	
17,568	2,716	1,835	5,175	8,114	2	
19,033	2,931	2,114	5,744	8,140	3	
20,884	2,954	2,139	5,834	8,160	4	
23,588	3,556	2,450	6,889	8,083	5	
24,947	3,839	2,626	7,426	8,086	6	
25,203	3,962	2,776	7,750	8,097	7	
25,721	4,042	2,875	7,965	8,117	8	
26,691	4,156	2,991	8,226	8,145	9	
27,515	4,283	3,170	8,593	8,179	10	
28,520	4,362	3,417	8,979	8,219	11	
29,551	4,491	3,514	9,263	8,266	12	
30,508	4,690	3,693	9,704	8,312	13	
31,212	4,798	3,821	9,976	8,352	14	
30,858	4,354	3,722	9,354	8,327	15	
33,175	4,832	4,220	10,647	8,339	16	
(5,374,290)	(782,823)	(683,578)	(1,724,807)		17	
					18	

4. 諸外国欄の（ ）書は邦貨換算額である。

5. 邦貨換算レートは、1 ドル＝150円、1 ポンド＝186円、1 ユーロ＝162円、1 カナダドル＝109円、1 スウェーデン・クローネ＝14円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和6年（2024年）1月中適用）。

2. 1 人 当 た り 国 民 所 得 及

区 分	番 号	フ ラ ン ス			
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人当たり租税負担額		人 口
			国 税	国税, 地方税計	
		ユーロ	ユーロ	ユーロ	万人
平成 2	1	13,460	3,572	4,282	5,667
7	2	15,029	4,181	5,161	5,780
12	3	18,241	5,913	7,009	5,902
17	4	20,821	6,439	7,862	6,112
22	5	22,858	6,890	8,310	6,288
23	6	23,359	7,043	8,875	6,322
24	7	23,305	7,321	9,227	6,356
25	8	23,434	7,614	9,545	6,389
26	9	23,760	7,640	9,614	6,419
27	10	24,325	7,764	9,802	6,445
28	11	24,520	7,856	9,970	6,467
29	12	25,044	8,271	10,455	6,484
30	13	25,644	8,659	10,919	6,499
令和元	14	26,160	9,007	11,286	6,513
2	15	24,484	8,817	11,015	6,446
3	16	26,924	5,274	11,819	6,450
3(邦貨換算)	17	(4,361,620)	(854,349)	(1,914,687)	
4	18				
区 分	番 号	カ ナ ダ			
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人当たり租税負担額		人 口
			連 邦 税	州 税 連邦税, 州税, 地方税計	
		カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル
平成 2	1	17,377	3,693	3,241	7,788
7	2	19,626	3,888	3,684	8,549
12	3	25,574	5,416	4,574	11,021
17	4	32,047	5,863	5,111	12,305
22	5	34,704	5,708	5,548	12,879
23	6	36,909	6,035	5,804	13,490
24	7	37,440	6,078	6,064	13,854
25	8	38,607	6,238	6,219	14,217
26	9	40,040	6,576	6,479	14,871
27	10	38,733	6,815	6,759	15,458
28	11	38,968	6,922	6,943	15,795
29	12	41,180	7,292	7,270	16,562
30	13	42,529	7,680	7,558	17,372
令和元	14	43,917	8,079	7,865	17,985
2	15	43,420	7,658	7,459	17,164
3	16	49,042	8,701	8,484	19,263
3(邦貨換算)	17	(5,345,617)	(948,435)	(924,798)	(2,099,620)
4	18				

び 租 税 負 担 額 の 国 際 比 較 (続)

イ タ リ ア					番 号
1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人当たり租税負担額		人 口		
	連 邦 税	国税, 地方税計			
ユーロ	ユーロ	ユーロ	万人		
9,818	2,983	3,118	5,705	1	
12,864	4,196	4,555	5,717	2	
15,799	4,980	6,341	5,669	3	
18,427	5,267	6,929	5,828	4	
18,998	6,061	7,801	5,933	5	
19,273	6,169	7,969	5,959	6	
18,493	6,393	8,310	5,988	7	
18,376	6,356	8,250	6,017	8	
18,489	6,269	8,200	6,041	9	
18,571	6,266	8,200	6,058	10	
19,610	6,911	8,250	6,066	11	
20,089	6,991	8,360	6,067	12	
20,706	6,987	8,405	6,063	13	
20,918	7,199	8,626	6,055	14	
19,634	6,772	8,081	5,964	15	
21,792	7,481	8,949	5,936	16	
(3,530,283)	(1,211,950)	(1,449,778)		17	
				18	

ス ウ ェ ー デ ン					番 号
1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人当たり租税負担額		人 口		
	国 税	国税, 地方税計			
クローネ	クローネ	クローネ	万人		
143,973	38,410	64,207	857	1	
142,548	40,271	70,357	884	2	
173,101	63,222	101,087	888	3	
210,319	64,942	113,132	904	4	
249,889	65,037	122,212	939	5	
258,840	68,635	127,003	947	6	
256,223	65,490	125,870	954	7	
259,424	67,645	129,751	962	8	
269,859	69,869	133,655	969	9	
280,962	77,799	144,532	976	10	
284,203	83,558	153,294	984	11	
300,550	88,766	161,156	990	12	
311,127	90,852	165,490	997	13	
330,485	92,985	169,390	1,004	14	
328,546	86,394	162,499	1,032	15	
355,476	97,593	177,698	1,042	16	
(4,976,662)	(1,366,301)	(2,487,767)		17	
				18	

3. 国 税 の 税 目 別

区 分	番 号	昭和25年度		30		35		40	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
直 接 税	1	3,136	55.0	4,811	51.4	9,784	54.3	19,416	59.2
所 得 税	2	2,201	38.6	2,787	29.8	3,906	21.7	9,704	29.6
〔 源 泉 分	3	1,275	22.4	2,141	22.9	2,929	16.3	7,122	21.7
〔 申 告 分	4	926	16.2	646	6.9	977	5.4	2,581	7.9
法 人 税	5	838	14.7	1,921	20.5	5,734	31.8	9,271	28.3
会 社 臨 時 特 別 税	6	—	—	—	—	—	—	—	—
相 続 税	7	27	0.5	56	0.6	123	0.7	440	1.3
旧 税	8	—	—	—	—	—	—	—	—
再 評 価 税	9	64	1.1	43	0.5	21	0.1	0	0.0
そ の 他	10	6	0.1	5	0.1	0	0.0		
間 接 税 等	11	2,566	45.0	4,552	48.6	8,226	45.7	13,369	40.8
酒 税	12	1,054	18.5	1,605	17.1	2,485	13.8	3,529	10.8
た ば こ 税	13	—	—	—	—	—	—	—	—
砂 糖 消 費 税	14	7	0.1	476	5.1	281	1.6	289	0.9
揮 発 油 税	15	74	1.3	255	2.7	1,030	5.7	2,545	7.8
石 油 ガ ス 税	16	—	—	—	—	—	—	0	0.0
航 空 機 燃 料 税	17	—	—	—	—	—	—	—	—
石 油 税	18	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 税	19	165	2.9	269	2.9	822	4.6	1,379	4.2
ト ラ ン プ 類 税	20	—	—	—	—	3	0.0	5	0.0
取 引 所 税	21	—	—	2	0.0	6	0.0	25	0.1
有 価 証 券 取 引 税	22	0	0.0	8	0.1	111	0.6	82	0.3
通 行 税	23	11	0.2	24	0.3	43	0.2	42	0.1
入 場 税	24	—	—	144	1.5	164	0.9	104	0.3
自 動 車 重 量 税	25	—	—	—	—	—	—	—	—
関 税	26	16	0.3	270	2.9	1,098	6.1	2,220	6.8
と ん 税	27			3	0.0	8	0.0	29	0.1
日 本 銀 行 券 発 行 税	28	—	—	5	0.1	5	0.0	4	0.0
印 紙 収 入	29	92	1.6	233	2.5	506	2.8	827	2.5
日 本 専 売 公 社 納 付 金	30	1,138	20.0	1,182	12.6	1,465	8.1	1,793	5.5
地 方 道 路 税 (特)	31	—	—	77	0.8	188	1.0	461	1.4
石 油 ガ ス 税 (譲与分) (特)	32	—	—	—	—	—	—	0	0.0
航 空 機 燃 料 税 (譲与分) (特)	33	—	—	—	—	—	—	—	—
自 動 車 重 量 税 (譲与分) (特)	34	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 と ん 税 (特)	35	—	—	—	—	11	0.1	36	0.1
原 重 油 関 税 (特)	36	—	—	—	—	—	—	—	—
電 源 開 発 促 進 税 (特)	37	—	—	—	—	—	—	—	—
揮 発 油 税 (特)	38	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	39	8	0.1	0	0.0	—	—	—	—
合 計	40	5,702	100.0	9,363	100.0	18,010	100.0	32,785	100.0

(備考) 1. 令和4年度以前は決算額、5年度は補正後予算額、6年度は予算額である。

2. 入場税は昭和36年度までは特別会計に属していた。

3. 電源開発促進税は、平成19年度より一般会計に組み入れられている。

4. 揮発油税(特)は、平成21年度より一般会計に組み入れられている。

収 入 の 累 年 比 較

(単位 億円, %)

45		50		55		昭和60年度		番 号
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
51,344	66.1	100,583	69.3	201,628	71.1	285,170	72.8	1
24,282	31.2	54,823	37.8	107,996	38.1	154,350	39.4	2
17,287	22.2	39,663	27.3	82,354	29.0	122,495	31.3	3
6,995	9.0	15,160	10.5	25,643	9.0	31,855	8.1	4
25,672	33.0	41,279	28.5	89,227	31.5	120,207	30.7	5
—	—	1,374	0.9	0	0.0	—	—	6
1,391	1.8	3,104	2.1	4,405	1.6	10,613	2.7	7
0	0.0	2	0.0	0	0.0	0	0.0	8
}	—	—	—	—	—	—	—	9
								10
26,388	33.9	44,460	30.7	82,060	28.9	106,332	27.2	11
6,136	7.9	9,140	6.3	14,243	5.0	19,315	4.9	12
—	—	—	—	—	—	8,837	2.3	13
442	0.6	426	0.3	430	0.2	408	0.1	14
4,987	6.4	8,244	5.7	15,474	5.5	15,568	4.0	15
122	0.2	139	0.1	149	0.1	155	0.0	16
—	—	183	0.1	488	0.2	521	0.1	17
—	—	—	—	4,041	1.4	4,004	1.0	18
3,395	4.4	6,825	4.7	10,379	3.7	15,279	3.9	19
6	0.0	9	0.0	5	0.0	4	0.0	20
49	0.1	97	0.1	152	0.1	111	0.0	21
158	0.2	668	0.5	2,087	0.7	6,709	1.7	22
122	0.2	345	0.2	637	0.2	753	0.2	23
135	0.2	26	0.0	54	0.0	50	0.0	24
—	—	2,203	1.5	3,951	1.4	4,523	1.2	25
3,815	4.9	3,733	2.6	6,469	2.3	6,369	1.6	26
51	0.1	67	0.0	89	0.0	86	0.0	27
8	0.0	40	0.0	—	—	—	—	28
2,187	2.8	4,798	3.3	8,409	3.0	14,126	3.6	29
2,723	3.5	3,380	2.3	8,081	2.8	—	—	30
903	1.2	1,496	1.0	2,783	1.0	2,999	0.8	31
122	0.2	139	0.1	149	0.1	155	0.0	32
—	—	33	0.0	89	0.0	95	0.0	33
—	—	734	0.5	1,317	0.5	1,508	0.4	34
63	0.1	84	0.1	111	0.0	107	0.0	35
963	1.2	1,349	0.9	1,387	0.5	1,204	0.3	36
—	—	299	0.2	1,085	0.4	2,335	0.6	37
—	—	—	—	—	—	1,110	0.3	38
—	—	—	—	—	—	—	—	39
77,732	100.0	145,043	100.0	283,688	100.0	391,502	100.0	40

3. 国 税 の 税 目 別

区 分	番 号	平成 2		7		12		17	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
直 接 税	1	462,971	73.7	363,519	66.1	323,193	61.3	315,413	60.3
所 得 税	2	259,955	41.4	195,151	35.5	187,889	35.6	155,859	29.8
〔 源 泉 分 配 税 〕	3	187,787	29.9	157,259	28.6	158,785	30.1	129,558	24.8
法 人 特 別 税	4	72,168	11.5	37,891	6.9	29,104	5.5	26,301	5.0
法 人 特 別 税	5	183,836	29.3	137,354	25.0	117,472	22.3	132,736	25.4
相 続 税	6	—	—	44	0.0	1	0.0	—	—
地 価 税	7	19,180	3.1	26,903	4.9	17,822	3.4	15,657	3.0
旧 税	8	—	—	4,063	0.7	9	0.0	2	0.0
法 人 臨 時 特 別 税 (特)	9	0	0.0	—	—	0	0.0	0	0.0
所 得 税 (譲 与 分) (特)	10	—	—	4	0.0	—	—	—	—
地 方 法 人 税 (特)	11	—	—	—	—	—	—	11,159	2.1
森 林 環 境 税 (特)	12	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 法 人 特 別 税 (特)	13	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 法 人 事 業 税 (特)	14	—	—	—	—	—	—	—	—
復 興 特 別 所 得 税 (特)	15	—	—	—	—	—	—	—	—
復 興 特 別 法 人 税 (特)	16	—	—	—	—	—	—	—	—
間 接 税 等	17	—	—	—	—	—	—	—	—
消 費 税	18	164,827	26.3	186,111	33.9	204,016	38.7	207,492	39.7
酒 税	19	46,227	7.4	57,901	10.5	98,221	18.6	105,834	20.2
た ば こ 税	20	19,350	3.1	20,610	3.7	18,164	3.4	15,853	3.0
砂 糖 消 費 税	21	9,959	1.6	10,420	1.9	8,755	1.7	8,867	1.7
揮 発 油 税	22	△0	△0.0	—	—	—	—	—	—
石 油 ガ ス 税	23	15,055	2.4	18,651	3.4	20,752	3.9	21,676	4.1
航 空 機 燃 料 税	24	157	0.0	153	0.0	142	0.0	142	0.0
石 油 石 炭 税	25	641	0.1	855	0.2	880	0.2	886	0.2
(15年 9 月 30 日 まで は 石 油 税)	26	4,870	0.8	5,131	0.9	4,890	0.9	4,931	0.9
電 源 開 発 促 進 税	27	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 税	28	46	0.0	3	0.0	—	—	—	—
ト ラ ン プ 類 税	29	0	0.0	—	—	—	—	—	—
取 引 所 税	30	413	0.1	438	0.1	—	—	—	—
有 価 証 券 取 引 税	31	7,479	1.2	4,791	0.9	0	0.0	—	—
通 行 税	32	△4	△0.0	—	—	—	—	—	—
入 場 税	33	0	0.0	0	0.0	—	—	—	—
自 動 車 重 量 税	34	6,609	1.1	7,837	1.4	8,507	1.6	7,574	1.4
国 際 観 光 旅 客 税	35	—	—	—	—	—	—	—	—
関 税	36	8,252	1.3	9,500	1.7	8,215	1.6	8,857	1.7
と ん 税	37	89	0.0	87	0.0	88	0.0	91	0.0
印 紙 収 入	38	18,944	3.0	19,413	3.5	15,318	2.9	11,688	2.2
消 費 税 (譲 与 分) (特)	39	11,557	1.8	14,475	2.6	—	—	—	—
地 方 揮 発 油 税	40	3,608	0.6	2,635	0.5	2,962	0.6	3,112	0.6
(20 年 度 まで は 地 方 道 路 税) (特)	41	157	0.0	153	0.0	142	0.0	142	0.0
石 油 ガ ス 税 (譲 与 分) (特)	42	116	0.0	155	0.0	160	0.0	161	0.0
航 空 機 燃 料 税 (譲 与 分) (特)	43	2,203	0.4	2,612	0.5	2,836	0.5	3,787	0.7
自 動 車 重 量 税 (譲 与 分) (特)	44	112	0.0	109	0.0	111	0.0	114	0.0
特 別 と ん 税 (特)	45	1,029	0.2	821	0.1	550	0.1	446	0.1
原 油 等 関 税 (特)	46	2,947	0.5	3,386	0.6	3,746	0.7	3,592	0.7
電 源 開 発 促 進 税 (特)	47	5,011	0.8	5,976	1.1	6,934	1.3	7,408	1.4
揮 発 油 税 (特)	48	—	—	0	0.0	—	—	—	—
石 油 臨 時 特 別 税 (特)	49	—	—	—	—	2,644	0.5	2,329	0.4
た ば こ 特 別 税 (特)	50	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		627,798	100.0	549,630	100.0	527,209	100.0	522,905	100.0

収入の累年比較(続)

(単位 億円, %)

22		27		令和2		4		5(補正後)		6(予 算)		番 号
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
246,225	56.3	335,753	56.0	362,085	55.8	449,656	58.9	435,600	58.3	427,587	57.2	1
129,844	29.7	178,071	29.7	191,898	29.6	225,217	29.5	212,950	28.5	179,050	23.9	2
106,770	24.4	147,732	24.6	159,976	24.6	187,365	24.5	174,200	23.3	141,600	18.9	3
23,073	5.3	30,340	5.1	31,922	4.9	37,852	5.0	38,750	5.2	37,450	5.0	4
89,677	20.5	108,274	18.1	112,346	17.3	149,398	19.6	146,620	19.6	170,460	22.8	5
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
12,504	2.9	19,684	3.3	23,145	3.6	29,694	3.9	31,420	4.2	32,920	4.4	7
1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—	—	—	8
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—	—	—	9
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
—	—	5,161	0.9	14,183	2.2	18,875	2.5	19,021	2.5	19,750	2.6	12
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	434	0.1	13
14,200	3.2	20,806	3.5	9,777	1.5	76	0.0	—	—	—	—	14
—	—	—	—	6,717	1.0	21,691	2.8	21,117	2.8	21,213	2.8	15
—	—	3,707	0.6	4,016	0.6	4,705	0.6	4,472	0.6	3,760	0.5	16
—	—	49	0.0	2	0.0	0	0.0	—	—	—	—	17
190,849	43.7	263,941	44.0	287,245	44.2	313,721	41.1	311,686	41.7	320,292	42.8	18
100,333	23.0	174,263	29.1	209,714	32.3	230,793	30.2	229,920	30.8	238,230	31.9	19
13,893	3.2	13,380	2.2	11,336	1.7	11,876	1.6	11,800	1.6	12,090	1.6	20
9,077	2.1	9,536	1.6	8,398	1.3	9,567	1.3	9,350	1.3	9,480	1.3	21
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22
27,501	6.3	24,646	4.1	20,582	3.2	20,653	2.7	21,000	2.8	20,180	2.7	23
119	0.0	92	0.0	46	0.0	47	0.0	50	0.0	40	0.0	24
749	0.2	513	0.1	85	0.0	315	0.0	340	0.0	320	0.0	25
5,019	1.1	6,304	1.1	6,078	0.9	6,630	0.9	6,470	0.9	6,060	0.8	26
3,492	0.8	3,159	0.5	3,110	0.5	3,122	0.4	3,240	0.4	3,110	0.4	27
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	32
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33
4,465	1.0	3,849	0.6	3,985	0.6	3,935	0.5	3,780	0.5	4,020	0.5	34
—	—	—	—	10	0.0	126	0.0	200	0.0	440	0.1	35
7,859	1.8	10,487	1.7	8,195	1.3	10,084	1.3	9,110	1.2	9,170	1.2	36
95	0.0	99	0.0	92	0.0	96	0.0	100	0.0	90	0.0	37
10,240	2.3	10,495	1.8	9,195	1.4	9,821	1.3	9,760	1.3	10,420	1.4	38
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39
2,942	0.7	2,637	0.4	2,202	0.3	2,210	0.3	2,247	0.3	2,159	0.3	40
119	0.0	92	0.0	46	0.0	47	0.0	50	0.0	40	0.0	41
136	0.0	147	0.0	24	0.0	140	0.0	152	0.0	142	0.0	42
3,065	0.7	2,642	0.4	2,910	0.4	2,981	0.4	2,864	0.4	3,045	0.4	43
119	0.0	124	0.0	115	0.0	120	0.0	125	0.0	113	0.0	44
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	47
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48
1,625	0.4	1,475	0.2	1,122	0.2	1,158	0.2	1,128	0.2	1,143	0.2	49
437,074	100.0	599,694	100.0	649,330	100.0	763,377	100.0	747,286	100.0	747,879	100.0	50

4. 国 税 の 税 目 別

日 本 (億円, %)			米 国 (百万ドル, %)			英 国 (百万ポンド, %)		
税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比
直 接 税	427,587	57.2	直 接 税	3,089,561	94.3	直 接 税	361,138	59.1
所 得 税	179,050	23.9	個 人 所 得 税	2,632,146	80.3	所 得 税	248,358	40.6
源 泉 分	141,600	18.9	法 人 所 得 税	424,865	13.0	法 人 税	77,832	12.7
申 告 分	37,450	5.0	遺 産 税・贈 与 税	32,550	1.0	キャピタル・ゲイン税	16,929	2.8
法 人 税	170,460	22.8	間 接 税 等	187,636	5.7	相 続 税	7,087	1.2
相 続 税	32,920	4.4				職 業 実 習 負 担 税	3,580	0.6
地 方 法 人 税(特)	19,750	2.6	一 般 財 源	24,064	0.7	石 油 収 入 税	-234	-0.0
森 林 環 境 税(特)	434	0.1	酒 税	10,196	0.3	エ ネ ル ギ ー 利 益 税	2,632	0.4
特 別 法 人 事 業 税(特)	21,213	2.8	た ば こ 税	11,259	0.3	銀 行 税	3,868	0.6
復 興 特 別 所 得 税(特)	3,760	0.5	電 信 電 話 サ ー ビ ス 税	316	0.0	迂 回 利 益 税	42	0.0
間 接 税 等	320,292	42.8	輸 送 燃 料 税	-5,126	-0.2	そ の 他	1,044	0.2
			そ の 他	7,419	0.2	間 接 税 等	250,007	40.9
消 費 税	238,230	31.9	関 税	99,908	3.0			
酒 税	12,090	1.6	特 定 財 源	63,664	1.9	付 加 価 値 税	159,748	26.1
た ば こ 税	9,480	1.3	ハ イ ウ ェ イ 財 源	46,631	1.4	炭 化 水 素 油 税	25,100	4.1
揮 発 油 税	20,180	2.7	空 港・航 空 路 財 源	11,377	0.3	た ば こ 税	10,004	1.6
石 油 ガ ス 税	40	0.0	そ の 他	5,656	0.2	酒 税	12,443	2.0
航 空 機 燃 料 税	320	0.0	合 計	3,277,197	100.0	ソ フ ト ド リ ン ク 税	355	0.1
石 油 石 炭 税	6,060	0.8				賭 博・遊 戯 税	3,303	0.5
電 源 開 発 促 進 税	3,110	0.4				関 税	5,526	0.9
自 動 車 重 量 税	4,020	0.5				航 空 旅 客 税	3,181	0.5
国 際 観 光 旅 客 税	440	0.1				保 険 税	7,341	1.2
関 税	9,170	1.2				埋 立 税	626	0.1
と ん 税	90	0.0				気 候 変 動 税	2,094	0.3
印 紙 収 入	10,420	1.4				採 掘 税	378	0.1
地 方 揮 発 油 税(特)	2,159	0.3				プ ラ ス チ ッ ク 包 装 税	200	0.0
石 油 ガ ス 税(譲 与 分)(特)	40	0.0				印 紙 税・土 地 印 紙 税	19,141	3.1
航 空 機 燃 料 税(〃)(特)	142	0.0				デ ジ タ ル サ ー ビ ス 税	567	0.1
自 動 車 重 量 税(〃)(特)	3,045	0.4				合 計	611,144	100.0
特 別 と ん 税(特)	113	0.0						
た ば こ 特 別 税(特)	1,143	0.2						
合 計	747,879	100.0	合 計	3,277,197	100.0	合 計	611,144	100.0

(備考) 1. 日本は令和6年度予算額、米国は令和3年10月／令和4年9月会計年度決算額、英国は令和4年度実績額、ドイツは令和4年決算額、フランスは令和4年推計値(本表の数値は、一般会計に係る還付前の税収)、イタリアは令和5年決算額である。

収 入 の 国 際 比 較

ドイツ（百万ユーロ，％）					フランス（百万ユーロ，％）			イタリア（百万ユーロ，％）		
税 目	金 額			構成比	税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比
	連邦税	州 税	計							
直 接 税	186,423	184,760	371,183	48.8	直 接 税	244,840	53.7	直 接 税	318,015	55.9
所 得 税	148,649	148,649	297,298	39.1	所 得 税	109,781	24.1	所 得 税	221,571	39.0
法 人 税	23,167	23,167	46,334	6.1	徴収名簿による法人税・給与税等	2,289	0.5	法 人 税	51,750	9.1
営 業 税	2,629	3,718	6,347	0.8	法 人 税	86,776	19.0	資本所得に係る源泉税	9,954	1.8
連 帯 付 加 税	11,978	0	11,978	1.6	不 動 産 富 裕 税	2,353	0.5	そ の 他	34,740	6.1
相 続 ・ 贈 与 税	0	9,226	9,226	1.2	金 融 機 関 支 出 特 別 税	13	0.0	間 接 税 等	250,477	44.1
間 接 税 等	190,203	198,934	389,137	51.2	相 続 ・ 贈 与 税	18,610	4.1	付 加 価 値 税	174,883	30.8
付 加 価 値 税	132,812	143,952	276,764	36.4	そ の 他	25,017	5.5	酒 税	1,426	0.3
保 険 税	15,672	0	15,672	2.1	間 接 税 等	211,209	46.3	たばこ消費税	11,024	1.9
たばこ税	14,229	0	14,229	1.9	登 録 税	2,621	0.6	エ ネ ル ギ ー 税	25,259	4.4
コ ー ヒ ー 税	1,063	0	1,063	0.1	印 紙 税	450	0.1	電 気 ガ ス 消 費 税	5,337	0.9
アルコール税	2,191	0	2,191	0.3	関 税	4,848	1.1	自 動 車 税	294	0.1
アルコポップ税	2	0	2	0.0	エ ネ ル ギ ー 製 品 内 国 消 費 税	20,148	4.4	印 紙 税 ・ 登 録 税	12,233	2.2
発泡ワイン税	352	0	352	0.0	付 加 価 値 税	171,545	37.6	抵 当 権 等 登 記 税	1,723	0.3
中 間 製 品 税	26	0	26	0.0	たばこ税	67	0.0	富 く じ 税	0	0.0
エ ネ ル ギ ー 税	33,667	0	33,667	4.4	汚 染 活 動 一 般 税	1,056	0.2	政 府 免 許 税	698	0.1
電 気 税	6,830	0	6,830	0.9	そ の 他	10,474	2.3	テ レ ビ 受 信 税	1,904	0.3
自 動 車 税	9,499	0	9,499	1.2				そ の 他	15,696	2.8
航 空 税	1,140	0	1,140	0.1						
関 税	6,829	0	6,829	0.9						
そ の 他	2	0	2	0.0						
不動産取得税	0	17,122	17,122	2.3						
競馬富くじ税	0	2,569	2,569	0.3						
防 火 税	0	580	580	0.1						
ビ ー ル 税	0	600	600	0.1						
連邦と州間の調整等	-34,111	34,111	0	0.0						
合 計	375,826	384,495	760,321	100.0	合 計	456,049	100.0	合 計	568,492	100.0

2. 諸外国の計数の原資料は、各国の租税統計資料である。そのため、合計額はOECD資料を原資料とする第1表の租税負担額（国税分）とは必ずしも一致しない。

5. 歳 出 及 び 歳 入 に 対 す る

区 分	番 号	日 本					米	
		一般会計 歳出総額 (A)	一般会計 歳入総額 (B)	租税及び 印紙収入 (C)	$\frac{C}{A}$	$\frac{C}{B}$	連 邦 歳 出 額 (A)	連 邦 歳 入 額 (B)
平成17年度………	1	億円 855,196	億円 890,003	億円 490,654	% 57.4	% 55.1	億ドル 24,720	億ドル 13,595
								(21,536)
22……………	2	953,123	1,005,346	414,868	43.5	41.3	34,571	12,979
								(21,627)
27……………	3	982,303	1,021,753	562,854	57.3	55.1	36,919	21,846
								(32,499)
令和 2……………	4	1,475,974	1,845,788	608,216	41.2	33.0	65,536	21,112
								(34,212)
3……………	5	1,446,495	1,694,031	670,379	46.3	39.6	68,225	27,330
								(40,471)
4……………	6	1,323,855	1,537,295	711,374	53.7	46.3		
5(補正後)…	7	1,275,804	1,275,804	696,110	54.6	54.6		
6(予 算)…	8	1,125,717	1,125,717	696,080	61.8	61.8		

- (備考) 1. 日本は令和4年度以前は決算額、5年度は第1次補正後予算額、6年度は予算額であり、いずれも特別会計に属する諸税を含まない。
2年度は臨時・特別の措置を含む計数。
2. 米国の原資料は「Historical Tables」である。歳入額及び税収入額の上段は、社会保障税を控除した額であり、() 書は、社会保障税を含めた額である。
3. 英国の原資料は「Consolidated Fund Account」である。
なお、中央歳出額及び中央歳入額には National Insurance の支出及び収入は含まれておらず、国税収入は統治国庫基金への繰入額を表示している。
4. ドイツの原資料は、「Finanzbericht」である。なお、連邦歳出額にはE U 拠出金を含む。
5. フランスの原資料は、決算法、決算法案である。なお、地方交付金及びE U 拠出金は、原資料では歳出に含まず、歳入の減少項目という取扱いがなされているが、我が国に倣い歳出に立てて計算してある。
6. イタリアの原資料はイタリア中央銀行「Finanza Pubblica」である。なお、国税収入については財務省発表の決算額による。
7. 米国、英国、フランス、イタリアについては、歳入額に公債発行による収入を含めていない。

5. 歳 出 及 び 歳 入 に 対 す る

区 分	番 号	ド イ ツ					フ	
		連 邦 歳 出 (A)	連 邦 歳 入 (B)	連 邦 税 収 (C)	$\frac{C}{A}$	$\frac{C}{B}$	一般会計 歳 出 額 (A)	一般会計 歳 入 額 (B)
平成17年度………	1	百万ユーロ 281,913	百万ユーロ 281,913	百万ユーロ 211,857	% 75.1	% 75.1	百万ユーロ 361,063	百万ユーロ 315,911
22……………	2	328,025	328,025	250,178	76.3	76.3	425,691	274,887
27……………	3	342,654	342,654	312,546	91.2	91.2	371,805	299,656
令和 2……………	4	475,822	475,822	315,937	66.4	66.4	455,368	282,690
3……………	5	595,222	595,222	351,889	59.1	59.1	496,472	324,954
4……………	6							
5(補正後)…	7							
6(予 算)…	8							

6. 一 般 会 計 歳 入

区 分	番号	租 税 及 び 入	専 売 納 付 金	官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	政 府 資 産 入	雑 収 入
		百万円 % 百万円 %	百万円 % 百万円 %	百万円 % 百万円 %	百万円 % 百万円 %	百万円 % 百万円 %
昭和 9～11年度…	1	1,024 44.7	202 8.8	55 2.4	20 0.9	244 10.6
16……………	2	4,403 51.2	415 4.8	185 2.2	10 0.1	598 7.0
19……………	3	11,665 億円 55.4	1,050 億円 5.0	563 億円 2.7	10 億円 0.0	899 億円 4.3
25……………	4	4,564 63.7	1,145 16.0	50 0.7	174 2.4	644 9.0
30……………	5	7,960 70.7	1,143 10.1	138 1.2	83 0.7	498 4.4
35……………	6	16,183 82.5	1,470 7.5	183 0.9	226 1.2	527 2.7
40……………	7	30,496 80.8	1,804 4.8	157 0.4	246 0.7	1,699 4.5
45……………	8	72,958 86.2	2,744 3.2	36 0.0	277 0.3	3,199 3.8
50……………	9	137,527 64.0	3,405 1.6	41 0.0	304 0.1	7,857 3.7
55……………	10	268,687 61.0	8,124 1.8	99 0.0	641 0.1	11,260 2.6
60……………	11	381,988 70.7	108 0.0	225 0.0	1,631 0.3	25,865 4.8
平成 2……………	12	601,059 83.8	111 0.0	224 0.0	1,620 0.2	27,011 3.8
7……………	13	519,308 64.5	163 0.0	224 0.0	2,744 0.3	43,409 5.4
12……………	14	507,125 54.3	205 0.0	205 0.0	2,249 0.2	40,398 4.3
17……………	15	490,654 55.1	— —	160 0.0	3,321 0.4	43,170 4.9
18……………	16	490,691 58.1	— —	160 0.0	2,754 0.3	41,016 4.9
19……………	17	510,182 60.3	— —	161 0.0	2,943 0.3	48,756 5.8
20……………	18	442,673 49.6	— —	156 0.0	2,483 0.3	80,799 9.1
21……………	19	387,331 36.2	— —	153 0.0	1,447 0.1	117,553 11.0
22……………	20	414,868 41.3	— —	155 0.0	7,852 0.8	98,033 9.8
23……………	21	428,326 38.9	— —	160 0.0	2,895 0.3	75,712 6.9
24……………	22	439,314 40.8	— —	163 0.0	2,269 0.2	42,741 4.0
25……………	23	469,529 44.3	— —	437 0.0	3,277 0.3	45,909 4.3
26……………	24	539,707 51.6	— —	450 0.0	14,788 1.4	48,557 4.6
27……………	25	562,854 55.1	— —	455 0.0	3,490 0.3	47,115 4.6
28……………	26	554,686 54.0	— —	470 0.0	3,842 0.4	48,956 48.0
29……………	27	587,875 56.7	— —	502 0.0	2,782 0.3	57,413 5.5
30……………	28	603,564 57.1	— —	507 0.0	2,680 0.3	50,984 4.8
令和元……………	29	584,415 53.5	— —	513 0.0	2,264 0.2	71,386 6.5
2……………	30	608,216 33.0	— —	464 0.0	2,929 0.2	70,681 3.8
3……………	31	670,379 39.6	— —	611 0.0	3,190 0.2	73,486 4.3
4(決 算)	32	711,374 46.3	— —	601 0.0	3,695 0.2	69,300 4.5
5(補正後)	33	696,110 54.6	— —	506 0.0	6,906 0.5	93,391 7.3
6(予 算)	34	696,080 61.8	— —	553 0.0	2,294 0.2	72,299 6.4

(備考) 1. 令和4年度以前は決算額、5年度は補正後予算額、6年度は予算額である。
2. 平成20年度の歳入の内訳には、上記以外に決算調整資金からの受入れがある。
3. 昭和25年以前の科目別収入は科目の組替えのため若干の推計を含んでいる。
4. 昭和50年度から昭和60年度まで及び平成7年度以降の公債金欄の() 書は特例公債分の計数である。

構 成 の 累 年 比 較

公 債 金		前年度剰余金受入		歳 入 合 計		歳出合計	本 年 度 金	うち新規 剰 余 金	番 号
百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	百万円	百万円	
677	29.5	71	3.1	2,293	100.0	2,217	76	—	1
2,406	28.0	585	6.8	8,602	100.0	8,134	468	—	2
5,395	25.6	1,458	6.9	21,040	100.0	19,872	1,168	—	3
億円		億円		億円		億円	億円	億円	
—	—	592	8.3	7,168	100.0	6,333	835	269	4
—	—	1,443	12.8	11,264	100.0	10,182	1,082	323	5
—	—	1,022	5.2	19,610	100.0	17,431	2,179	1,251	6
1,972	5.2	1,358	3.6	37,731	100.0	37,230	501	21	7
3,472	4.1	1,906	2.3	84,592	100.0	81,877	2,715	995	8
52,805	24.6	12,793	6.0	214,734	100.0	208,609	6,125	3,241	9
(内20,905)									
141,702	32.2	9,894	2.2	440,407	100.0	434,050	6,356	897	10
(内72,152)									
123,080	22.8	7,028	1.3	539,926	100.0	530,045	9,881	4,429	11
(内60,050)									
63,432	8.8	13,889	1.9	717,035	100.0	692,687	24,348	14,868	12
183,959	22.8	27,254	3.4	805,572	100.0	759,385	46,187	9,220	13
(内19,558)									
330,040	35.4	53,389	5.7	933,610	100.0	893,210	40,400	4,599	14
(内218,660)									
312,690	35.1	40,007	4.5	890,003	100.0	855,196	34,183	15,040	15
(内235,070)									
274,700	32.5	34,807	4.1	844,127	100.0	814,455	29,672	8,321	16
(内210,550)									
253,820	30.0	29,672	3.5	845,535	100.0	818,426	27,074	6,319	17
(内193,380)									
331,680	37.2	27,109	3.0	892,082	100.0	846,974	45,108	—	18
(内261,930)									
519,550	48.5	45,108	4.2	1,071,142	100.0	1,009,734	61,408	22,005	19
(内369,440)									
423,030	42.1	61,408	6.1	1,005,346	100.0	953,123	52,222	20,106	20
(内347,000)									
427,980	38.9	52,222	4.7	1,099,795	100.0	1,007,154	92,641	22,073	21
(内344,300)									
474,650	44.0	92,641	8.6	1,077,620	100.0	970,872	104,546	28,434	22
(内360,360)									
408,510	38.5	106,749	10.1	1,060,447	100.0	1,001,889	58,307	20,375	23
(内338,370)									
384,929	36.8	58,360	5.6	1,046,791	100.0	988,135	58,635	22,586	24
(内319,159)									
349,183	34.2	58,657	5.7	1,021,753	100.0	982,303	39,000	3,081	25
(内284,393)									
380,346	37.0	39,450	3.8	1,027,740	100.0	975,418	51,767	4,377	26
(内291,332)									
335,546	32.4	52,323	5.0	1,036,440	100.0	981,156	54,651	11,681	27
(内262,728)									
343,954	32.5	55,284	5.2	1,056,974	100.0	989,747	65,042	14,275	28
(内262,982)									
365,819	33.5	67,227	6.2	1,091,624	100.0	1,013,665	77,959	72,685	29
(内274,382)									
1,085,539	58.8	77,959	4.2	1,845,788	100.0	1,475,974	369,815	369,815	30
(内859,579)									
576,550	34.0	369,815	21.8	1,694,031	100.0	1,446,495	247,536	247,004	31
(内484,870)									
504,790	32.8	247,536	16.1	1,537,295	100.0	1,323,855	213,439	213,439	32
(内417,519)									
444,980	34.9	33,911	2.7	1,275,804	100.0	1,275,804	—	—	33
(内354,300)									
354,490	31.5	—	—	1,125,717	100.0	1,125,717	—	—	34
(内288,700)									

5. 歳入合計においては、上記の他に、いわゆる「つなぎ公債」を含む。具体的には、湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債（平成2年度：9,689億円）、消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債（平成7年度：28,511億円）、東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債（平成23年度：112,500億円）、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債（平成24年度：25,842億円、平成25年度：26,035億円）を含む。

6. 単位未満の金額は四捨五入している。

7. 租 税 及 び 印 紙 収 入 (一般会計) 予 算 額

区 分	番 号	現行法(税制改 正前)による 収 入 見 込 額	年度間増収額	改正増減(△) 税 額	当 初 予 算 額	補 正 額	補正後予算額
		A	B = A - ※ D	C	D = A + C	E	F = D + E
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和40年度…………	1	33,690	4,647	△813	32,877	△2,590	30,287
45…………	2	71,152	13,771	△1,768	69,384	3,011	72,395
50…………	3	175,450	37,830	△2,050	173,400	△38,790	134,610
55…………	4	260,850	45,980	3,260	264,110	7,340	271,450
60…………	5	383,720	37,760	外△1,110 2,890	385,500	△4,050	381,450
平成 2…………	6	583,540	73,440	△3,500	580,040	11,270	591,310
7…………	7	537,060	410	250	537,310	△30,500	506,810
12…………	8	488,110	16,920	△1,520	486,590	12,360	498,950
17…………	9	445,270	27,800	外△6,910 1,710	440,070	30,350	470,420
22…………	10	374,340	△86,690	△380	373,960	22,470	396,430
27…………	11	546,500	46,490	△1,250	545,250	18,990	564,240
28…………	12	576,340	31,090	△300	576,040	△17,440	558,600
29…………	13	577,140	1,100	△20	577,120	—	577,120
30…………	14	590,650	13,530	140	590,790	8,490	599,280
令和元…………	15	624,940	34,150	外△100 110	624,950	△23,150	601,800
2…………	16	635,390	10,440	△260	635,130	△83,880	551,250
3…………	17	574,870	△60,260	△390	574,480	64,320	638,800
4…………	18	653,100	78,620	△750	652,350	31,240	683,590
5…………	19	694,540	42,190	△140	694,400	1,710	696,110
6…………	20	719,680	25,280	△23,600	696,080		

(備考) 1. 増減税額欄の外書については特別会計への振替額である。
2. 記号※は前年度を示す。

並 び に 決 算 額 等 の 累 年 比 較

決 算 額	決 算 額	当初予算額 - 前年度当初予算額	当初予算額 前 年 度 当初予算額	決 算 額 - 当初予算額	決 算 額 当初予算額	決 算 額 - 前年度決算額	決 算 額 前年度決算額	番 号
G	H = F + G	I = D - D [※]	J = D / D [※]	K = H - D	L = H / D	M = H - H [※]	N = H / H [※]	
億円	億円	億円	%	億円	%	億円	%	
209	30,496	3,834	113.2	△2,382	92.8	999	103.4	1
563	72,958	12,003	120.9	3,574	105.2	12,715	121.1	2
2,917	137,527	35,780	126.0	△35,873	79.3	△12,831	91.5	3
△2,763	268,687	49,240	122.9	4,577	101.7	31,392	113.2	4
538	381,988	39,540	111.4	△3,512	99.1	32,905	109.4	5
9,749	601,059	69,940	113.7	21,019	103.6	51,840	109.4	6
12,498	519,308	660	100.1	△18,002	96.6	9,007	101.8	7
8,175	507,125	15,400	103.3	20,535	104.2	34,780	107.4	8
20,234	490,654	22,600	105.4	50,584	111.5	34,764	107.6	9
18,438	414,868	△87,070	81.1	40,908	110.9	27,537	107.1	10
△1,386	562,854	45,240	109.0	17,604	103.2	23,147	104.3	11
△3,914	554,686	30,790	105.6	△21,354	96.3	△8,168	98.5	12
10,755	587,875	1,080	100.2	10,755	101.9	33,188	106.0	13
4,284	603,564	13,670	102.4	12,774	102.2	15,689	102.7	14
△17,385	584,415	34,160	105.8	△40,535	93.5	△19,149	96.8	15
56,966	608,216	10,180	101.6	△26,914	95.8	23,801	104.1	16
31,579	670,379	△60,650	90.5	95,899	116.7	62,163	110.2	17
27,784	711,374	77,870	113.6	59,024	109.0	40,995	106.1	18
		42,050	106.4					19
		1,680	100.2					20

3. 平成7年度の補正額は、1次分（△1,380億円）と3次分（△29,120億円）の合計額を計上してある。

4. 単位未満の端数は、それぞれ四捨五入によっている。

8. 令和6年度租税及び印紙収入予算額（一般会計）

（単位：億円、％）

税 目		令和5年度		令和6年度						
		当 初 予算額	補正後 予算額	前年度予算額に対する現行法（税制改正前）による増減(△)収見込額		現行法（税制改正前）による収入見込額	税制改正による増減(△)収見込額	改正法による収入見込額(予算額)	前年度予算額に対する改正法による増減(△)収見込額	
				対当初	対補正後				対当初	対補正後
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E) = (A) + (C) (B) + (D)	(F)	(G) = (E) + (F)	(H) = (G) − (A)	(I) = (G) − (B)
(一 般 会 計)										
所 得 税	源 泉 分	175,150	174,200	△12,360	△11,410	162,790	△21,190	141,600	△33,550	△32,600
	申 告 分	35,330	38,750	3,980	560	39,310	△1,860	37,450	2,120	△1,300
	計	210,480	212,950	△8,380	△10,850	202,100	△23,050	179,050	△31,430	△33,900
法 人 税		146,020	146,620	24,920	24,320	170,940	△480	170,460	24,440	23,840
相 続 税		27,760	31,420	5,160	1,500	32,920	－	32,920	5,160	1,500
消 費 税		233,840	229,920	4,460	8,380	238,300	△70	238,230	4,390	8,310
酒 税		11,800	11,800	290	290	12,090	－	12,090	290	290
た ば こ 税		9,350	9,350	130	130	9,480	－	9,480	130	130
揮 発 油 税		19,990	21,000	190	△820	20,180	－	20,180	190	△820
石 油 ガ ス 税		50	50	△10	△10	40	－	40	△10	△10
航 空 機 燃 料 税		340	340	△20	△20	320	－	320	△20	△20
石 油 石 炭 税		6,470	6,470	△410	△410	6,060	－	6,060	△410	△410
電 源 開 発 促 進 税		3,240	3,240	△130	△130	3,110	－	3,110	△130	△130
自 動 車 重 量 税		3,780	3,780	240	240	4,020	－	4,020	240	240
国 際 観 光 旅 客 税		200	200	240	240	440	－	440	240	240
関 税		11,220	9,110	△2,050	60	9,170	－	9,170	△2,050	60
と ん 税		100	100	△10	△10	90	－	90	△10	△10
印 紙 収 入	収入印紙	5,210	5,210	10	10	5,220	－	5,220	10	10
	現金収入	4,550	4,550	650	650	5,200	－	5,200	650	650
	計	9,760	9,760	660	660	10,420	－	10,420	660	660
合 計		694,400	696,110	25,280	23,570	719,680	△23,600	696,080	1,680	△30

（注）消費税の税制改正による増減（△）収見込額△70億円は、令和6年度税制改正における特例輸入者による特例申告の納期限延長に係る担保要件の見直しによって、令和6年度に帰属する予定であった消費税額の一部が、納付時期のずれにより、令和7年度税収に帰属することによるものである。

9. 一般会計歳出の主要経費別予算額

事 項	前年度当初予算額	令和6年度予算額	比較増△減	伸 率	事 項	前年度当初予算額	令和6年度予算額	比較増△減	伸 率
	百万円	百万円	百万円	%		百万円	百万円	百万円	%
社会 保 障 関 係 費					地方交付税交付金	16,182,276	16,654,311	472,035	2.9
1. 年金給付費	13,085,689	13,401,997	316,307	2.4	地方特例交付金	216,900	1,132,000	915,100	421.9
2. 医療給付費	12,151,734	12,236,599	84,864	0.7	防 衛 関 係 費	10,168,585	7,917,177	△2,251,409	△22.1
3. 介護給付費	3,680,922	3,718,779	37,857	1.0	公 共 事 業 関 係 費				
4. 少子化対策費	3,141,233	3,382,304	241,071	7.7	1. 治山治水対策事業費	954,384	954,832	448	0.0
5. 生活扶助等社会福祉費	4,309,279	4,491,222	181,943	4.2	2. 道路整備事業費	1,671,083	1,671,492	409	0.0
6. 保健衛生対策費	455,157	444,404	△10,753	△2.4	3. 港湾空港鉄道等整備事業費	397,584	403,734	6,150	1.5
7. 雇用労災対策費	44,657	43,996	△661	△1.5	4. 住宅都市環境整備事業費	730,657	730,304	△353	△0.0
計	36,868,672	37,719,301	850,629	2.3	5. 公園水道廃棄物処理等施設整備費	178,362	196,806	18,444	10.3
文教及び科学振興費					6. 農林水産基盤整備事業費	607,848	607,968	120	0.0
1. 義務教育費国庫負担金	1,521,553	1,562,712	41,159	2.7	7. 社会資本総合整備事業費	1,400,643	1,377,105	△23,538	△1.7
2. 科学技術振興費	1,394,214	1,409,224	15,010	1.1	8. 推 進 費 等	61,938	62,338	400	0.6
3. 文教施設費	74,257	73,217	△1,040	△1.4	小 計	6,002,499	6,004,579	2,080	0.0
4. 教育振興助成費	2,305,387	2,308,619	3,231	0.1	9. 災害復旧等事業費	77,649	78,171	522	0.7
5. 育英事業費	120,438	117,846	△2,592	△2.2	計	6,080,148	6,082,750	2,602	0.0
計	5,415,849	5,471,618	55,768	1.0	経 済 協 力 費	511,374	504,106	△7,268	△1.4
国 債 費	25,250,340	27,009,019	1,758,679	7.0	中 小 企 業 対 策 費	170,376	169,316	△1,060	△0.6
恩給関係費					エ ネ ル ギ ー 対 策 費	853,965	832,921	△21,044	△2.5
1. 文官等恩給費	4,847	4,336	△511	△10.5	食料安定供給関係費	1,265,365	1,261,796	△3,570	△0.3
2. 旧軍人遺族等恩給費	85,194	66,586	△18,608	△21.8	原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費	4,000,000	1,000,000	△3,000,000	△75.0
3. 恩給支給事務費	671	595	△76	△11.3	ウクライナ情勢経済緊急対応予備費	1,000,000	—	—	—
4. 遺族及び留守家族等援護費	6,255	5,612	△643	△10.3	その他の事項経費	5,800,418	5,740,244	△60,174	△1.0
計	96,966	77,130	△19,836	△20.5	予 備 費	500,000	1,000,000	500,000	100.0
					合 計	114,381,236	112,571,688	△1,809,547	△1.6

(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 前年度当初予算額は、令和6年度予算額との比較対照のため、組替えをしてある。

10. 令和6年度経済見通し

(主要経済指標)

1. 国内総生産

	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				令和5年度	令和6年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	名目・%程度	名目・%程度
民間最終消費支出	315.8	324.9	336.4	2.9	3.5
民間住宅	21.8	21.9	22.2	0.4	1.3
民間企業設備	96.9	100.1	104.8	3.3	4.7
民間在庫変動	3.6	2.5	2.1	(▲0.2)	(▲0.1)
政府支出	151.3	155.0	157.6	2.4	1.7
政府最終消費支出	122.1	124.4	125.6	1.9	1.0
公的固定資本形成	29.3	30.6	32.0	4.5	4.7
財貨・サービスの輸出	123.2	130.2	136.8	5.6	5.0
(控除)財貨・サービスの輸入	146.2	137.0	144.7	▲6.3	5.6
国内総生産	566.5	597.5	615.3	5.5	3.0

(注) 民間在庫変動の()内は国内総生産の対前年度比較増減率に対する寄与度

2. 労働・雇用

	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				令和5年度	令和6年度
	万人	万人程度	万人程度	%程度	%程度
労働力人口	6,906	6,928	6,933	0.3	0.1
就業者数	6,728	6,749	6,759	0.3	0.2
雇用者数	6,048	6,089	6,101	0.7	0.2
	%	%程度	%程度		
完全失業率	2.6	2.6	2.5	—	—

3. 生産

	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度 (見通し)
	%	%程度	%程度
鉱工業生産指数・増減率	▲0.3	▲0.8	2.3

4. 物価

	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度 (見通し)
	%	%程度	%程度
国内企業物価指数・変化率	9.5	2.0	1.6
消費者物価指数・変化率	3.2	3.0	2.5
GDPデフレーター・変化率	0.8	3.8	1.7

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(令 和 6 年 1 月 26 日 閣 議 決 定)

5. 国際収支

	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				令和5年度	令和6年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
貿易・サービス収支	▲23.4	▲8.9	▲10.9	－	－
貿易収支	▲18.0	▲3.9	▲3.7	－	－
輸出	99.7	101.8	107.4	2.1	5.4
輸入	117.7	105.7	111.1	▲10.2	5.0
経常収支	8.3	22.7	23.1	－	－
	%	%程度	%程度		
経常収支対名目GDP比	1.5	3.8	3.7	－	－

6. 実質国内総支出

		対前年度比較増減率	
		令和5年度 (実績見込み)	令和6年度 (見通し)
		%程度	%程度
主要項目	民間最終消費支出	0.1	1.2
	民間住宅	0.6	▲0.3
	民間企業設備	0.0	3.3
	政府支出	0.9	0.7
	財貨・サービスの輸出	3.2	3.0
	(控除)財貨・サービスの輸入	▲2.6	3.4
国内総支出(＝国内総生産)		1.6	1.3
うち	内需寄与度	0.2	1.4
	外需寄与度	1.4	▲0.1

7. 国民所得

	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				令和5年度	令和6年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	%程度	%程度
雇用者報酬	296.4	305.5	313.8	3.1	2.7
財産所得	30.3	32.4	33.8	6.9	4.4
企業所得	82.2	93.7	95.8	13.9	2.3
合計：国民所得	409.0	431.6	443.4	5.5	2.7

(注1) 本経済見通しに当たっては、「2. 令和6年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。

(注2) 我が国経済は民間活動がその主体を成すものであること、また国際環境の変化等には予見しがたい要素が多いことに鑑み、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

11. 令和6年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算

令和6年2月
財 務 省

本試算は、一定の経済前提を仮置きした上で、令和6年度予算における制度・施策を前提に、後年度（令和9年度まで）の歳出・歳入がどのような姿になるかについて、機械的に試算したものである。
なお、本試算は、将来の予算編成を拘束するものではなく、計数は試算の前提等に応じ変化するものである。

【試算－1】【経済成長3.0%ケース】

（単位：兆円）、（ ）書きは対前年度伸率

		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
歳 出	① 国債費	25.3	27.0	29.2	31.8	34.2
	② 利払費	8.5	(+14.4%) 9.7	(+14.5%) 11.1	(+18.9%) 13.2	(+15.8%) 15.3
	③ 社会保障関係費	36.9	(+2.3%) 37.7	(+1.9%) 38.4	(+1.5%) 39.0	(+1.4%) 39.6
	④ 地方交付税等	16.4	(+8.5%) 17.8	(+6.3%) 18.9	(+2.9%) 19.5	(+3.3%) 20.1
	⑤ その他	35.9	(▲16.2%) 30.1	(▲3.2%) 29.1	(▲0.1%) 29.1	(+0.6%) 29.2
	⑥ 計	114.4	112.6	115.6	119.4	123.1
	⑦ 基礎的財政収支対象経費	89.5	85.9	86.8	87.9	89.3
税 収 等	⑧ 税収	69.4	69.6	75.8	78.3	80.8
	⑨ その他収入	9.3	7.5	7.4	7.4	7.4
	⑩ 計	78.8	77.1	83.2	85.7	88.2
⑪ 差 額 (⑥－⑩)		35.6	35.4	32.4	33.7	34.8

（参考）本試算では、国の一般会計の財政収支赤字は、令和5年度192兆円、令和6年度185兆円、令和7年度147兆円、令和8年度154兆円、令和9年度163兆円となっており、国の一般会計の基礎的財政収支赤字は、令和5年度10.8兆円、令和6年度8.8兆円、令和7年度3.6兆円、令和8年度2.2兆円、令和9年度1.0兆円となっている。なお、政府の財政健全化目標においては、国と地方を合わせた国民経済計算ベースの基礎的財政収支の黒字化を目指すこととされている。

（注）令和5年度は当初予算額、令和6年度は予算政府案、令和7年度から令和9年度は令和6年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計。

- 令和5年度は、令和6年度との比較対象のため、組替えをしてある。
- a) 本試算における計数は機械的試算に基づくものであり、今後の予算編成の議論に予断を与えるものではない。
 - b) 「③社会保障関係費」については、「こども未来戦略」における「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき令和6年度予算において織り込まれた制度・施策を前提として推計している。
 - c) 「⑤その他」について、令和6年度予算の原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費1兆円並びに一般予備費1兆円のうち増額分に当たる0.5兆円は、令和7年度以降の試算に織り込んでいない。
 - d) 「⑤その他」及び「⑨その他収入」のうち、「防衛力整備計画」において定められている防衛力強化に必要な所要経費や財源について、令和7年度以降、令和6年度予算において措置された金額で横置きとしている。
 - e) 「⑦基礎的財政収支対象経費」は歳出総額から利払費と債務償還費（交付国債分を除く）を除いたもの。

[試算－2] 【経済成長1.5% ケース】

(単位：兆円)、() 書きは対前年度伸率

		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
歳 出	① 国 債 費	25.3	27.0	29.1	31.5	33.4
	② 利 払 費	8.5	(+14.4%) 9.7	(+13.8%) 11.0	(+16.5%) 12.8	(+12.6%) 14.5
	③ 社 会 保 障 関 係 費	36.9	(+2.3%) 37.7	(+1.9%) 38.4	(+1.3%) 38.9	(+1.0%) 39.3
	④ 地 方 交 付 税 等	16.4	(+8.5%) 17.8	(+4.6%) 18.6	(+1.3%) 18.9	(+1.7%) 19.2
	⑤ そ の 他	35.9	(▲16.2%) 30.1	(▲3.5%) 29.0	(▲0.5%) 28.9	(+0.2%) 28.9
	⑥ 計	114.4	112.6	115.2	118.1	120.8
	⑦ 基礎的財政収支対象経費	89.5	85.9	86.4	87.0	87.8
税 収 等	⑧ 税 収	69.4	69.6	74.6	75.8	77.0
	⑨ そ の 他 収 入	9.3	7.5	7.4	7.4	7.4
	⑩ 計	78.8	77.1	82.0	83.2	84.4
⑪ 差 額 (⑥－⑩)		35.6	35.4	33.1	34.9	36.4

(参考) 本試算では、国の一般会計の財政収支赤字は、令和5年度19.2兆円、令和6年度18.5兆円、令和7年度15.4兆円、令和8年度16.6兆円、令和9年度17.8兆円となっており、国の一般会計の基礎的財政収支赤字は、令和5年度10.8兆円、令和6年度8.8兆円、令和7年度4.4兆円、令和8年度3.8兆円、令和9年度3.4兆円となっている。なお、政府の財政健全化目標においては、国と地方を合わせた国民経済計算ベースの基礎的財政収支の黒字化を目指すこととされている。

(注) 令和5年度は当初予算額、令和6年度は予算政府案、令和7年度から令和9年度は令和6年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計。

令和5年度は、令和6年度との比較対象のため、組替えをしてある。

- a) 本試算における計数は機械的試算に基づくものであり、今後の予算編成の議論に予断を与えるものではない。
- b) 「③社会保障関係費」については、「こども未来戦略」における「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき令和6年度予算において織り込まれた制度・施策を前提として推計している。
- c) 「⑤その他」について、令和6年度予算の原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費1兆円並びに一般予備費1兆円のうち増額分に当たる0.5兆円は、令和7年度以降の試算に織り込んでいない。
- d) 「⑤その他」及び「⑨その他収入」のうち、「防衛力整備計画」において定められている防衛力強化に必要な所要経費や財源について、令和7年度以降、令和6年度予算において措置された金額で横置きとしている。
- e) 「⑦基礎的財政収支対象経費」は歳出総額から利払費と債務償還費（交付国債分を除く）を除いたもの。

〔経済指標の前提〕		令和6年度 (2024年度) (政府経済見通し)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
〔試算－1〕	名目経済成長率	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
	消費者物価上昇率	2.5%	2.0%	2.0%	2.0%
〔試算－2〕	名目経済成長率	3.0%	1.5%	1.5%	1.5%
	消費者物価上昇率	2.5%	1.0%	1.0%	1.0%
・〔試算－1〕は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月閣議決定）等における記述に基づき設定。					
・〔試算－2〕は、〔試算－1〕の経済前提の半分の値を機械的に設定。					

〔算出要領〕

- 国債費：
- ・〔試算－1〕は、令和6年度は予算における積算金利、令和7年度以降はインプライド・フォワード・レート（市場に織り込まれた金利の将来予想）を加味した金利（下記）により機械的に積算。
 - ・〔試算－2〕は、令和6年度予算における積算金利（下記）により積算。
 - ・歳出と税収等の差額は全て公債金で賄われると仮定して推計。

		令和6年度 (2024年度) (予算積算金利)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
〔試算－1〕	金利（10年国債）	1.9%	2.1%	2.3%	2.4%
〔試算－2〕	金利（10年国債）	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%

- 地方交付税等： 法定率分について税収増に応じて延伸するとともに、地方交付税法附則で定められる加算などにより推計。
- 税収： 名目経済成長率×弾性値1.1に、令和6年度税制改正の影響等を調整して推計。
- その他収入： 令和6年度予算額を基本とし、個別要因を勘案して推計。なお、現時点で具体的に見込めない収入については計上していない。

〔参考〕 名目経済成長率及び金利が変化した場合の試算（〔試算－１〕の前提等を基に算出）

○令和 7（2025）年度以降名目経済成長率が変化した場合の税収の増減額

（単位：兆円）、（ ）書きは「税収」の額

名目経済成長率 （〔試算－１〕の前提からの変化幅）	令和 6 年度 （2024年度）	令和 7 年度 （2025年度）	令和 8 年度 （2026年度）	令和 9 年度 （2027年度）
+ 2 %	+0.0 (69.6)	+1.6 (77.4)	+3.4 (81.6)	+5.3 (86.1)
+ 1 %	+0.0 (69.6)	+0.8 (76.6)	+1.7 (79.9)	+2.6 (83.4)
－ 1 %	+0.0 (69.6)	▲ 0.8 (75.0)	▲ 1.7 (76.6)	▲ 2.6 (78.3)

○令和 7（2025）年度以降金利が変化した場合の国債費の増減額

（単位：兆円）、（ ）書きは「国債費」の額

金 利 （〔試算－１〕の前提からの変化幅）	令和 6 年度 （2024年度）	令和 7 年度 （2025年度）	令和 8 年度 （2026年度）	令和 9 年度 （2027年度）
+ 2 %	+0.0 (27.0)	+1.5 (30.7)	+4.1 (35.9)	+7.3 (41.5)
+ 1 %	+0.0 (27.0)	+0.8 (29.9)	+2.0 (33.9)	+3.6 (37.8)
－ 1 %	+0.0 (27.0)	▲ 0.8 (28.4)	▲ 2.0 (29.8)	▲ 3.3 (30.9)

12. 所得税負担額

(付 個人住民税 負担)

区 分	年 次	200 万 円		300 万 円	
		税 額	負 担 率	税 額	負 担 率
単 身 者	給与収入				
	昭和25.....	1,009,750	50.5	1,559,750	52.0
	30.....	799,250	40.0	1,342,350	44.7
	40.....	367,120	18.4	725,280	24.2
	50.....	94,800	4.7	183,800	6.1
	60.....	84,300	4.2	163,800	5.5
	63.....	76,500	3.8	139,500	4.7
	平成元～ 5.....	74,500	3.7	137,500	4.6
	6.....	59,600	3.0	110,000	3.7
	7・ 8.....	59,500	3.0	113,050	3.8
	9.....	70,000	3.5	133,000	4.4
	10.....	32,000	1.6	95,000	3.2
	11.....	56,000	2.8	106,400	3.5
	12～17.....	51,200	2.6	99,200	3.3
	18.....	57,600	2.9	111,600	3.7
	19～24.....	32,000	1.6	62,000	2.1
	25・ 26.....	32,672	1.6	63,302	2.1
	27～令和元...	27,567	1.4	55,644	1.9
	令和 2～ 5.....	27,567	1.4	55,644	1.9
	6.....	—	—	25,644	0.9
	昭和25.....	1,242,692	62.1	1,936,220	64.5
	30.....	948,695	47.4	1,589,728	53.0
	40.....	489,964	24.5	961,964	32.1
	50.....	153,000	7.7	308,700	10.3
	60.....	130,250	6.5	261,650	8.7
	63.....	121,550	6.1	233,000	7.8
	平成元.....	115,250	5.8	222,000	7.4
	2.....	114,250	5.7	220,000	7.3
	3～ 5.....	113,750	5.7	208,250	6.9
	6.....	91,000	4.6	166,600	5.6
	7.....	92,012	4.6	172,337	5.7
	8.....	91,375	4.6	171,700	5.7
	9.....	107,500	5.4	202,000	6.7
	10.....	52,500	2.6	147,000	4.9
	11.....	87,875	4.4	165,050	5.5
	12～17.....	80,525	4.0	154,025	5.1
	18.....	89,513	4.5	171,263	5.7
	19～24.....	98,500	4.9	188,500	6.3
	25・ 26.....	99,172	5.0	189,802	6.3
	27～令和元...	84,067	4.2	167,144	5.6
	令和 2～ 5.....	84,067	4.2	167,144	5.6
	6.....	46,500	2.3	127,144	4.2
夫 婦 の み	昭和25.....	1,003,150	50.2	1,553,150	51.8
	30.....	779,250	39.0	1,320,350	44.0
	40.....	331,870	16.6	678,280	22.6
	50.....	63,600	3.2	147,400	4.9
	60.....	45,675	2.3	120,300	4.0
	63.....	27,000	1.4	90,000	3.0
	平成元～ 5.....	4,500	0.2	67,500	2.3
	6.....	3,600	0.2	54,000	1.8
	7・ 8.....	—	—	48,450	1.6
	9.....	—	—	57,000	1.9
	10.....	—	—	—	—
	11.....	—	—	45,600	1.5
	12～15.....	—	—	38,400	1.3
	16・ 17.....	20,800	1.0	68,800	2.3
	18.....	23,400	1.2	77,400	2.6
	19～24.....	13,000	0.7	43,000	1.4
	25・ 26.....	13,273	0.7	43,903	1.5
	27～令和元...	8,168	0.4	36,245	1.2
	令和 2～ 5.....	8,168	0.4	36,245	1.2
	6.....	—	—	—	—

の 累 年 比 較 (給与所得者)
担 額 を 加 え た 場 合)

(単位 円, %)

400 万 円			500 万 円			700 万 円			1,000 万 円		
税 額	負 担 率		税 額	負 担 率		税 額	負 担 率		税 額	負 担 率	
2,109,750	52.7		2,659,750	53.2		3,759,750	53.7		5,409,750	54.1	
1,937,250	48.4		2,537,250	50.7		3,830,500	54.7		5,780,500	57.8	
1,121,040	28.0		1,550,440	31.0		2,495,500	35.7		3,995,500	40.0	
307,200	7.7		449,400	9.0		831,600	11.9		1,623,600	16.2	
264,650	6.6		388,750	7.8		749,750	10.7		1,466,000	14.7	
209,500	5.2		282,500	5.7		597,000	8.5		1,237,500	12.4	
207,500	5.2		280,500	5.6		593,000	8.5		1,231,500	12.3	
166,000	4.2		224,400	4.5		474,400	6.8		985,200	9.9	
170,000	4.3		232,050	4.6		486,000	6.9		1,014,000	10.1	
200,000	5.0		273,000	5.5		536,000	7.7		1,064,000	10.6	
162,000	4.1		235,000	4.7		498,000	7.1		1,026,000	10.3	
160,000	4.0		218,400	4.4		428,800	6.1		851,200	8.5	
150,400	3.8		206,400	4.1		379,200	5.4		772,800	7.7	
169,200	4.2		232,200	4.6		426,600	6.1		869,400	8.7	
94,000	2.4		160,500	3.2		376,500	5.4		868,500	8.7	
95,974	2.4		163,870	3.3		384,406	5.5		886,738	8.9	
85,764	2.1		138,345	2.8		312,936	4.5		796,890	8.0	
85,764	2.1		138,345	2.8		312,936	4.5		827,520	8.3	
55,764	1.4		108,345	2.2		282,936	4.0		797,520	8.0	
2,630,220	65.8		3,324,220	66.5		4,729,747	67.6		6,838,747	68.4	
2,292,210	57.3		3,000,210	60.0		4,526,447	64.7		6,827,447	68.3	
1,476,452	36.9		2,031,760	40.6		3,247,300	46.4		5,167,300	51.7	
525,800	13.1		765,200	15.3		1,371,900	19.6		2,546,600	25.5	
438,800	11.0		650,150	13.0		1,218,900	17.4		2,293,300	22.9	
373,000	9.3		524,500	10.5		1,038,200	14.8		2,047,000	20.5	
362,000	9.1		508,000	10.2		986,500	14.1		1,997,750	20.0	
360,000	9.0		506,000	10.1		984,500	14.1		1,994,750	19.9	
339,000	8.5		485,000	9.7		963,500	13.8		1,948,250	19.5	
271,200	6.8		388,000	7.8		770,800	11.0		1,558,600	15.6	
263,075	6.6		394,550	7.9		814,500	11.6		1,612,750	16.1	
259,250	6.5		390,050	7.8		804,000	11.5		1,597,000	16.0	
305,000	7.6		451,000	9.0		874,000	12.5		1,667,000	16.7	
250,000	6.3		396,000	7.9		819,000	11.7		1,612,000	16.1	
249,250	6.2		369,700	7.4		726,800	10.4		1,413,800	14.1	
232,425	5.8		344,950	6.9		646,200	9.2		1,285,800	12.9	
258,463	6.5		382,975	7.7		713,600	10.2		1,402,400	14.0	
284,500	7.1		421,000	8.4		781,000	11.2		1,519,000	15.2	
286,474	7.2		424,370	8.5		788,906	11.3		1,537,238	15.4	
256,264	6.4		373,845	7.5		682,436	9.7		1,403,390	14.0	
256,264	6.4		373,845	7.5		682,436	9.7		1,449,020	14.5	
216,264	5.4		333,845	6.7		642,436	9.2		1,409,020	14.1	
2,103,150	52.6		2,653,150	53.1		3,753,150	53.6		5,403,150	54.0	
1,913,250	47.8		2,513,250	50.3		3,804,500	54.4		5,754,500	57.5	
1,074,040	26.9		1,497,525	30.0		2,436,750	34.8		3,936,750	39.4	
265,600	6.6		398,400	8.0		769,200	11.0		1,535,200	15.4	
215,600	5.4		332,650	6.7		667,250	9.5		1,367,000	13.7	
160,000	4.0		233,000	4.7		498,000	7.1		1,089,000	10.9	
137,500	3.4		210,500	4.2		453,000	6.5		1,021,500	10.2	
110,000	2.8		168,400	3.4		362,400	5.2		817,200	8.2	
105,400	2.6		167,450	3.3		334,000	4.8		862,000	8.6	
124,000	3.1		197,000	3.9		384,000	5.5		912,000	9.1	
67,000	1.7		140,000	2.8		327,000	4.7		855,000	8.6	
99,200	2.5		157,600	3.2		307,200	4.4		729,600	7.3	
89,600	2.2		145,600	2.9		260,800	3.7		651,200	6.5	
120,000	3.0		176,000	3.5		318,400	4.5		712,000	7.1	
135,000	3.4		198,000	4.0		358,200	5.1		801,000	8.0	
75,000	1.9		122,500	2.5		300,500	4.3		792,500	7.9	
76,575	1.9		125,072	2.5		306,810	4.4		809,142	8.1	
66,365	1.7		99,547	2.0		236,361	3.4		719,294	7.2	
66,365	1.7		99,547	2.0		236,361	3.4		749,924	7.5	
6,365	0.2		39,547	0.8		176,361	2.5		689,924	6.9	

12. 所 得 税 負 担 額

(付 個 人 住 民 税 負

区 分	年 次	200 万 円		300 万 円	
		税 額	負 担 率	税 額	負 担 率
夫 婦 の み (続)	昭和25	1,235,768	61.8	1,929,296	64.3
	30	925,203	46.3	1,563,887	52.1
	40	447,014	22.4	906,564	30.2
	50	108,500	5.4	251,400	8.4
	60	74,675	3.7	194,750	6.5
	63	46,750	2.3	149,750	5.0
	平成元	24,250	1.2	118,750	4.0
	2	14,250	0.7	108,750	3.6
	3～5	12,750	0.6	107,250	3.6
	6	10,200	0.5	85,800	2.9
	7	4,462	0.2	79,687	2.7
	8	3,825	0.2	79,050	2.6
	9	4,500	0.2	93,000	3.1
	10	—	—	10,500	0.4
	11	3,825	0.2	76,200	2.5
	12～15	1,275	0.1	65,175	2.2
	16	22,075	1.1	95,575	3.2
	17	36,100	1.8	109,600	3.7
	18	40,050	2.0	121,800	4.1
	19～24	44,000	2.2	134,000	4.5
	25・26	44,273	2.2	134,903	4.5
	27～令和元	29,168	1.5	112,245	3.7
	令和 2～ 5	29,168	1.5	112,245	3.7
	6	1,000	0.1	56,000	1.9
夫 婦 子 2 人	昭和25	989,950	49.5	1,539,950	51.3
	30	754,250	37.7	1,292,850	43.1
	40	303,370	15.2	641,245	21.4
	50	11,000	0.6	82,800	2.8
	60	—	—	42,525	1.4
	63	—	—	24,000	0.8
	平成元～ 4	—	—	—	—
	5	—	—	—	—
	6	—	—	—	—
	7・ 8	—	—	—	—
	9	—	—	—	—
	10	—	—	—	—
	11	—	—	—	—
	12～15	—	—	—	—
	16・ 17	—	—	—	—
	18	—	—	—	—
	19～22	—	—	—	—
	23・ 24	—	—	11,500	0.4
	25・ 26	—	—	11,741	0.4
	27～令和 5	—	—	4,084	0.1
	6	—	—	—	—
	昭和25	1,221,920	61.1	1,915,448	63.8
	30	895,919	44.8	1,531,674	51.1
	40	411,914	20.6	862,329	28.7
	50	34,800	1.7	156,600	5.2
	60	—	—	78,125	2.6
	63	—	—	47,250	1.6
	平成元	—	—	23,250	0.8
	2	—	—	8,750	0.3
	3・ 4	—	—	6,250	0.2
	5	—	—	6,250	0.2
	6	—	—	3,800	0.1
	7	—	—	—	—
	8	—	—	—	—
	9	—	—	—	—
	10	—	—	—	—
	11	—	—	—	—
	12～15	—	—	—	—
	16	—	—	—	—
	17	—	—	7,650	0.3
	18	—	—	8,325	0.3
	19～22	—	—	9,000	0.3
	23	—	—	20,500	0.7
	24	—	—	48,500	1.6
	25・ 26	—	—	48,741	1.6
	27～令和 5	—	—	26,084	0.9
	6	—	—	—	—

- (注) 1. 昭和63年分の所得税については、「昭和63年分の所得税の臨時特例に関する法律」による減税を加味している。
2. 平成6年分の所得税については、「平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を加味している。
3. 平成7年分の所得税については、「平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を加味している。
4. 平成8年分の所得税については、「平成8年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を加味している。
5. 平成10年分の所得税については、「平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定額減税を加味している。個人住民税についても、定額減税を加味している。
6. 平成11年分から平成18年分までの所得税については、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」による減税を加味している。個人住民税についても、減税を加味している。
7. 平成18年分の所得税及び平成18年度分の個人住民税については、定率減税縮減後の数値である。
8. 平成19年分以降の所得税及び平成19年度分以降の個人住民税については、定率減税の廃止及び税源移譲後の数値である。
9. 平成23年分以降の所得税及び平成24年度分以降の個人住民税については、年少扶養控除の廃止後の数値である。
10. 令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税については、定額減税を加味している。

の 累 年 比 較 (給与所得者) (続)

担 額 を 加 え た 場 合) (続)

(単位 円, %)

400 万 円		500 万 円		700 万 円		1,000 万 円	
税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率
2,623,296	65.6	3,317,296	66.3	4,722,822	67.5	6,831,823	68.3
2,264,019	56.6	2,972,019	59.4	4,495,907	64.2	6,796,907	68.0
1,421,052	35.5	1,969,785	39.4	3,178,750	45.4	5,098,750	51.0
462,000	11.6	691,400	13.8	1,284,800	18.4	2,431,600	24.3
361,150	9.0	562,850	11.3	1,102,600	15.8	2,157,900	21.6
281,500	7.0	427,500	8.6	888,800	12.7	1,839,700	18.4
250,000	6.3	396,000	7.9	804,500	11.5	1,724,750	17.2
230,000	5.8	376,000	7.5	784,500	11.2	1,694,750	16.9
212,250	5.3	353,000	7.1	761,500	10.9	1,645,250	16.5
169,800	4.2	282,400	5.6	609,200	8.7	1,316,200	13.2
166,387	4.2	266,475	5.3	596,500	8.5	1,388,500	13.9
164,475	4.1	262,650	5.3	586,000	8.4	1,378,000	13.8
193,500	4.8	309,000	6.2	656,000	9.4	1,448,000	14.5
111,000	2.8	226,500	4.5	573,500	8.2	1,365,500	13.7
158,275	4.0	252,800	5.1	539,200	7.7	1,225,600	12.3
143,575	3.6	229,325	4.6	465,650	6.7	1,098,200	11.0
173,975	4.3	259,725	5.2	523,250	7.5	1,159,000	11.6
188,000	4.7	286,500	5.7	552,400	7.9	1,192,000	11.9
209,000	5.2	318,250	6.4	612,200	8.7	1,301,000	13.0
230,000	5.8	350,000	7.0	672,000	9.6	1,410,000	14.1
231,575	5.8	352,572	7.1	678,310	9.7	1,426,642	14.3
201,365	5.0	302,047	6.0	572,861	8.2	1,292,794	12.9
201,365	5.0	302,047	6.0	572,861	8.2	1,338,424	13.4
121,365	3.0	222,047	4.4	492,861	7.0	1,258,424	12.6
2,089,950	52.2	2,639,950	52.8	3,739,950	53.4	5,389,950	53.9
1,883,250	47.1	2,483,250	49.7	3,772,000	53.9	5,722,000	57.2
1,036,040	25.9	1,454,775	29.1	2,389,250	34.1	3,889,250	38.9
186,600	4.7	305,600	6.1	644,400	9.2	1,368,000	13.7
125,100	3.1	225,400	4.5	522,450	7.5	1,169,000	11.7
94,000	2.4	167,000	3.3	366,000	5.2	894,000	8.9
57,500	1.4	130,500	2.6	296,500	4.2	821,000	8.2
52,500	1.3	125,500	2.5	291,500	4.2	811,000	8.1
42,000	1.1	100,400	2.0	233,200	3.3	648,800	6.5
28,050	0.7	90,100	1.8	226,100	3.2	680,000	6.8
33,000	0.8	106,000	2.1	266,000	3.8	730,000	7.3
—	—	6,000	0.1	166,000	2.4	625,000	6.3
10,400	0.3	68,800	1.4	196,800	2.8	552,000	5.5
8,800	0.2	64,800	1.3	180,000	2.6	489,600	4.9
39,200	1.0	95,200	1.9	210,400	3.0	550,400	5.5
44,100	1.1	107,100	2.1	236,700	3.4	619,200	6.2
24,500	0.6	59,500	1.2	165,500	2.4	590,500	5.9
43,500	1.1	78,500	1.6	203,500	2.9	666,500	6.7
44,413	1.1	80,148	1.6	207,773	3.0	680,496	6.8
34,203	0.9	67,386	1.3	172,038	2.5	590,648	5.9
—	—	—	—	52,038	0.7	470,648	4.7
2,609,448	65.2	3,303,448	66.1	4,708,975	67.3	6,817,975	68.2
2,228,878	55.7	2,936,878	58.7	4,457,838	63.7	6,758,838	67.6
1,375,852	34.4	1,919,235	38.4	3,122,850	44.6	5,042,850	50.4
345,600	8.6	557,800	11.2	1,115,800	15.9	2,216,800	22.2
215,750	5.4	394,050	7.9	890,200	12.7	1,887,100	18.9
163,550	4.1	305,500	6.1	689,600	9.9	1,566,300	15.7
115,750	2.9	260,000	5.2	592,000	8.5	1,440,250	14.4
101,250	2.5	231,000	4.6	563,000	8.0	1,396,750	14.0
98,750	2.5	208,250	4.2	538,000	7.7	1,344,250	13.4
93,750	2.3	203,250	4.1	533,000	7.6	1,334,250	13.3
73,800	1.8	161,400	3.2	424,000	6.1	1,063,800	10.6
57,587	1.4	150,662	3.0	414,600	5.9	1,132,500	11.3
55,675	1.4	148,750	3.0	404,100	5.8	1,122,000	11.2
65,500	1.6	175,000	3.5	464,000	6.6	1,192,000	11.9
—	—	32,500	0.7	321,500	4.6	1,044,500	10.4
37,175	0.9	126,600	2.5	363,400	5.2	972,000	9.7
29,625	0.7	115,375	2.3	318,550	4.6	858,600	8.6
60,025	1.5	145,775	2.9	348,950	5.0	919,400	9.2
74,050	1.9	159,800	3.2	377,000	5.4	952,400	9.5
82,025	2.1	177,400	3.5	418,000	6.0	1,041,200	10.4
90,000	2.3	195,000	3.9	459,000	6.6	1,130,000	11.3
109,000	2.7	214,000	4.3	497,000	7.1	1,206,000	12.1
144,500	3.6	249,500	5.0	530,000	7.6	1,239,000	12.1
145,413	3.6	251,148	5.0	534,273	7.6	1,252,996	12.5
115,203	2.9	213,386	4.3	463,538	6.6	1,119,148	11.2
41,000	1.0	106,000	2.1	303,538	4.3	959,148	9.6

(備考) 1. 昭和30年分以降は一定の社会保険料控除を加味して計算しており、昭和60年分以降の社会保険料控除は、給与の収入金額の階級別に次のとおり社会保険料を支払ったものとして算定している。

昭和60年分～平成11年分	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
	7%	2% + 25万円	45万円
平成12年分～平成26年分	900万円以下	1,500万円以下	1,500万円超
	10%	4% + 54万円	114万円
平成27年～	900万円以下	1,800万円以下	1,800万円超
	15%	3% + 108万円	162万円

- 税額を端数まで計算しているため、昭和63年分以前の所得税は簡易税額表によって算定を行った場合と必ずしも一致しない。
- 平成元年分以降の所得税及び平成2年度分以降の個人住民税については、子2人のうち1人が中学生で、1人が大学生であるものとして計算している。
- 平成元年分以降の所得税及び平成2年度分以降の個人住民税については、特定支出控除を適用せずに算定している。
- 個人住民税負担額は年度分であり、所得割のみである(均等割を含まない)。
- 個人住民税については、課税最低限を超える金額であっても、非課税限度額以上でなければ税額は発生しない。
- 平成25年分以降の所得税については、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)を加味している。

13. 個人所得課税負担額の

給与収入 (年 額)		番 号	日 本						米	
			所 得 税 額		個人住民税額		合 計		連邦所得税額	
			千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
500万円 (33,333ドル) (26,882ポンド) (30,864ユーロ)	単 身 者	1	138	(2.8)	236	(4.7)	374	(7.5)	302	(6.0)
	夫 婦 の み	2	100	(2.0)	203	(4.1)	302	(6.0)	62	(1.2)
	夫 婦 子 2 人	3	48	(1.0)	111	(2.2)	158	(3.2)	—	
700万円 (46,667ドル) (37,634ポンド) (43,210ユーロ)	単 身 者	4	313	(4.5)	370	(5.3)	682	(9.7)	542	(7.7)
	夫 婦 の み	5	236	(3.4)	337	(4.8)	573	(8.2)	262	(3.7)
	夫 婦 子 2 人	6	133	(1.9)	259	(3.7)	392	(5.6)	—	
1,000万円 (66,667ドル) (53,763ポンド) (61,728ユーロ)	単 身 者	7	828	(8.3)	622	(6.2)	1,449	(14.5)	976	(9.8)
	夫 婦 の み	8	750	(7.5)	589	(5.9)	1,338	(13.4)	605	(6.1)
	夫 婦 子 2 人	9	513	(5.1)	496	(5.0)	1,009	(10.1)	230	(2.3)
3,000万円 (200,000ドル) (161,290ポンド) (185,185ユーロ)	単 身 者	10	7,939	(26.5)	2,643	(8.8)	10,582	(35.3)	5,631	(18.8)
	夫 婦 の み	11	7,939	(26.5)	2,643	(8.8)	10,582	(35.3)	4,152	(13.8)
	夫 婦 子 2 人	12	7,466	(24.9)	2,550	(8.5)	10,016	(33.4)	3,777	(12.6)
5,000万円 (333,333ドル) (268,817ポンド) (308,642ユーロ)	単 身 者	13	16,436	(32.9)	4,643	(9.3)	21,079	(42.2)	12,290	(24.6)
	夫 婦 の み	14	16,436	(32.9)	4,643	(9.3)	21,079	(42.2)	8,862	(17.7)
	夫 婦 子 2 人	15	15,903	(31.8)	4,550	(9.1)	20,453	(40.9)	8,487	(17.0)

(注1) 個人所得課税には、所得税（日本については復興特別所得税、ドイツについては連帯付加税を含む。）及び個人住民税等が含まれる。

(注2) 比較のためのモデルケースとして夫婦子2人の場合は第1子が就学中の19歳、第2子が就学中の16歳として計算している。

(注3) 日本の個人住民税は所得割のみである。米国の個人住民税の例としては、ニューヨーク州及びニューヨーク市の個人所得税を採用している。

(注4) 本資料においては、諸外国の税法に記載されている様々な所得控除や税額控除のうち、一定の家族構成や給与所得を前提として実際の税額計算において一般的に適用されているもののみを考慮して、個人所得課税負担額を計算している。そのため、英国の勤労税額控除（全額給付措置）等の措

国 際 比 較（給与所得者）

国		英 国		ド イ ツ		フ ラ ン ス		番 号				
地方所得税額	合 計	所 得 税 額		個人所得課税額		所 得 税 額	個人所得課税額					
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%					
295	(5.9)	597	(11.9)	532	(10.6)	442	(8.8)	70	(1.4)	555	(11.1)	1
155	(3.1)	217	(4.3)	485	(9.7)	12	(0.2)	0	(0.0)	485	(9.7)	2
—		—		485	(9.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	485	(9.7)	3
477	(6.8)	1,019	(14.6)	932	(13.3)	900	(12.9)	461	(6.6)	1,140	(16.3)	4
320	(4.6)	582	(8.3)	886	(12.7)	322	(4.6)	15	(0.2)	695	(9.9)	5
56	(0.8)	56	(0.8)	886	(12.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	679	(9.7)	6
750	(7.5)	1,726	(17.3)	1,662	(16.6)	1,697	(17.0)	1,159	(11.6)	2,129	(21.3)	7
592	(5.9)	1,197	(12.0)	1,662	(16.6)	937	(9.4)	378	(3.8)	1,348	(13.5)	8
514	(5.1)	744	(7.4)	1,662	(16.6)	0	(0.0)	31	(0.3)	1,001	(10.0)	9
2,663	(8.9)	8,294	(27.6)	10,934	(36.4)	10,357	(34.5)	6,823	(22.7)	9,737	(32.5)	10
2,435	(8.1)	6,587	(22.0)	10,934	(36.4)	8,362	(27.9)	4,690	(15.6)	7,599	(25.3)	11
2,390	(8.0)	6,168	(20.6)	10,934	(36.4)	6,984	(23.3)	4,065	(13.6)	6,975	(23.3)	12
4,743	(9.5)	17,032	(34.1)	19,934	(39.9)	19,297	(38.6)	14,169	(28.3)	19,019	(38.0)	13
4,383	(8.8)	13,245	(26.5)	19,934	(39.9)	17,404	(34.8)	11,173	(22.3)	16,022	(32.0)	14
4,339	(8.7)	12,825	(25.7)	19,934	(39.9)	16,105	(32.2)	10,548	(21.1)	15,398	(30.8)	15

置は計算に含めていない。一方で、ドイツの児童手当・児童控除は計算に含まれている（いずれか有利な方が適用）。

（注5）比較の観点から、各国の社会保障に関する税及び保険料は含めていない。

（注6）日本については2024年分（令和6年分）の所得税及び2024年度分（令和6年度分）の個人住民税の定額減税は加味していない。

（備考）邦貨換算レート：1ドル＝150円，1ポンド＝186円，1ユーロ＝162円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和6年（2024年）1月中適用）。

なお，端数は四捨五入している。

14. 所得税課税最低限の累年比較（給与所得者）

（付 個 人 住 民 税 課 税 最 低 限）

区 分	所 得 税（初年分）				所 得 税（平年分）				（付）個人住民税			
	単身者	夫婦のみ	夫婦1人	夫婦2人	単身者	夫婦のみ	夫婦1人	夫婦2人	単身者	夫婦のみ	夫婦1人	夫婦2人
昭和 9～11年…	円	円	円	円								
16……………	1,500	1,500	1,625	1,750								
	720	920	1,120	1,320								
	千円	千円	千円	千円								
25……………	29	43	57	71					前年の所得税（初年分）に同じ			
					千円	千円	千円	千円				
30……………	93	143	174	205	100	150	181	212				
35……………	118	210	250	289	118	210	250	289				
									千円	千円	千円	千円
40……………	196	351	413	474	202	360	425	491	136	228	268	307
45……………	344	580	728	880	347	587	741	900	281	427	534	640
48……………	439	710	916	1,121	451	725	937	1,149	353	552	706	865
49……………	705	950	1,181	1,507	778	1,031	1,039	1,707	403	643	829	1,016
50……………	800	1,073	1,418	1,830					661	860	1,039	1,218
51……………	800	1,073	1,418	1,830					726	926	1,105	1,309
52・53………	831	1,136	1,569	2,015					737	947	1,147	1,418
54……………	831	1,136	1,569	2,015					747	968	1,178	1,490
55……………	831	1,136	1,569	2,015					757	989	1,221	1,584
56……………	831	1,136	1,569	2,015					(770) 757	(1,040) 989	(1,350) 1,221	(1,757) 1,584
57・58………	831	1,136	1,569	2,015					(770) 757	(1,130) 989	(1,500) 1,221	(1,885) 1,584
59……………	967	1,322	1,833	2,357					(790) 817	(1,170) 1,096	(1,585) 1,471	(2,000) 1,888
60……………	967	1,322	1,833	2,357					(860) 892	(1,240) 1,172	(1,600) 1,471	(2,021) 1,912
61……………	967	1,322	1,833	2,357					(880) 892	(1,280) 1,172	(1,692) 1,471	(2,135) 1,912
62……………	967	1,551	2,091	2,615					(880) 892	(1,280) 1,172	(1,692) 1,471	(2,135) 1,912
63……………	967	1,556	2,095	2,619	所得税（初年分）と同じ				(880) 913	(1,280) 1,365	(1,692) 1,817	(2,135) 2,261
平成元…………	1,075	1,928	2,484	3,198					(890) 913	(1,300) 1,365	(1,735) 1,817	(2,192) 2,261
2……………	1,075	1,928	2,484	3,198					(990) 1,021	(1,420) 1,690	(1,821) 2,166	(2,307) 2,722
3……………	1,075	1,928	2,484	3,198					(990) 1,032	(1,480) 1,738	(1,907) 2,230	(2,392) 2,801
4……………	1,075	1,928	2,484	3,198					(990) 1,032	(1,520) 1,738	(1,964) 2,230	(2,450) 2,801
5……………	1,075	1,928	2,484	3,277					(990) 1,032	(1,580) 1,738	(2,050) 2,230	(2,535) 2,801
6……………	1,075	1,928	2,484	3,277					(990) 1,032	(1,633) 1,738	(2,121) 2,230	(2,607) 2,849
7……………	1,107	2,095	2,698	3,539					(990) 1,053	(1,633) 1,833	(2,121) 2,357	(2,607) 3,007
8・9………	1,107	2,095	2,698	3,539					(990) 1,053	(1,633) 1,857	(2,142) 2,380	(2,628) 3,031
10……………	1,107	2,095	2,698	3,616					(1,000) 1,053	(1,666) 1,857	(2,185) 2,380	(2,685) 3,031
11……………	1,107	2,095	2,857	3,821					(1,000) 1,053	(1,683) 1,857	(2,200) 2,380	(2,700) 3,063
12・13………	1,144	2,200	2,833	3,842					(1,000) 1,088	(1,700) 1,950	(2,214) 2,500	(2,714) 3,250
14・15………	1,144	2,200	2,833	3,842					(1,000) 1,088	(1,766) 1,950	(2,271) 2,500	(2,771) 3,250
16……………	1,144	1,566	2,200	3,250					(1,000) 1,088	(1,750) 1,950	(2,257) 2,500	(2,757) 3,250
17……………	1,144	1,566	2,200	3,250					(1,000) 1,088	(1,750) 1,455	(2,257) 1,950	(2,757) 2,700
18～22………	1,144	1,566	2,200	3,250					(1,000) 1,088	(1,700) 1,455	(2,214) 1,950	(2,714) 2,700
23……………	1,144	1,566	1,566	2,616					(1,000) 1,088	(1,700) 1,455	(2,214) 1,950	(2,714) 2,700
24～26………	1,144	1,566	1,566	2,616					(1,000) 1,088	(1,700) 1,455	(2,214) 1,455	(2,714) 2,150
27～令和 6	1,211	1,688	1,688	2,854					(1,000) 1,152	(1,700) 1,541	(2,214) 1,541	(2,714) 2,345

（備考）1. 昭和9～11年については、扶養親族に年齢制限があるため、配偶者は控除を受けられないものとして計算している。

昭和40年については、夫婦1人、子2人の場合の子供は13歳未満として計算している。

昭和58年については、「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」を加味していない。

昭和62年については、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」を加味している。

平成元年度以降の所得税及び平成2年度以降の個人住民税については、夫婦1人の場合の子供は中学生として計算し、夫婦2人の場合の子供は1人が中学生で、1人が大学生であるものとして計算している。

2. 昭和40～49年については、改正初年分の人的控除の引上げ幅が平年分の4分の3に圧縮されている。

3. 昭和30年以降は一定の社会保険料控除を加味して計算している（第12表の備考1を参照）。なお、昭和25年以前は社会保険料を加味していない。

4. 個人住民税については、昭和40年度は道府県民税と市町村民税の課税最低限が異なるので、市町村民税の課税最低限を記載した。また、昭和56年度からの（ ）書は非課税限度額である。昭和59年度分は「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」による減税を加味している。

15. 所得税の課税最低限及び税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入の国際比較（給与所得者）

		(単位 千円)				
区 分		日 本	米 国	英 国	ド イ ツ	フ ラ ンス
単 身 者	所得税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入	1,211	2,450	2,338	2,614	3,722
	〔課税最低限〕	(1,211)	(2,450)	(2,338)	(2,614)	(3,722)
夫 婦 の み	所得税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入	1,688	4,380	3,474	4,899	6,951
	〔課税最低限〕	(1,688)	(4,380)	(2,572)	(4,899)	(6,951)
夫 婦 子 1 人	所得税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入	5,346	7,997	5,007	7,777	8,168
	〔課税最低限〕	(1,688)	(7,997)	(2,572)	(4,863)	(8,168)
夫 婦 子 2 人	所得税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入	6,315	8,925	5,007	10,058	11,534
	〔課税最低限〕	(2,854)	(8,925)	(2,572)	(4,848)	(9,619)
(参考) 1人当たり国民所得		4,090	8,293	4,804	5,374	4,362

(備考) 1. 所得税額及び給付額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一定の家族構成や給与所得を前提として一般的に適用される控除や給付等を考慮している。
2. 比較のため、モデルケースとして夫婦子1人の場合にはその子を13歳として、夫婦子2人の場合には第1子が就学中の19歳、第2子が13歳として計算している。
3. 一般的な給付措置として、日本は児童手当を含めた場合の数字。米国の児童税額控除は所得税の税額控除として含まれており、また児童手当制度は設けられていない。英国の夫婦子2人及び夫婦子1人については、全額給付の児童税額控除・就労税額控除及び児童手当を含めた場合の数字。フランスの家族手当は子どもが2人以上いる場合に支給される。
4. 1人当たり国民所得については、第2表を参照。
5. 令和6年1月現在に適用される税法等に基づいている。邦貨換算レートは、1ドル=150円、1ポンド=186円、1ユーロ=162円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和6年（2024年）1月中適用）。
6. 日本については、令和6年（2024年）分の定額減税を加味していない。

16. 給与所得者数、納税者数の累年比較

(単位 千人、%)									
区 分	給 与 所 得 者			納 税 者			納 税 者 割 合		
	1 年勤続	1 年未満 勤 続	計	1 年勤続	1 年未満 勤 続	計	1 年勤続	1 年未満 勤 続	計
平成26年分	44,785	10,290	55,075	37,938	5,098	43,036	84.7	49.5	78.1
27	45,509	10,804	56,313	38,388	5,417	43,805	84.4	50.1	77.8
28	45,850	10,977	56,828	38,697	5,453	44,150	84.4	49.7	77.7
29	47,426	10,380	57,807	40,301	5,226	45,527	85.0	50.3	78.8
30	47,649	11,047	58,696	40,492	5,706	46,198	85.0	51.6	78.7
令和元	49,994	10,039	60,034	42,396	5,028	47,424	84.8	50.1	79.0
2	50,401	9,517	59,918	42,703	4,546	47,249	84.7	47.8	78.9
3	51,375	9,200	60,575	43,945	4,260	48,205	85.5	46.3	79.6
4	50,776	8,891	59,667	43,596	4,602	48,198	85.9	51.8	80.8

(備考) 1. 国税庁「民間給与実態統計調査」による。
2. 令和4年分調査から、新たな復元推計手法を適用して調査を実施している。
3. 平成26年分から令和3年分についても、新たな復元推計手法に基づいて計算した調査結果である。

17. 給与所得者数、給与額、税額の累年比較

		(1年を通じて勤務した給与所得者)							
区 分	給 与 所得者数	給 料 ・ 手 当		賞 与		給 与 総 額		税 額	
		総 額	平 均	総 額	平 均	総 額	平 均	総 額	平 均
平成29年分		千人	億円	千円	億円	千円	億円	千円	億円
30		47,426	1,727,817	3,643	328,527	693	2,056,344	4,336	92,598
令和元		47,649	1,756,919	3,687	335,534	704	2,092,454	4,391	96,158
2		49,994	1,835,053	3,671	356,447	713	2,191,500	4,384	102,827
2	男	29,639	1,333,477	4,499	251,162	847	1,584,639	5,347	
	女	20,762	526,666	2,537	81,538	393	608,204	2,929	
	計	50,401	1,860,143	3,691	332,700	660	2,192,843	4,351	102,056
3	男	29,834	1,375,329	4,610	264,396	886	1,639,725	5,496	
	女	21,541	561,756	2,608	88,424	410	650,181	3,018	
	計	51,375	1,937,086	3,770	352,820	687	2,289,906	4,457	111,718
4	男	29,266	1,380,166	4,716	268,512	917	1,648,677	5,633	
	女	21,510	579,887	2,696	94,904	441	674,791	3,137	
	計	50,776	1,960,053	3,860	363,416	716	2,323,469	4,576	117,742

(備考) 1. 国税庁「民間給与実態統計調査」による。
2. 令和4年分調査から、新たな復元推計手法を適用して調査を実施している。
3. 平成26年分から令和3年分についても、新たな復元推計手法に基づいて計算した調査結果である。

18. 所得税の控除
(付 個人住民税の

区 分	平成28年	29	30	令和元年
給 与 所 得 控 除	給与等の収入金額が、 180万円までの場合 40% 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 1,200万円までの場合 5%+1,700,000円 1,200万円超の場合 2,300,000円（一定） 最低保障額 650,000円 （26年度改正において措置）	給与等の収入金額が、 180万円までの場合 40% 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 1,000万円超の場合 2,200,000円（一定） 最低保障額 650,000円 （26年度改正において措置）	同 左	同 左
給 特 与 定 所 得 支 出 者 控 除	給与と所得の金額の計算上、特定支出 の額が給与所得控除額の2分の1（給 与収入1,500万円超の場合は125万円） を超える場合には、申告により、その 超える部分を控除することができる。 （26年度改正において措置）	同 左	同 左	同 左
専 （青 色 申 告 者 特 別 控 除）	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与額のうち、労務の 提供の程度等からみて労務の対価とし て相当であると認められる金額 白色事業専従者控除 500,000円 （配偶者の場合 860,000円） 最高限度 $\frac{\text{事業所得等の金額}}{1 + \text{事業専従者の数}}$ 青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべ き事業を営む青色申告者で、これら の所得に係る取引を正規の簿記の原 則に従い記録している者 650,000円 ② ①以外の青色申告者 100,000円	同 左	同 左	同 左
公 的 年 金 等 控 除	〔65歳未満の者〕 公的年金等の収入金額が、 1,300,000円までの場合 700,000円 4,100,000円までの場合 25%+375,000円 7,700,000円までの場合 15%+785,000円 7,700,000円超の場合 5%+1,555,000円 〔65歳以上の者〕 公的年金等の収入金額が、 3,300,000円までの場合 1,200,000円 4,100,000円までの場合 25%+375,000円 7,700,000円までの場合 15%+785,000円 7,700,000円超の場合 5%+1,555,000円	同 左	同 左	同 左

及 び 税 率 の 推 移
控 除 及 び 税 率

2	3	4	5	6
給与等の収入金額が、 180万円までの場合 40%-100,000円 360万円までの場合 30%+80,000円 660万円までの場合 20%+440,000円 850万円までの場合 10%+1,100,000円 850万円超の場合 1,950,000円（一定） 最低保証額 550,000円 （所得金額調整控除） ① 給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する場合等には、給与等の収入金額から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除する（15万円を上限。）。 ② 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を上限）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を上限）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。 （30年度改正において措置）	同 左	同 左	同 左	同 左
特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを追加。 また、特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、限度回数（1月に4往復）を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費等の額を追加。 （30年度改正において措置）	同 左	同 左	特定支出の範囲に含まれている研修費又は資格取得費について、その支出が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に係るものである場合には、現行の給与等の支払者によるその支出が特定支出に該当する旨の証明の書類に代えて、キャリアコンサルタントによるその支出が特定支出に該当する旨の証明の書類を確定申告書等に添付することができるとする。	同 左
青色事業専従者給与 同 左 白色事業専従者控除 同 左 青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 550,000円 ② ①以外の青色申告者 100,000円 ③ 上記①の者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす者 650,000円 イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿の備付け及び保存を行っていること。 ロ その年分の所得税の確定申告書等の提出を、その提出期限までにe-Taxを使用して行うこと。 （30年度改正において措置）	同 左	青色事業専従者給与 同 左 白色事業専従者控除 同 左 青色申告特別控除 同 左 （注） 控除額65万円の適用要件である「電子帳簿保存」については、令和3年度改正前の電子帳簿保存法の保存要件が維持されている。 （令和3年度改正において措置）	同 左	同 左
①公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合 〔65歳未満の者〕 公的年金等の収入金額が、 1,300,000円までの場合 600,000円 4,100,000円までの場合 25%+275,000円 7,700,000円までの場合 15%+685,000円 10,000,000円までの場合 5%+1,455,000円 10,000,000円超の場合 1,955,000円 〔65歳以上の者〕 公的年金等の収入金額が、 3,300,000円までの場合 1,100,000円 4,100,000円までの場合 25%+325,000円 7,700,000円までの場合 15%+685,000円 10,000,000円までの場合 5%+1,455,000円 10,000,000円超の場合 1,955,000円 ②1,000万円を超え2,000万円以下である場合 上記①から10万円引下げ ③2,000万円超の場合 上記①から20万円引下げ （30年度改正において措置）	同 左	同 左		

18. 所得税の控除

区分		平成28年	29	30	令和元年
所得税	基礎控除	380,000円	同 左	同 左	同 左
	配偶者控除	380,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 480,000円 (控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が38万円以下 であること)	同 左	居住者の合計所得金額が 900万円以下の場合 380,000円 (老人控除対象配偶者： 480,000円) 900万円超950万円以下の場合 260,000円 (老人控除対象配偶者： 320,000円) 950万円超1,000万円以下の場合 130,000円 (老人控除対象配偶者： 160,000円) (注) 合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできない。 控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が38万円以下であり、居住者の合計所得金額が1,000万円以下であること。 (29年度改正において措置)	同 左
	配偶者特別控除	最高 380,000円 合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。 控除対象配偶者以外の配偶者の所得金額に応じて以下のように控除額を調整。 配偶者の所得 控除額 38～40万円未満 38万円 40～45 〃 36 〃 45～50 〃 31 〃 50～55 〃 26 〃 55～60 〃 21 〃 60～65 〃 16 〃 65～70 〃 11 〃 70～75 〃 6 〃 75～76 〃 3 〃	同 左	居住者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①居住者の合計所得金額が900万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 38～85万円以下 38万円 85～90 〃 36 〃 90～95 〃 31 〃 95～100 〃 26 〃 100～105 〃 21 〃 105～110 〃 16 〃 110～115 〃 11 〃 115～120 〃 6 〃 120～123 〃 3 〃 ②居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 38～85万円以下 26万円 85～90 〃 24 〃 90～95 〃 21 〃 95～100 〃 18 〃 100～105 〃 14 〃 105～110 〃 11 〃 110～115 〃 8 〃 115～120 〃 4 〃 120～123 〃 2 〃	同 左

(続)

[illegible]

及 び 税 率 の 推 移 (続)

2	3	4	5	6
③居住者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 48～95万円以下 13万円 95～100 〃 12 〃 100～105 〃 11 〃 105～110 〃 9 〃 110～115 〃 7 〃 115～120 〃 6 〃 120～125 〃 4 〃 125～130 〃 2 〃 130～133 〃 1 〃 (30年度改正において措置)				
同 左 (扶養親族の所得要件 (合計所得金額が48万円以下であること。) (30年度改正において措置))	同 左	同 左	控除対象扶養親族(年齢16歳以上。ただし、年齢30歳以上70歳未満の非居住者である場合には、次に掲げる者のいずれかに該当するもの) ① 留学により国内に住所及び居所を融資亡くなった者 ② 障害者 ③ その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者 (令和2年度改正において措置) うち、特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満) 同左 うち、老人扶養親族(年齢70歳以上) 同左 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 同左 (扶養親族の所得要件 同左) (注) 年齢30歳以上70歳未満の非居住者である親族(障害者である親族を除く。)に係る扶養控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等に上記①に掲げる者に該当する旨を証する書類又は上記③に掲げる者に該当することを明らかにする書類を確定申告書に添付等することを義務付ける。 (令和2年度改正において措置)	同 左
控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同 左 扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合は、 同 左 (同一生計配偶者の所得要件 (合計所得金額が48万円以下であること。) (30年度改正において措置)) ひとり親控除 350,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
(所得要件等) (1) 障害者 同 左 (2) 寡婦 ひとり親に該当しない者で次に掲げる要件に該当する者 ① 夫と離婚した後再婚していない者で扶養親族を有する者であること又は夫と死別した後再婚していない者であること ② 合計所得金額500万円以下であること ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと (3) ひとり親 現に婚姻をしていない者等で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、合計所得金額500万円以下の者 (4) 勤労学生 学生、生徒等のうち、その年の合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者 (30年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左	同 左

18. 所 得 税 の 控 除

区 分		平成28年	29	30	令和元年
所 <					

及 び 税 率 の 推 移 (続)

2	3	4	5	6
(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左 (注) 令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律（令和6年2月21日施行）
(2) 医療費控除 同 左	(2) 医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション税制 同 左 適用期限を令和8年まで5年延長	(2) 医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション税制 同 左 ① 所要の経過措置を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外。 ② スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品（スイッチOTC医薬品を除く。）で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるものを対象に追加。 (令和3年度改正において措置)	(2) 医療費控除 同 左	令和6年1月に発生した能登半島地震による災害により、住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年分の所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる。 (2) 医療費控除 同 左
(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左

18. 所 得 税 の 控 除

区 分		平成28年	29	30	令和元年
所得 税 の 所 得 控 除 (統)	そ の 他 の 所 得 控 除 (統)	(4) 地震保険料控除 家屋又は家財について支払った地震保険料等（最高50,000円） (注) 平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約については控除額が適用（地震保険料控除と合わせて最高50,000円） (5) 社会保険料控除 支払額の全額 (6) 小規模企業共済等掛金控除 次の掛金の支払額の全額 ④ 小規模企業共済契約に係る掛金 ㊥ 確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金 ㊦ 心身障害者扶養共済制度の掛金 (7) 寄附金控除 ④ 国又は地方公共団体に対する寄附金 ㊥ 指定寄附金 ㊦ 特定公益増進法人に対する寄附金 ㊧ 認定NPO法人に対する寄附金 ㊨ 政治活動に関する寄附金（特定の政治献金） ㊩ 特定新規中小会社の特定新規株式を払込みにより取得をした場合におけるその年中に取得に要した金額（1,000万円を限度）について、寄附金の額（所得金額の40%を限度）のうち、2千円を超える部分の金額を所得控除する。 (注) 1 認定NPO法人等並びに一定の要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人に対する寄附について、新たに税額控除制度を導入し、従来の所得控除制度との選択制とする。 2 上記㊩の特定新規中小会社の特定新規株式とは以下の株式をいう。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（現行：中小企業等経営強化法）に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（設立1年目のものその他一定のものに限る。）により発行される株式	(4) 地震保険料控除 同 左 (5) 社会保険料控除 同 左 (6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左 (注) 確定拠出年金の個人型年金加入者掛金について、対象となる確定拠出年金の個人型年金の加入者の範囲に、企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者を追加。 (27年度改正において措置) (7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合における控除について、適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を平成31年3月31日まで2年延長する。	(4) 地震保険料控除 同 左 (5) 社会保険料控除 同 左 (6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左 (7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、 ① 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社（平成30年3月31日までに同法の確認を受けたものに限る。）により発行される株式で当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものを、当該特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式で地域再生法等の改正法の施行の日から令和2年3月31日までの間に発行されるものに見直すとともに、所要の経過措置を講ずる。 ② 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長する。 ③ 適用対象となる株式の範囲から、総合特別区域法に規定する指定会社により発行される株式を除外する。	(4) 地震保険料控除 同 左 (5) 社会保険料控除 同 左 (6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左 (7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合における控除について、適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を令和3年3月31日まで2年延長する。

及 び 税 率 の 推 移 (続)

2	3	4	5	6
(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左
(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左
(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛 金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛 金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛 金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛 金控除 同 左
(7) 寄附金控除 同 左 (注) 1 特定新規中小会社が発行した 株式を取得した場合の課税の特 例について、 ① 適用対象となる特定新規株式 の範囲に、次に掲げる株式を追 加する。 イ 内国法人のうちその設立の 日以後5年を経過していない 中小企業者に該当する一定の 株式会社に発行される株式 で、一定の投資事業有限責任 組合契約に従って取得される もの ロ 内国法人のうちその設立の 日以後5年を経過していない 中小企業者に該当する一定の 株式会社に発行される株式 で、第一種少額電子募集取扱 業務を行う一定の者が行う 当該業務により取得されるもの ② 適用対象となる国家戦略特別 区域法に規定する特定事業を行 う株式会社により発行される株 式の発行期限を2年延長する。 ③ 適用対象となる地域再生法に 規定する特定地域再生事業を行 う株式会社により発行される株 式の発行期限を2年延長する。 2 新型コロナウイルス感染症等 の影響に対応するための国税関 係法律の臨時特例 (令和2年4月30日施行) 指定行事の中止等により生じた	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、 ① 特定新規株式の取得 に要した金額として寄 附金控除の適用を受け ることができる限度額 を800万円（改正前： 1,000万円）に引き下げ る。 (令和2年度改正において 措置) ② 適用対象となる沖縄 振興特別措置法の指定 会社に係る同法の規定 に基づく指定期限を令和4年3月31日まで1 年延長。 ③ 特定公益増進法人等 に対する寄附金につい て、適用対象となる寄 附金から出資に関する 業務に充てられること が明らかな寄附金を除 外する。	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、 ① 適用対象となる沖縄 振興特別措置法の指定 会社に係る同法の規定 に基づく指定期限を令和7年3月31日まで3 年延長する。 ② 適用対象となる国家 戦略特別区域法に規定 する特定事業を行う株 式会社により発行され る株式の発行期限を令和6年3月31日まで2 年延長する。 ③ 適用対象となる地域 再生法に規定する特定 地域再生事業を行う株 式会社により発行され る株式の発行期限を令和6年3月31日まで2 年延長する。	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 1 公益信託の信託財産 とするために支出した 当該公益信託に係る信 託事務に関連する寄附 金（出資に関する信託 事務に充てられること が明らかなものを除 く。）について特定公益 増進法人に対する寄附 金と同様に、寄附金控 除の対象とする。 (令和6年度改正において 措置) 2 特定新規中小会社が発 行した株式を取得し た場合の課税の特例に ついて、 ① 適用対象となる国家 戦略特別区域法に規定 する特定事業を行う株 式会社により発行され る株式の発行期限を令和8年3月31日まで2年 延長する。 ② 適用対象となる地域 再生法に規定する特定 地域再生事業を行う株 式会社により発行され る株式の発行期限を令和8年3月31日まで2年 延長する。	

18. 所 得 税 の 控 除

区 分		平成28年	29	30	令和元年
所得 控 除 (続)	そ の 他 の 所 得 控 除 (続)	② 総合特別区域法に規定する指定会社で平成30年3月31日までに同法の規定による指定を受けたものにより発行される株式でその指定の日から3年を経過する日までの間に発行されるもの ③ 沖縄振興特別措置法に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に同法の規定による指定を受けたものにより発行される株式 ④ 国家戦略特別区域法に規定する一定の株式会社により発行される株式で平成30年3月31日までの間に発行されるもの ⑤ 地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社で平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に同法の規定による確認を受けたものにより発行される株式のうち、当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるもの			
	税 配 当 控 除 控 除	④ 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%、1,000万円を超える部分の金額について5% ⑤ 証券投資信託の収益の分配については5%（課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については2.5%）〔所法〕 ただし、公募証券投資信託の収益の分配、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。〔措法〕 (注) 申告分離課税制度を選択した配当所得は、配当控除の対象とならない。〔措法〕	同 左	同 左	同 左
除	分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 控 除				

及 び 税 率 の 推 移 (続)

2	3	4	5	6
権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例 個人が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内（令和2年2月1日から令和3年12月31日まで）にした場合において、放棄払戻請求権相当額又は特定放棄払戻請求権相当額（20万円を限度）については、寄附金控除又は所得税額の特別控除の適用ができることとする。				
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
(30年度改正において創設) 居住者等が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合において、その収益の分配に係る二重課税調整が行われた外国所得税の額があるときは、その収益の分配に係る外国所得税の額で収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち居住者等が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額に相当する金額（分配時調整外国税相当額）を、一定の限度内で所得税額から控除する。	同 左	同 左	同 左	同 左

18. 所 得 税 の 控 除

区 分		平成28年	29	30	令和元年
税 額 控 除	外 国 税 額 控 除	外国所得税（通常行われる取引と認められない一定の取引に係る外国所得税を除く。）を課せられた年分の所得税額のうち国外源泉所得に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で、過去3年以内の控除余裕枠は当年の控除枠に加え、過去3年以内の控除未済額は当年で控除できる。 なお、外国税額控除の適用を受けた外国所得税がその後の年分において外国で減額された場合には調整を行う。 (注) 1 外国税額控除の適用を受けた外国所得税が減額された場合の調整を、その適用を受けた年の翌年以後7年以内の減額に限る。 (21年度改正において措置) 2 複数の税率の中から納税者と税務当局等との合意により税率が決定される税について、最も低い税率を上回る部分を外国税額控除の適用の対象となる外国所得税から除外。 3 控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等に課税権を認めた所得で当該条約相手国等において外国所得税を課されるものは、国外所得に該当。 (23年度改正において措置)	同 左 (注) 控除限度額の計算の基となる所得でその源泉が国外にあるものを、新たに国外所得金額として定義。 (26年度改正において措置)	同 左	同 左
	控 除 (続) 住 宅 借 入 金 等 に 係 る 税 額 控 除	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 居住者が、新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその居住に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を10年間（年間所得3,000万円以下の年に限る。）にわたり所得税額から控除する。 なお、控除額のうちその年の所得税から控除しきれない金額がある場合には、一定の金額を個人住民税から控除することができる（地方税法）。	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 1 住宅ローン減税の適用を受ける住宅が災害により居住の用に供することができなくなった場合、災害により居住の用に供することができなくなった年以後の適用年（従前家屋等を事業等の用に供した等の日以後の各年を除く。）についても適用可能とする。 2 上記1の場合において、再建支援法適用者は、従前家屋に係る住宅借入金等と再取得等をした家屋の住宅借入金等について重複して適用可能とする。	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%であり、かつ、当該住宅を令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合には控除期間の3年間延長の特例を適用できる。 なお、入居11～13年目に控除する場合についても、所得税額から控除しきれない金額は、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除することができる（地方税法）。

及 び 税 率 の 推 移 (続)

2	3	4	5	6
同 左 (注) 我が国で所得として認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国所得税の額に、居住者に対する配当等の支払があったものとみなして課される一定の外国所得税の額を追加。 (令和元年度改正において措置)	同 左	同 左 (注) 我が国で所得として認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国所得税の額に、他の者の所得に相当する金額に対し、これを居住者の所得とみなして課される一定の外国所得税の額及び実質的に支払金額等に対して課される一定の外国所得税の額を追加。 (令和2年度改正において措置)	同 左	同 左
(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例 (令和2年4月30日施行) 1 住宅の新築取得等をした場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年12月31日までに当該住宅を居住の用に供することができなかったときであっても、令和3年12月31日までに居住の用に供した場合 (一定の要件を満たす場合に限る。) は控除期間の3年間延長の特例を適用することができる。 2 既存住宅を取得し特定増改築をした場合又は要耐震改修住宅を取得して耐震改修をした場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によりそれらの住宅の取得の日から6月以内に居住の用に供することができなかったときであっても、一定の要件の下でこの控除の適用を受けることができる。	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例 住宅の新築取得等をした場合において、当該家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、一定の要件の下でこの控除及び控除期間の3年間延長の特例を適用することができる。	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 個人が、一定の住宅の新築取得等をして6ヵ月以内に居住の用に供した場合において、住宅借入金等を有する等の一定の要件を満たすときは、以下の住宅の区分に応じ10年間又は13年間 (合計所得金額が2,000万円以下の年に限る。) にわたり次により算出した金額を所得税額から控除する。 ① 新築住宅・買取再販住宅・・・13年間 (※) (※) 省エネ基準を満たさない住宅で、居住年が令和6年又は令和7年である場合は10年間 ② 既存住宅・・・10年間 なお、控除額のうちその年の所得税から控除しきれない金額がある場合には一定の金額を個人住民税から控除することができる (地方税法)。	(1) 住宅ローン減税 同 左	(1) 住宅ローン減税 同 左

18. 所 得 税 の 控 除

区 分		平成28年	29	30	令和元年
税 額 控 除 (続)	住 宅 借 入 金 等 に 係 る 税 額 控 除 (続)	[控除額の計算] 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1%(10年間) [控除対象限度額] ① 一般の住宅 イ 住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合…4,000万円 ロ 上記以外の場合…2,000万円 ② 認定住宅 イ 住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合…5,000万円 ロ 上記以外の場合…3,000万円	[控除額の計算] 同 左 [控除対象限度額] 同 左	[控除額の計算] 同 左 [控除対象限度額] 同 左	[控除額の計算] ① 平成26年4月から令和3年居住分のうち下記②に該当しない場合 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1%(10年間) ② 令和元年10月から令和2年12月居住分(住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%の場合に限る。) イ 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1%(1～10年目) ロ 次のいずれか少ない金額(11年目から13年目) ④ 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1% ⑤ 建物購入価額(4,000万円(認定住宅の場合は5,000万円)を限度)の2%÷3 [控除対象限度額] 同 左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

2	3	4	5	6
[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左 (注) 新型コロナ税特法に定める措置により令和3年居住分(一定の要件を満たす場合に限る。)についても令和元年②のとおり控除額の計算を行うことができる。	[控除額の計算] 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×0.7%(10年間又は13年間) (注) 新型コロナ税特法に定める措置により令和4年居住分(一定の要件を満たす場合に限る。)についても令和元年②のとおり控除額の計算を行うことができる。	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左
[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] ① 新築住宅・買取再販住宅 イ 令和4年・令和5年入居 ① 認定住宅…5,000万円 ㊦ ZEH水準省エネ住宅…4,500万円 ㊧ 省エネ基準適合住宅…4,000万円 ㊨ その他の住宅…3,000万円 ロ 令和6年・令和7年入居 ① 認定住宅…4,500万円 ㊦ ZEH水準省エネ住宅…3,500万円 ㊧ 省エネ基準適合住宅…3,000万円 ㊨ その他の住宅…0万円(一定の要件に該当する場合2,000万円) ② 既存住宅 イ 認定住宅, ZEH水準省エネ住宅, 省エネ基準適合住宅…3,000万円 ロ その他の住宅…2,000万円	[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] 同 左 (注) 個人で年齢40歳未満であって配偶者を有する者, 年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者が, 認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(控除対象限度額)を次のとおりとする。 ① 認定住宅…5,000万円 ② ZEH水準省エネ住宅…4,500万円 ③ 省エネ基準適合住宅…4,000万円)

18. 所得税の控除

区 分		平成28年	29	30	令和元年
税 額 控 除 (続)	住宅借入金等に係る税額	(2) バリアフリー改修促進税制 [制度の基本的内容] 特定の個人が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間にわたり所得税額から控除する。 [控除額の計算] ① 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円(当該工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年末残高×1%	(2) バリアフリー改修促進税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進税制 同 左
	省エネ改修促進税制に係る税額	(3) 省エネ改修促進税制 [制度の基本的内容] 個人が、その者の居住用の家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間にわたり所得税額から控除する。 [控除額の計算] ① 一定の省エネ改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円(当該工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年末残高×1%	(3) 省エネ改修促進税制 同 左 (注) 1 適用対象となる工事に特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事を加える。 2 適用対象となる省エネ改修工事に、居室の窓の断熱改修工事又は居室の窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事で、改修後の住宅全体の省エネ性能が一定以上となること等の要件を満たすものを加える。	(3) 省エネ改修促進税制 同 左	(3) 省エネ改修促進税制 同 左
	三世代同居対応改修税制に係る税額	(4) 三世代同居対応改修税制 [制度の基本的内容] 個人が、その者の居住用の家屋について一定の三世代同居対応改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその三世代同居対応改修工事に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間にわたり所得税額から控除する。 (注) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。 (消費税率引上げ時期変更法において措置) [控除額の計算] ① 一定の三世代同居対応改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年末残高×1%	(4) 三世代同居対応改修税制 同 左	(4) 三世代同居対応改修税制 同 左	(4) 三世代同居対応改修税制 同 左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

2	3	4	5	6
(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左 (注) 適用期限(令和3年 12月31日)は延長しな い。			
(3) 省エネ改修促進税制 同 左	(3) 省エネ改修促進税制 同 左 (注) 適用期限(令和3年 12月31日)は延長しな い。			
(4) 三世代同居対応改修税 制 同 左	(4) 三世代同居対応改修税 制 同 左 (注) 適用期限(令和3年 12月31日)は延長しな い。			

18. 所 得 税 の 控 除

区 分		平成28年	29	30	令和元年
税 額 控 除 (続)	政治 献 金 税 額 控 除	個人の行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金（特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度）については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。 [控除額の計算] 税額控除額＝（その年中に支出した政党等に対する献金の合計額－2千円）×30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする	同 左	同 左	同 左 （注）適用期限を令和6年12月31日まで5年延長。
	認 定 N P O 法 人 等 に 寄 附 を し た 場 合 の 税 額 控 除	個人が支出した認定特定非営利活動法人等並びにPST要件や情報公開要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人等、社会福祉法人及び更生保護法人（以下「認定NPO法人等」という。）に対する寄附金（特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度）については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。 [控除額の計算] 税額控除額＝（その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の合計額－2千円）×40% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。	同 左	同 左	同 左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

2	3	4	5	6
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左 (注) 適用期限を令和II年12月31日まで5年延長。
同 左 (注) 対象となる寄附金の範囲に、PST要件や情報公開要件を満たす国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構に対する寄附金のうち学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実であるものを追加する。	同 左 (注) 対象となる認定NPO法人等に対する寄附金について、適用対象となる寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外する。	同 左	同 左	同 左 (注)〔①について、令和7年4月1日以後適用〕 ① 対象となる学校法人等のPSTの絶対値要件について、一定の要件を満たす学校法人等の直前の終了事業年度が令和6年4月1日から令和11年4月1日までの間に開始した事業年度である場合には、「実績判定期間（2年）内に3,000円以上の寄附金・寄附金額を各年100人以上、30万円以上」とすることができる。 (令和6年度改正において措置) ② 対象となる寄附金の範囲に、PST要件や情報公開要件を満たす国立大学法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構に対する寄附金のうち障害者支援事業及び留学生受け入れ環境整備事業に充てられることが確実なものを追加する。

18. 所 得 税 の 控 除

区 分		平成28年	29	30	令和元年
税 額 控 除 (続)	耐震改修税額控除	昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額（250万円（耐震改修工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8％又は10％以外の場合は200万円）を限度）の10％相当額を所得税額から控除する。	同 左	同 左	同 左
	特 定 の 改 修 工 事 を し た 場 合 の 税 額 控 除	(1) バリアフリー改修税額控除 その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額（200万円（バリアフリー改修工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8％又は10％以外の場合は150万円）を限度）の10％相当額を所得税額から控除する。	(1) バリアフリー改修税額控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額控除 同 左
		(2) 省エネ改修税額控除 その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額（250万円（当該工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8％又は10％以外の場合は200万円）を限度（※）の10％相当額を所得税額から控除する。 （※）併せて太陽光発電装置を設置する場合は350万円。	(2) 省エネ改修税額控除 同 左	(2) 省エネ改修税額控除 同 左	(2) 省エネ改修税額控除 同 左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

2	3	4	5	6
同 左	同 左	昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額（250万円を限度）の10%相当額を所得税額から控除する。 (注) 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。	同 左	同 左 (注) 適用期限を令和7年12月31日まで2年延長。
(1) バリアフリー改修税額 控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額 控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額 控除 その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額（200万円を限度）の10%相当額を所得税額から控除する。 (注) 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。	(1) バリアフリー改修税額 控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額 控除 同 左 (注) 適用期限を令和7年12月31日まで2年延長。
(2) 省エネ改修税額控除 同 左	(2) 省エネ改修税額控除 同 左	(2) 省エネ改修税額控除 その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額（250万円を限度（※））の10%相当額を所得税額から控除する。 (※) 併せて太陽光発電装置を設置する場合は350万円。 (注) 1 適用対象となる省エネ改修工事を窓の断熱改修工事又は窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事（改正前：全ての居室の全ての窓の断熱改修工事又は全ての居室の全ての窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事）とする。 2 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。	(2) 省エネ改修税額控除 同 左	(2) 省エネ改修税額控除 同 左 (注) 適用期限を令和7年12月31日まで2年延長。

18. 所 得 税 の 控 除

区 分		平成28年	29	30	令和元年
税 額 控 除 (続)	特 定 の 改 修 工 事 を し た 場 合 の 税 額 控 除 (続)	(3) 三世代同居対応改修税額控除 その者の所有する居住用の家屋について一定の三世代同居対応改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のその三世代同居対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。 (注) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)	(3) 三世代同居対応改修税額控除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税額控除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税額控除 同 左
			(4) 耐久性向上改修税額控除 その者の所有する居住用の家屋について一定の耐久性向上改修工事(耐震改修、省エネ改修工事又はこれらの改修工事と併せて行うものに限る。)を行い、6月以内に居住の用に供した場合のその耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円(耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて行う場合には500万円)を限度(※))の10%相当額を所得税額から控除する。 (※) 省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合は350万円。	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

2	3	4	5	6
(3) 三世代同居対応改修税額控除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税額控除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税額控除 同 左 (注) 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。	(3) 三世代同居対応改修税額控除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税額控除 同 左 (注) 適用期限を令和7年12月31日まで2年延長。
(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左 (注) 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左 (5) その他 同 左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左 (注) 適用期限を令和7年12月31日まで2年延長。
		(5) その他 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除又は上記(1)～(4)の税額控除の適用を受ける場合に限り、これらの税額控除に係る改修工事等の標準的な費用の額(控除対象限度額を超える部分に限る。)とこれらの改修工事等と併せて行う一定の増改築等に係る費用の額との合計額(これらの改修工事の標準的な費用の額の合計額と1,000万円から当該合計額(当該合計額が控除対象限度額を超える場合には控除対象限度額)を差し引いた金額のいずれか低い金額を限度)の5%相当額をこれらの税額控除に上乗せして所得税額から控除する。		(5) 子育て改修税額控除 個人で年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和6年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合のその子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。

区 分		平成28年	29	30	令和元年
税	特定の改修工事をした場合の税額控除（続）				
額					
控					
除	した場合の税額控除（続）	認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の新築等をして、6月以内に居住の用に供した場合には、その認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額（650万円（認定住宅の新築等の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8％又は10％以外の場合は500万円）を限度）の10％相当額を所得税額から控除する（翌年繰越可）。	同 左	同 左	同 左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

2	3	4	5	6
				(6) その他 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除又は上記(1)~(5)の税額控除の適用を受ける場合に限り、これらの税額控除に係る改修工事等の標準的な費用の額（控除対象限度額を超える部分に限る。）とこれらの改修工事等と併せて行う一定の増改築等に係る費用の額との合計額（これらの改修工事の標準的な費用の額の合計額と1,000万円から当該合計額（当該合計額が控除対象限度額を超える場合には控除対象限度額）を差し引いた金額のいずれか低い金額を限度）の5%相当額をこれらの税額控除に上乗せして所得税額から控除する。 (注) 適用期限を令和7年12月31日まで2年延長。
同 左	同 左	認定長期優良住宅、認定低炭素住宅又はZEH水準省エネ住宅の新築等をして、6月以内に居住の用に供した場合には、それらの住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額（650万円を限度）の10%相当額を所得税額から控除する（翌年繰越可）。 (注) 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。	同 左	同 左 (注) 適用期限を令和7年12月31日まで2年延長。

18. 所得税の控除

区 分		平成28年	29	30	令和元年
その 他の 控除 等	特	(1) 退職所得 勤続年数1年につき、勤続年数20年まで40万円、20年超70万円を乗じた金額（最低限度額80万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに100万円加算）を収入金額から控除し、その控除後の金額の2分の1相当額を課税所得とし、分離課税とする。 ただし、退職手当等の支払者の役員等（役員等としての勤続年数が5年以下の者に限る。）が支払を受ける特定役員退職手当等に係る退職所得については退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を適用しない。	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左
	別	(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、5分5乗により分離課税とする。	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左
	控	(3) 譲渡所得 ① 総合課税 譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。 ② ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額（5,000万円特別控除等）を控除して課税する。 (21年度改正において創設) 平成21年及び22年に取得した土地等の長期譲渡所得については、譲渡益から1,000万円を控除する。	(3) 譲渡所得 ① 同 左 ② 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左 ② 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左 ② 同 左
	除	(4) 一時所得 収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額から50万円を控除し、その残額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する。	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左
	等				
税	一般の税率	課税総所得金額が、 195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額 10% 330 “ 20% 695 “ 23% 900 “ 33% 1,800 “ 40% 4,000 “ 45%	同 左	同 左	同 左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

2	3	4	5	6
(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左 (注) その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであつて、特定役員退職手当等に該当しないもの(以下「短期退職手当等」という。)に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しない。 (令和3年度改正において措置)	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左
(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左
(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左
② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左
(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左
同 左	同 左	同 左	同 左 [令和7年分以後適用] (参考) その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得金税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課する。 (令和5年度改正において措置)	同 左

18. (付表) 個 人 住 民 税 の

区 分		平成28年度	29	30	令和元年度
所得	基礎控除	330,000円	同 左	同 左	同 左
	配偶者控除	控除額 330,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 380,000円 (控除対象配偶者の所得要件： 前年の合計所得金額が38万円 以下であること。 (注) 扶養控除の見直しに伴い、 扶養控除及び配偶者控除に係 る同居特別障害者加算措置 (加算額23万円)を特別障害者 控除に係る同居特別障害者の 加算額に改組する。 (22年度改正において措置)	同 左	同 左	所得割の納税義務者の前年の合計 所得金額が900万円以下の場合 330,000円 (老人控除対象配偶者：380,000円) 900万円超950万円以下の場合 220,000円 (老人控除対象配偶者：260,000円) 950万円超1,000万円以下の場合 110,000円 (老人控除対象配偶者：130,000円) (注) 前年の合計所得金額が1,000 万円を超える所得割の納税義 務者については、配偶者控除 を適用できない。 (控除対象配偶者の所得要件： 前年の合計所得金額が38万円 以下であり、所得割の納税義 務者の前年の所得金額が1,000 万円以下であること。 (29年度改正において措置)
	特別控除	最高 330,000円 前年の合計所得1,000万円以下 の者について適用する。控除対象 配偶者以外の配偶者の前年の合計 所得金額に応じて以下のように控 除額を調整。 配偶者の所得 控除額 38～45万円未満 33万円 45～50 “ 31 “ 50～55 “ 26 “ 55～60 “ 21 “ 60～65 “ 16 “ 65～70 “ 11 “ 70～75 “ 6 “ 75～76 “ 3 “	同 左	同 左	所得割の納税義務者及び配偶者 特別控除の対象となる配偶者の前 年の合計所得金額に応じて、以下 のように控除額を調整。 ①所得割の納税義務者の前年の合 計所得金額が900万円以下の場 合 配偶者の所得 控除額 38～ 85万円以下 33万円 85～ 90 “ 33 “ 90～ 95 “ 31 “ 95～100 “ 26 “ 100～105 “ 21 “ 105～110 “ 16 “ 110～115 “ 11 “ 115～120 “ 6 “ 120～123 “ 3 “ ②所得割の納税義務者の前年の合 計所得金額が900万円超950万円 以下の場合 配偶者の所得 控除額 38～ 85万円以下 22万円 85～ 90 “ 22 “ 90～ 95 “ 21 “ 95～100 “ 18 “ 100～105 “ 14 “ 105～110 “ 11 “ 110～115 “ 8 “ 115～120 “ 4 “ 120～123 “ 2 “

控 除 及 び 税 率

2	3	4	5	6
同 左	前年の合計所得金額が2,400万円以下である場合 430,000円 2,400万円超2,450万円以下である場合 290,000円 2,450万円超2,500万円以下である場合 150,000円 前年の合計所得金額が2,500万円超である所得割の納税義務者については、基礎控除の適用はできない。 (30年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左 （控除対象配偶者の所得要件：） （前年の合計所得金額が48万円以下であり、所得割の納税義務者の前年の所得金額が1,000万円以下であること。） (30年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左
同 左	所得割の納税義務者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 48～ 95万円以下 33万円 95～100 〃 33 〃 100～105 〃 31 〃 105～110 〃 26 〃 110～115 〃 21 〃 115～120 〃 16 〃 120～125 〃 11 〃 125～130 〃 6 〃 130～133 〃 3 〃 ②所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 48～ 95万円以下 22万円 95～100 〃 22 〃 100～105 〃 21 〃 105～110 〃 18 〃 110～115 〃 14 〃 115～120 〃 11 〃 120～125 〃 8 〃 125～130 〃 4 〃 130～133 〃 2 〃 ③所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 48～ 95万円以下 11万円 95～100 〃 11 〃 100～105 〃 11 〃 105～110 〃 9 〃 110～115 〃 7 〃 115～120 〃 6 〃 120～125 〃 4 〃 125～130 〃 2 〃 130～133 〃 1 〃 (30年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左

18. (付表) 個人住民税の

区 分		平成28年度	29	30	令和元年度
所得	配偶者特別控除(続)				③所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 38～85万円以下 11万円 85～90 〃 11 〃 90～95 〃 11 〃 95～100 〃 9 〃 100～105 〃 7 〃 105～110 〃 6 〃 110～115 〃 4 〃 115～120 〃 2 〃 120～123 〃 1 〃 (29年度改正において措置)
	扶養控除	控除対象扶養親族(年齢16歳以上) 330,000円 うち、特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満) 450,000円 うち、老人扶養親族(年齢70歳以上) 380,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 450,000円 (注) 扶養控除の見直しに伴い、扶養控除及び配偶者控除に係る同居特別障害者加算措置(加算額23万円)を特別障害者控除に係る同居特別障害者の加算額に改組する。 (22年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左
	障害者、寡婦(寡夫)、ひとり親及び勤労学生控除(続)	控除額 260,000円 ・障害者のうち、特別障害者に該当する場合 300,000円 ・扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合 530,000円 (22年度改正において措置) ・寡婦のうちの特別加算に該当する場合 300,000円 (所得要件等) (1) 障害者 所得要件なし (2) 寡婦(寡夫) (イ) 寡婦…夫と死別・離婚した後再婚していない者等で扶養親族等を有する者か、夫と死別した後再婚していない者等で前年の合計所得金額500万円以下の者 (注) 扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の者は、特別加算 (ロ) 寡夫…妻と死別・離婚した後再婚していない者等で、前年の総所得金額等が所得税法上の基礎控除の金額以下の生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額500万円以下の者 (3) 勤労学生 学生、生徒等のうち、前年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者	同 左	同 左	控除額 同 左 ・障害者のうち、特別障害者に該当する場合 同 左 ・扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合 同 左 ・寡婦のうちの特別加算に該当する場合 同 左 (同一生計配偶者の所得要件：前年の合計所得金額が38万円以下であること。 (29年度改正において措置)

控 除 及 び 税 率 (続)

2	3	4	5	6
		同 左	同 左	同 左
同 左	控除額 同 左 (扶養親族の所得要件： 前年の合計所得金額が48万円 以下であること。 (30年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左
同 左	障害者控除額 同 左 ・障害者のうち、特別障害者に該 当する場合 同 左 ・扶養親族又は同一生計配偶者が 同居の特別障害者である場合 同 左 (同一生計配偶者の所得要件： 前年の合計所得金額が48万円 以下であること。 (30年度改正において措置) 寡婦控除額 260,000円 ひとり親控除額 300,000円 (令和2年度改正において措置) (所得要件等) (1) 障害者 同 左 (2) 寡婦 ひとり親に該当しない者で次 に掲げる要件に該当する者 (イ) 夫と離婚した後再婚してい ない者で扶養親族を有する者 であること又は夫と死別した後 再婚していない者であること (ロ) 合計所得金額500万円以下 であること (ハ) 事実上婚姻関係と同様の事 情にあると認められる者がい ないこと (注) 寡婦(寡夫)控除を寡婦控 除及びひとり親控除に改組する。 (令和2年度改正において措置) (3) ひとり親 現に婚姻をしていない者等 で、事実上婚姻関係と同様の事 情にあると認められる者がおら ず、総所得金額等が48万円以下 の生計を一にする子を有し、か つ、合計所得金額500万円以下 の者 (令和2年度改正において措置) (4) 勤労学生 学生、生徒等のうち、その年 の合計所得金額が75万円以下 で、かつ、自己の勤労所得以外 の所得が10万円以下の者 (30年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左

18. (付表) 個人住民税の

区 分		平成28年度	29	30	令和元年度															
所得控除	所	雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産についての災害等による損失額のうち、所得金額の10%を超える金額。 ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、所得金額の10%相当額又は5万円とのいずれか低い金額を超える金額 医療費控除 医療費のうち、所得金額の5%相当額と10万円とのいずれか低い金額を超過する金額（最高200万円） （注） 医療費控除の対象範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を追加。 （24年度改正において措置）	同 左	雑損控除 同 左	同 左															
	その他所得控除	生命保険料控除 生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額を7万円とする。 （イ）平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約） ④ 一般生命保険料 <table><tr><td>～12,000円の場合</td><td>支払保険料等全額</td></tr><tr><td>12,001円～32,000円の場合</td><td>支払保険料等× 1/2+6,000円</td></tr><tr><td>32,001円～56,000円の場合</td><td>支払保険料等× 1/4+14,000円</td></tr><tr><td>56,000円超の場合</td><td>28,000円 （一律）</td></tr></table> ㊦ 介護医療保険料 同 上 ㊧ 個人年金保険料 同 上 （ロ）平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約） ④ 一般の生命保険料 <table><tr><td>～15,000円の場合</td><td>支払保険料等全額</td></tr><tr><td>15,001円～40,000円の場合</td><td>支払保険料等× 1/2+7,500円</td></tr><tr><td>40,001円～70,000円の場合</td><td>支払保険料等× 1/4+17,500円</td></tr><tr><td>70,000円超の場合</td><td>35,000円 （一律）</td></tr></table> ㊦ 個人年金保険料 同 上 （22年度改正において措置）	～12,000円の場合	支払保険料等全額	12,001円～32,000円の場合	支払保険料等× 1/2+6,000円	32,001円～56,000円の場合	支払保険料等× 1/4+14,000円	56,000円超の場合	28,000円 （一律）	～15,000円の場合	支払保険料等全額	15,001円～40,000円の場合	支払保険料等× 1/2+7,500円	40,001円～70,000円の場合	支払保険料等× 1/4+17,500円	70,000円超の場合	35,000円 （一律）		医療費控除 同 左 （注）セルフメディケーション税制 平成30年度から令和4年度までの個人住民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に支払った自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチO T C医薬品購入費のうち12,000円を超える部分の金額（88,000円を限度）について、前年中の総所得金額等から控除。 （28年度改正において措置） 生命保険料控除 同 左
～12,000円の場合	支払保険料等全額																			
12,001円～32,000円の場合	支払保険料等× 1/2+6,000円																			
32,001円～56,000円の場合	支払保険料等× 1/4+14,000円																			
56,000円超の場合	28,000円 （一律）																			
～15,000円の場合	支払保険料等全額																			
15,001円～40,000円の場合	支払保険料等× 1/2+7,500円																			
40,001円～70,000円の場合	支払保険料等× 1/4+17,500円																			
70,000円超の場合	35,000円 （一律）																			

18. (付表) 個 人 住 民 税 の

区 分		平成28年度	29	30	令和元年度
所得控除(統)	その他の所得控除	地震保険料控除 家屋又は家財について支払った地震保険料等の金額の2分の1を控除 (最高25,000円)。 (注) 平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用可能(地震保険料控除と合わせて最高25,000円)。 社会保険料控除 支払額の全額 小規模企業共済等掛金控除 ④ 小規模企業共済契約に係る掛金 ⑤ 確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金 ⑥ 心身障害者扶養共済制度の掛金	同 左	地震保険料控除 同 左 社会保険料控除 同 左 小規模企業共済等掛金控除 同 左 (注) 対象となる確定拠出年金の個人型年金の加入者の範囲に、企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者を追加。 (27年度改正において措置)	同 左
	税額控除	④ 配当所得を上積みとし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について (道府県) 1.2% (市町村) 1.6% 1,000万円を超える部分の金額について (道府県) 0.6% (市町村) 0.8% ⑤ 証券投資信託の収益の分配について (道府県) 0.6% (市町村) 0.8% (課税総所得金額が1,000万円を超える部分について道府県0.3%, 市町村0.4%) ただし、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の配当等に係る配当所得、申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。 (注) 申告分離課税制度を選択した配当所得は、配当控除所得の対象とならない。 (20年度改正において措置)	同 左	同 左 (注) 税額控除の割合等は、原則として、道府県民税：市民税 = 4 : 6 だが、標準税率の割合同様に、指定都市の区域内に住所を有する者については、道府県民税：市民税 = 2 : 8 となる。 (29年度改正において措置)	同 左

区 分		平成28年度	29	30	令和元年度
税 額 控 除	寄 附 金	① 地方公共団体以外に対する寄附金 イ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 ロ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金 ハ 都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く）について、寄附金の額（総所得金額等の30％を限度）のうち、2千円を超える部分の金額の10％相当額を税額控除する。 ※認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、寄附金税額控除の対象とすることができることとする。	同 左	同 左 （注）税額控除の割合等は、原則として、道府県民税：市民税＝4：6だが、標準税率の割合同様に、指定都市の区域内に住所を有する者については、道府県民税：市民税＝2：8となる。 （29年度改正において措置）	同 左
	控 除	② 地方公共団体に対する寄附金イとロの合計額を税額控除（ロについては所得割額の20％を限度）する。 イ（寄附金－2千円）×10％ ロ（寄附金－2千円）×（90％－0～45％（寄附者に適用される所得税の限界税率）×1.021[※]） ※平成26年度から令和20年度までの措置。 （27年度改正において措置）			
控 除（続）	住宅借入金等特別税額控除	平成26年4月から平成29年末までの間に居住の用に供し、住宅の対価等の額に含まれる消費税等の税率が8％又は10％である場合 ①と②のいずれか小さい額 ① 所得税の住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税の額から控除しきれなかった額 ② 税額控除前の所得税額（課税総所得金額等の7％（最高136,500円）を限度） 〔控除期間〕 10年間 （25年度改正において措置） なお、上記以外の場合の控除額の計算は左記に同じ。 （注）適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。 （税制抜本改革法改正法（地方税）において措置）	同 左 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の新築取得等をした場合についても適用可能とする。 （28年度改正において措置）	同 左 （注）税額控除の割合等は、原則として、道府県民税：市民税＝4：6だが、標準税率の割合同様に、指定都市の区域内に住所を有する者については、道府県民税：市民税＝2：8となる。 （29年度改正において措置）	同 左

控 除 及 び 税 率 (続)

2	3	4	5	6
① 同 左	① 同 左 (注) 個人が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合には、放棄払戻請求権相当額(限度額20万円)については、寄附金控除の適用ができることとする。 (新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための地方税関係の臨時特例において措置)	同 左	同 左	同 左
② 地方公共団体に対する寄附金 総務大臣は地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する。 (イ) 寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体 (ロ) ((イ)の地方公共団体で)返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方公共団体 ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること ・返礼品を地場産品とすること (令和元年度改正において措置)	② 同 左			
同 左 [控除期間] 令和元年10月1日から令和2年12月31日居住分(消費税率10%が適用される住宅取得等に限る。)に係る入居期間11～13年目についても、所得税額から控除しきれない額を個人住民税から控除する。 入居期間11～13年目の控除限度額は、10年目までと同様、課税総所得金額等の7%(最高136,500円)。 (令和元年度改正において措置)	同 左 [控除期間] 控除期間13年間の措置について、令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次の①～③の要件を満たす場合には、期限内に入居したのと同様に適用可能とする。 ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと ② 一定の期日までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築に係る契約を行っていること ③ 令和3年12月末までの間に②の住宅に入居していること (新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における措置)	同 左 [控除期間] 控除期間13年間の措置について、一定の期日までに住宅の取得等を行った場合には、適用期限を令和4年12月31日居住分まで延長。 (令和3年度改正において措置) (注) [令和5年度分以後適用] 平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの間に居住の用に供した場合 ①と②のいずれか小さい額 ① 所得税の住宅借入金等特別控除額のうち所得税額から控除しきれなかった額 ② 税額控除前の所得税額(課税総所得金額等の5%(最高97,500円)を限度) [控除期間] 新築住宅、既存住宅等の住宅の区分に応じ10年間又は13年間(所得税法) (令和4年度改正において措置)	同 左	同 左

18. (付表) 個 人 住 民 税 の

区 分		平成28年度	29	30	令和元年度
税 率	所 得 割	道府県（標準税率） 一律 4 % 市町村（標準税率） 一律 6 % 所得税と個人住民税の人的控 除額の差に基づく負担増を調整 する減額措置を講じる。	同 左	同 左 (注) 指定都市の標準税率は、 道府県民税は 2 %，市民税 は 8 % となる。 (29年度改正において措置)	同 左
	均 等 割	道府県（標準税率） 1,000円 市町村（標準税率） 3,000円 (注) 復興財源確保のため、平 成26年度から令和5年度ま では 道府県（標準税率） 1,500円 市町村（標準税率） 3,500円	同 左	同 左	同 左

(備考) 1. 各年度の計数は適用年度に係るものである。
2. 個人住民税の課税標準は前年の所得について算定した所得金額であり、個人住民税における給与所得控除及び公的年金等控除については、前年分の所得税
3. 所得割については、前年の所得の金額が、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円（昭和56年度～昭和58年度27万円，昭和59年度及び昭和60年
32万円（昭和57年度～平成2年度9万円，平成3年度15万円，平成4年度19万円，平成5年度25万円，平成6年度～平成10年度30万円，平成11年度31万円，
令和3年度分以後の個人住民税の計算については、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円を乗じて得た金額に、10万円を加算した金額による

控 除 及 び 税 率 (続)

2	3	4	5	6
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

において適用されたものがそのまま適用される。
度29万円，昭和61年度～昭和63年度31万円，平成元年度32万円，平成2年度～平成9年度34万円）を乗じて得た金額に，控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には平成12年度32万円，平成13年度～平成15年度36万円，平成16年度及び平成17年度35万円）を加えた金額以下である者は非課税である。なお，基礎控除等の見直しに伴い，(30年度改正において措置)。

19. 申 告 所 得 税 の 課 税

区 分	番 号	事 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者			合
		納 税 者 数	総 金 額 所 得 等	申 納 税 額	納 税 者 数	総 金 額 所 得 等	申 納 税 額	納 税 者 数
		千人	億円	億円	千人	億円	億円	千人
平成25年分…	1	1,612	63,462	5,585	4,615	322,420	21,568	6,227
26……………	2	1,631	65,038	5,705	4,494	306,701	21,430	6,126
27……………	3	1,704	69,138	6,225	4,625	325,323	23,534	6,329
28……………	4	1,735	71,261	6,374	4,640	330,037	24,295	6,376
29……………	5	1,700	70,402	6,205	4,713	344,733	25,891	6,413
30……………	6	1,684	70,252	6,173	4,706	351,746	26,696	6,390
令和元…………	7	1,669	70,936	6,283	4,636	345,432	25,898	6,306
2……………	8	1,809	75,960	6,286	4,766	349,836	25,377	6,575
3……………	9	1,756	86,122	8,555	4,813	376,721	29,382	6,569
4……………	10	1,639	77,511	7,532	4,893	386,009	29,308	6,533

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 平成25年分から平成30年分及び令和4年分については、翌年3月31日までに申告又は処理（更正、決定等）をした者の6月30日現在の課税事績を示した。
令和元年分から令和3年分については、翌年4月30日までに申告又は処理（更正、決定等）をした者の6月30日現在の課税事績を示した。
3. 平成25年分以降は、「申告納税額」に復興特別所得税を含んでいる。

20. 源 泉 所 得 税

(1) 源泉徴収義務者数の累年比較

(単位 件)

区 分	源 泉 徴 収 義 務 者 数					
	利 子 所 得 等	配 当 所 得	特定口座内保管 上場株式等の譲 渡 所 得 等	給 与 所 得	報 酬、料 金 等 所 得	非 居 住 者 等 所 得
平成25年分…	40,220	131,453	10,870	3,542,779	2,819,056	30,980
26……………	39,930	134,847	10,569	3,542,898	2,824,758	29,984
27……………	39,862	138,064	10,904	3,540,122	2,837,798	32,684
28……………	37,419	141,883	12,203	3,542,840	2,846,978	34,262
29……………	35,595	144,898	12,039	3,536,049	2,848,950	35,125
30……………	35,152	147,036	11,671	3,531,813	2,846,904	35,778
令和元…………	34,415	148,034	11,508	3,542,897	2,841,746	35,269
2……………	33,792	147,745	11,404	3,544,263	2,837,511	33,231
3……………	33,122	147,779	11,198	3,559,981	2,860,605	32,700
4……………	32,570	149,473	10,775	3,569,139	2,874,500	35,261

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 調査時点は翌年6月30日現在である。

状況の累年比較

計		対前年比			番号
総所得等 金額	申告税額	納税者数	総所得等 金額	申告税額	
億円	億円	%	%	%	
385,882	27,154	102.2	111.2	112.9	1
371,740	27,135	98.4	96.3	99.9	2
394,460	29,758	103.3	106.1	109.7	3
401,298	30,669	100.7	101.7	103.1	4
415,135	32,096	100.6	103.4	104.7	5
421,998	32,869	99.6	101.7	102.4	6
416,368	32,181	98.7	98.7	97.9	7
425,796	31,664	104.3	102.3	98.4	8
462,842	37,937	99.9	108.7	119.8	9
463,519	36,839	99.4	100.1	97.1	10

の課税状況

(2) 源泉徴収税額の累年比較

(単位 億円)

区分	源泉徴収税額							
	利子所得等	配当所得	上場株式等の 譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬、料金等 所得	非居住者等 所得	計
平成25年分…	4,391	25,769	5,166	93,530	2,346	11,737	3,322	146,260
26…………	4,807	38,214	4,334	97,811	2,216	11,698	4,991	164,070
27…………	4,302	45,917	5,779	101,736	2,254	11,864	6,390	178,243
28…………	3,479	37,381	2,339	103,921	2,300	12,002	5,795	167,218
29…………	3,576	42,925	5,579	107,054	2,365	12,207	6,835	180,541
30…………	3,673	45,686	3,737	111,800	2,302	12,115	6,936	186,250
令和元…………	3,065	52,467	3,009	113,764	2,491	12,106	7,249	194,152
2…………	2,973	48,007	5,114	112,117	2,590	11,213	6,640	188,655
3…………	2,737	53,934	8,450	117,217	2,741	11,622	7,597	204,297
4…………	2,994	59,440	4,841	123,563	2,725	12,032	8,567	214,162

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 調査期間は、その年2月1日から翌年1月31日である。
3. 源泉徴収税額は、本税の額であり、平成25年分以降は復興特別所得税を含む。

21. 利子・配当課税制度等の

		～平成15.3	平成15.4～ 平成15.12	平成16.1～ 平成20.12	平成21.1～平成25.12
利子所得	特定公社債 公募公社債投資信託等	源泉分離課税 (20%の源泉徴収 [所得税15%, 住民税5%])			
	特定公社債以外の公社債 私募公社債投資信託等				
	預貯金の利子				
配当所得	上場株式等の配当等 ^(注1) 及び特定株式投資信託の 収益の分配	総合課税 (20%の源泉徴収 [所得税]) 次の課税方式の選択 が可能 ○源泉分離選択課税 ^(注2) (35%の源泉徴収 [所得税]) ○確定申告不要 ^(注3) (20%の源泉徴収 [所得税])	総合課税又は確定申告 不要 (10%の源泉徴収 [所得税]) ^(注4)	総合課税又は確定申告 不要 (10%の源泉徴収) [所得税7%, 住民 税3%]	総合課税若しくは20% [所得 税15%, 住民税5%] 申告分 離課税又は確定申告不要 (20%の源泉徴収) [所得税15%, 住民税5%] 〔平成21年1月1日～25年 12月31日の間の特例措置 ①申告分離課税の税率 10% [所得税7%, 住 民税3%] ②10%の源泉徴収 [所得 税7%, 住民税3%]〕
	非上場株式等の配当等	1回の支払配当の金額が10万円を配当計算期間であん分した金額以下のもの	総合課税 (20%の源泉徴収 [所得税])		
			総合課税又は確定申告不要 ^(注5) (20%源泉徴収 [所得税])		
得	公募株式投資信託の 収益の分配等	源泉分離課税 (20%の源泉徴収 [所得税15%, 住民税5%])		総合課税又は確定申告 不要 (10%の源泉徴収) [所得税7%, 住民税 3%]	総合課税若しくは20% [所得 税15%, 住民税5%] 申告分 離課税又は確定申告不要 (20%の源泉徴収) [所得税15%, 住民税5%] 〔平成21年1月1日～25年 12月31日の間の特例措置 ①申告分離課税の税率 10% [所得税7%, 住 民税3%] ②10%の源泉徴収 [所得 税7%, 住民税3%]〕
雑所得 (譲渡所得)	割引債の償還差益 〔平成27年12月31日 以前に発行された 公社債 ・預金保険対象とな る金融債〕	源泉分離課税〔雑所得〕 (発行時に18% (又は16%) の源泉徴収) (住民税は非課税)			
	割引債の償還差益 〔平成28年1月1日以後に発行された公社債 (預金保険対象となる金融債を除く。)]				
(参考) 非課税制度	老人等の少額貯蓄非課税制度 (限度額350万円) 老人等の郵便貯金非課税制度 (限度額350万円) 老人等の少額公債非課税制度 (限度額350万円) 財形住宅 (年金) 貯蓄非課税制度 (限度額550万円)	平成18.1～ 障害者等の少額貯蓄非課税制度 (限度額350万円) 障害者等の郵便貯金非課税制度 (限度額350万円) ^(注6) 障害者等の少額公債非課税制度 (限度額350万円) 同左			

(注1) 平成15年4月1日以後に支払を受ける上場株式等の配当等で、大口株主 (株式等の保有割合が発行済株式総数の3% (平成23年9月30日以前は5%) 以上である者) が支払を受けるものは、総合課税の対象となる。また、令和5年10月1日以後に支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける者 (以下「対象者」という。) と、対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当することとなる法人の株式等の保有割合を合算して発行済株式総数の3%以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものは、総合課税の対象となる。

(注2) 発行済株式総数の5%未満の株式を保有する個人に係る配当等で1回の支払配当の金額が25万円 (年1回50万円) 未満のものについて適用がある。また、個人住民税は総合課税。

(注3) 1回の支払配当の金額が5万円 (年1回10万円) 以下のものについて適用がある。また、個人住民税は平成14年12月までに支払を受けるものは非課税、平成15

概要 (所得 税・個人 住民 税)

		平成26.1～平成27.12	平成28.1～
利 子 所 得	特 定 公 社 債 公募公社債投資信託等		申告分離課税20% [所得税15%, 住民税5%] 又は確定申告不要 (20%の源泉徴収) [所得税15%, 住民税5%]
	特定公社債以外の公社債 私募公社債投資信託等		源 泉 分 離 課 税 (20%の源泉徴収 [所得税15%, 住民税5%])
	預 貯 金 の 利 子		
配 当 所 得	上場株式等の配当等 ^(注1) 及び特定株式投資信託の 収 益 の 分 配	総合課税若しくは20% [所得税15%, 住民税5%] 申告分離課税 又は確定申告不要 (20%の源泉徴収) [所得税15%, 住民税5%]	
	非上場株式等の配当等		
	1 回の支払配当の金 額が10万円を配当計 算期間であん分した 金額以下のもの		
雑 所 得 (譲 渡 所 得)	割引債の償還差益 ・平成27年12月31日 以前に発行された 公社債 ・預金保険対象とな る金融債	源泉分離課税 [雑所得] (発行時に18% (又は 16%) の源泉徴収) 〈住民税は非課税〉	源 泉 分 離 課 税 [雑所得] (発行時に18% (又は16%) の源泉徴収) 〈住民税は非課税〉 ※発行時に源泉徴収されているため、 償還時に課税関係は生じない。
	割引債の償還差益 〔平成28年1月1日以後に発行された公社 債 (預金保険対象と なる金融債を除く。〕		申 告 分 離 課 税 [譲渡所得] 20% [所得税15%, 住民税5%] (償還時に20%源泉徴収)
(参考) 非 課 税 制 度		障害者等の少額貯蓄非課税制度 (限度額350万円) 障害者等の少額公債非課税制度 (限度額350万円) 財形住宅 (年金) 貯蓄非課税制度 (限度額550万円)	
平成26.1～ 非課税口座内の少額 上場株式等に係る配当 所得及び譲渡所得等の 非課税制度 (NISA) (非課税期間5年間、 投資上限額100万円/ 年)		平成28.1～ ・ 非課税口座内の少額 上場株式等に係る配当 所得及び譲渡所得等の 非課税制度 (NISA) の 投資上限額を引上げ (年間100万円→年間120 万円) ・ 未成年者口座内の少 額上場株式等に係る配 当所得及び譲渡所得等 の非課税制度 (ジュニア NISA) の創設 (非課 税期間5年間、投資上 限額80万円/年)	平成30.1～ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度 (NISA) について、非課税累積投資契約に係る非課税措置 (つみたてNISA) の創設 (NISAとの選択適用。非課税期間20年間、投資上限額40万円/年)
		令和6.1～ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度 (NISA) について、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置 (新しいNISA) に一本化 (非課税期間: 恒久化、投資上限額: ①つみたて投資枠120万円/年、②成長投資枠240万円/年) (注) 別途、非課税保有限度額 (総枠) として1,800万円 (うち、成長投資枠の限度額は1,200万円) を設定	

年1月以降に支払を受けるものは総合課税。

(注4) 平成15年4月～同年12月までの間に生じた上場株式等の配当等に係る個人住民税は非課税。

(注5) 個人住民税は確定申告不要制度を設けておらず総合課税のみ。

(注6) 郵政民営化法の施行の日 (平成19年10月1日) より廃止し、少額貯蓄非課税制度に統合 (限度額350万円)。

(注7) 同族会社が発行した社債 (特定公社債に該当するものを除く。以下同じ。) の利子等で、その同族会社の株主である役員等が支払を受けるものは総合課税の対象となる。また、令和3年4月1日以後に支払を受ける同族会社が発行した社債の利子等で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族が支払を受けるものについても、総合課税の対象となる。

22. 譲 渡 所 得 課

(1) 個人の場合

区 分	課 税 制 度
I 一般の課税方式 株式等の譲渡所得については、次のⅡによる分離課税、土地、建物等の譲渡所得については、Ⅲによる分離課税	(イ) 長期譲渡所得……（保有期間5年を超える資産の譲渡による所得） $\frac{\{(\text{収入金額} - \text{取得費} \cdot \text{譲渡費用}) - 50\text{万円}\} \times \frac{1}{2}}{\text{譲渡益}} = \text{課税所得}$ (ロ) 短期譲渡所得……（保有期間5年以下の資産の譲渡による所得） $\frac{(\text{収入金額} - \text{取得費} \cdot \text{譲渡費用}) - 50\text{万円}}{\text{譲渡益}} = \text{課税所得}$ (注) 1 取得費は、その資産の取得に要した費用、設備費及び改良費の合計額をいう。 2 昭和27年12月31日以前に取得した資産の取得費は、昭和28年1月1日における相続税評価額を基礎として計算する。 3 個人に対する贈与、相続等により取得した資産は、受贈者又は相続人等が引き続き所有していたものとみなす。 4 国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下同じ。）をする居住者が、所得税法に規定する有価証券若しくは匿名組合契約の出資の持分（以下「有価証券等」という。）又は決済をしていないデリバティブ取引、信用取引若しくは発行日取引（以下「未決済デリバティブ取引等」という。）を有する場合には、当該国外転出の時に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額により当該有価証券等の譲渡又は当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。 イ 当該国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までに納税管理人の届出をした場合 当該国外転出の時ににおける当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額 ロ 上記イに掲げる場合以外の場合 当該国外転出の予定日の3月前の日における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額 なお、本特例は、次のイ及びロに掲げる要件を満たす居住者について、適用。 イ 上記のイ又はロに定める金額の合計額が1億円以上である者 ロ 国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超である者 (注) 上記の「国内に住所又は居所を有していた期間」には、出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって在留していた期間を除く。
Ⅱ 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例	一般株式等に係る譲渡所得及び上場株式等に係る譲渡所得は、15%の税率による申告分離課税 (イ) 特定管理株式等が価値を失った場合の課税の特例 特定口座で管理されていた株式若しくは公社債で上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き保管の委託若しくは振替口座簿への記載若しくは記録がされているもの（特定管理株式等）又は特定口座内公社債について、清算終了等により株式又は公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合には、当該損失を上場株式等の譲渡損失とみなす。 (ロ) 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得等との間の損益通算の特例 平成21年分以後の各年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額を上場株式等の配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除することができる。 (ハ) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除 平成15年1月1日以後に、上場株式等の譲渡による所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その年の他の上場株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から繰越控除することができる。

税 制 度 の 概 要

区 分	課 税 制 度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例（続）	(二) 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算及び申告不要の特例 ① 金融商品取引業者等に開設された特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは特定口座に保管の委託がされている上場株式等又は当該特定口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による所得の金額については、他の株式等の譲渡による所得と区分して、これらの金額を計算する。 ② 特定口座源泉徴収選択届出書の提出がされた特定口座（源泉徴収選択口座）において発生した源泉徴収選択口座内調整所得金額について、15%の税率による所得税の源泉徴収又は還付を行う。 ③ 上記②の適用を受けた者のその年分の所得税については、当該特定口座内上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額を除外して確定申告を行うことができる。 (ホ) 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例 ① 平成22年1月1日以後に、金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合に、その金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、その金融商品取引業者等に届出書を提出することにより、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れることができる。 ② 上記①により源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）に対する源泉徴収税額を計算する場合に、その源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、源泉徴収選択口座内配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収を行う。 (ハ) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度 ① 非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置（NISA） イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。）については、所得税を課さない。 ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に、当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の非課税上場株式等管理資契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、ないものとみなす。 ハ 非課税上場株式等管理契約とは、上記イ及びロの非課税の適用を受けるために居住者等（その年1月1日において18歳（令和5年1月1日以前に設けられた非課税口座等については20歳）以上である者に限る。）が締結した上場株式等の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において次に掲げる事項が定められているものをいう。 1 上場株式等の振替口座簿への記載等は、非課税管理勘定において行うこと。 2 当該非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。 ① 当該非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等又は当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等（②の上場株式等を除く。）で、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円（平成27年分非課税管理勘定まで：100万円）（②の上場株式等がある場合にはその移管日における時価を控除した金額）を超えないもの ② 当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に一定の手続きの下で移管がされる上場株式等

22. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例（続）	3 その他一定の事項 ニ 非課税管理勘定とは、非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年（2014年）から令和5年（2023年）までの各年に設けられるものをいう。 ホ 金融商品取引業者等の営業所に開設されている未成年者口座の非課税管理勘定において管理されていた上場株式等は、同一の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の非課税管理勘定に移管できる（平成28年分以後に設けられる非課税管理勘定について適用）。 ヘ 居住者等が平成29年（2017年）から令和5年（2023年）までの各年（その年1月1日においてその居住者等が20歳（令和5年1月1日以後に設けられる非課税口座等については18歳）である年に限る。）の1月1日において未成年者口座を開設している場合には、同日において、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長と非課税上場株式等管理契約を締結したものとみなして、その居住者等の非課税口座が開設される。 ㊦ 非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA） （非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置と選択適用） イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証券投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。）の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。）については、所得税を課さない。 ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に、当該累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の非課税累積投資契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。 ハ 非課税累積投資契約とは、上記イ及びロの非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約（当該居住者等が、一定額の公募等株式投資信託の受益権につき、定期的に継続して、当該金融商品取引業者等に買付けの委託等をするを約する契約で、あらかじめその買付けの委託等をする受益権の銘柄が定められているものをいう。）により取得した公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。 1 公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等は、累積投資勘定において行うこと。 2 当該累積投資勘定においては、その居住者等の公募等株式投資信託の受益権（当該受益権を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして一定の要件を満たすものに限る。）のうち、累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間（以下「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得をした当該受益権（当該受入期間内の取得対価の額の合計額が40万円を超えないものに限る。）及び一定の公募等株式投資信託の受益権のみを受け入れること。 3 当該金融商品取引業者等は、初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日における当該居住者等の住所その他の一定の事項を確認することとされていること。 4 その他一定の事項

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例 (続)	ニ 累積投資勘定とは、非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。 1 当該累積投資勘定は、平成30年(2018年)1月1日から令和5年(2023年)12月31日までの期間内の各年(下記2において「勘定設定期間内の各年」という。)においてのみ設けられること。 2 当該勘定は、非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合等を除き、その勘定設定期間内の各年の1月1日において設けられること。 ㊦ 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置 [令和6年分以後適用] イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日以後に支払を受けるべき当該特定累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証券投資信託(その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。)の配当等については、所得税を課さない。 ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日以後に当該特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡等による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。 ハ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日以後に支払を受けるべき当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等の配当等については、所得税を課さない。 ニ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日以後に当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該上場株式等の譲渡等による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。 ホ 特定非課税累積投資契約とは、上記イからニまでの非課税の適用を受けるために居住者等(その年1月1日において18歳以上である者に限る。)金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。 1 上場株式等の振替口座簿への記載等は、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において行う。 2 当該特定累積投資勘定には、現行の累積投資勘定に受け入れることができる公募等株式投資信託の受益権であって一定のもの(以下「特定累積投資上場株式等」という。)のうち、次に掲げる特定累積投資上場株式等(下記①にあっては、累積投資契約により取得したものに限る。)のみを受け入れること。 ① その居住者等の非課税口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した特定累積投資上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が120万円を超えないもの(特定累積投資上場株式等を当該非課税口座に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている特定非課税管理勘定に係る上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除く。) ② その他一定の特定累積投資上場株式等

22. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例（続）	3 当該特定非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等（その上場株式等が上場されている金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているものその他の一定のものを除く。）のみを受け入れること。 ① その居住者等の非課税口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が240万円を超えないもの（上場株式等を当該非課税口座に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。） (1) 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額の合計額が1,200万円を超える場合 (2) 当該期間内の取得対価の額の合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合 ② その他一定の上場株式等 4 当該金融商品取引業者等は、初めて特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日における当該居住者等の住所その他の一定の事項を確認することとされていること。 5 その他一定の事項 へ 特定累積投資勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる特定累積投資上場株式等の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。 1 当該特定累積投資勘定は、令和6年以後の各年（下記2において「勘定設定期間内の各年」という。）においてのみ設けられること。 2 当該特定累積投資勘定は、非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合等を除き、その勘定設定期間内の各年の1月1日において設けられること。 ト 特定非課税管理勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる上場株式等の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいう。 チ 金融商品取引業者等の営業所の長は、令和7年以後の各年の12月31日（チにおいて「基準日」という。）において当該営業所に開設されていた非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等がある場合には、当該非課税口座を開設している居住者等の氏名及び生年月日、当該上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として一定の金額その他の事項を、基準日の属する年（下記において「基準年」という。）の翌年1月31日までに、電子情報処理組織を使用する方法により当該営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。 リ 居住者等の非課税口座で基準年の翌年分の特定累積投資勘定が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長は、当該特定累積投資勘定に係る特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額その他の事項を、当該営業所の長に、電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。 ヌ 居住者等が令和5年12月31日において金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座に令和5年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定している場合には、その居住者等（同日に非課税口座廃止届出書の提出をした者等一定の者を除く。）は令和6年1月1日に当該金融商品取引業者等と特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、本措置を適用する。

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例 (続)	(ト) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度 (ジュニアNISA) ① 金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、次の未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ次に定める期間 (下記㊤において「非課税期間」という。)内に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等 (その金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者であるものに限る。)については、所得税を課さない。 イ 非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間 ロ 継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において18歳 (令和5年1月1日以前に設けられた未成年者口座等については年齢要件をその年1月1日において20歳)である年の前年12月31日までの間 ㊤ 金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、非課税期間内に、その未成年者口座内上場株式等のその未成年者口座管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。 ㊥ 非課税管理勘定は、平成28年 (2016年)から令和5年 (2023年)までの各年 (その未成年者口座を開設している者が、その年1月1日において18歳 (令和5年1月1日以前に設けられた未成年者口座等については20歳) 未満である年及び出生した日の属する年に限る。)に設けることができるとし、各年分の非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等を受け入れることができることとする。 イ 当該非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等又は当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等 (ロの上場株式等を除く。)で、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が80万円 (ロの上場株式等がある場合にはその移管日における時価を控除した金額)を超えないもの ロ 当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に一定の手続きの下で移管がされる上場株式等 ㊦ 継続管理勘定は、令和6年 (2024年)から令和10年 (2028年)までの各年 (その未成年者口座を開設している者がその年1月1日において18歳 (令和5年1月1日以前に設けられた未成年者口座等については20歳) 未満である年に限る。)に設けることができるとし、毎年80万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。 ㊧ 「未成年者口座」とは、居住者等 (その年1月1日において18歳 (令和5年1月1日以前に設けられた未成年者口座等については20歳) 未満である者及びその年に出生した者に限る。)が、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、本特例の適用を受ける旨その他一定の事項を記載した未成年者口座開設届出書に未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書を添付して提出することにより平成28年 (2016年)から令和5年 (2023年)までの間に開設した口座 (1人につき1口座に限る。)をいう。 ㊨ 未成年者口座で管理されている上場株式等につき支払を受ける配当等及びその上場株式等を譲渡した場合におけるその譲渡の対価に係る金銭その他の資産については、一定のものを除き、課税未成年者口座において管理されなければならない。

22. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例（続）	㊦ 未成年者口座を開設した居住者等は、その未成年者口座を開設した日からその居住者等がその年3月31日において18歳である年（以下「基準年」という。）の前年12月31日までの間は、その未成年者口座内の上場株式等を課税未成年者口座以外の口座に移管等することはできない。ただし、その居住者等が、災害、疾病その他のやむを得ない事由（以下「災害等事由」という。）に基因してその未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等の全てを払い出す場合は、この限りでない。 ㊧ 「課税未成年者口座」とは、居住者等が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又はその金融商品取引業者等の関連会社の営業所に開設した特定口座、預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。 ㊨ 課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等は、その課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、その課税未成年者口座から払い出すことはできない。ただし、その預貯金等を未成年者口座若しくは課税未成年者口座における上場株式等の取得のために払い出す場合、又は当該居住者等の災害等事由に基因してその課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等の全てを払い出す場合は、この限りでない。 ㊩ 令和6年1月1日以後に、未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等又は預貯金等をこれらの口座から払い出した場合には、当該払出しによる未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の譲渡があったものとして、本非課税措置を適用し、居住者等はその払出し時の金額をもってその上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとみなす。この場合において、当該未成年者口座の廃止までの間の当該未成年者口座内の上場株式等の譲渡等及びその間に支払を受けるべき未成年者口座内の上場株式等の配当等については、源泉徴収を行わないこととする。 (ナ) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例 ㊪ 特定中小会社に投資した場合には、その投資額を同一年分の株式譲渡益から控除できる。なお、この特例の適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額からこの特例の適用を受けた金額を差し引いた額となる。 (注) この特例の適用を受けた株式が特例株式会社（設立5年未満等の一定の要件を満たす特定中小会社）により発行されるものである場合において、その適用を受けた額（適用額）が20億円を超えるときは、その株式の取得価額は、その取得に要した額から、適用額から20億円を控除した残額を差し引いた額となる。 ㊫ 令和5年4月1日以後に、特定株式会社（その設立の日の属する年12月31日において中小企業等経営強化法の特定新規中小企業者に該当する株式会社で設立1年未満等の一定の要件を満たすもの）の設立時に投資した場合には、その投資額を同一年分の株式譲渡益から控除できる。なお、この特例の適用を受けた金額（適用額）が20億円を超える場合には、その適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額から、適用額から20億円を控除した残額を差し引いた額となる。 ㊬ 上場等の日の前日までの期間（適用期間）内に株式を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年の上場株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することができる。また、適用期間内に株式を発行した株式会社が解散してその清算が終了し、又は破産手続開始の決定を受けたことにより、その株式が株式としての価値を失った場合には、損失額を株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして上記繰越控除の適用が受けられる。 なお、平成28年1月1日以後は、本特例により控除することができる株式の取得に要した金額及び特定株式等の譲渡損失の金額は、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等から控除できるととされている。

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
Ⅱ 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例（続）	（参考）特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例 特定新規中小会社（設立5年未満の一定の特定中小会社等）により発行される特定新規株式を払込みにより取得をした場合に、その特定新規株式の取得に要した金額（800万円を限度）について、寄附金控除を適用することができる。 なお、この特例の適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額からこの特例の適用を受けた金額を差し引いた額となる。
Ⅲ 土地、建物等に係る譲渡所得の分離課税の特例 （1）長期譲渡所得の分離課税 ① 通常の譲渡の場合 （②及び③の場合を除く）	その年の1月1日において所有期間が5年を超える土地、建物等に係る譲渡所得は、次の税率による分離課税 譲渡益×15% （注）1 昭和27年12月31日以前から所有していた土地、建物等の取得費は、原則として収入金額の5%相当額とする。（概算取得費控除） 2 土地、建物等に係る譲渡所得については、他の所得との損益通算は認められない。 ただし、所有期間5年超の居住用財産の譲渡による損失が生じた場合の損益通算の特例あり。
② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合	昭和62年10月1日から令和7年（2025年）12月31日までの間に、その年1月1日において所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合にその譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当するときは、その該当する譲渡については、次により課税 （イ）譲渡益 2,000万円以下の部分 10% （ロ）譲渡益 2,000万円超の部分 15% 「優良住宅地等のための譲渡」とは次に掲げるものをいう。 （イ）国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡 （ロ）独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成の用に供するための土地等の譲渡 （ハ）土地開発公社に対する譲渡で、独立行政法人都市再生機構が施行する次に掲げる事業の用に供されるもの ① 被災市街地復興推進地域内において施行する被災市街地復興土地区画整理事業 ② 住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業 （ニ）収用交換等による土地等の譲渡 （ホ）第一種市街地再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの （ヘ）防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの （ト）防災再開発促進地区内における認定建替計画により、建替えを行う認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの （チ）都市再生特別措置法の認定を受けて一定の要件を満たす都市再生事業を行う者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの （リ）国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められている特定事業又はその特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業（これらの事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして一定のものに限る。）を行う者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるもの （ス）所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による一定の地域福利増進事業を実施する者に対する特定所有者不明土地その他一定の土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等が地域福利増進事業の用に供されるもの （ル）マンション建替事業の用に供するための当該事業の施行者に対する一定の事由による土地等の譲渡又は一定のマンション建替事業の用に供するための当該事業の施行者に対する隣接施行敷地に係る土地等の譲渡

22. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合（続）	(ア) 一定のマンション敷地売却事業に伴う売渡し請求又は分配金取得計画に基づく当該マンション敷地売却事業の実施者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの (イ) 建築面積150㎡以上の建築物の建築をする事業（施行地区面積が500㎡以上等の要件を満たすもの。）の用に供するための一定の地域内にある土地等の譲渡 (カ) 都市計画法の開発許可を受けて行われる1,000㎡以上の住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の用に供するための土地等の譲渡 (コ) 都市計画区域内の宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人又は法人が造成する1,000㎡以上（三大都市圏の特定市町村の市街化区域内にあっては500㎡以上）の一団の住宅地造成（優良な宅地の供給に寄与するものであることにつき都道府県知事の認可を受けたものに限る。）の用に供するための土地等の譲渡 (ク) 都市計画区域内において行う25戸以上の一団の住宅又は15戸若しくは床面積1,000㎡以上の中高層耐火共同住宅（いずれも優良な住宅の供給に寄与するものであることにつき認定を受けたものに限る。）の建設の用に供するための土地等の譲渡 (ケ) 土地区画整理事業の施行地区内の土地等の譲渡で仮換地指定後3年以内に一定の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設の用に供するための土地等の譲渡 (注) 収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに収用交換等の5,000万円特別控除、特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除、特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除、農地保有合理化等のための800万円特別控除、居住用財産の3,000万円特別控除、平成21・22年に取得した土地等の長期譲渡所得に係る1,000万円特別控除及び低未利用土地等の利用のための100万円特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しない。
③ 所有期間10年を超える居住用財産を譲渡した場合	その年の1月1日において所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（Ⅳ(8)等の特例の適用を受けるものを除く。）をした場合の長期譲渡所得については、3,000万円特別控除後の譲渡益に対し次により課税 (イ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円以下の部分 10% (ロ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円超の部分 15%
(2) 短期譲渡所得の分離課税	その年の1月1日において所有期間5年以下の土地、建物等に係る譲渡所得は、次の税率による分離課税 譲渡益×30% ただし、国等に対する譲渡については、譲渡益×15% (注) 土地、建物等に係る譲渡所得については、他の所得との損益通算は認められない。
(3) 不動産業者等の土地等に係る事業所得等の分離課税	その年1月1日において所有期間5年以下の土地等で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡等をした場合には、その土地等の譲渡等に係る事業所得又は雑所得は、次のイとロとのうちいずれか多い方の税額による分離課税 (イ) 土地等に係る事業所得等の金額×40% (ロ) 土地等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額×110% (注) 平成10年（1998年）1月1日から令和8年（2026年）3月31日までの間は適用しない。
Ⅳ 土地、建物等を譲渡した場合の特別控除及び買換え等の特例	その有する土地について収用等が行われた場合には、 (イ) 原則として6月以内に譲渡することを条件として、その特別控除額を5,000万円とし、（譲渡益－5,000万円）について上記Ⅲの特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）を適用 (ロ) また、収用等のあった日から2年以内に代替資産を取得する場合には、上記イの課税の特例か、取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ（代替資産の取得に充てなかった部分については、上記Ⅲの分離課税（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く））かの選択 (ハ) なお、土地、建物等以外の資産に係る譲渡益については、5,000万円の特別控除後、総合課税 「収用等が行われた場合」とは、土地収用法等の規定に基づいて収用され、補償金を取得する場合など一定の場合をいう。
(1) 収用等の場合	

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	その有する土地等が特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合の特別控除額は、2,000万円とし、(譲渡益－2,000万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②)の軽減税率を除く)を適用。 「特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合」とは次に掲げる場合をいう。 (イ) 国、地方公共団体等が都市計画事業として行う土地区画整理事業、住宅街区整備事業、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業等のために買い取られる場合 (ロ) 都市計画法の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合 (ハ) 都市計画法の規定に基づき、防災街区整備事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合 (ニ) 古都保存法等に規定する買取請求に基づき地方公共団体等に買い取られる場合 (ホ) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する対象土地が同法の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合(一定の要件を満たす場合に限る。) (ヘ) 都市緑地法に規定する対象土地が同法の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合(一定の要件を満たす場合に限る。) (ト) 重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定された土地、国立公園及び国定公園の特別区域として指定された土地又は自然環境保全地域の特別区域として指定された土地が国又は地方公共団体等に買い取られる場合(重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立文化財機構、文化財保護法に規定する文化財保存活用支援団体(一定のものに限る。))等)に買い取られる場合を含む。) (チ) 保安林等に係る土地が保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合 (リ) 集団移転促進事業計画により移転促進区域内の農地等が地方公共団体に買い取られる場合 (ス) 農業経営基盤強化促進法の地域計画の特例に係る区域内にある農用地が、当該農用地の所有者等の申出に基づき農地中間管理機構(一定のものに限る。))に買い取られる場合 (注) 同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	その有する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合の特別控除額は、1,500万円とし、(譲渡益－1,500万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②)の軽減税率を除く)を適用。 「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」とは、次に掲げる場合をいう。 (イ) 地方公共団体等の行う住宅建設又は宅地造成事業のために買い取られる場合 (ロ) 収用の対償に充てられる土地等、住宅地区改良法の改良住宅建設のための改良地区外の土地等又は公営住宅法の規定による公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合 (ハ) 平成6年1月1日から令和8年(2026年)12月31日までの間に、特定の民間宅地造成事業等(一団の宅地の造成が土地区画整理事業(その施行地区の全部が市街化区域に含まれるものに限る。))として行われるものであること等の要件を満たすものとして国土交通大臣の認定を受けたものをいう。)の用に供するために買い取られる場合 (ニ) 「公有地の拡大の推進に関する法律」第6条第1項の協議に基づき地方公共団体等に土地を買い取られる場合 (ホ) 地方公共団体が空港周辺整備計画に基づいて行う空港周辺の整備に関する事業のために土地等を買い取られる場合 (ヘ) 沿道地区計画の区域内にある土地等が、地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (ト) 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う地区の防災及び安全に関する機能の向上等を図るための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合

22. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合（続）	(チ) 「中心市街地活性化法」の認定基本計画の区域内の土地等が、地方公共団体又は一定の中心市街地整備推進機構の行う中心市街地の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等買い取られる場合 (リ) 景観計画の区域内の土地等が、地方公共団体又は一定の景観整備機構の行う景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、これらの者に買い取られる場合 (ス) 都市再生整備計画の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の都市再生整備推進法人の行う一定の公共施設の整備に関する事業の用に供するために買い取られる場合 (ル) 認定歴史的風致維持向上計画における認定重点区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の歴史的風致維持向上支援法人の行う公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために買い取られる場合 (ヲ) 国、地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県の作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地等を買い取られる場合 (ワ) 「商店街活性化法」の認定計画に基づく商店街活性化事業又は認定支援計画に基づく商店街活性化支援事業及び「中心市街地活性化法」の中小小売商業高度化事業で一定の要件を満たすものの用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合 (カ) 農業協同組合の行う宅地供給事業で一定の要件を満たすものために農地等を譲渡した場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の他の事業者との事業の共同化若しくは中小企業の集積の活性化のための資金融資を受けて造成する土地等で一定の要件を満たすものために土地等を買い取られる場合 (コ) 総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画等の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合することその他の一定の要件に該当するものとして市町村長等が指定したものの用に供するために買い取られる場合 (タ) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等を買い取られる場合 (レ) 「広域臨海環境整備センター法」による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために土地等を広域臨海環境整備センターに買い取られる場合 (ソ) 生産緑地地区内の土地を買取申出等に基づき地方公共団体等に買い取られる場合 (ツ) 「国土利用計画法」による規制区域内の土地等を地方公共団体等に買い取られる場合 (ネ) 国、地方公共団体等が作成した地域開発保全整備計画で土地利用の調整等に関する事項として土地利用基本計画に定められたものに係る事業の用に供するために土地等を地方公共団体等に買い取られる場合 (ナ) 土地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内又は市街地再開発促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等に買取られる場合若しくは拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等に買取られる場合又は被災市街地復興推進地域内にある土地等が被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られる場合 (フ) 土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物の敷地として換地を定めることが困難な場合において、申出又は同意により交付される清算金を買い取られるとき (ム) 被災市街地復興推進地域内にある土地等が、被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地処分により当該事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価の額に対応する土地等の部分の譲渡があった場合 (ウ) マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事由により、土地等に係る権利変換により補償金を取得するとき又は一定の請求により土地等が買い取られる場合

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合(続)	(※) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当するマンションの敷地の用に供されている土地等につき一定のマンション敷地売却事業が施行された場合において、その土地等に係る分配金取得計画に基づき分配金を取得するとき又はその土地等が売渡し請求により買い取られるとき (ノ) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により管理地区として指定された区域内の土地を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合又は鳥獣保護区の特別保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等を国若しくは地方公共団体に買い取られる場合 (オ) 都道府県立自然公園特別区域等の一定区域内の土地を地方公共団体に買い取られる場合 (ク) 「農業経営基盤強化促進法」の買取協議に基づき農用地区域内にある農用地が一定の農地中間管理機構に買い取られる場合 (注) 特定住宅地造成事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。
(4) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	その有する土地等が農地保有の合理化等のために譲渡した場合の特別控除額は800万円とし、(譲渡益－800万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。 「農地保有の合理化等のために譲渡した場合」とは、次に掲げる場合をいう。 (イ) 農業振興地域内の農地等を農業委員会のあっせん等により譲渡した場合 (ロ) 農地保有の合理化に資するため、一定の農地中間管理機構に農地等を譲渡した場合 (ハ) 「農地中間管理事業の推進に関する法律」の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより農用地区域内の土地等を譲渡した場合 (ニ) 工業等導入地区内の土地等を工業用地等の用に供するため譲渡した場合 (ホ) 土地改良法による創設換地により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得した場合 (ヘ) 森林組合等のあっせんにより林地保有合理化のために土地を譲渡した場合 (ト) 「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による交換分合で、取得すべき土地を定めずに清算金を取得する場合
(5) 居住用財産を譲渡した場合等	(イ) 自己の居住の用に供している土地、家屋等を譲渡(居住の用に供さなくなった年及び以後3年以内の譲渡)した場合の特別控除額は3,000万円とし、(譲渡益－3,000万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。 (注) 3,000万円の特別控除の適用を受けたときは、その翌年及び翌々年については3,000万円特別控除を適用しない。 (ロ) 相続又は遺贈による被相続人居住用家屋(その相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋又は老人ホーム等に入所をしたことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋(一定の要件を満たす場合に限る。))であって、昭和56年5月31日以前に建築されたこと、その相続の開始の直前においてその被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと等の要件を満たすものいう。)及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした個人が、平成28年4月1日から令和9年(2027年)12月31日までの間に、その被相続人居住用家屋(耐震基準に適合していないものにあつては耐震改修工事をしたものに限り、その敷地を含む。)又は除却等の後の敷地の譲渡(相続の開始日の属する年以後3年以内の譲渡)をした場合には、居住用財産を譲渡した場合に該当するものとみなして、イの適用を受けることができる(空き家に係る譲渡所得の特例)。(令和6年1月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用) ① 本特例の適用対象となる相続人が相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の一定の譲渡をした場合において、その被相続人居住用家屋が譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に耐震改修工事又は除却等がされたときは、本特例を適用することができる。

22. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
(5) 居住用財産を譲渡した場合等（続）	㊸ 相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が3人以上である場合は、空き家に係る譲渡所得の特例の特別控除額を2,000万円とする。
(6) 平成21・22年に取得した土地等を譲渡した場合	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等を取得し、5年超所有した後に当該土地等を譲渡した場合の特別控除額は1,000万円とし、（譲渡益－1,000万円）につき上記Ⅲ(1)の特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）を適用。
(7) 低未利用土地等を譲渡した場合	個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利（以下「低未利用土地等」という。）で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡（特別の関係がある者に対してするもの及びその対価（その譲渡とともにした当該低未利用土地の上にある資産の譲渡の対価を含む。）の額が500万円（注）を超えるものを除く。）を令和2年7月1日から令和7年（2025年）12月31日までの間にした場合（その譲渡の後に当該低未利用土地等の利用がされる場合に限る。）の特別控除額は100万円とし、（譲渡益－100万円）につき上記Ⅲ(1)の特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）を適用。 ただし、本特例の適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡をその前年又は前々年中にした場合において、その者がその譲渡につき本特例の適用を受けているときは、当該低未利用土地等について本特例は適用しない。 （注）譲渡をした低未利用土地等が市街化調整区域若しくは非線引き都市計画区域（用途地域設定区域に限る。）又は所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域に所在する場合には、800万円
（特別控除額の限度）	上記の特別控除（上記Ⅳの(1)から(7)までの特別控除）は、同一人については、年間5,000万円を限度とする。
(8) 居住用財産の買換え、交換の場合	平成5年4月1日から令和7年（2025年）12月31日までの間に、次の要件を満たす居住用財産の譲渡をした場合 ① 譲渡資産の所有期間が10年超のものであること。 ㊸ 譲渡に係る対価の額が1億円以下であること。 ㊹ 譲渡者の居住期間が10年以上であること。 ㊺ 買換資産のうち、建物については、その床面積が50㎡以上のものであり、かつ、土地については、その面積が500㎡以下のものであること。なお、買換資産が既存住宅である場合には、築25年以内又は耐震基準に適合するもの（非耐火建築物である既存住宅については、取得期限までに耐震改修等をして適合するものを含む。）に限る。 ㊻ 買換資産が令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅（登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のを除く。）等である場合には、エネルギーの使用の合理化に資する一定の住宅であること 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ、買換資産の取得価額に充てられなかった部分については、上記Ⅲの特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）を適用。
(9) 特定の事業用資産の買換え、交換の場合	令和8年（2026年）12月31日（一部は同年3月31日）までに、特定地域内にある事業用の一定の土地等若しくは建物等又は船舶を譲渡し、その譲渡をした日の属する年の前年から翌年末までに一定の要件に該当する土地等、建物、機械装置等又は船舶を取得して、その取得後1年以内に事業の用に供した場合（詳細は「(2) 法人の場合」の項参照。） 譲渡益のうち買換資産に対応する部分の80%（一定の場合は90%、75%、70%又は60%）に相当する部分については取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ、買換資産の取得価額に充てられなかった部分については上記Ⅲの特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）を適用
(10) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え、交換の場合	イ) 特定民間再開発事業のために既成市街地等内にある土地等（事業用のものを除く。）を譲渡して、その譲渡をした日の属する年の12月31日までにその譲渡をした土地等の上に建築された地上階数4以上の中高層耐火建築物（当該特定民間再開発事業の施行される地区内において建築された一定の建築物を含む。）の全部又は一部を取得して、その取得の日から1年以内に居住の用に供した場合

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(10) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え、交換の場合(続)	(ロ) 既成市街地等内にある土地等を譲渡して、その譲渡をした日の属する年の12月31日までにその譲渡をした土地等の上に建築された地上階数3以上の中高層耐火共同住宅の全部又は一部を取得して、その取得の日から1年以内に事業の用又は居住の用に供した場合 譲渡収入のうち取得資産の取得価額に対応する部分については取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ、取得資産の取得価額を超える部分については上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用
(11) 特定の交換分合の場合	(イ) 「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による林地等交換分合又は協定関連交換分合により土地等を交換した場合 (ロ) 農住組合の組合員が「農住組合法」の規定による交換分合により土地等を交換した場合 取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(12) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合	個人が有する国有財産特別措置法の普通財産のうち一定の土地等(特定普通財産)に隣接する土地等(所有隣接土地等)につき、その所有隣接土地等とその特定普通財産との交換をした場合 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ(取得した交換差金に対応する部分を除く。)
(13) 相続財産を相続税申告期限後3年以内に譲渡した場合	相続税の対象となった資産を相続税の申告期限後3年以内に譲渡した場合 その資産に係る相続税額をその資産の取得費に加算して譲渡所得の計算上控除することができる。
(14) 国等に対して財産を寄附した場合	国、地方公共団体又は一定の公益法人等に対して財産を寄附した場合 非課税 (一定の公益法人等に対する場合は、国税庁長官の承認が必要。)
(15) 国宝、重要文化財を国等に譲渡した場合	国宝、重要文化財を国、地方公共団体又は文化財保護法に規定する文化財保存活用支援団体(一定のものに限る。)等に譲渡した場合 非課税
(16) 物納の場合	財産を物納した場合 非課税
(17) 強制換価手続等により譲渡した場合	資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における強制換価手続等による譲渡をしたとき 非課税
(18) 債務処理計画に基づき経営者が私財提供を行った場合	中小企業者に該当する内国法人の取締役等である個人でその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有するものが、その個人の保有する資産で現にその内国法人の事業の用に供されているもの(有価証券を除く。)を、その内国法人に係る債務処理計画に基づき、平成25年4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間にその内国法人に贈与した場合には、一定の要件の下で、その贈与によるみなし譲渡課税を適用しない。
(19) 一般交換の場合	1年以上保有していた土地等一定の資産を同種の資産(相手方が1年以上保有し、かつ、交換のために取得したもの以外の資産)と交換し、同一用途に供した場合で、かつ、双方の価額の差額が20%以下の場合 取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(20) 居住用財産の譲渡により損失が生じた場合	(イ) 平成10年1月1日から令和7年(2025年)12月31日までの間に所有期間5年超の居住用財産(譲渡資産)の譲渡をし、かつ、一定期間内に居住用財産(買換資産)の取得をして(年末において買換資産に係る住宅借入金の残高を有する場合に限る。)、その翌年12月31日までの間に居住の用に供した場合において、譲渡損失の金額を有する場合 譲渡損失の金額について、その年及び翌年以後3年間は他の所得との損益通算及び繰越控除が可能 (ロ) 平成16年1月1日から令和7年(2025年)12月31日までの間に所有期間5年超の居住用財産(譲渡資産)の譲渡をした場合(契約日の前日において譲渡資産に係る住宅借入金の残高を有する場合に限る。)において、譲渡損失の金額を有する場合 譲渡損失のうち、譲渡資産に係る住宅借入金の残高が譲渡価額を超える場合のその差額を限度として、その年及び翌年以後3年間は他の所得との損益通算及び繰越控除が可能

22. 譲 渡 所 得 課

(2) 法人の場合

区 分	課 税 制 度
I 一般の課税方式	譲渡収入－（帳簿価額＋譲渡費用）＝譲渡利益 譲渡利益＝譲渡所得 （注）商品等の販売益と同様に課税所得に含まれる。
II 土地の譲渡益に対する課税	(1) 一般の土地の譲渡等 （平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間の譲渡については、適用停止） イ 課税対象 法人（非課税法人等を除く。）が譲渡した土地等の譲渡益 ① 株式の譲渡益や土地売買の仲介手数料のうち実質的に土地等の譲渡益等と認められるものも課税対象とする。 ② 下記(2)の適用を受けるものを除く。 ③ 次に掲げる土地等の譲渡は、課税対象から除外する。 (イ) 継続して営む住宅、造成宅地等の供給事業に係る棚卸資産に該当するものの譲渡 (ロ) 平成4年1月1日から令和7年12月31日までの譲渡のうち、国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等に対する譲渡及び一定の優良な住宅地開発事業等のためにされる譲渡で一定の要件を満たすもの（個人の場合に軽減税率の対象となるものと同様） ロ 課税標準 譲渡収入－（帳簿価額＋直接・間接に要した経費）＝譲渡益（課税所得） ① この課税標準は、法人の各事業年度の所得と別個に計算し、各事業年度の所得との通算は認めない。 ② 直接・間接に要した経費は、実績値と概算値との選択を認める。 ハ 税 額 譲渡益×5％＝追加課税分の税額（法人税） (2) 短期所有の土地の譲渡等 （平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間の譲渡については、適用停止） イ 課税対象 法人（非課税法人等を除く。）が譲渡をした土地等で、当該法人がその取得をした日の翌日から、当該土地等の譲渡をした年の1月1日において所有期間5年以下であるものの譲渡益 ① (1)のイ①に同じ ② 次に掲げる土地等の譲渡は、課税対象から除外する。 (イ) 国又は地方公共団体に対する譲渡 (ロ) 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成の用に供するための譲渡 (ハ) 収用換地等による譲渡 (ニ) 都市計画法の開発許可を受けて行う1,000㎡以上の一団の造成宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの (ホ) 開発許可を要しない場合の1,000㎡以上の一団の造成宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの (ヘ) 一定の新築住宅の敷地の用に供された1,000㎡以上の一団の宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの (ト) 次に掲げる1,000㎡未満の一団の宅地の譲渡で、その譲渡価額が適正であるもの ④ 一団の造成宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて市町村長等の認定を受けたもの ⑤ 一団の宅地で、一定の新築住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて市町村長等の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供されたもの (チ) 宅地建物取引業者の行う居住用土地等の譲渡でその取得後一定期間内に行われるもののうち土地等の売買の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為に類するもの (リ) 不動産特定共同事業者の行う土地等の譲渡で、不動産特定共同事業契約に係る事業参加者から取得した土地等の譲渡 (ヌ) 土地等の贈与による譲渡で国又は地方公共団体等に対する寄附に該当するもの ロ 課税標準 (1)のロに同じ ハ 税 額 譲渡益×10％＝追加課税分の税額（法人税）

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
Ⅲ 特別控除及び買換え等の特 例 (1) 収用換地等の場合	(イ) 6月以内に譲渡すること等を条件として ○ 譲渡利益－5,000万円＝課税所得 (ロ) ただし、収用等のあった日から原則として2年以内に代替資産を取得する場合又は換地処分等により交換取得資産を取得する場合には、上記の特別控除と圧縮記帳による課税の繰延べとの選択ができる。
(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	(イ) 国、地方公共団体等が都市計画事業として行う土地区画整理事業、住宅街区整備事業、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業等のために買い取られる場合 (ロ) 都市計画法の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合 (ハ) 防災街区整備事業の事業予定地内の土地等が、当該防災街区整備事業の都市計画法による事業認定前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合 (ニ) 古都保存法等に規定する買取請求に基づき地方公共団体等に買い取られる場合 (ホ) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する対象土地が同法の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合（一定の要件を満たす場合に限る。） (ヘ) 都市緑地法に規定する対象土地が同法の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合（一定の要件を満たす場合に限る。） (ト) 重要文化財、史跡、名勝、天然記念物や国立公園及び国定公園の特別地域又は自然環境保全地域の特別地区として指定された土地を国又は地方公共団体等に買い取られる場合 (チ) 保安林等に係る土地を保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合 (リ) 集団移転促進事業計画により移転促進区域内の農地等が地方公共団体に買い取られる場合 (ス) 農業経営基盤強化促進法の地域計画の特例に係る事項が定められている地域計画の区域内にある農用地が、当該農用地の所有者等の申出に基づき農地中間管理機構（一定のものに限る。）に買い取られる場合 ○ 譲渡利益－2,000万円＝課税所得 (注) 特定土地区画整理事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	(イ) 地方公共団体等の行う住宅建設又は宅地造成事業のために買い取られる場合 (ロ) 収用の対償に充てられる土地等、住宅地区改良法の改良住宅建設のための改良地区外の土地等又は公営住宅法の規定による公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合 (ハ) 平成6年1月1日から令和8年12月31日までの間に、土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業（一団の土地の面積が5ha以上の要件を満たすもの）等のために事業者が土地等を買い取られる場合 (ニ) 公有地拡大推進法第6条第1項の協議に基づき地方公共団体等に土地等を買い取られる場合 (ホ) 航空機騒音障害防止特別地区にある土地が買い取られる場合 (ヘ) 沿道地区計画の区域内にある土地等が、地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (ト) 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う防災街区としての整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (チ) 中心市街地活性化法の認定中心市街地の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の中心市街地整備推進機構の行う認定中心市街地の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (リ) 景観計画の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の景観整備機構の行う景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (ス) 都市再生整備計画又は立地適正化計画の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の都市再生推進法人の行う一定の公共施設の整備に関する事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (ル) 認定歴史的風致維持向上計画における認定重点区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の歴史的風致維持向上支援法人の行う公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合

22. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合（続）	(ワ) 国、地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県の作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地等を買収される場合 (ヰ) 商店街活性化法の認定商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業計画に基づく商店街活性化支援事業、中心市街地活性化法の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業で一定の要件を満たすものの用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買収される場合 (カ) 農業協同組合の行う宅地等供給事業で一定の要件を満たすもののために農地等を譲渡した場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法の他の事業者との事業の共同化若しくは中小企業の集積の活性化のための資金融資を受けて造成する土地等で一定の要件を満たすもののために土地等を買収される場合 (コ) 総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、一定の要件に該当するものとして市町村長等が指定したもの用に供するために買収される場合 (ク) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等を買収される場合 (ケ) 広域臨海環境整備センター法による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために土地等を広域臨海環境整備センターに買収される場合 (コ) 生産緑地地区内の土地を買収申出等に基づき地方公共団体等に買収される場合 (ソ) 国土利用計画法による規制区域内の土地等を地方公共団体等に買収される場合 (ネ) 国、地方公共団体等が作成した地域開発保全整備計画で土地利用の調整等に関する事項として土地利用基本計画に定められたものに係る事業の用に供するために土地等を地方公共団体等に買収される場合 (ナ) 土地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内又は市街地再開発促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等に買収される場合若しくは拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等に買収される場合 (テ) 土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物の敷地として換地を定めることが困難な場合において、申出又は同意により交付される清算金を取得するとき (ム) 被災市街地復興土地区画整理事業の施行に伴い、保留地が定められた場合に、土地等に係る権利変換により土地等のうち保留地の対価の額に対応する部分の譲渡をしたとき (ウ) マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事情により、土地等に係る権利変換により補償金を取得するとき又は一定の請求により土地等が買収される場合 (チ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議特定要除却認定マンションの敷地の用に供されている土地等につき一定のマンション敷地売却事業が施行された場合において、その土地等に係る分配金取得計画に基づき分配金を取得するとき又はその土地等が売渡し請求により買収されるとき (リ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により管理地区として指定された区域内の土地を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合又は鳥獣保護区の特別保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等を国若しくは地方公共団体に買収される場合 (ロ) 都道府県立自然公園特別地域等の一定区域内の土地を地方公共団体に買収される場合 (ク) 農業経営基盤強化促進法の買取協議に基づき農用地区域内にある農用地を農地中間管理機構に買収される場合 ○ 譲渡利益－1,500万円＝課税所得 (注) 特定住宅地造成事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。
(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合	(イ) 農業振興地域内の農地等を農業委員会のあっせん等により譲渡した場合又は農地保有の合理化に資するため農地中間管理機構に農地等を譲渡した場合 (ロ) 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内にある土地等を農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡した場合 ○ 譲渡利益－800万円＝課税所得

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(5) 平成21・22年に取得した土地等を譲渡した場合	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等を取得し、5年超所有した後に当該土地等を譲渡した場合 ○ 譲渡利益－1,000万円＝課税所得
(6) 資産の譲渡に係る特別控除額の特例	(1)～(5)の場合に適用される特別控除額は、年間5,000万円を限度として認められる。
(7) 特定の資産の買換え、交換の場合	イ 所定の買換え・交換により生じた譲渡資産の譲渡益については、その80%相当額につき、圧縮記帳による課税の繰延べを認める（昭45.4.1から令和8.3.31までの時限措置）。 なお、次の買換えに係る圧縮割合はそれぞれ次のとおり。 ① 下記(イ)の買換えのうち、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の第二種区域内にある場合の買換え：70% ② 下記(イ)の買換えのうち、特定の地域（東京23区）から集中地域（3大都市圏）以外の地域への買換え：90%（本店の移動を伴う買換えに限る。） ③ 下記(イ)の買換えのうち、集中地域（3大都市圏）以外の地域から集中地域（東京23区を除く）への買換え：75% ④ 下記(イ)の買換えのうち、集中地域（3大都市圏）以外の地域から特定の地域（東京23区）への買換え：70%（本店の移動を伴う買換えの場合は60%） ロ 譲渡事業年度に買換資産の取得ができない場合には、特別勘定を設定することにより1年間（特定の場合は、税務署長の承認を得ることを条件に更に2年間）繰り越すことができる。 ハ なお、1年前に先行取得した資産（特定の場合には、3年前の取得資産も可）についても圧縮記帳の対象とすることができる。 ニ 買換資産が土地等である場合には、原則として、譲渡資産である土地等の面積の5倍以内の面積部分に限り圧縮記帳の対象となる。 (イ) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え (ロ) 土地等が土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴って取得される場合の既成市街地等（これに類する区域を含む。）内での買換え (イ) 所有期間10年超の国内にある土地等又は建物等を譲渡し、国内にある土地等又は建物等を取得した場合の買換え (ニ) 日本船舶から日本船舶への買換え ホ 納税地の所轄税務署長に上記イの制度の適用を受ける旨の届出をした場合に限り適用することができる（令和6年4月1日施行）。
(8) 特定の交換分合の場合	(イ) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による林地等交換分合又は協定関連交換分合により土地等を交換した場合 (ロ) 農住組合の組合員が農住組合法の規定による交換分合により土地等を交換した場合 ○ 圧縮記帳による課税の繰延べ
(9) 普通財産とその隣接する土地等の交換の場合	国有財産特別措置法の普通財産のうち一定の土地等（特定普通財産）とその隣接する土地等とを交換する場合 ○ 圧縮記帳による課税の繰延べ
(10) 一般の交換の場合	1年以上保有していた固定資産を同種の資産（相手方が1年以上保有し、かつ、交換のために取得したもの以外の固定資産）と交換し、同一用途に供した場合で、かつ、双方の価額の差額が20%以下の場合 ○ 圧縮記帳による課税の繰延べ

22. 譲 渡 所 得 課

(参考) 土 地 譲 渡 益 課 税 制

年		44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56			
基 本 的 課 税 方 式	長 期	〔44年度改正〕 44.1.1かつ保有期間 5年基準								〔50年度改正〕 44.1.1基準							
	長期	〔44年度改正 分離課税制度の創設〕 次により分離課税 45・46年 10% (住 4%) 47・48年 15% (住 5%) 49・50年 20% (住 6%) (44年分は旧制度との選択適用)								〔50年度改正〕 51～54年 次により分離課税 2,000万円まで 20% (住 6%) 2,000万円超 3/4総合課税				〔55年度改正〕 55・56年 次により分離課税 4,000万円まで 20% (住 6%) 4,000万円超8,000万円 まで 1/2総合課税 8,000万円超 3/4総合課税			
	短期	〔44年度改正 分離課税制度の創設〕 45.1.1～															
	超 短期	次のいずれが多い方の税額による ① 40%相当額 (住12%相当額) ② 全額総合課税をした場合の上積 税額の110%相当額 (44年分は旧制度との選択適用)								〔48年度改正 個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度の創設〕 49.1.1～44.1.1以後の取得⇒次のいずれが多い方の税額による分離課税 ① 40%相当額 (住12%相当額) ② 全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額 (望ましい宅地供給に資する一定のものを除外。以下同じ。)							
	短期	通常の法人税課税								〔48年度改正 法人の土地譲渡益 (短期) 重課制度の創設〕 49.4.1 (一部48.4.21) ～							
	超 短期									44.1.1以後の取得 ⇒通常の法人税に加え20%の税率で追加課税 (望ましい宅地供給に資する一定のものを除外。以下同じ。)							
上 記 以 外																	
課 税 率 (個人)	軽 減 税 率	特定市街化区 域農地等を譲 渡した場合				〔48年度改正 創設〕 48年10% (住 4%) 49・50年15% (住 5%)			〔51年度改正〕 51～53年 2,000万円まで 15% (住 5%) 2,000万円超 20% (住 6%)			〔54年度改正〕 54～59年 4,000万円まで 15% (住 5%) 4,000万円超 20% (住 6%)					
	優 良 住 宅 地 等 を 譲 渡 し た 場 合 <td colspan="8"></td> <td colspan="3">〔54年度改正 創設〕 54～56年 4,000万円まで 20% (住 6%) 4,000万円超 1/2総合課税</td>									〔54年度改正 創設〕 54～56年 4,000万円まで 20% (住 6%) 4,000万円超 1/2総合課税							
の 特 例	特別 控 除 (個人・法人)	収用等		〔44年度改正〕 1,200万円			〔48年度改正〕 2,000万円			〔50年度改正〕 3,000万円							
	特定土地 区画整理事業等		〔44年度創設〕 600万円			1,000万円			2,000万円								
	特定住宅地 造成事業等		〔44年度改正〕 300万円			500万円			1,500万円								
	農地保有合理化等 〔45年度創設〕		150万円			250万円			500万円								
	居住用 (個人のみ)		〔44年度改正〕 1,000万円			1,700万円			3,000万円								
買 換 え	居 住 用 (個人)	〔44年度改正 廃止〕 45.1.1～ 居住用財産の買換え特例 (27年創設) を廃止															
	事 業 用 (個人・法人)	〔44年度改正〕 法人45.4.1～ 個人45.1.1～ 一般的な事業用資産の買換え特例を廃止して、国土政策・土地 政策に合致する特定の事業用資産の買換え特例を創設															

(注) 適用期限の延長は省略している。

税 制 度 の 概 要 (続)

度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降)

57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5・6	7		
〔57年度改正〕 57～62.9.30 所有期間10年基準						〔62年9月改正〕 62.10.1～9.3.31 所有期間 5 年基準								
〔57年度改正〕 57年～63年 次により分離課税 4,000万円まで 20%（住 6 %） 4,000万円超 1/2総合課税						〔63年12月改正〕 元～3 年 次により分離課税 4,000万円まで 20%（住 6 %） 4,000万円超 25%（住7.5%）			〔3 年度改正〕 4 年～6 年 次により分離課税 一律30%（住 9 %）			〔7 年度改正〕 7 年 次により分離課 税 4,000万円まで 25%（住7.5%） 4,000万円超 30%（住 9 %）		
〔57年度改正〕 57.1.1～ その年 1 月 1 日で所有期間10年以下⇒同左						〔62年 9 月改正〕 62.10.1～ その年 1 月 1 日で所有期間 5 年以下⇒同左								
						〔62年 9 月改正 個人の不動産業者等の超短期重課制度の創設〕 62.10.1～9.12.31 その年 1 月 1 日で所有期間 2 年以下⇒次のいずれか多い方の税額による分離課税 ①50%相当額（住15%相当額） ②全額総合課税をした場合の上積税額の120%相当額								
〔57年度改正〕 57.1.1～ その年 1 月 1 日で所有期間10年以下⇒同左						〔62年 9 月改正〕 62.10.1～ その年 1 月 1 日で所有期間 5 年以下 ⇒通常の法人税に加え20%の税率で追加課税								
						〔62年 9 月改正 超短期重課制度の創設〕 62.10.1～ その年 1 月 1 日で所有期間 2 年以下 ⇒通常の法人税に加え30%の税率で追加課 税			〔3 年度改正 分離課税制度の創設〕 4.1.1～ その年 1 月 1 日で所有期間 2 年以下 ⇒通常の法人税率に30%の税率を加算 した税率による分離課税					
									〔3 年度改正 一般の土地譲渡益重課 税制度創設〕 4.1.1～⇒通常の法人税に 加え10%の税率で追加課税					
			〔60年度改正〕 60～63年 4,000万円まで 20%（住 6 %） 4,000万円超 25%（住7.5%）			〔63年12月改正〕 元～3 年 4,000万円まで 20%（住 6 %） 4,000万円超 22.5%（住 7 %）			〔3年度改正〕 4.1.1～ 一律 27.5% （住 8 %）		5.1.1～ 廃止			
〔57年度改正〕 57.1.1～ 4,000万円まで20%（住 6 %） 4,000万円超 25%（住7.5%）						〔63年度改正〕 63.4.1～ 一律20%（住 6 %）			〔3 年度改正〕 3.1.1～ 一律15%（住 5 %）					
居住用財産を 譲渡した場合						〔63年度改正 創設〕 63.4.1～ 4,000万円まで 10%（住 4 %） 4,000万円超 15%（住 5 %）			〔3 年度改正〕 4.1.1～ 6,000万円まで 10%（住 4 %） 6,000万円超 15%（住 5 %）					
						〔平成元年度改正〕 5,000万円適用期限あり			〔3 年度改正〕 5,000万円					
						〔平成元年度改正〕 800万円（適用期限あり）			〔3 年度改正〕 800万円					
〔57年度改正 復活〕 57.1.1～ 所有期間10年超の居住用財産に限定して復活						〔63年度改正 原則廃止〕 63.4.1～ 父母等から相続等により取得し、かつ、譲渡 者の居住期間が30年以上のものに限定								
〔57年度改正〕 57.1.1～長期所有土地等の判定基準 の緩和 44.1.1以前取得 ⇒所有期間10年超			〔61年度改正〕 法人61.4.1～ 課税の繰延額の 2 割縮減			〔62年9月改正〕 個人62.10.1～ 課税の繰延額の 2 割 縮減		〔3 年度改正〕 4.1.1～ 長期所有土地等か ら減価償却資産へ の買換えを廃止		〔4年度改正〕 構造改善等の ための長期所有 土地等から 減価償却資産 への買換えの 追加		〔6年度改正〕 設備投資促進 のための長期所 有土地等から既 成市街地等以 外の地域内の減 価償却資産へ の買換えの追加		〔7 年度改正〕 事業革新の円 滑化、中小企 業の新分野進 出のための買 換えの追加

22. 譲渡所得課

(参考) 土地譲渡益課税制

年		8	9	10	11	12	
区分	長短	〔8年度改正〕所有期間5年基準（特例方式の廃止）					
基本的課税方法	個人	長期	〔8年度改正〕8・9年次により分離課税 4,000万円まで 20%（住6%） 8,000万円まで 25%（住7.5%） 8,000万円超 30%（住9%）		〔10年度改正〕10年次により分離課税 6,000万円まで 20%（住6%） 6,000万円超 25%（住7.5%）	〔11年度改正〕11年～15年次により分離課税 一律20%（住6%）	
		短期					
			（個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度）		〔10年度改正〕10.1.1～12.12.31 適用停止		
		超短期	（個人の不動産業者等の超短期重課制度）		〔10年度改正〕10.1.1～ 廃止		
	法人	短期	〔8年度改正〕8.1.1～ その年1月1日で所有期間5年以下 ⇒通常の法人税に加え10%の税率で追加課税		〔10年度改正〕10.1.1～12.12.31 ⇒適用停止		
		超短期	〔8年度改正〕8.1.1～14.3.31 その年1月1日で所有期間2年以下 ⇒通常の法人税に加え15%の税率で追加課税		〔10年度改正〕10.1.1～ ⇒廃止		
		上記以外	〔8年度改正〕8.1.1～ ⇒通常の法人税に加え5%の税率で追加課税		〔10年度改正〕10.1.1～12.12.31 ⇒適用停止		
	課税の特例	軽減税率（個人）	（特定市街化区域農地等を譲渡した場合）				
			（優良住宅地等を譲渡した場合）	〔8年度改正〕 9.1.1～13.3.31 4,000万円まで 15%（住5%） 4,000万円超 20%（住6%）			
			（居住用財産を譲渡した場合）				
特別控除（個人・法人）		（収用等）					
		（特定土地区画整理事業等）					
		（特定住宅地造成事業等）					
		（農地保有合理化等）					
		（居住用・個人のみ）					
買換え		居住用（個人）			〔10年度改正 要件緩和〕10年～15年 ① 譲渡者の居住期間10年以上 ② 買換資産についての面積要件等 一定の要件を満たすものに限定		
		事業用（個人・法人）	〔8年度改正〕 沿道整備権利移転等促進計画による土地等の買換えの追加	〔9年度改正〕 防災街区整備権利移転等促進計画による土地等の買換えの追加	〔10年度改正〕 長期所有土地等（所有期間10年超）の買換え 10.1.1～12.12.31までの間、地域限定要件なし 一律課税繰延割合80%	〔11年8月改正〕 事業革新の円滑化、中小企業の新分野進出のための買換えを事業再構築のための買換えに改組	〔12年度改正〕 移転促進地域から誘導地域内への買換えを廃止

税 制 度 の 概 要 (続)

度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降) (続)

13	14	15	16	17	18
〔13年度改正 適用期限延長〕 ～15.12.31			〔16年度改正〕 16.1.1～ 次により分離課税 一律15%（住5％） ・他の所得との損益通算を廃止 ただし、所有期間5年超の居住用財産の譲渡に よる損失が生じた場合の損益通算の特例あり ・100万特別控除廃止		
			〔16年度改正〕 16.1.1～ 次により分離課税 一律30%（住9％） ただし、国等に対する譲渡については、15%（住5％） ・他の所得との損益通算を廃止		
〔13年度改正 停止措置延長〕 ～15.12.31			〔16年度改正 停止措置延長〕 ～20.12.31		
〔13年度改正 停止措置延長〕 ～15.12.31			〔16年度改正 停止措置延長〕 ～20.12.31		
〔13年度改正 停止措置延長〕 ～15.12.31			〔16年度改正 停止措置延長〕 ～20.12.31		
〔13年度改正 適用期限延長〕 ～15.12.31			〔16年度改正〕 16.1.1～20.12.31 2,000万円まで 10%（住4％） 2,000万円超 15%（住5％） 課税繰延べの特例、特例控除との重複適用を廃止		
〔13年度改正〕 ① 適用期限延長～15.12.31 ② 買換資産に係る面積要件等の緩和			〔16年度改正〕 適用期限延長～18.12.31		〔17年度改正〕 買換資産に係る要件の緩和
〔13年度改正〕 水道水源水域に係る特定施設等 の移転に伴う買換え、新産業都 市区域外から内への買換え、過 度集積地域から特定の拠点地区 内への産業業務施設の移転に伴 う買換え等を廃止	〔15年度改正〕 産業活力再生特別措置法の事 業再構築計画に基づいて行わ れる長期所有の土地、建物等 から既成市街地等以外の地域 にある土地、建物、機械装置 等への買換えを廃止	〔16年度改正〕 防災街区整備権利移転等促進計画に基づく土地等への買換えを防災街区 整備事業に関する都市計画に基づく土地等又は建物若しくは構築物への 買換えに改組	〔18年度改正〕 特定農山村地域における所有 権移転等促進計画による農林 地の買換え、幹線道路の沿道 の整備に関する法律の沿道整 備権利移転等促進計画による 買換えを廃止		

22. 譲 渡 所 得 課

(参考) 土 地 譲 渡 益 課 税 制

年			19・20	21	22
基 本 的 課 税 方 式	区 分	長 区 短 分			
	個 人	長期			
		短期			
			(個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度)	〔21年度改正 停止措置延長〕 ～25.12.31	
			短期		
法 人	短期			〔21年度改正 停止措置延長〕 ～25.12.31	
	上記以外			〔21年度改正 停止措置延長〕 ～25.12.31	
課 税 の 特 例	軽 減 税 率 (個 人)	(特定市街化区域農地等を譲渡した場合)			
		(優良住宅地等を譲渡した場合)		〔21年度改正 適用期限延長〕 ～25.12.31	
		(居住用財産を譲渡した場合)			
	特 別 控 除 (個 人・ 法 人)	(収用等)			
		(特定土地区画整理事業等)			
		(特定住宅地造成事業等)			
(農地保有合理化等)					
居 住 用	(居住用・個人のみ)		平21・22取得 〔21年度改正 創設〕 土地等 1,000万円		
	〔19年度改正〕 ① 適用期限延長～21.12.31 ② 買換え資産についての床面積要件の上限撤廃 ③ 相続等により取得した居住用財産の買換え特例は、特定居住用財産の買換え特例 に一本化し、廃止		〔22年度改正〕 ① 適用期限延長～23.12.31 ② 譲渡価額が2億円以下のものに限定		
事 業 用	〔19年度改正〕 防災再開発促進地区内における認定建替計画 に係る建築物の建替えを行う事業に伴う土地 等の買換えを追加				

税 制 度 の 概 要 (続)

度の沿革(昭和44年以降)(続)

[illegible]

22. 譲 渡 所 得 課

(参考) 土 地 譲 渡 益 課 税 制

年			28	29	30	令和元
基本的課税方式	個人	長期				
		短期				
	法人	短期	(個人の不動産事業者等の土地譲渡益重課制度)	〔29年度改正〕 停止措置延長～2.12.31		
		上記以外		〔29年度改正〕 停止措置延長～2.3.31		
	課税の特例	(個人減税率)	(特定市街化区域農地等を譲渡した場合)			
			(優良住宅地等を譲渡した場合)	〔29年度改正〕 適用期限延長～令和元.12.31		
(居住用財産を譲渡した場合)						
特別控除(個人・法人)		(取用等)				
		(特定土地区画整理事業等)				
		(特定住宅地造成事業等)				
		(農地保有合理化等)				
		(居住用・個人のみ) 〔28年度改正〕 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設 28.4.1～令和元.12.31の譲渡	〔令和元年度改正〕 空き家に係る譲渡所得の特例適用期限延長 ～5.12.31の譲渡			
		(平21・22取得土地等)				
買換え	居住用(個人)	〔28年度改正〕 適用期限延長～29.12.31		〔30年度改正〕 適用期限延長 ～令和元.12.31 買換資産が非耐火既存住宅である場合の要件に、その取得の日以前25年以内に建築されたものであること又は地震に対する安全性に係る規定若しくはこれに準ずる基準に適合することのいずれかを満たすことを加える。		
	事業用(個人・法人)		〔29年度改正〕 ① 適用期限延長 ～2.3.31 ② 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え、農用地区域内にある土地等の買換えを廃止 ③ 既成市街地等の内から外への買換え、長期所有土地等（所有期間10年超）の買換え、船舶から船舶への買換えについて、対象資産の見直し			

税 制 度 の 概 要 (続)

度の沿革(昭和44年以降)(続)

2	3	4	5	6
〔2年度改正〕 停止措置延長～5.3.31		〔5年度改正〕 停止期限延長～8.8.31		
〔2年度改正〕 停止措置延長～5.3.31		〔5年度改正〕 停止措置延長～8.3.31		
〔2年度改正〕 停止措置延長～5.3.31		〔5年度改正〕 停止措置延長～8.3.31		
〔2年度改正〕 適用期限延長～4.12.31		〔5年度改正〕 適用期限延長～7.12.31		
			〔5年度改正〕 空き家に係る譲渡所得の特例適用期限延長 ～9.12.31の譲渡	
〔2年度改正・個人のみ〕 低未利用土地等に係る譲渡所得の特別控除の創設 令2.7.1～4.12.31までの譲渡			〔5年度改正・個人のみ〕 低未利用土地等に係る譲渡所得の特別控除の期限延長 ～7.12.31の譲渡	
〔2年度改正〕 適用期限延長～3.12.31		〔4年度改正〕 適用期限延長～5.12.31 買換資産が令和6年1月1日 以後に建築確認を受ける住宅 （登記簿上の建築日付が同年 6月30日以前のものを除く。） 等である場合の要件に、その 住宅がエネルギーの使用の合 理化に資する一定の住宅であ ることを加える。		〔6年度改正〕 適用期限延長～7.12.31
〔2年度改正〕 ① 適用期限延長～5.3.31（過疎地域の 外から内への買換え、危険密集市街 地内にある土地等の買換えについ ては3.3.31） ② 都市機能誘導区域の外から内への 買換えを廃止 ③ 既成市街地等の内から外への買換 え、長期保有土地等（所有期間10年 超）の買換え、日本船舶から日本船舶 への買換えについて対象資産の見直 し、危険密集市街地内にある土地等 の買換えについて適用要件の見直し、 航空機騒音障害区域の内から外への 買換えについて、圧縮割合の引下げ		〔3年度改正〕 過疎地域の外から内 への買換え及び防災 再開発促進地区内に ある土地等の買換え を廃止。		〔5年度改正〕 ① 適用期限延長～8.3.31 ② 既成市街地等の内から外への買換えを廃止 ③ 航空機騒音障害区域の内から外への買換え について、特定飛行場・空港周辺について、 譲渡資産から、2.3.31以前に指定された区域 にある資産を除外 ④ 長期保有土地等の買換えについて、本店の 移動を伴う場合の割合を見直し ⑤ 日本船舶から日本船舶への買換えについ て、環境負荷低減要件、船齢要件等を見直し ⑥ 当期中に譲渡資産を譲渡し、かつ、買換資 産を取得した場合には、納税地の所管税務署 長に本特例の適用を受ける旨の届出を要する こととする（6.4.1施行）

23. 法人税率

適用事業年度 区分	各事業年度の所得に対する税率								
	普通法人					協同組合等		公益法人等(注1)	
	基本税率		軽減税率					右記 以外	公益社団・財 団法人、非営 利型一般社 団・財団法人
	留保分	配当分	所得区分	留保分	配当分	留保分	配当分		
昭和 43. 4. 1以降終了	35%	26%	(年300万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)	28%	22%	23%	19%	23%	—
45. 5. 1 〳	36.75%	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—
47. 4. 1以降開始	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—
48. 4. 1 〳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—
49. 5. 1以降終了	40%	28%	(年600万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)	〃	〃	〃	〃	〃	—
50. 5. 1 〳	〃	30%	(年700万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)	〃	〃	〃	〃	〃	—
56. 4. 1 〳	42%	32%	(年800万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)	30%	24%	25%	21%	25%	—
59. 4. 1 〳	43.3%	33.3%	〃	31%	25%	26%	22%	26%	—
60. 4. 1 〳	〃	〃	〃	〃	〃	28%	23%	28%	—
62. 4. 1 〳	42%	32%	〃	30%	24%	27%	22%	27%	—
平成 元. 4. 1以降開始	40%	35%	〃	29%	26%	〃 (特定の協同組合等 の所得10億円超の 部分30%)	25%	〃	—
2. 4. 1 〳	37.5%		〃	28%		27% (特定の協同組合等 の所得10億円超の 部分30%)		〃	—
10. 4. 1 〳	34.5%		〃	25%		25% (特定の協同組合等 の所得10億円超の 部分30%)		25%	—
11. 4. 1 〳	30%		〃	22%		22% (特定の協同組合等 の所得10億円超の 部分26%)		22%	—
13. 4. 1 〳	〃		〃	〃		〃		〃	—
18. 4. 1 〳	〃		〃	〃		〃		〃	—
19. 4. 1 〳	〃		〃	〃		〃		〃	—
20. 4. 1 〳	〃		〃	〃		〃		〃	30% (年所得800万円 以下の部分22% (20.12.1以降終了))
21. 4. 1以降終了	〃		〃	18%		22% (年所得800万円以 下の部分18% 特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分26%)		〃 (年所得 800万 円以下 の分 18%)	30% (年所得800万 円以下の部分 18%)
22. 4. 1以降開始	〃		(年800万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ(資本金の額等 が5億円以上である法 人等との間にその法人 等による完全支配関係 があるもの等を除く。)	〃		〃		〃	〃

の 推 移

清算所得に対する税率				同族会社の留保金に対する税率 〔各事業年度の留保所得金額から次の①、②、③、④のうち、最も多い金額を控除した金額〕				退職年金等積立金に対する税率
積立金から成る部分		そ の 他		①資本金基準	②所得基準	③定額基準	④自己資本比率基準	
普通法人	協同組合等	普通法人	協同組合等	資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額	30%	年150万円	—	退職年金業務等を行う法人の退職年金等積立金の額の1%
非課税 (積立金から成る部分については清算所得に対する法人税を課さない。)		30% (42.6.1以後の解散又は合併から適用)	21% (42.6.1以後の解散又は合併から適用)					
〃	〃	〃	〃	〃	35% (45.4.1以降開始)	年200万円 (45.4.1以降開始)	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年350万円	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年500万円	—	〃
〃	〃	35%	〃	〃	〃	年1,000万円 (49.4.1以降開始)	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年1,500万円 (50.4.1以降開始)	—	〃
〃	〃	37% (56.4.1以後の解散又は合併から適用)	23% (56.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	38.1% (59.4.1以後の解散又は合併から適用)	23.9% (59.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	〃	25.8% (60.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	37% (62.4.1以後の解散又は合併から適用)	24.8% (62.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	35.2% (元4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	33% (2.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	30.7% (10.4.1以後の解散又は合併から適用)	23.1% (10.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	27.1% (11.4.1以後の解散又は合併から適用)	20.5% (11.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	—	〃 (注3)
〃	〃	〃 (13.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃 (13.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	—	〃 (注3)
〃	〃	〃	〃	〃	40% (中小法人は50%)	年2,000万円	自己資本比率(自己資本(同族関係者からの借入金を含む)/総資産)が30%に達するまでの額(自己資本比率が30%未満の中小法人のみ)	〃 (注3)
〃	〃	〃	〃	〃	40%	〃	—	〃 (注3)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃 (注3)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃 (注3)
清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行				〃	〃	〃	—	〃 (注3)

23. 法人税率

適用事業年度 区 分	各 事 業 年 度 の 所 得 に 対 す る 税 率									
	普 通 法 人					協 同 組 合 等		公益法人等（注1）		
	基 本 税 率		軽 減 税 率					右記 以外	公益社団・財 団法人、非営 利型一般社 団・財団法人	
	留保分	配当分	所 得 区 分		留保分	配当分	留保分			配当分
23. 4. 1以降開始	"		年800万円以下 資本金1億円以下 の法人（資本金の 額が5億円以上を 支え及びその配 当の全部を完全 親会社等の株式 に保有するもの を除く。）			"		"	"	
24. 4. 1 〃	25.5%		"			15%（注2）		19% （年所得800万円以 下の部分15%（注 2）特定の協同組 合等の年所得10 億円超の部分22 %）	19% （年所得800万 円以下の部分 15%（注2））	25.5% （年所得800万 円以下の部分 15%（注2））
27. 4. 1 〃	23.9%		"			"		"	"	23.9% （年所得800万 円以下の部分 15%（注2））
28. 4. 1 〃	23.4%		"			"		"	"	23.4% （年所得800万 円以下の部分 15%（注2））
30. 4. 1 〃	23.2%		"			"		"	"	23.2% （年所得800万 円以下の部分 15%（注2））

（注1）他の法律により公益法人等とみなされる次の法人については収益事業から生じた所得に対して普通法人と同じ税率で法人税が課税される。
認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合、敷地分割組合

（注2）平成24年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される税率（平成31年4月1日以後に開始する事業年度については、適用除外事業者に該当する普通法人を除く）。

24. 法人の種類別法人数、

区 分	申告法人数	所得金額		税 額
		利 益	欠 損	
内 国 法 人				
普 通 法 人				
会 社 等	2,865,194	594,988	133,227	
うち 特定 目的 会社	1,425	40	900	
企 業 組 合	1,246	29	16	
医 療 法 人	56,532	13,412	3,046	
小 計	2,922,972	608,429	136,288	117,036
人 格 の な い 社 団 等	26,240	246	162	40
協 同 組 合 等				
農 業 協 同 組 合 及 び 同 連 合 会	2,751	4,112	109	
消 費 生 活 協 同 組 合 及 び 同 連 合 会	573	1,370	34	

（備考）1. 「国税庁統計年報」による。
2. 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度（この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度）を対象として令和5年7月31日現在でとりまとめたものである。

(注3) 平成11年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度については、課税が停止されている。
(参考) 平成26年10月1日以後に開始する事業年度については基準法人税額の4.4%、令和元年10月1日以後に開始する事業年度については10.3%の地方方法税が課される。
平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年を経過する日までの期間内に属する事業年度については、基準法人税額の10%の復興特別法人税が課される。

(単位 社、億円)

3. 連結申告を行った法人は、1 グループを1 社として集計している。

4. 「申告法人数」及び「所得金額」は、清算確定分を含まない。

5. 「税引額」欄は、所得金額、留保金額及び土地譲渡利対に対する税額から、所得税額等の税額控除を差し引いた税額を示す。

25. 法人の資本金階級別の所得

資本金階級 所得階級	番 号	500万円以下		500万円超		1,000万円超		5,000万円超		1億円超		10億円超	
		法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
利益計上法人													
100万円以下	1	201,016	823	48,677	212	12,664	59	937	5	154	1	31	0
100万円超	2	99,521	1,447	27,916	413	8,574	124	763	11	107	2	212	2
200万円	3	66,543	1,647	20,427	510	6,915	169	666	16	83	2	18	0
300万円	4	85,921	3,384	29,856	1,198	10,941	432	1,126	44	156	6	21	1
500万円	5	100,248	7,280	44,608	3,291	19,375	1,423	2,075	151	290	23	30	2
1,000万円	6	59,407	8,810	38,815	5,654	22,169	3,272	2,800	406	426	64	48	6
2,000万円	7	35,462	12,063	35,696	11,430	29,824	9,791	4,883	1,615	775	270	72	24
5,000万円	8	9,178	7,443	14,781	10,235	17,409	12,426	4,236	3,070	861	642	109	80
1億円	9	3,424	5,594	6,973	9,324	10,947	15,379	4,118	5,858	1,087	1,590	177	250
2億円	10	1,376	5,296	3,595	10,194	7,002	21,064	4,236	13,332	1,606	5,247	328	1,065
5億円	11	292	2,431	864	5,306	1,853	12,776	1,834	12,834	1,246	8,696	345	2,477
10億円	12	199	6,494	460	10,009	912	21,337	1,470	44,137	1,664	58,392	1,323	68,074
計	13	662,587	62,711	272,668	67,777	148,585	98,253	29,144	81,480	8,455	74,935	2,714	71,981
欠損法人	14	1,165,549	35,218	432,495	26,639	144,756	21,239	25,247	24,011	3,150	12,431	921	6,553

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。
2. 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度（この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度）について、令和5年7月31日までに申告のあった事績を対象として、令和5年8月末現在でとりまとめたものである。
3. 年2回以上の事業年度を持つ法人の所得階級区分及び所得金額は次による。

26. 法人数（普通法人）の業種別の資本金階級別表（令和4年度分）

(単位 社)

資本金階級 業種	100万円以下	100万円超	500万円超	1,000万円超	5,000万円超	1億円超	10億円超	50億円超	100億円超	合計
農林水産業	9,130	18,529	6,251	2,589	644	71	4	1	1	37,220
鉱業	138	879	1,039	827	148	18	12	10	12	3,083
建設業	64,349	240,611	94,822	60,317	4,536	465	114	35	35	465,284
繊維工業	577	3,020	3,617	1,447	271	40	17	4	5	8,998
化学工業	1,824	9,504	10,391	6,170	1,840	627	235	70	72	30,733
鉄鋼金属工業	2,335	19,578	15,912	6,621	1,392	331	80	24	16	46,289
機械工業	5,255	27,861	24,045	10,952	3,051	838	262	84	95	72,443
食料品製造業	5,475	16,979	12,260	5,786	1,546	295	90	22	21	42,474
出版印刷業	2,470	10,683	10,342	3,588	747	125	20	3	5	27,983
その他の製造業	8,967	34,792	25,416	9,061	2,007	365	94	24	23	80,749
卸売業	20,710	82,049	85,606	35,073	6,955	1,533	303	51	44	232,324
小売業	47,286	161,654	80,635	20,204	2,835	458	104	28	29	313,233
料理飲食旅館業	31,402	68,945	25,966	7,341	1,314	109	42	8	5	135,132
金融保険業	18,156	18,312	8,859	3,363	1,809	926	609	194	428	52,656
不動産業	79,668	156,700	90,862	28,027	7,845	808	147	29	35	364,121
運輸通信公益事業	16,290	27,823	29,469	18,526	3,140	978	267	59	82	96,634
サービス業	279,445	336,740	179,671	73,449	14,311	3,618	508	81	103	887,926
計	593,477	1,234,659	705,163	293,341	54,391	11,605	2,908	727	1,011	2,897,282

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。
2. 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度（この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度）について、令和5年7月31日までに申告のあった事績を対象として、令和5年8月末現在でとりまとめたものである。
3. 本表は、連結法人を除いている。
4. 相互会社は、実態に即して便宜的に資本金100億円超の階級として集計し、金融保険業に含めている。

階 級 別 表 (令和4年度分)

(単位 社, 億円)

100億円超		合 計		番 号
法人数	金 額	法人数	金 額	
13	0	263,492	1,100	1
123	2	137,216	2,000	2
21	0	94,673	2,346	3
8	0	128,029	5,065	4
5	0	166,631	12,170	5
5	1	123,670	18,213	6
5	2	106,717	35,195	7
13	9	46,587	33,906	8
19	27	26,745	38,023	9
28	90	18,171	56,287	10
30	215	6,464	44,736	11
537	135,743	6,565	344,187	12
807	136,090	1,124,960	593,227	13
204	7,271	1,772,322	133,361	14

(単位 社, 億円)

所得階級	番 号	連 結 法 人		大 通 算 法 人		中 小 通 算 法 人	
		法人数	金 額	法人数	金 額	法人数	金 額
利益計上法人							
100万円以下	1	2	0	259	1	19	0
100万円 超	2	3	0	177	3	8	0
200万円 〃	3	2	0	114	3	7	0
300万円 〃	4	5	0	183	7	14	1
500万円 〃	5	23	2	314	23	21	1
1,000万円 〃	6	24	3	469	69	34	5
2,000万円 〃	7	46	14	822	272	62	20
5,000万円 〃	8	55	40	773	559	49	35
1 億円 〃	9	64	92	748	1,087	36	51
2 億円 〃	10	87	286	933	3,037	46	139
5 億円 〃	11	75	526	621	4,482	21	152
10億円 〃	12	177	30,648	1,160	164,644	21	928
計	13	563	31,612	6,573	174,187	338	1,334
欠 損 法 人	14	439	4,318	4,079	28,180	573	238

① 利益計上法人の場合は、所得金額の(正)の合計金額による。

② 欠損法人の場合は、所得金額の(負)の合計金額による。

4. 連結申告を行った法人は、1グループ1社として集計している。

27. 法 人 数 の 累 年 比 較

(単位 社, %)

区 分	普 通 法 人		協 同 組 合 等		公 益 法 人 等		計	
	法 人 数	割 合	法 人 数	割 合	法 人 数	割 合	法 人 数	割 合
昭和45年	986,825	94.9	48,488	4.7	4,847	0.5	1,040,160	100.0
50	1,346,476	95.5	54,615	3.9	9,519	0.7	1,410,610	100.0
55	1,645,589	95.8	60,172	3.5	12,442	0.7	1,718,203	100.0
60	1,902,956	96.0	61,832	3.1	17,846	0.9	1,982,634	100.0
平成元	2,175,725	96.4	59,592	2.6	20,517	0.9	2,255,834	100.0
5	2,561,830	97.0	57,842	2.2	22,367	0.8	2,642,039	100.0
10	2,699,881	97.1	56,052	2.0	25,374	0.9	2,781,307	100.0
11	2,730,482	97.1	55,393	2.0	25,980	0.9	2,811,855	100.0
12	2,766,457	97.1	55,067	1.9	26,459	0.9	2,847,983	100.0
13	2,791,841	97.1	54,313	1.9	27,957	1.0	2,874,111	100.0
14	2,806,347	97.1	53,613	1.9	30,397	1.1	2,890,357	100.0
15	2,790,489	97.0	52,529	1.8	32,631	1.1	2,875,649	100.0
16	2,809,691	97.0	51,724	1.8	35,511	1.2	2,896,926	100.0
17	2,830,691	96.9	51,019	1.7	38,511	1.3	2,920,221	100.0
18	2,853,438	96.9	50,277	1.7	40,992	1.4	2,944,707	100.0
19	2,892,567	96.9	48,594	1.6	43,278	1.5	2,984,439	100.0
20	2,890,928	96.9	47,635	1.6	44,331	1.5	2,982,894	100.0
21	2,886,807	96.9	46,882	1.6	45,490	1.5	2,979,179	100.0
22	2,866,659	96.9	45,956	1.6	46,665	1.6	2,959,280	100.0
23	2,865,264	96.9	45,227	1.5	47,585	1.6	2,958,076	100.0
24	2,873,203	96.9	44,704	1.5	48,622	1.6	2,966,529	100.0
25	2,893,509	96.8	44,206	1.5	49,992	1.7	2,987,707	100.0
26	2,903,874	96.8	43,905	1.5	51,382	1.7	2,999,161	100.0
27	2,927,903	96.8	43,865	1.4	53,057	1.8	3,024,825	100.0
28	2,955,577	96.8	43,687	1.4	54,422	1.8	3,053,686	100.0
29	2,980,284	96.8	43,454	1.4	55,920	1.8	3,079,658	100.0
30	3,004,951	96.8	43,194	1.4	56,970	1.8	3,105,115	100.0
令和元	3,036,497	96.8	42,869	1.4	57,957	1.8	3,137,323	100.0
2	3,089,709	96.8	42,544	1.3	58,972	1.8	3,191,225	100.0
3	3,148,185	96.9	42,181	1.3	60,046	1.8	3,250,412	100.0
4	3,204,216	96.9	41,808	1.3	60,940	1.8	3,306,964	100.0

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。

2. 「法人数」は内国法人(人格のない社団等を除く。)の数であり、平成18年以前はその年2月1日から翌年1月31日までの間に事業年度が終了した法人(休業中等の理由による無申告法人を含む。)について示し、平成19年以降は翌年6月30日現在の法人数を示している。

3. 平成19年度以降は、連結法人を含んでおり、連結申告を行った法人は、1グループを1社として集計している。

4. 昭和45年は沖縄国税事務所分を除く。

率

度の概要

所得の計算（主なもの）（続）	④ 非支配目的株式等（持株割合5%以下の株式等）に係る配当等の額（特定株式投資信託の収益の分配の額を含む。）…その配当等の額の20%相当額 （注1）保険会社が受け取る非支配目的株式等に係る配当等の額については、その配当等の額の40%相当額を益金不算入 （注2）協同組合等が受け取る連合会等の普通出資に係る配当等の額については、出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の50%相当額を益金不算入 (2) 外国子会社からの受取配当等の益金不算入 外国子会社（持株割合25%以上の株式等）に係る受取配当等についてはその95%相当額（受取配当等の5%相当額を経費とみなして控除）が益金不算入とされる。 (3) 有価証券の期末評価方法 売買目的の有価証券については時価法、その他の有価証券については原価法による。 (4) 棚卸資産の期末評価方法 原価法又は低価法（期末の一般的な時価）による。ただし、トレーディング目的の棚卸資産については、時価法による。 (5) 減価償却（後掲） (6) 貸倒引当金 ① 銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等の貸倒引当金の繰入限度額は、期末金銭債権を個別に評価する金銭債権（その一部につき回収が不能となった債権に限る。）と一括して評価するその他の金銭債権とに区分してそれぞれ計算する。個別に評価する金銭債権については債務者ごとに貸倒れが見込まれる事由に応じた回収不能見込額を計算し、一括して評価する金銭債権については実績繰入率（過去3年間の貸倒実績率）を乗じて貸倒見込額を計算する。 ② 中小法人等については、実績繰入率に代えて法定繰入率（租税特別措置）を適用できる。（本特例については、大法人（資本金の額等が5億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等又は適用除外事業者に該当する法人には適用しない。） (7) 収益及び費用の帰属事業年度の特例 ① 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度 イ 工事（製造及びソフトウェアの開発を含む。）のうち、工事期間が1年以上であること、請負金額が10億円以上等の要件に該当するもの（長期大規模工事）の請負については、工事進行基準により各事業年度の収益の額及び費用の額を計算する。 ロ 長期大規模工事以外の工事の請負については、工事進行基準と工事完成基準のいずれかにより各事業年度の収益の額及び費用の額を計算することができる。 ② リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度 資産の売買とみなされるリース取引による資産の譲渡については、延払基準により収益の額及び費用の額を計上することができる。
法人社内留保課税	特定同族会社の留保金課税 法人が特定同族会社に該当する場合で、留保金額が留保控除額（①所得等の金額の40%相当額、②2,000万円、③資本金の額等の25%相当額から利益積立金額を控除した金額のうち最も多い金額）を超えるときは、通常の法人税に加え、その超える部分に対して特別税率（年3,000万円以下の部分は10%、年1億円以下の部分は15%、年1億円超の部分は20%）を適用して計算した留保税額が課される。 特定同族会社とは、1株主グループ（その同族関係者を含む。）による持株割合等が50%を超える会社（資本金の額等が1億円以下の会社は、大法人（資本金の額等が5億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等に限る。）をいう。
租税の特別減免	(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4） ① 一般試験研究費の額に係る税額控除制度…一般試験研究費の額について、試験研究費の増減割合に応じて次の税額控除割合（1%～14%）を乗じて計算した金額の税額控除（当期の法人税額の25%を限度とする。）ができる。 イ 税額控除割合 (イ) 増減割合が12%超 $11.5\% + (\text{増減割合} - 12\%) \times 0.375$（14%を上限とする。） (ロ) 増減割合が12%以下 $11.5\% - (12\% - \text{増減割合}) \times 0.25$（1%を下限とする。） (ハ) 設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合 8.5%

※ 令和5.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度において、試験研究費の額の平均売上金額に対する割合（試験研究費割合）が10%を超える場合には、上記イの税額控除割合に、次の割合を加算する。

○ 控除増率：（試験研究費割合－10%）×0.5（10%を上限）

※※ 税額控除割合が10%を超える部分については、令和5.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度に限る。

※※※ 令和8.4.1以後に開始する事業年度（設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合を除く。）において、増減割合が0に満たないときの税額控除割合は、次の事業年度に応じてそれぞれの割合（下限0）とする。

○ 令和8.4.1～令和11.3.31の間に開始する事業年度 8.5%＋増減割合×30分の8.5

○ 令和11.4.1～令和13.3.31の間に開始する事業年度 8.5%＋増減割合×27.5分の8.5

○ 令和13.4.1以後に開始する事業年度 8.5%＋増減割合×25分の8.5

ロ 税額控除の上限…当期の法人税額の25%。ただし、令和5.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度においては、当期の法人税額に次の区分に応じそれぞれ次の割合（(イ)及び(ハ)のいずれにも該当する場合はいずれか高い割合）を乗じた金額とする。

(イ) 増減割合が4%超 (増減割合－4%)×0.625（5%を上限とする。）

(ロ) 増減割合がマイナス4%未満 (増減割合＋4%)×0.625（マイナス5%を下限とする。）

(ハ) 試験研究費割合が10%超 (試験研究費割合－10%)×2（10%を上限とする。）

なお、研究開発を行う一定のベンチャー企業については税額控除の上限を15%上乗せする特例を受けることができる。

（注）上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの（大法人の子会社等を除く。）をいう。

② 中小企業技術基盤強化税制…中小企業者等の試験研究費の額について、上記①の適用に代えて、試験研究費の総額の12%の税額控除（当期の法人税額の25%を限度とする。）ができる。

なお、令和5.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度において、試験研究費の増減割合が12%を超える場合の税額控除割合及び税額控除の上限は、次のとおりとする。

イ 税額控除割合 12%＋（増減割合－12%）×0.35（17%を上限とする。）

※ 令和5.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度において、試験研究費割合が10%を超える場合には、税額控除割合に、次の割合を加算する。

○ (12%×控除増率)

※ なお、試験研究費の増減割合が12%を超える場合には、さらに次の割合を加算する。

○ ((増減割合－12%)×0.375×控除増率)

ロ 税額控除の上限 当期の法人税額の35%

なお、令和5.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度において、増減割合が12%以下かつ試験研究費割合が10%超の場合の税額控除の上限は、法人税額の25%に次の金額を加算した金額とする。

○ 当期の法人税額×((試験研究費割合－10%)×2)

※ (試験研究費割合－10%)×2の上限は10%

③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度…特別試験研究費の額（上記①又は②の対象となったものを除く。）について、次の試験研究の区分に応じそれぞれ次の税額控除割合を乗じて計算した金額の税額控除（上記①又は②とは別枠で、当期の法人税額の10%を限度とする。）ができる。

イ 大学などとの共同研究又は委託研究 30%

ロ 研究開発型スタートアップ又は国公立大学等の外部化法人との共同研究又は委託研究 25%

ハ 上記以外のもの 20%

(2) 中小企業投資促進税制（措法42の6）

中小企業者等が指定期間（平成10.6.1～令和7.3.31）内に、特定機械装置等の取得等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（下記⑩「中小企業経営強化税制」の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる（ただし、中小企業者等のうち資本金の額等が3,000万円超の法人は、税額控除を選択できない。）。

控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。

(3) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の9）

沖縄県知事の認定を受けた一定の事業者（認定事業者）が平成14.4.1～令和7.3.31のうち一定の期間内に、次の区域内において工業用機械等の取得等をした場合に、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。

度 の 概 要 (続)

租	控除限度超過額については4年間の繰越しができる（各事業年度終了の日において認定事業者である者に限る。）。
税	① 観光地形成促進地域 ② 情報通信産業振興地域 ③ 産業イノベーション促進地域 ④ 国際物流拠点産業集積地域 ⑤ 経済金融活性化特別地区
の	(4) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の10） 特定事業の実施主体として国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められた法人が、指定期間（平成26.4.1～令和8.3.31）内に、国家戦略特別区域内において特定機械装置等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
特	イ 平成31.4.1～令和8.3.31までの間に取得等をした特定機械装置等（平成31.3.31以前に受けた確認に係る事業実施計画に同日において記載されたものを除く。）：特別償却割合45%（建物等は23%）、税額控除割合14%（建物等は7%） ロ 上記イ以外の特定機械装置等：特別償却割合50%（建物等は25%）、税額控除割合15%（建物等は8%）
別	(5) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11） 総合特別区域法の指定法人が指定期間（平成23.8.1～令和8.3.31）内に、国際戦略総合特別区域内において特定機械装置等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
減	イ 令和6.4.1～令和8.3.31までの間に取得等をした特定機械装置等（令和6.3.31以前に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されたものを除く。）：特別償却割合30%（建物等は15%）、税額控除割合8%（建物等は4%） ロ 上記イ以外の特定機械装置等：特別償却割合30%（建物等は15%）、税額控除割合10%（建物等は5%）
免	(6) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の2）
(続)	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の承認地域経済牽引事業者が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正法の施行の日（平成29.7.31）から令和7.3.31までの間に、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において、特定事業用機械等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
	イ 機械装置及び器具備品：特別償却割合40%、税額控除割合4%（平成31.4.1以後に承認を受けた法人が、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する一定の承認地域経済牽引事業の用に供したものにあっては、特別償却割合50%、税額控除割合5%（その承認地位系経済牽引事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす一定のものである場合には、税額控除割合6%）） ロ 建物等：特別償却割合20%、税額控除割合2%
	(7) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の3）
	地域再生法一部改正法施行日（平成27.8.10）から令和8.3.31までの間に地域再生法の計画の認定を受けた法人が、計画認定日の翌日から3年以内に特定建物等の取得等をした場合に、次の場合に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
	① 移転型計画：特別償却割合25%、税額控除割合7% ② 拡充型計画：特別償却割合15%、税額控除割合4%
	(8) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12）
	① 地域再生法一部改正法施行日（平成27.8.10）から令和8.3.31までの間に地域再生法の計画の認定を受けた法人が、認定日（その計画が特定業務施設の新設に係るものである場合には、その特定業務施設を事業の用に供した日）の翌日から2年以内の日を含む事業年度（適用年度）において、次のイの要件の全てを満たす場合に、その計画に従って移転又は新增設をした特定業務施設において増加させた雇用者について、次のロに掲げる金額の合計額の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。ただし、上記(7)「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の適用を受けた事業年度については、適用することができない。（上記(7)との選択適用）

イ 要件

- (イ) 前々期・前期・当期において会社都合による離職者がいないこと
 (ロ) 雇用保険法の適用事業を行い、業務の規制等が講じられている一定の事業を行っていないこと

ロ 税額控除額

- (イ) 30万円（移転型計画の場合は50万円）に、地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数を上限とする。）のうち特定業務施設に勤務する無期・フルタイムの新規雇用者の数に達するまでの数を乗じて計算した金額
- (ロ) 20万円（移転型計画の場合は40万円）に、地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数を上限とする。）から特定業務施設に勤務する新規雇用者の総数を控除した数のうち他の事業所から特定業務施設へ転勤した無期・フルタイムの雇用者（新規雇用者を除く。）の数に達するまでの数を乗じて計算した金額
- ② 上記①の適用を受ける又は受けた認定事業者（上記(7)の適用を受ける事業年度においてその適用を受けないものとした場合に上記①の適用を受けられるものを含み、その計画が移転型計画であるものに限る。）が、適用事業年度以後の各適用年度（基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度以後の事業年度を除く。）において、上記①イ(ロ)の要件を満たす場合には、計画認定日（その計画が特定業務施設の新設に係るものである場合には、その特定業務施設を事業の用に供した日）以後に終了する事業年度からその適用年度までの地方事業所特別基準雇用者数に40万円（特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合は30万円）を乗じて計算した金額の税額控除（上記①又は上記(7)の税額控除の合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。（上記(7)との併用可能）
- (9) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除（措法42の12の2）
 地域再生法一部改正法施行日（平成28.4.20）から令和7.3.31までの間に、地域再生法の認定地域再生計画に記載された同法のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合に、その支出した寄附金の額の合計額の40%からその寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額（その支出した寄附金の額の合計額の10%を限度とする。）の税額控除（当期の法人税額の5%を限度とする。）ができる。
- (10) 中小企業経営強化税制（措法42の12の4）
 中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた特定事業者等が、平成29.4.1～令和7.3.31までの間に、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に、即時償却又は取得価額の7%（資本金の額等が3,000万円超の法人以外の法人は10%）の税額控除（上記(2)「中小企業投資促進税制」の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
 控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。
- (11) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12の5）
- ① 令和4.4.1～令和9.3.31の間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（継続雇用者給与等支給増加割合）が3%以上であるとき（資本金の額等が10億円以上かつ常時使用従業員数が1,000人以上である場合又は常時使用従業員数が2,000人超である場合には、給与等の引上げ方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合に限る。）は、控除対象雇用者給与等支給増加額の10%（次の要件を満たすときは、それぞれの割合を上乗せした割合）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。
- イ 継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上である場合 5%（継続雇用者給与等支給増加割合が5%以上である場合は10%とし、継続雇用者給与等支給増加割合が7%以上である場合は15%とする。）
- ロ 教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上でありかつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 5%
- ハ プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合 5%
- ② 常時使用従業員数が2,000人以下である法人（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある他の法人の常時使用従業員数の合計数が1万人を超えるものを除く。）が、令和6.4.1～令和9.3.31の間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上であるとき（資本金の額等が10億円以上かつ常時使用従業員数が1,000人以上である場合には、給与等の引上げ方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合に限る。）は、控除対象雇用者給与等支給増加額の10%（次の要件を満たすときは、それぞれの割合を上乗せした割合）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。

要 概 の 度 (続)

租

税

の

特

別

減

免

(続)

イ 継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上である場合 15%

ロ 教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上でありかつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 5%

ハ プラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている場合又はえるぼし認定(3段階目)を受けた場合 5%

③ 中小企業者等が、平成30.4.1～令和9.3.31の間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合(雇用者給与等支給増加割合)が1.5%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%(次の要件を満たすときは、それぞれの割合を上乗せした割合)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)ができる。

イ 雇用者給与等支給増加割合が2.5%以上である場合 15%

ロ 教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が5%以上でありかつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 10%

ハ プラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている場合又はくるみん認定若しくはえるぼし認定(2段階目以上)を受けた事業年度である場合 5%

控除限度超過額については、5年間の繰越しができる(繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り繰越控除ができる。)

(12) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の12の6)

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の認定導入事業者が、同法の施行日(令和2.8.31)から令和7.3.31までの間に、認定特定高度情報通信技術活用設備の取得等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は次の地域に応じたそれぞれの割合による税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)の選択適用ができる。

① 条件不利地域 令和4年度:15%、令和5年度:9%、令和6年度:3%

② その他の地域 令和4年度:9%、令和5年度:5%、令和6年度:3%

(13) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の12の7)

① デジタルトランスフォーメーション投資促進税制

イ 産業競争力強化法の認定事業適応事業者が、産業競争力強化法等の一部改正法施行日(令和3.8.2)から令和7.3.31までの間に、認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の支出をする場合において、情報技術事業適応設備を取得等したときは、取得価額の30%の特別償却又は3%(産業競争力強化に著しく資する一定の情報技術事業適応の用に供するものについては5%)の税額控除(下記ロ及び②の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)の選択適用ができる。

ロ 産業競争力強化法の認定事業適応事業者が、産業競争力強化法等の一部改正法施行日(令和3.8.2)から令和7.3.31までの間に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、事業適応繰延資産の額の30%の特別償却又は3%(産業競争力強化に著しく資する一定の情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については5%)の税額控除(上記イ及び下記②の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)の選択適用ができる。

② カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

産業競争力強化法等の一部改正法施行日(令和3.8.2)から令和8.3.31までの間にされた産業競争力強化法の認定に係る認定事業適応事業者(認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備を導入する旨の記載があるものに限る。)が、認定日から3年以内に生産工程効率化等設備の取得等をした場合には、その取得価額の50%の特別償却又は次の区分に応じたそれぞれの割合による税額控除(上記①イ及びロの税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)の選択適用ができる。

イ 認定計画に記載された炭素生産性向上率が20%以上である場合 10%(中小企業者の場合は、認定計画に記載された炭素生産性向上率が17%以上であるときは、14%)

ロ 認定計画に記載された炭素生産性向上率が15%以上20%未満である場合 5%(中小企業者の場合は、認定計画に記載された炭素生産性向上率が10%以上17%未満であるときは、10%)

③ 戦略分野国内生産促進税制

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部改正法施行日（令和6.9.2）から令和9.3.31までの間にされた産業競争力強化法の認定に係る認定事業適応事業者であるものが、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（産業競争力基盤強化商品生産用資産）の取得等をして、その法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日からその認定の日以後10年を経過する日までの期間（対象期間）内の日を含む各事業年度において、その産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額とその産業競争力基盤強化商品生産用資産及びこれとともにその産業競争力基盤強化商品の生産のために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額（その産業競争力基盤強化商品生産用資産について既に本措置により調整前法人税額から控除された金額及び繰越控除の対象となった金額を除く。）とのうちいずれか少ない金額の税額控除（上記①及び②の税額控除と合計して当期の法人税額の40%（半導体に係る措置にあっては、20%）を限度）ができる。なお、税額控除限度超過額は4年間（半導体に係る措置にあっては、3年間）の繰越しができる。

(14) 沖縄の認定法人の課税の特例（措法60）

① 情報通信産業特別地区

情報通信産業特別地区として定められている区域内において、情報通信産業振興計画の提出の日以後に設立された法人で、同区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、同地区内においては専ら特定情報通信事業を営むこと、地区外の事業所においては調査業務等の一定の業務以外の業務を行わないこと、常時使用する従業員数が5人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受け、同日から令和7.3.31までの間に主務大臣の確認を受けた法人については、その設立後10年間、同区域内において行う特定情報通信事業から得られた所得について、40%の所得控除ができる。

② 国際物流拠点産業集積地域

国際物流拠点産業集積地域として定められている区域内において、国際物流拠点産業集積計画の提出の日以後に設立された法人で、同区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、区域内においては専ら特定国際物流拠点事業を営むこと、区域外の事業所においては自らが製造した製品の販売業務等の一定の業務以外の業務を行わないこと、常時使用する従業員数が15人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受け、同日から令和7.3.31の間に主務大臣の確認を受けた法人については、その設立後10年間、同区域内において行う特定国際物流拠点事業から得られた所得について、40%の所得控除ができる。

③ 経済金融活性化特別地区

経済金融活性化特別地区として指定された地区の区域内において、同地区の指定の日以後に設立された法人で、同地区の区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、区域内においては主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと、常時使用する従業員数が5人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を同日から令和7.3.31までの間に受けた法人については、その設立後10年間、所得の40%に特区内従業員数割合を乗じた金額の所得控除ができる。

(15) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（措法61）

国家戦略特別区域法の指定を令和8.3.31までに受けた法人については、その設立以後5年間、国家戦略特別区域内において行われる特定事業から得られた所得について、20%の所得控除ができる。

(16) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例（措法66の13）

一定の特定事業活動を行う法人が、令和2.4.1から令和8.3.31までの間に、特定株式を取得した場合において、取得価額の25%以下の金額の特別勘定を設けたときは、同額の所得控除ができる。ただし、特定株式の取得後3年以内に、特定株式を譲渡した場合等一定の事由に該当する場合は、特別勘定の金額の全部又は一部を取り崩して益金に算入される。

なお、特定株式のうち、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものの場合、取得後5年を経過した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。ただし、取得後5年以内に、売上高が1.7倍かつ33億円以上となったこと等の要件に該当する場合は、この限りではない。

※1 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置については、平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられている。

※2 大企業が、平成30.4.1～令和9.3.31の間に開始する各事業年度において次の①の要件のいずれにも該当しない場合には、その事業年度については、次の②の税額控除規定を適用できないこととする。

度の概要 (続)

租税の特別減免 (続)	ただし、当期の所得金額が前期の所得金額以下である場合は、対象外とする。 ① 要件 イ 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること ロ 国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の30%を超えること ※※ なお、資本金の額等が10億円以上かつ常時使用従業員数が1,000人以上又は常時使用従業員数が2,000人超で、前期の所得金額が零を超える大企業の場合には、上記①の要件を次のとおりとする。 イ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額が1%以上であること ロ 国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の40%を超えること ② 税額控除規定 イ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (上記(1)の①③) ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (上記(6)) ハ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除 (上記(12)) ニ 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除 (上記(13)の①②)
課税の特例 ある場合の 使途秘匿金 の支出が	法人が、平成6.4.1以後に使途秘匿金を支出した場合には、通常の法人税に加え、その使途秘匿金の支出額の40%の法人税を課する。(措法62) 〔 使途秘匿金の支出とは、法人がした金銭等の支出のうち、相当の理由がなく、その相手先の氏名・住所及びその事由を帳簿書類に記載していないものをいう。ただし、商品の仕入れ等取引の対価の支払として支出されたものであることが明らかなものは除かれる。 〕
欠損金の繰越し・繰戻し	(1) 法人の各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた次の欠損金額については損金の額に算入する。ただし、中小法人等以外の法人については、欠損金額の控除前の所得金額 (控除前所得金額) の50%相当額を限度とする。 なお、再建中の法人又は新設法人の一定の事業年度については、欠損金額の損金算入限度額を控除前所得金額とする特例が設けられている。 ① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金額 ② 確定申告書を提出した事業年度の災害による損失に係る欠損金額 (2) 青色申告法人の欠損金額については1年間の繰戻還付ができる。 ただし、次の法人以外の法人の平成4.4.1から令和8.3.31までの間に終了する事業年度において生じた欠損金額については、解散、事業の全部の譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合を除き、繰戻還付制度は適用されない (措法66の12)。 ① 普通法人のうち資本金の額等が1億円以下であるもの (資本金の額等が5億円以上の法人等の100%子法人等を除く。) ② 公益法人等又は協同組合等 ③ 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもの ④ 人格のない社団等 (注) 災害により棚卸資産等に生じた損失の額 (災害損失欠損金額) がある場合は、その災害損失欠損金額について繰戻還付ができる。
納期	(1) 期限内申告の場合 事業年度が6月以下の法人は確定申告書の提出期限 (各事業年度終了の日の翌日から2月以内。) 事業年度が6月を超える法人は最初の6月間に係る中間申告書の提出期限 (事業年度開始後6月を経過した日から2月以内)、確定申告書の提出期限 (事業年度終了の日の翌日から2月以内。) ただし、法人が、定款等の定め等の理由により、事業年度終了の日の翌日から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、法人の申請により、提出期限を1月間 (次に該当する場合は、次の期間) 延長することができる。 ① 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合…4月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間 ② 特別の事情があることにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合… 税務署長が指定する月数の期間

28. 法人税制度の概要(続)

納 期 (続)	なお、申告期限の延長が認められた場合には、その延長された期間に応じ利子税が徴収される。 (2) 期限後申告の場合は申告書提出の日 (注) 災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないときは税務署長の指定した日まで提出期限を延長することができる。 修正申告による納税額の納期は修正申告書提出の日である。 ※ 大法人等の確定申告書等の提出については、申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により提供しなければならない。
そ の 他 の 法 人 課 税 (備考)	法人事業税 (1) 資本金1億円超の普通法人 (所得割) 所得の1.0% (付加価値割) 付加価値額の1.2% (資本割) 資本金等の額の0.5% (2) 資本金1億円以下の普通法人 (所得割) 年所得400万円以下3.5% 800万円以下5.3% 800万円超7.0% (3) 一定の業種を営む法人 ① 電気供給業(小売電気事業等・発電事業等を除く)・導管ガス供給業・保険業を営む法人 (収入割) 収入金額の1.0% ② 電気供給業(小売電気事業等・発電事業等)を営む資本金1億円超の普通法人 (収入割) 0.75% (付加価値割) 0.37% (資本割) 0.15% ③ 電気供給業(小売電気事業等・発電事業等)を営む資本金1億円以下の普通法人 (収入割) 0.75% (所得割) 1.85% ④ 特定ガス供給業を営む法人 (収入割) 0.48% (付加価値割) 0.77% (資本割) 0.32% ※上記のほか、事業税の付加税として特別法人事業税が課される。 上記(1)又は(2)の法人…基準所得割額に対し、260% (上記(1)の法人) 又は37% (上記(2)の法人) 上記(3)の法人…基準収入割額に対し、30% (上記(3)①の法人)、40% (上記(3)②③の法人) 又は62.5% (上記(3)④の法人) 法人道府県民税 (均等割) 2～80万円(法人税割) 法人税額の1.0% 法人市町村民税 (均等割) 5～300万円(法人税割) 法人税額の6.0% 地方法人税(国税) 法人税額の10.3%
資 産 再 評 価	(1) 第1次再評価 昭25.1.1～10.30の期間 再評価差額に対して6%課税 (2) 第2次再評価 昭26.1.1～9.30の期間 課税条件は第1次に同じ (3) 第3次再評価 昭28.1.1から2年間 再評価差額に対して6%課税 ただし、減価償却資産について、最低限度以上の再評価を行った者に対しては、一定方法により減免 (4) 第4次再評価 中小企業を対象として、昭32.1.1から1年間 再評価差額に対して1.5%課税

29. グループ通算

グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う制度である。令和2年3月に公布された所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）において連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行することとされ、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

1 適用法人	適用法人について、次の法人を除外するほか、連結納税制度と同様とする。 (1) 青色申告の承認の取消しの通知を受けた日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの (2) 青色申告の取りやめの届出書の提出をした日から同日以後1年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの
2 適用方法等	適用方法並びに承認の取消し及び適用の取りやめの方法について、次の見直しを行うほか、連結納税制度と同様とする。 (1) 親法人の設立事業年度の翌事業年度からグループ通算制度を適用しようとする場合の承認申請期限の特例について、親法人がその資産の時価評価による評価損益を計上する必要がある場合及び設立事業年度が3月以上の場合には適用できないこととする。 (2) 承認の却下事由に、備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があることを加える。 (3) 青色申告の承認を取り消された場合には、グループ通算制度の承認の効力を失うこととし、グループ通算制度固有の取消事由を設けないこととする。
3 事業年度	適用法人の事業年度は、連結納税制度と同様に、親法人の事業年度に合わせたみなし事業年度とする。
4 所得金額及び法人税額の計算	(1) 損益通算 ① 欠損法人の欠損金額の合計額（所得法人の所得の金額の合計額を限度）を所得法人の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入する。この損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入する。 ② グループ通算制度の適用法人又は通算グループ内の他の法人の所得の金額又は欠損金額が期限内申告書に記載された所得の金額又は欠損金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された所得の金額又は欠損金額を上記①の所得の金額又は欠損金額とみなして上記①の損金算入又は益金算入の計算をする。 (2) 欠損金の通算 ① グループ通算制度の適用法人の欠損金の繰越控除額の計算について、控除限度額は通算グループ内の各法人の欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%相当額（中小法人等、更生法人等及び新設法人については、所得の金額）の合計額とし、控除方法は連結納税制度と同様とする。 （注） 更生法人等の判定は各法人について行うこととし、通算グループ内のいずれかの法人が新設法人に該当しない場合にはその通算グループ内の全ての法人が新設法人に該当しないこととする。 ② 通算グループ内の他の法人の当期の所得の金額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額を当期の所得の金額又は過年度の欠損金額とみなす。 ③ グループ通算制度の適用法人の当期の所得の金額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額と異なる場合には、欠損金額及び中小法人等以外の控除限度額（欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%相当額をいう。）で期限内申告において通算グループ内の他の法人との間で授受した金額を固定する調整をした上で、その適用法人のみで欠損金の繰越控除額を再計算する。 (3) 欠損金の繰越期間に対する制限を潜脱するため又は離脱法人に欠損金を帰属させるためあえて誤った当初申告を行うなど法人税の負担を不当に減少させる結果となると認めるときは、税務署長は、上記(1)②並びに(2)②及び③を適用しないことができる。 (4) 利益・損失の二重計上の防止 投資簿価修正制度を次の制度に改組する。 ① 通算グループ内の子法人の株式の評価損益及び通算グループ内の他の法人に対する譲渡損益を計上しない。

制 度 の 概 要

4 所得金額及び法人税額の計算(続)	② 通算グループからの離脱法人の株式の離脱直前の帳簿価額を離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額とする。(一定の場合に、簿価純資産価額に資産調整勘定等対応額を加算することができる。) ③ グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入をする子法人で親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれないものの株式について、株主において時価評価により評価損益を計上する。 (注) グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入後損益通算をせずに2月以内に通算グループから離脱する法人については、上記①から③までを適用しない。 (5) 税率は、通算グループ内の各法人の適用税率による。なお、中小法人の軽減税率の適用対象所得金額は、年800万円を所得法人の所得の金額の比で配分した金額とする。 (注) 上記の配分は、所得法人の所得の金額が期限内申告における所得の金額と異なる場合には、原則として期限内申告における所得の金額により配分する。 (6) 内国法人が他の内国法人との間で通算税効果額を授受する場合には、その授受する金額は、益金の額及び損金の額に算入しないこととする。 (注) 上記の「通算税効果額」とは、グループ通算制度を適用することにより減少する法人税及び地方法人税の額に相当する金額として内国法人間で授受される金額をいい、利子税相当額として通算法人間で授受される金額を除外する。
5 申告等及び納付	(1) グループ通算制度の適用法人は、親法人及び各子法人が、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出しなければならないこととする。 (注) 添付書類の提出方法及び電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例についても、大法人と同様とする。 (2) 仮決算による中間申告は、通算グループ内の全ての法人が行わなければならないこととする。 (3) グループ通算制度の適用法人の申告については、連結納税制度と同様に、申告期限の延長特例による延長期間を原則2月とする。 (4) 災害等により決算が確定しない場合等の申告期限の延長及び上記(3)の延長特例の申請は親法人が行うものとし、親法人に延長処分があった場合におけるその子法人及び上記(3)の延長特例を受けている通算グループに加入した子法人は、申告期限が延長されたものとみなす。 (5) グループ通算制度の適用法人について、通算グループからの離脱があった場合には、その離脱後に開始する事業年度について、上記(3)の延長は効力を失う。 (6) 国税通則法の災害等による期限延長制度により通算グループ内のいずれかの法人の申告期限が延長された場合には、他の法人についても申告期限の延長があったものとする。 (7) 親法人及び各子法人には、通算グループ内の他の法人の法人税について連帯納付責任がある。 (8) 親法人の電子署名により子法人の申告及び申請、届出等を行うことができることとするほか、ダイレクト納付を行うことができる。
6 加入及び通算グループからの離脱 グループ通算制度の適用開始、通算グループへの	(1) グループ通算制度の適用開始、通算グループへの加入又は通算グループからの離脱の際のみなし事業年度について、次の見直しを行うほか、連結納税制度と同様とする。 ① 事業年度の中で親法人との間に完全支配関係を有することとなった場合の加入時期の特例について、その完全支配関係を有することとなった日の前日の属する会計期間の末日の翌日を承認の効力発生日及び事業年度開始の日とすることができる措置を加える。 ② 離脱法人の離脱日に開始する事業年度終了の日を親法人の事業年度終了の日とする措置を廃止する。 (2) グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入に際して行う資産の時価評価について、対象外となる法人を次の法人とする。 ① 適用開始時の時価評価課税の対象外となる法人 イ 親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる子法人 ロ いずれかの子法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる親法人 ② 加入時の時価評価課税の対象外となる法人 イ 適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人 ロ 通算グループ内の新設法人 ハ 適格組織再編成と同様の要件として次の要件(加入の直前に支配関係がある場合には、イ)からロ)までの要件)の全てに該当する法人

29. グ ル ー プ 通 算

6 加入及び通算グループからの離脱（続） グループ通算制度の適用開始、通算グループへの	(イ) 親法人との間の完全支配関係の継続要件 (ロ) 当該法人の従業者継続要件 (ハ) 当該法人の主要事業継続要件 (ニ) 当該法人の主要な事業と通算グループ内のいずれかの法人の事業との事業関連性要件 (ホ) 上記(ニ)の各事業の事業規模比5倍以内要件又は当該法人の特定役員継続要件 (注) 上記の各要件は、組織再編成の適格要件と同様とする。 (3) 上記(2)①又は②の法人以外の法人のグループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金を切り捨てる。 (4) 上記(2)①又は②の法人のグループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金及び資産の含み損等について、次のとおり、支配関係発生から5年経過日と開始又は加入から3年経過日とのいずれか早い日まで、制限を行う。 ① 支配関係発生後に新たな事業を開始した場合には、支配関係発生前に生じた欠損金及び支配関係発生前から有する資産の開始・加入前の実現損から成る欠損金を切り捨てるとともに、支配関係発生前から有する資産の開始・加入後の実現損を損金不算入とする。 ② 原価及び費用の額の合計額のうちに占める損金算入される減価償却費の額の割合が30%を超える場合には、通算グループ内で生じた欠損金について、損益通算の対象外とした上で、特定欠損金（その法人の所得の金額を限度として控除ができる欠損金をいう。以下同じ。）とする ③ 上記①又は②のいずれにも該当しない場合には、通算グループ内で生じた欠損金のうち、支配関係発生前から有する資産の実現損から成る欠損金について、損益通算の対象外とした上で、特定欠損金とする。 (注) 制限の対象となる資産の実現損の額は、組織再編税制における特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度と同様とする。
6 加入及び通算グループからの離脱（承前） グループ通算制度の適用開始、通算グループへの	(5) 次の法人については、上記(4)の対象外とする。 ① 親法人との間（親法人にあっては、いずれかの子法人との間。②において同じ。）に支配関係が5年超ある法人 ② 通算グループ内のいずれかの法人と共同事業を行う法人として、次の法人 イ 加入の直前に親法人との間に支配関係がない法人で上記(2)②ハに該当するもの ロ 開始又は加入の直前に親法人との間に支配関係がある法人で次の要件の全てに該当するもの (イ) 当該法人の主要な事業と通算グループ内のいずれかの法人の事業との事業関連性要件 (ロ) 上記(イ)の各事業の事業規模比5倍以内要件又は当該法人の特定役員継続要件 (ハ) 当該法人の上記(イ)の主要な事業の事業規模拡大2倍以内要件又特定役員継続要件 (注) 上記の各要件は、組織再編成の欠損金の制限におけるみなし共同事業要件と同様とする。 ハ 非適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人で共同で事業を行うための適格株式交換等の要件のうち対価要件以外の要件に該当するもの (6) グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金（現行：特定連結子法人の連結納税制度の適用開始又は連結グループへの加入前の欠損金）のうち上記(3)及び(4)により切り捨てられなかったものは、特定欠損金とする。 (7) 通算グループからの離脱 ① 連結納税制度と同様に、通算グループから離脱した法人は、5年間再加入を認めない。 ② 通算グループから離脱した法人が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次の資産については、直前の事業年度において、時価評価により評価損益の計上を行う。 イ 主要な事業を継続することが見込まれていない場合（離脱の直前における含み益の額が含み損の額以上である場合を除く。）固定資産、土地等、有価証券（売買目的有価証券等を除く。）、金銭債権及び繰延資産（これらの資産のうち帳簿価額が1,000万円未満のもの（営業権を除く。）及びその含み損益が資本金等の額の2分の1又は1,000万円のいずれか少ない金額未満のものを除く。） ロ 帳簿価額が10億円を超える資産の譲渡等による損失を計上することが見込まれ、かつ、その法人の株式の譲渡等による損失が計上されることが見込まれている場合 その資産

制 度 の 概 要 (続)

7 各個別制度の取り扱い

- 次に掲げる個別制度については、親法人及び各子法人が申告を行うことに鑑み個別計算を原則としつつ、企業経営の実態や事務負担、制度趣旨・目的、濫用可能性等を勘案し、それぞれ次のとおりとする。また、他の各個別制度についても、同様の考え方により、適切な仕組みとする。
- (1) 受取配当等の益金不算入制度
 - ① 関連法人株式等に係る負債利子控除額を、関連法人株式等に係る配当等の額の100分の4相当額（その事業年度において支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限とする。）とする。
 - ② 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定については、100%グループ内の法人全体の保有株式数等により行う。
 - ③ 短期保有株式等の判定については、各法人で行う。
 - (2) 外国子会社配当等の益金不算入制度

外国子会社の判定については、通算グループ全体で行う。
 - (3) 寄附金の損金不算入制度
 - ① 寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とする。
 - ② 寄附金の損金不算入額は、各法人において計算する。
 - (4) 貸倒引当金

100%グループ内の法人間の金銭債権を貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外する。
 - (5) 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用制度及び資産の譲渡等損失額の損金不算入制度について、欠損等法人に該当するかどうかの判定及びその適用は、各法人で行う。
 - (6) 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度
 - ① 民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除前に繰越欠損金を損金算入できる制度について、グループ通算制度の適用法人の控除限度額は、当該法人の損益通算及び青色欠損金等の繰越控除前の所得の金額と通算グループ内の各法人の損益通算及び青色欠損金等の繰越控除前の所得の金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額のうちいずれか少ない金額とする。
 - ② 民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除後に繰越欠損金を損金算入できる制度及び解散の場合の繰越欠損金の損金算入制度について、グループ通算制度の適用法人の控除限度額は、当該法人の損益通算及び青色欠損金等の繰越控除後の所得の金額とする。
 - ③ 損金算入の対象となる債務免除益等の金額について、グループ通算制度においては、債務免除に係る債権を有する者等から除かれている法人を、親法人、適用対象となる法人及び債務免除等の相手方である法人の事業年度が同日に終了する場合のその相手方である通算グループ内の法人とする。
 - (7) 中小判定

次の制度における中小法人の判定について、通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合には、通算グループ内の全ての法人が中小法人に該当しないこととする。

 - ① 貸倒引当金
 - ② 欠損金の繰越控除
 - ③ 軽減税率
 - ④ 特定同族会社の特別税率の不適用
 - ⑤ 中小企業等向けの各租税特別措置
 - (8) 所得税額控除

所得税額控除額は、各法人において計算する。
 - (9) 外国税額控除
 - ① 通算グループ内の各法人の控除限度額の計算は、基本的に連結納税制度と同様とする。
 - ② 通算グループ内の各法人の当期の外国税額控除額が期限内申告書に記載された外国税額控除額と異なる場合には、期限内申告書に記載された外国税額控除額を当期の外国税額控除額とみなす。
 - ③ 当期の外国税額控除額と期限内申告書に記載された外国税額控除額との過不足額は、進行事業年度の外国税額控除額又は法人税額においてその調整を行う。
 - ④ 通算グループ内の各法人が外国税額控除額の計算の基礎となる事実を隠蔽又は仮装して外国税額控除額を増加させること等により法人税の負担を減少させようとする場合には、上記②及び③は適用しない。
 - (10) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除及び還付制度は、各法人において適用する。
 - (11) 特定同族会社の特別税率については、各法人において計算する。ただし、次の調整を行う。

29. グ ル ー プ 通 算

7 各個別制度の取り扱い (続)	① 留保金額の基礎となる所得の金額は、損益通算後の所得の金額とする。 ② 所得基準の基礎となる所得の金額は、損益通算前の所得の金額とする。 ③ 留保金額の計算上、通算グループ内の法人間の受取配当及び支払配当はなかったものとした上、通算グループ外の者に対する配当の額として留保金額から控除される金額は、イに掲げる金額をロに掲げる金額の比で配分した金額とハに掲げる金額との合計額とする。 イ 各法人の通算グループ外の者に対する配当の額のうち通算グループ内の他の法人から受けた配当の額に達するまでの金額の合計額 ロ 通算グループ内の他の法人に対する配当の額から通算グループ内の他の法人から受けた配当の額を控除した金額 ハ 通算グループ外の者に対する配当の額が通算グループ内の他の法人から受けた配当の額を超える部分の金額 (12) 欠損金の繰戻しによる還付制度 ① 通算グループ内の各法人の繰戻しの対象となる欠損金額は、各法人の欠損金額の合計額を還付所得事業年度の所得の金額の比で配分した金額とする。災害損失欠損金額についても同様とする。 (注) 上記6(4)②及び③により損益通算の対象外とされる欠損金額は、配分の対象としない。 ② 解散等の場合の還付請求の特例について、通算グループ内の法人における対象となる事由は、親法人の解散、子法人の破産手続開始の決定並びに各法人の更生手続開始及び再生手続開始の決定とする。
8 その他の租税特別措置等	(1) 試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)については、次のとおりとする。 ① 通算グループを一体として計算した税額控除限度額と控除上限額とのいずれか少ない金額(以下「税額控除可能額」という。)を各法人の調整前法人税額の比で配分した金額を各法人の税額控除限度額とする。 ② 通算グループ内の他の法人の各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額が確定申告書に記載された各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額と異なる場合には、確定申告書に記載された各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額を各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額とみなす。 ③ 上記②の場合において、税額控除可能額が確定申告書に記載された税額控除可能額に満たないときは、法人税額の調整等を行う。 (2) その他の特別税額控除制度については、上記4(1)及び(2)の措置に基づく各法人の法人税額の一定額を限度とする。ただし、上記4(1)②の措置を前提とした濫用防止のための措置その他の措置を講ずる。 (3) 通算グループ内のいずれかの法人の平均所得金額(前3事業年度の所得の金額の平均)が年15億円を超える場合には、通算グループ内の全ての法人が適用除外事業者該当することとする。 (4) 資産の譲渡に係る特別控除額の特例について、100%グループ内(現行:連結グループ内)の各法人の特別控除額の合計額が定額控除限度額(年5,000万円)を超える場合には、その超える部分の金額を損金不算入とする。 (5) 過大支払利子税制の損金不算入額は、各法人において計算する。ただし、適用免除基準のうち金額基準(対象純支払利子等の額が2,000万円以下であること)の判定については、通算グループ全体で行う。 (6) その他の租税特別措置等については、それぞれの制度の目的や仕組み、グループ通算制度の趣旨等に配慮しつつ、上記4(1)②の措置を前提とした濫用防止のための措置その他所要の措置を講ずる。
9 租税回避防止	グループ通算制度に関しては、多様な租税回避行為が想定されることから、上記4(3)及び6(2)から(8)まで並びに7(9)④の措置のほか、連結納税制度と同様に、包括的な租税回避行為を防止するための規定を設ける。
10 その他の整備	(1) 質問検査権、罰則、徴収の所轄庁等について、連結納税制度と同様の措置を講ずる。 (2) 青色申告制度について次の見直しを行い、グループ通算制度を青色申告制度を前提とした制度とする。 ① 青色申告の承認を受けていない法人がグループ通算制度の承認を受けた場合には、青色申告の承認を受けたものとみなす。 ② グループ通算制度の承認を受けている法人が青色申告の承認を取り消される場合には、取消しの効果は遡及しないこととする。

制 度 の 概 要 (続)

10 整備 その他 の	③ グループ通算制度の承認を受けている法人は、青色申告の取りやめをできないこととする。 ④ グループ通算制度の適用法人に対する国税庁長官、国税局長及び税務署長による帳簿書類についての必要な指示について、連結納税制度と同様とする。
11 適用 関係	(1) グループ通算制度の適用 グループ通算制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。 (2) 経過措置 連結納税制度からの移行に伴い、次の経過措置を講ずる。 ① 連結納税制度の承認は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、グループ通算制度の承認とみなす。 ② 連結法人は、連結親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに税務署長に届出書を提出することにより、グループ通算制度を適用しない単体納税法人となることができる。 ③ 連結納税制度における特定連結欠損金個別帰属額を、グループ通算制度における特定欠損金額とみなす。 ④ 連結欠損金の繰越控除制度において更生法人等として連結欠損金の控除限度額を連結欠損金の控除前の連結所得の金額とされていた連結グループ内の子法人は、上記4(2)①の更生法人等とみなす。 ⑤ 各個別制度についても、連結納税制度からグループ通算制度への移行のための必要な経過措置を講ずる。

30. 償 却 制

普通償却方法	対象資産の減価償却の	① 建物及びその附属設備 ② 構築物 ③ 機械及び装置 ④ 船 舶 ⑤ 航空機 ⑥ 車両及び運搬具 ⑦ 工具、器具及び備品 ⑧ 鉱業権、特許権等20種類の無形固定資産 ⑨ 牛、馬、果樹等
	償却方法	① 有形減価償却資産 建物及びその附属設備、構築物 定額法（注）（鉱業用は、生産高比例法も選択可） 上記以外 定額法又は定率法（※）（鉱業用は、生産高比例法も選択可） （注）平成28.3.31以前に取得した建物附属設備及び構築物については、定率法（※）も選択可。 （※）平19.4.1以後取得したものについては250%定率法、平24.4.1以後取得したものについては200%定率法による。 ② 無形固定資産（鉱業権を除く） 定額法 ③ 鉱業権 定額法又は生産高比例法 ④ 生 物 定額法 ⑤ 所有権移転外リース取引によるリース資産 リース期間定額法 （備考）資産の使用実態に応じ、増加償却制度及び耐用年数の短縮制度が適用できる。
	耐用年数	財務省令により、資産の種類別にすべて法定されている。ただし、資産の材質、製作方法等又は使用時間が異なるため耐用年数が法定年数と著しく異なる場合には、国税局長の承認を受けて年数の短縮、又は税務署長に届出をして増加償却を行うことができる。
	陳腐化	なし
	償却の繰越し	特別償却に係る償却不足額に限り1年間の繰越しができる。
特別償却		(1) 中小企業投資促進税制（措法42の6） (2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の10） (3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11） (4) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の2） (5) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の3） (6) 中小企業経営強化税制（措法42の12の4） (7) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の6） (8) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（租法42の12の7） (9) 特定船舶の特別償却（措法43） ① 外航船舶 イ 日本オペレーターが運航する特定外航船舶 (イ) 特定先進船舶 30%（日本船舶は32%）の特別償却 (ロ) 特定先進船舶以外の船舶 27%（日本船舶は29%）の特別償却 ロ 海外オペレーターが運航する特定外航船舶 (イ) 特定先進船舶 28%（日本船舶は30%）の特別償却 (ロ) 特定先進船舶以外の船舶 25%（日本船舶は27%）の特別償却 ハ イ及びロ以外の外航船舶 (イ) 特定先進船舶 18%（日本船舶は20%）の特別償却 (ロ) 特定先進船舶以外の船舶 15%（日本船舶は17%）の特別償却 ② 内航船舶 イ 高度環境負荷低減内航船舶 18%の特別償却 ロ 高度環境負荷低減内航船舶以外のもの 16%の特別償却

「法人税制度の概要」参照

度 の 概 要

特 別 償 却 (続)	(10) 被災代替資産等の特別償却（措法43の2） ① 建物等又は構築物 イ ロ以外のもの 15%（中小企業者等は18%）の特別償却 ロ 発災後3年経過日以後に取得又は建設したもの 10%（中小企業者等は12%）の特別償却 ② 機械装置 イ ロ以外のもの 30%（中小企業者等は36%）の特別償却 ロ 発災後3年経過日以後に取得又は製作したもの 20%（中小企業者等は24%）の特別償却 (11) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の12%（建物等は6%）の特別償却（措法44） (12) 特定事業継続力強化設備等の18%の特別償却（措法44の2） ※令和7年4月1日以後に取得等をするものについては16%の特別償却 (13) 生衛法の振興計画により設置される共同利用施設の6%の特別償却（措法44の3） (14) 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却（措法44の4） ① 機械装置又は器具備品 32%の特別償却 ② 建物等又は構築物 16%の特別償却 (15) 生産方式革新事業活動用資産等の特別償却（措法44の5） ① 農業者等 イ 機械装置又は器具備品 32%の特別償却 ロ 建物等又は構築物 16%の特別償却 ② スマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者 機械装置 25%の特別償却 (16) 特定地域における工業用機械等の特別償却（措法45） ① 沖縄の産業イノベーション促進地域 34%（建物等は20%）の特別償却 ② 沖縄の国際物流拠点産業集積地域 50%（建物等は25%）の特別償却 ③ 沖縄の経済金融活性化特別地区 50%（建物等は25%）の特別償却 ④ 沖縄の離島の地域（旅館業用建物等） 8%の特別償却 ⑤ 過疎地域、半島振興対策実施地域及び離島振興対策実施地域 5年間32%（建物等は48%）の割増償却 (17) 医療用機器等の特別償却（措法45の2） ① 医療用機器 12%の特別償却 ② 勤務時間短縮用設備等 15%の特別償却 ③ 構想適合病院用建物等 8%の特別償却 (18) 輸出事業用資産の割増償却（措法46） ① 機械装置 5年間30%の割増償却 ② 建物等又は構築物 5年間35%の割増償却 (19) 特定都市再生建築物の割増償却（措法47） ① 特定都市再生緊急整備地域内において整備されるもの 5年間50%の割増償却 ② 都市再生緊急整備地域内（①の地域に該当するものを除く。）において整備されるもの 5年間25%の割増償却 (20) 倉庫用建物等の5年間8%の割増償却（措法48） ※ 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置については、平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられている。
そ の 他	（減耗償却） 鉱業を営む者が、鉱物の売上高の12%（ただし、採掘所得の50%を限度とする。）を限度として探鉱準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。ただし、準備金積立て後5年以内に新鉱床探鉱の費用等に使用しなかった場合は、益金に算入される。 なお、5年以内に新鉱床探鉱費を支出したときは、準備金を取り崩して益金に算入するとともに、「新鉱床探鉱費の特別控除」により益金算入額と同額（その年の所得金額を限度とする。）の所得控除ができる。（この方法により、準備金を所得控除に振り替えるわけである。） また、国内鉱業者（国内鉱業者に準ずるものを含む。）が海外自主開発法人から取得した鉱物に係る採掘所得の40%を限度として海外探鉱準備金として積み立て、海外新鉱床探鉱費の支出に充てた場合にも、同様の措置が講じられている。

31. 減 価 償 却 の 実 施 状 況

(1) 累 年 比 較

(単位 億円, %)

区 分	当期発生分減価償却費		損金算入割合 (B)／(A)	前期から繰り越した償却不足額	
	損金算入限度額(A)	損金算入額(B)		損金算入限度額	損金算入額
平成25年度分……………	385,901	356,198	92.3	1,477	965
26……………	405,424	366,115	90.3	1,722	1,226
27……………	405,915	378,602	93.3	1,755	1,158
28……………	410,872	384,583	93.6	1,702	1,192
29……………	425,209	382,111	89.9	1,411	1,096
30……………	429,851	399,238	92.9	1,375	1,066
令和元……………	426,857	396,601	92.9	806	595
2……………	444,021	416,388	93.8	773	604
3……………	423,734	402,063	94.9	571	344
4……………	482,631	453,697	94.0	494	375

(備考) 国税庁「会社標本調査結果」による。

(2) 業 種 別 (令和4年度分)

(単位 億円, %)

区 分 業 種	当期発生分減価償却費		損金算入割合 (B)／(A)	前期から繰り越した償却不足額	
	損金算入限度額(A)	損金算入額(B)		損金算入限度額	損金算入額
農 林 水 産 業	4,345	4,110	94.6	16	4
鉱 業	1,874	1,651	88.1	17	17
建 設 業	21,940	20,582	93.8	55	39
織 維 工 業	1,059	1,000	94.4	2	0
化 学 工 業	17,469	17,153	98.2	18	7
鉄 鋼 金 属 工 業	9,530	9,257	97.1	37	31
機 械 工 業	26,633	25,720	96.6	38	25
食 料 品 製 造 業	10,221	9,613	94.0	10	7
出 版 印 刷 業	3,456	3,276	94.8	9	7
その他の製造業	9,629	9,305	96.6	14	10
卸 売 業	22,527	18,312	81.3	17	12
小 売 業	20,638	19,514	94.6	5	4
料理飲食旅館業	7,921	7,428	93.8	3	3
金 融 保 険 業	16,596	16,080	96.9	0	0
不 動 産 業	29,461	28,641	97.2	2	1
運輸通信公益事業	52,948	49,930	94.3	128	97
サ ー ビ ス 業	80,633	74,685	92.6	29	20
連 結 法 人	8,917	8,452	94.8	4	4
通 算 法 人	136,834	128,988	94.3	88	87
合 計	482,631	453,697	94.0	494	375

(注) 「(1) 累年比較」の表と同じ。

32. 資本金階級別交際費等支出額の状況等

(1) 累 年 比 較

区 分	交際費等支出額(A)	左 の う ち 損金不算入額(B)	損金不算入割合 (B)/(A)	営業収入千円当たり
	億円	億円	%	円
平成23年度分……………	28,785	11,447	39.8	2.26
24……………	29,010	11,469	39.5	2.09
25……………	30,825	11,488	37.3	2.06
26……………	32,505	8,919	27.4	2.11
27……………	34,838	9,065	26.0	2.40
28……………	36,270	9,578	26.4	2.50
29……………	38,104	10,094	26.5	2.51
30……………	39,619	10,487	26.5	2.56
令和元……………	39,402	9,783	24.8	2.65
2……………	29,605	5,268	17.8	2.19
3……………	28,507	5,384	18.9	1.93
4……………	35,820	8,385	23.4	2.08

(備考) 国税庁「会社標本調査結果」による。

(2) 資本金階級別 (令和4年度分)

区 分 資本金階級	交際費等支出額(A)	左 の う ち 損金不算入額(B)	損金不算入割合 (B)/(A)	1社当たりの 支出交際費等
	億円	億円	%	千円
1,000万円 以 下	22,356	1,268	5.7	882
1,000万円 超	5,707	993	17.4	1,946
5,000万円 〃	2,109	898	42.6	3,878
1 億円 〃	1,057	878	83.1	9,106
10億円 〃	2,104	1,966	93.5	45,282
連 結 法 人	478	426	89.1	47,704
通 算 法 人	2,010	1,955	97.3	17,382
合 計	35,820	8,385	23.4	1,229

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。

2. 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度（この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度）について、令和5年7月31日までに申告のあった事績を対象として、令和5年8月末現在でとりまとめたものである。

33. 交 際 費 の 損 金

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額の計算方法	
			損金不算入額の計算	備考
昭和29年度改正(創設)	昭29.4.1～31.3.31 開始事業年度	期末資本金500万円以上の法人	$\left \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(\begin{array}{l} \text{④基準年度の交際費額} \\ \times \frac{\text{当期末月数}}{12} \times 70\% \end{array} \right) \\ \text{又は} \text{⑤取引基準額のうちの多い方の金額} \end{array} \right \times \frac{1}{2}$	1 基準年度の交際費額とは、昭和29.4.1を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の支出交際費額の合計額をいう。 2 取引基準額とは、取引金額に業種別の一定割合（例えば製造業0.8%、卸小売業0.25%、建設業1.2%等）を乗じて計算した額をいう。
31年度改正	31.4.1～32.3.31 開始事業年度	〃	限度超過額の全額を損金に算入しないこととした。	
32年度改正	32.4.1～34.3.31 開始事業年度	期末資本金1,000万円以上の法人	$\left \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(\begin{array}{l} \text{④基準年度の交際費額} \\ \times \frac{\text{当期末月数}}{12} \times 60\% \end{array} \right) \\ \text{又は} \text{⑤取引基準額のうちの多い方の金額} \end{array} \right $	取引基準額について、従前に比べ3割程度引き上げた。（例えば第1次金属製造業0.4%、卸小売業0.25%、医薬品製造業1.1%、建設業0.8%）
34年度改正	34.4.1～36.3.31 開始事業年度	〃	$\left \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(\begin{array}{l} \text{④基準交際費額} \\ \times \frac{\text{当期末月数}}{12} \end{array} \right) \\ \text{又は} \text{⑤取引基準額のうちの多い方の金額} \end{array} \right $	基準交際費額とは、次のうちいずれか多い方の金額をいう。 1 昭和34.1.1を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の交際費額の80%相当額 2 昭和29.4.1を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の交際費額の60%相当額
36年度改正	36.4.1～39.3.31 開始事業年度	全法人	$\left \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(\begin{array}{l} 300\text{万円} + \text{期末自己資本金額} \times \frac{1}{1,000} \end{array} \right) \\ \times \frac{\text{当期末月数}}{12} \end{array} \right \times 20\%$	期末自己資本金額とは、期末における資本又は出資の金額、再評価積立金の額、資本積立金額及び利益積立金の合計額をいう。
39年度改正	39.4.1～40.3.31 開始事業年度	〃	$\left \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(\begin{array}{l} 400\text{万円} + \text{期末自己資本金額} \times \frac{2.5}{1,000} \end{array} \right) \\ \times \frac{\text{当期末月数}}{12} \end{array} \right \times 30\%$	1 期末資本等の金額とは、期末における資本又は出資の金額及び資本積立金額（再評価積立金の額も含まれる。）の合計額をいう。 2 海外取引等に関し、非居住者の日本国内における旅行及び宿泊のために通常要する費用を税法上の交際費の範囲から除外した。
40年度改正	40.4.1～42.5.31 開始事業年度	〃	$\left \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(\begin{array}{l} 400\text{万円} + \text{期末自己資本金額} \times \frac{2.5}{1,000} \end{array} \right) \\ \times \frac{\text{当期末月数}}{12} \end{array} \right \times 50\%$	
42年度改正	42.6.1～44.3.31 開始事業年度	〃	(1) 支出交際費額＜基準交際費額のと 限度超過額－（基準交際費額－支出交 際費額）×50% (2) 支出交際費額＞基準交際費額×105%の とき ①と②の合計額 ①（支出交際費額－基準交際費額× 105%）×100% ②（限度超過額－①の金額）×50% (3) 基準交際費額≤支出交際費額≤基準交 際費額×105%のとき 限度超過額×50%	1 基準交際費額とは、前年同期の支出交際費額をいう。 2 限度超過額とは、次により求めた金額をいう。 $\left \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(\begin{array}{l} 400\text{万円} + \\ \text{期末資本} \times \frac{2.5}{1,000} \end{array} \right) \times \frac{\text{当期末月数}}{12} \end{array} \right $ 3 海外取引等に関し、国外において支出する交際費等を税法上の交際費の範囲から除外した。
44年度改正	44.4.1～46.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の50%を60%とした。	
46年度改正	46.4.1～48.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の60%を70%とした。	輸出交際費の特例を廃止した。
48年度改正	48.4.1～49.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の70%を75%とした。	
49年度改正	49.4.1～51.3.31 開始事業年度	〃	期末資本等の金額の $\frac{2.5}{1,000}$ を $\frac{1}{1,000}$ とした。	

不 算 入 制 度 の 沿 革

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損 金 不 算 入 額 の 計 算 方 法	
			損 金 不 算 入 額 の 計 算	備 考
51年度改正	51.4.1～52.3.31 開始事業年度	全法人	期末資本等の金額の $\frac{1}{1,000}$ を $\frac{0.5}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の75%を80%とした。	
52年度改正	52.4.1～54.3.31 開始事業年度	〃	期末資本等の金額の $\frac{0.5}{1,000}$ を $\frac{0.25}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の80%を85%とした。	
54年度改正	54.4.1～56.3.31 開始事業年度	〃	① 定額控除額の年400万円を年200万円に引き下げた。 ただし、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人にあっては年300万円とし、資本金1,000万円以下の法人にあっては年400万円とした。 ② 資本金基準（期末資本金等の金額の $\frac{0.25}{1,000}$ ）を廃止した。 ③ 損金不算入割合の85%を90%とした。	
56年度改正	56.4.1～57.3.31 開始事業年度	〃	基準交際費の105%を100%とした。	
57年度改正	57.4.1 ～平6.3.31 開始事業年度	〃	支出交際費額的全額を損金不算入とした。 ただし、資本金5,000万円以下の法人にあっては年300万円、資本金1,000万円以下の法人にあっては年400万円の控除をそれぞれ認める。	57年度改正において、3年間の措置として改正されたが、昭和60年度、62年度、平成元年度、3年度及び5年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成 6年度改正	平6.4.1 ～平10.3.31 開始事業年度	〃	資本金5,000万円以下の法人の交際費等について、定額控除枠以下の部分について、全額損金算入を改め、10%相当額を損金不算入とする（定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入）。	平成7年度改正及び9年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成 10年度改正	平10.4.1 ～平13.3.31 開始事業年度	〃	資本金5,000万円以下の法人の交際費等について、定額控除枠内の損金不算入割合を10%相当額から20%相当額に引き上げる（定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入）。	平成11年度改正及び13年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成 14年度改正	平14.4.1 ～平15.3.31 開始事業年度	〃	資本金1,000万円超5,000万円以下の法人の交際費等について、定額控除限度額を400万円に引き上げる。	
平成 15年度改正	平15.4.1 ～平18.3.31 開始事業年度	〃	資本金1億円以下の法人の交際費等について、400万円の定額控除を認める。また、定額控除枠内の損金不算入割合を20%相当額から10%相当額に引き下げる。	平成18年度改正において2年間延長。
平成 18年度改正	平18.4.1 ～平22.3.31 開始事業年度	〃	交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の一定の飲食費を除外する。	平成20年度改正において2年間延長。
平成21年度 （経済危機対策関連）改正	平18.4.1 ～平22.3.31 開始事業年度	〃	資本金1億円以下の法人の交際費等について、定額控除限度額を600万円に引き上げる。	平成21.4.1以後終了する事業年度について適用。
平成 22年度改正	平18.4.1 ～平24.3.31 開始事業年度	〃	中小法人に対する定額控除制度については、資本金の額が5億円以上の法人、相互会社等の100%子法人には適用しない。	平成22年度改正において2年間延長。 平成22.4.1以後終了する事業年度について適用。
平成 23年度改正	平18.4.1 ～平24.3.31 開始事業年度	〃	中小法人に対する定額控除制度については上記法人に加え、100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人には適用しない。 （注）大法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等をいう。	平成24年度改正において2年間延長。
平成 25年度改正	平18.4.1 ～平26.3.31 開始事業年度	〃	中小法人に対する定額控除制度について、定額控除限度額を800万円に引き上げるとともに、定額控除枠内の損金不算入措置を廃止する。	

33. 交 際 費 の 損 金 不 算 入 制 度 の 沿 革 (続)

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損 金 不 算 入 額 の 計 算 方 法	
			損 金 不 算 入 額 の 計 算	備 考
平成 26年度改正	平26.4.1 ～令2.3.31 開始事業年度	全法人	○大法人（資本金の額等が1億円超の法人） …飲食のための支出（社内接待費を除く） の50%を超える金額が損金不算入 ○中小法人（資本金の額等が1億円以下の法人（注）） …飲食のための支出（社内接待費を除く） の50%と定額控除限度額（年800万円）を 選択した上、それを超える金額が損金不 算入 （注）資本金の額が5億円以上である法人 との間にその法人による完全支配関係 がある中小法人等を除く。	平成26年度改正において2年間延長。 平成28年度及び30年度改正において それぞれ2年間延長。
令和 2年度改正	令2.4.1 ～令6.3.31 開始事業年度	〃	接待飲食費に係る損金算入の特例について は、資本金の額等が100億円を超える法人に は適用しない。	令和2年度改正及び令和4年度改正 においてそれぞれ2年間延長。
令和 6年度改正	令6.4.1 ～令9.3.31 開始事業年度	〃	交際費等の範囲から除外されていた一定の 飲食費の金額基準を、1人当たり10,000円 以下に引き上げる。	令和6年度改正において3年間延長。 令和6.4.1以降に支出する飲食費から 適用。

34. 相続税の課税状況

(1) 相続税の課税件数及び課税最低限の累年比較

区 分	死亡件数(A)	課税件数(B)	納付税額	$\frac{(B)}{(A)}$	(B)の指数	課 税 最 低 限
	件	件	百万円	%		
昭和33年分…	684,189	(13,407)	5,284	4,670	0.8	150万円 + 30万円 × 法定相続人数
37……………	710,265	(26,856)	9,461	22,081	1.3	200万円 + 50万円 × 法定相続人数
39……………	673,067	(29,760)	10,381	32,624	1.5	250万円 + 50万円 × 法定相続人数
41……………	670,342	(24,877)	9,232	37,987	1.4	400万円 + 80万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高200万円)
46……………	684,521	(78,197)	25,951	207,388	3.8	400万円 + 80万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高400万円)
48……………	709,416	(82,504)	29,231	375,427	4.1	600万円 + 120万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高600万円)
50……………	702,275	(42,858)	14,593	197,312	2.1	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数
55……………	722,801	(78,931)	26,797	439,935	3.7	〃
60……………	752,283	(134,475)	48,111	926,142	6.4	〃
平成 2……………	820,305	(142,286)	48,287	2,952,675	5.9	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数
4……………	856,643	(156,467)	54,449	3,409,878	6.4	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数
7……………	922,139	(143,937)	50,729	2,172,987	5.5	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数
11……………	982,031	(136,271)	50,731	1,687,561	5.2	〃
12……………	961,653	(128,940)	48,463	1,521,269	5.0	〃
13……………	970,331	(120,657)	46,012	1,477,085	4.7	〃
14……………	982,379	(115,275)	44,370	1,286,286	4.5	〃
15……………	1,014,951	(114,723)	44,438	1,126,333	4.4	〃
16……………	1,028,602	(111,820)	43,488	1,065,057	4.2	〃
17……………	1,083,796	(116,309)	45,152	1,156,712	4.2	〃
18……………	1,084,450	(115,389)	45,177	1,223,418	4.2	〃
19……………	1,108,334	(118,582)	46,820	1,266,612	4.2	〃
20……………	1,142,407	(120,038)	48,016	1,251,669	4.2	〃
21……………	1,141,865	(115,574)	46,439	1,163,159	4.0	〃
22……………	1,197,012	(122,705)	49,891	1,175,300	4.2	〃
23……………	1,253,066	(125,033)	51,559	1,251,626	4.1	〃
24……………	1,256,359	(126,371)	52,572	1,244,565	4.2	〃
25……………	1,268,436	(130,438)	54,421	1,536,610	4.3	〃
26……………	1,273,004	(133,141)	56,239	1,390,403	4.4	〃
27……………	1,290,444	(233,255)	103,043	1,811,572	8.0	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数
28……………	1,307,748	(238,287)	105,880	1,867,946	8.1	〃
29……………	1,340,397	(249,191)	111,728	2,014,106	8.3	〃
30……………	1,362,470	(258,236)	116,341	2,110,397	8.5	〃
令和元……………	1,381,093	(254,207)	115,267	1,975,873	8.3	〃
2……………	1,372,648	(264,211)	120,372	2,092,818	8.8	〃
3……………	1,439,856	(293,741)	134,275	2,443,976	9.3	〃
4……………	1,569,050	(329,173)	150,858	2,800,685	9.6	〃

(備考) 1. 死亡件数は、「人口動態統計」(厚生労働省)による。ただし、昭和33年～44年には沖縄県を含まない。
2. 課税件数、納付税額は、「国税庁統計年報」による。ただし、納付税額には納税猶予税額を含まない。
3. 課税件数は相続税の課税があった被相続人の数であり、() 書は、相続税を課税された相続人の数である。

(2) 相続財産価額(課税価格)階級別表(令和4年分)

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	納付税額
	人	億円	億円
1億 円 以 下	91,729 (60.8)	60,959 (29.5)	2,094 (7.5)
1億 円 超	39,001 (25.9)	53,310 (25.8)	4,695 (16.8)
2 〃	10,030 (6.6)	24,174 (11.7)	3,394 (12.1)
3 〃	5,937 (3.9)	22,430 (10.8)	4,230 (15.1)
5 〃	1,873 (1.2)	10,950 (5.3)	2,509 (9.0)
7 〃	1,104 (0.7)	9,122 (4.4)	2,365 (8.4)
10 〃	859 (0.6)	11,445 (5.5)	3,336 (11.9)
20 〃	325 (0.2)	14,451 (7.0)	5,367 (19.2)
合 計	150,858 (100.0)	206,840 (100.0)	27,989 (100.0)

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 令和4年中に相続、遺贈又は相続時精算課税により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について提出された申告書(修正申告書を除く)による計数であり、納付税額には納税猶予税額を含まない。
3. () 内は構成比を示す。

(3) 相続財産種類別表(令和4年分)

区 分	人 員	取得財産価額
	人	億円
土 地	132,398 (32.3)	70,688
田 畑	22,579 (1.1)	2,477
宅 地	28,397 (2.6)	5,750
山 林	129,712 (24.9)	54,529
そ の 他	22,856 (0.3)	676
家 屋 ・ 構 築 物	31,847 (3.3)	7,256
事業(農業)用財産	125,994 (5.1)	11,092
有 価 証 券	14,475 (0.3)	728
現 金 ・ 預 貯 金 等	101,753 (16.3)	35,702
家 庭 用 財 産	150,452 (34.9)	76,304
そ の 他 財 産	82,448 (0.2)	374
合 計	130,885 (10.9)	23,775
相続時精算課税適用財産価額	150,822 (100.0)	218,663
債 務 等	7,324	2,604
〔 債 務 〕	149,163	16,084
葬 式 費 用	134,945	13,698
差 引 純 資 産 価 額	147,657	2,386
暦年課税分贈与財産価額	150,858	205,183
課 税 価 格	27,600	1,657
	150,858	206,840

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 令和4年中に相続、遺贈又は相続時精算課税により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について提出された申告書(修正申告書を除く)による計数である。ただし、「実」は実人員を示す。
3. () 内は構成比を示す。

35. 贈 与 税 の 課 税 状 況

(1) 贈与税の課税件数及び基礎控除額の累年比較

区 分	課税件数	納付税額	課税件数の 指 数	基礎控除額
	件	百万円		
昭和33年分…	71,865	2,160	100	20万円
39……………	53,451	5,380	74	40万円
50……………	104,760	30,705	146	60万円
55……………	239,080	59,091	333	〃
60……………	346,736	78,773	482	〃
平成 5…………	494,239	159,768	688	〃
10……………	402,792	116,582	560	〃
11……………	386,534	114,277	538	〃
12……………	354,095	95,456	493	〃
13……………	306,712	81,083	427	110万円
14……………	292,081	69,178	406	〃
15……………	276,274	87,725	384	〃
16……………	279,124	96,551	388	〃
17……………	280,328	115,857	390	〃
18……………	276,534	118,313	385	〃
19……………	260,990	107,362	363	〃
20……………	242,873	103,949	338	〃
21……………	236,274	101,762	329	〃
22……………	251,629	129,201	350	〃
23……………	282,243	136,223	393	〃
24……………	301,006	128,789	419	〃
25……………	339,457	168,991	472	〃
26……………	376,233	278,436	524	〃
27……………	393,561	215,573	548	〃
28……………	380,496	210,420	529	〃
29……………	378,540	200,350	527	〃
30……………	367,767	239,652	512	〃
令和元…………	358,393	210,910	499	〃
2……………	358,631	203,148	499	〃
3……………	394,952	255,395	550	〃
4……………	387,894	254,159	540	〃

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 課税件数及び納付税額には、納税猶予されたものは含まない。

(2) 贈与財産価額階級別表 (令和4年分)

取 得 財 産 価 額 階 級	人 員	取得財産 価 額	納付税額
	人	億円	億円
150万 円 以下	105,955 (24.4)	1,281 (5.5)	12 (0.5)
150万 円 超	47,471 (10.9)	888 (3.8)	36 (1.4)
200 〃	141,340 (32.6)	4,185 (17.9)	256 (10.1)
400 〃	78,388 (18.1)	4,089 (17.5)	373 (14.7)
700 〃	26,552 (6.1)	2,268 (9.7)	259 (10.2)
1,000 〃	23,515 (5.4)	3,264 (13.9)	351 (13.8)
2,000 〃	6,509 (1.5)	1,559 (6.7)	130 (5.1)
3,000 〃	2,177 (0.5)	828 (3.5)	160 (6.3)
5,000 〃	2,125 (0.5)	5,069 (21.6)	963 (37.9)
合 計	434,032 (100.0)	23,432 (100.0)	2,540 (100.0)

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 令和4年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）に係る、提出された申告書（修正申告書を除く。）による計数であり、納付税額には納税猶予されたものを含まない。
3. () 内は構成比を示す。

(3) 贈 与 財 産 種 類 別 表 (令和4年分)

区 分	暦 年 課 税 分			相続時精算課税分		
	人 員	取得財産価額		人 員	取得財産価額	
	人		億円	人		億円
土 地	実 50,796	(13.3)	2,195	実 22,239	(28.9)	1,983
田	1,738	(0.3)	46	798	(0.6)	40
畑	1,694	(0.2)	37	888	(0.7)	47
宅 地	45,160	(11.8)	1,946	20,371	(24.8)	1,704
山林	1,919	(0.2)	25	775	(0.3)	19
その他の	4,005	(0.9)	141	1,562	(2.5)	172
家屋・構築物	25,097	(3.3)	543	14,191	(5.8)	400
事業（農業）用財産	実 1,453	(0.2)	39	実 169	(0.2)	14
有価証券	実 76,230	(25.6)	4,243	実 3,722	(39.6)	2,722
現金、預貯金等	237,686	(50.3)	8,322	15,259	(24.1)	1,658
家庭用財産	208	(0.0)	6	14	(0.0)	0
その他の財産	実 33,629	(7.3)	1,213	実 1,569	(1.4)	95
合 計	実 392,430	(100.0)	16,559	実 43,211	(100.0)	6,873

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 人員は、令和4年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）に係る、提出された申告書（修正申告書を除く。）による計数であり、財産の種類別に該当のあることに1人として掲げてある。ただし、「実」は実人員を示す。
3. () 内は構成比を示す。

36. 令和5年分都道府県庁所在都市の最高路線価

(1㎡当たり)

局名	都市名	最高路線価の所在地	最高路線価		最高路線価の対前年変動率	
			令和5年分	令和4年分	令和5年分	令和4年分
札幌	札幌	中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り	千円 6,680	千円 6,160	% 8.4	% 4.8
仙台	青森	新町1丁目 新町通り	155	155	0.0	0.0
	盛岡	大通2丁目 大通り	220	225	▲2.2	▲2.2
	仙台	青葉区中央1丁目 青葉通り	3,470	3,390	2.4	2.7
	秋田	中通2丁目 秋田駅前通り	130	125	4.0	0.0
	山形	香澄町1丁目 山形駅前大通り	175	175	0.0	2.9
	福島	栄町 福島駅前通り	200	195	2.6	2.6
関東信越	水戸	宮町1丁目 水戸駅北口ロータリー	220	220	0.0	▲2.2
	宇都宮	宮みらい 宇都宮駅東口駅前ロータリー	320	310	3.2	3.3
	前橋	本町2丁目 本町通り	130	130	0.0	0.0
	さいたま	大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前ロータリー	4,750	4,400	8.0	3.3
	新潟	中央区東大通1丁目 新潟駅前通り	450	440	2.3	0.0
	長野	大字南長野 長野駅前通り	280	280	0.0	▲1.8
東京	千葉	中央区富士見2丁目 千葉駅東口駅前広場	1,940	(1,240) －	－	－
	東京	中央区銀座5丁目 銀座中央通り	42,720	42,240	1.1	▲1.1
	横浜	西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り	16,800	16,560	1.4	3.0
	甲府	丸の内1丁目 甲府駅前通り	260	260	0.0	▲1.9
金沢	富山	桜町1丁目 駅前広場通り	510	500	2.0	2.0
	金沢	堀川新町 金沢駅東広場通り	900	890	1.1	▲3.3
名古屋	福井	中央1丁目 福井駅西口広場通り	350	330	6.1	0.0
	岐阜	吉野町5丁目 岐阜停車場線通り	490	470	4.3	0.0
	静岡	葵区紺屋町 紺屋町名店街呉服町通り	1,140	1,140	0.0	▲1.7
	名古屋	中村区名駅1丁目 名駅通り	12,800	12,480	2.6	1.3
	津	羽所町 津停車場線通り	190	190	0.0	▲2.6
大阪	大津	春日町 JR大津駅前通り	280	275	1.8	1.9
	京都	下京区四条通寺町東入2丁目御旅町 四条通	6,970	6,730	3.6	3.1
	大阪	北区角田町 御堂筋	19,200	18,960	1.3	▲4.0
	神戸	中央区三宮町1丁目 三宮センター街	5,000	4,900	2.0	▲5.8
	奈良	東向中町 大宮通り	730	690	5.8	▲1.4
	和歌山	友田町5丁目 JR和歌山駅前	360	360	0.0	0.0
広島	鳥取	栄町 若桜街道通り	97	100	▲3.0	▲4.8
	松江	朝日町 駅通り	140	140	0.0	0.0
	岡山	北区本町 市役所筋	1,640	1,500	9.3	1.4
	広島	中区胡町 相生通り	3,390	3,290	3.0	3.5
	山口	小郡黄金町 山口阿知須字部線通り	145	145	0.0	0.0
高松	徳島	一番町3丁目 徳島駅前広場通り	290	295	▲1.7	0.0
	高松	丸亀町 高松丸亀町商店街	360	350	2.9	▲2.8
	松山	大街道2丁目 大街道商店街	670	660	1.5	0.0
	高知	帯屋町1丁目 帯屋町商店街	210	210	0.0	0.0
福岡	福岡	中央区天神2丁目 渡辺通り	9,040	(8,800) 8,800	2.7	0.0
	佐賀	駅前中央1丁目 駅前中央通り	210	205	2.4	2.5
	長崎	浜町 浜市アーケード	770	760	1.3	0.0
熊本	熊本	中央区手取本町 下通りアーケード	2,040	2,060	▲1.0	▲1.9
	大分	末広町1丁目 大分駅北口ロータリー	540	530	1.9	0.0
	宮崎	橘通西3丁目 橘通り	230	230	0.0	0.0
	鹿児島	東千石町 天文館電車通り	910	900	1.1	▲1.1
沖縄	那覇	久茂地3丁目 国際通り	1,450	1,420	2.1	▲0.7

- (注) 1 路線価は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格等を基にした価格の80%程度を目途に評価しています。
- 2 千葉市は最高路線価の所在地を変更しました（変更後の所在地は、令和4年分が市街地再開発事業の施行区域で路線価を定めていなかったため、令和4年分の「最高路線価」欄の本書き及び「最高路線価の対前年変動率」欄は「－」となっています。）。
- なお、上段の括弧書は、変更前の所在地における令和4年分の路線価です。
- 3 福岡市は最高路線価の所在地を変更しました。
- なお、上段の括弧書は、変更前の所在地における令和4年分の路線価です。
- また、令和4年分の対前年変動率は、変更後の所在地における変動率です。

37. 相続税及び贈与

区 分	相 続 税																		
納 税 義 務 者	相続又は遺贈により財産を取得した者																		
課 税 価 格	相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額																		
基 礎 控 除 等	3,000万円＋（600万円×法定相続人の数） （注）法定相続人の数に含まれる養子の数は、原則として実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人までとする。																		
税 額 の 計 算 等	（1）基礎控除の金額を超える部分の遺産額（債務控除の適用がある場合には、その控除後の価額）を法定相続人が民法の法定相続分の割合に従って相続したものとした場合の各取得分の価額につき超過累進税率（下表）を適用して計算した金額を合計して相続税の総額を求める。 <table><thead><tr><th></th><th>税率</th></tr></thead><tbody><tr><td>1,000万円以下の金額</td><td>10%</td></tr><tr><td>3,000万円</td><td>〃 15%</td></tr><tr><td>5,000万円</td><td>〃 20%</td></tr><tr><td>1億円</td><td>〃 30%</td></tr><tr><td>2億円</td><td>〃 40%</td></tr><tr><td>3億円</td><td>〃 45%</td></tr><tr><td>6億円</td><td>〃 50%</td></tr><tr><td>6億円超の金額</td><td>55%</td></tr></tbody></table> （2）上記の相続税の総額を、各相続人及び受遺者の課税価格によりあん分した額をもって、それぞれの者の納付すべき相続税額とする。		税率	1,000万円以下の金額	10%	3,000万円	〃 15%	5,000万円	〃 20%	1億円	〃 30%	2億円	〃 40%	3億円	〃 45%	6億円	〃 50%	6億円超の金額	55%
	税率																		
1,000万円以下の金額	10%																		
3,000万円	〃 15%																		
5,000万円	〃 20%																		
1億円	〃 30%																		
2億円	〃 40%																		
3億円	〃 45%																		
6億円	〃 50%																		
6億円超の金額	55%																		
控 除 等	（1）非課税 死亡保険金 500万円×法定相続人の数 死亡退職金 500万円× 〃 （注）死亡保険金及び死亡退職金の「法定相続人の数」には、基礎控除と同様、原則として養子は1人又は2人まで算入する。 （2）債務控除 被相続人の債務（公租公課を含む。）及び葬式費用を課税価格から控除 （3）税額控除 ① 相続税の対象となる遺産額に含まれる贈与財産につき課せられた贈与税額を控除 ② 被相続人の配偶者については、当該配偶者の法定相続分相当額（その額が1億6,000万円未満である場合には1億6,000万円）に対応する税額を控除 ③ 未成年者については、18歳に達するまでの年数各1年につき10万円を控除 ④ 障害者については、85歳に達するまでの年数各1年につき10万円（特別障害者については20万円）を控除 ⑤ 相続の開始前10年以内に被相続人に相続税が課税されていた場合には、原則として、前回の相続税額の10%に、「10年—前回から今回の相続までの経過年数」を乗じた額を控除 ⑥ 外国所在財産につきその国で課せられた相続税相当額を控除 （4）税額加算 相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人の配偶者及び一親等の血族以外の者（孫養子（代襲相続人を除く。）を含む。）であるときは、その者の相続税額に20%を加算する。																		

税 の 制 度 の 概 要

贈 与 税																																					
暦 年 課 税	相 続 時 精 算 課 税																																				
贈与により財産を取得した者	特定贈与者（60歳以上の者）から贈与により財産を取得した18歳以上の子や孫で相続時精算課税を選択した者																																				
その年中に贈与により取得した財産（相続時精算課税に係るものを除く。）の価額の合計額	その年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額																																				
基礎控除：110万円（本則：60万円）	基礎控除：110万円（本則：60万円） 特別控除：2,500万円 （限度額まで複数回にわたって使用可）																																				
配偶者控除，基礎控除後の課税価格に超過累進税率（下表）を適用して贈与税額を求める。 (1) 本則 <table><tr><td></td><td>税率</td><td>(2) 特例(直系尊属から18歳以上の者への贈与)</td><td>税率</td></tr><tr><td>200万円以下の金額</td><td>10%</td><td>200万円以下の金額</td><td>10%</td></tr><tr><td>300万円</td><td>〃</td><td>400万円</td><td>〃</td></tr><tr><td>400万円</td><td>〃</td><td>600万円</td><td>〃</td></tr><tr><td>600万円</td><td>〃</td><td>1,000万円</td><td>〃</td></tr><tr><td>1,000万円</td><td>〃</td><td>1,500万円</td><td>〃</td></tr><tr><td>1,500万円</td><td>〃</td><td>3,000万円</td><td>〃</td></tr><tr><td>3,000万円</td><td>〃</td><td>4,500万円</td><td>〃</td></tr><tr><td>3,000万円超の金額</td><td>55%</td><td>4,500万円超の金額</td><td>55%</td></tr></table>		税率	(2) 特例(直系尊属から18歳以上の者への贈与)	税率	200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%	300万円	〃	400万円	〃	400万円	〃	600万円	〃	600万円	〃	1,000万円	〃	1,000万円	〃	1,500万円	〃	1,500万円	〃	3,000万円	〃	3,000万円	〃	4,500万円	〃	3,000万円超の金額	55%	4,500万円超の金額	55%	基礎控除，特別控除後の課税価格に20%の一律（比例）税率（贈与時） ・ 特定贈与者からの贈与財産について，他の贈与財産と区別して贈与税を課税 ・ 申告を前提に特別控除を超える部分について課税 （相続時） ・ 相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除相当額を控除した残額を相続税の課税価格に加算して相続税額を計算 ・ 相続税額（計算方法は「相続税」欄を参照）から既に納めた贈与税相当額を控除（控除しきれない贈与税相当額は還付） （注）相続税の課税価格に加算する贈与財産の価額は，贈与時の時価
	税率	(2) 特例(直系尊属から18歳以上の者への贈与)	税率																																		
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%																																		
300万円	〃	400万円	〃																																		
400万円	〃	600万円	〃																																		
600万円	〃	1,000万円	〃																																		
1,000万円	〃	1,500万円	〃																																		
1,500万円	〃	3,000万円	〃																																		
3,000万円	〃	4,500万円	〃																																		
3,000万円超の金額	55%	4,500万円超の金額	55%																																		
(1) 特定障害者に対する贈与税の非課税 個人と信託銀行の間で，以下の障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき金銭等が信託されたことによって，当該特定障害者が信託受益権を有することとなる場合には，その信託受益権のうち以下の金額までは非課税 ・ 特別障害者：6,000万円 ・ 精神障害者保健福祉手帳2・3級の者等：3,000万円	(1) 同 左																																				
(2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 18歳以上の者がその直系尊属である者から住宅取得等のための金銭の贈与を受ける場合には，500万円（良質な住宅の場合1,000万円）まで非課税（所得制限2,000万円） （注）適用期限は令和8年12月31日まで	(2) 同 左																																				
(3) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税 直系尊属が子や孫の教育資金として金銭等を拠出し，金融機関に信託等をした場合には，子や孫ごとに1,500万円まで（学校等以外の者に支払われる金銭は500万円まで）非課税（所得制限1,000万円） （注）適用期限は令和8年3月31日まで	(3) 同 左																																				
(4) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税 直系尊属が子や孫の結婚・子育て資金として金銭等を拠出し，金融機関に信託等をした場合には，子や孫ごとに1,000万円まで（結婚に際して支払われる金銭は300万円まで）非課税（所得制限1,000万円） （注）適用期限は令和7年3月31日まで	(4) 同 左																																				
(5) 贈与税の配偶者控除 婚姻期間20年以上の夫婦間において居住用不動産等の贈与があった場合は，基礎控除とは別に2,000万円を控除																																					

37. 相続税及び贈与

区 分	相 続 税												
そ の 他	(1) 小規模宅地等の計算の特例 <table><tr><td></td><td>減額割合</td><td>限度面積</td></tr><tr><td>① 特定事業用等宅地等</td><td>80%</td><td>400㎡</td></tr><tr><td>② 特定居住用宅地等</td><td>80%</td><td>330㎡</td></tr><tr><td>③ 貸付事業用宅地等</td><td>50%</td><td>200㎡</td></tr></table> (不動産貸付、駐車場の用) (注) 特定事業用等宅地等とは、特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等をいう。 特定事業用等宅地等と特定居住用宅地等は、完全併用できる。 (2) 個人事業者の事業用資産についての相続税の納税猶予制度 特例事業相続人等の相続税額のうち事業用資産（土地（400㎡まで）、建物（床面積800㎡まで）、一定の減価償却資産）の課税価格の100%に対応する相続税の納税を猶予 (注) 令和10年12月31日までの相続に適用 本制度と特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の課税価格の計算の特例は選択適用 (3) 非上場株式等についての相続税の納税猶予制度 経営承継相続人等の相続税額のうち非上場株式等の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予 ※ 事業承継税制の特例制度の適用を受ける場合については、特例経営承継相続人等の相続税額のうち非上場株式等の課税価格の100%に対応する相続税について納税を猶予 (注) 令和9年12月31日までの相続に適用 (4) 農地等についての相続税の納税猶予制度 農業相続人の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税を猶予 (5) 山林についての相続税の納税猶予制度 林業経営相続人の相続税額のうち森林経営計画に従って施業・路網整備を行う山林の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予 (6) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予制度 経過措置医療法人の持分を取得した相続人等が、相続税の申告期限までに認定医療法人の認定を受けた場合には、その相続税額のうち当該持分の課税価格に対応する相続税の納税を猶予 (注) 令和8年12月31日までに受ける認定に適用 (7) 特定の美術品についての相続税の納税猶予制度 寄託相続人の相続税額のうち特定美術品の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予 (8) 特定計画山林の課税価格の計算の特例 森林経営計画に基づき施業が行われている山林の課税価格を5%減額		減額割合	限度面積	① 特定事業用等宅地等	80%	400㎡	② 特定居住用宅地等	80%	330㎡	③ 貸付事業用宅地等	50%	200㎡
	減額割合	限度面積											
① 特定事業用等宅地等	80%	400㎡											
② 特定居住用宅地等	80%	330㎡											
③ 貸付事業用宅地等	50%	200㎡											

税 制 の 概 要 (続)

贈 与 税	
暦 年 課 税	相 続 時 精 算 課 税
(1) 農地等についての贈与税の納税猶予制度 農業を営む個人が、推定相続人のうち1人に農地等の全部を贈与した場合には、贈与税の全額を納税猶予 (2) 個人事業者の事業用資産についての贈与税の納税猶予制度 個人事業者が、受贈者に一定の事業用資産を贈与した場合には、贈与税の全額を納税猶予 (注) 令和10年12月31日までの贈与に適用 (3) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度 経営者の保有株式等の全部（贈与した結果、後継者の保有割合が発行済議決権株式等の2/3超となる場合は、当該2/3に達するまでの贈与が要件）の贈与をした場合には、贈与税の全額を納税猶予 ※ 事業承継税制の特例制度の適用を受ける場合は、特例経営承継受贈者の贈与税額のうち非上場株式等の課税価格の100%に対応する贈与税について納税を猶予 (注) 令和9年12月31日までの贈与に適用 (4) 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予制度 認定医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加し経済的利益に相当する額の贈与を受けたものとみなされる場合には、贈与税の全額を納税猶予 (注) 令和8年12月31日までに受ける認定に適用	《適用手続》 ○ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書を提出 ○ 最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用が継続 ○ 受贈者である兄弟姉妹が別々に、特定贈与者である父・母ごとに、選択可能 《適用対象》 ○ 贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数に制限はない。 ○ 左記の相続税「その他」(8)の特例は、贈与財産を相続時に合算する際にも適用可能 ○ 相続時精算課税適用者の特例 個人版事業承継税制及び事業承継税制の特例制度の適用を受ける場合には、贈与者の子や孫以外の者（18歳以上の者）であっても、相続時精算課税制度を選択可能 ○ 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例 住宅の取得又は増改築に充てる資金を贈与により取得した場合には、贈与者の年齢に関わらず、相続時精算課税制度を選択可能 (注) 適用期限は令和8年12月31日まで

38. 消 費 税 の 課 税 状 況 等（令和４年度分）

区 分		個 人 事 業 者		法 人		合 計	
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
		件	百万円	件	百万円	件	百万円
現 年 分	一 般 申 告 及 び 処 理	417,439	327,390	1,352,886	19,063,280	1,770,325	19,390,670
	簡 易 申 告 及 び 処 理	595,375	308,545	497,513	396,908	1,092,888	705,453
	納 税 申 告 計	1,012,814	635,935	1,850,399	19,460,188	2,863,213	20,096,124
	還 付 申 告 及 び 処 理	61,345	47,973	187,891	7,045,760	249,236	7,093,733
既 往 年 分	申告及び処理による増 差税額のあるもの	76,247	28,181	83,165	127,904	159,412	156,085
	申告及び処理による減 差税額のあるもの	16,940	4,603	17,240	46,955	34,180	51,558
加 算 税		79,180	5,284	74,008	18,071	153,188	23,355

（備考）1. 「国税庁統計年報」による。
2. 「現年分」は、令和４年４月１日から令和５年３月31日までに終了した課税期間に係る消費税の申告及び処理（更正、決定等）による課税事績（令和５年６月30日までのもの。国・地方公共団体等については令和５年９月30日までのもの。）に基づいて作成した。
「既往年分」は、令和４年３月31日以前に終了した課税期間に係る消費税の申告及び処理（更正、決定等）による課税事績（令和４年７月１日から令和５年６月30日までのもの。国・地方公共団体等については令和４年10月１日から令和５年６月30日までのもの。）に基づいて作成した。
3. 税関分は含まない。

（付表）課税事業者等届出件数

課税事業者届出書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合 計
件	件	件	件
3,302,460	147,515	12,173	3,462,148

（備考）1. 「国税庁統計年報」による。
2. 令和４年度末（令和５年３月31日現在）の届出件数を示している。
3. 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

39. 酒 税 の 課 税 状 況 (令和4年度)

区 分		課 税 数 量	税 額	製 成 数 量	販売(消費)数 量	製 造 場 数	販 売 場 数
清 合 連 単 み び 果 甘 ウ プ 発 原 ス リ そ 粉 雜	酒 酎	千kl	億円	千kl	千kl	場	場
	焼 酎	407	426	328	403	1,536	—
	焼 酎	20	19	20	19	2	—
	焼 酎	280	662	294	315	29	—
	焼 酎	392	936	368	386	355	—
	焼 酎	94	19	86	93	31	—
	焼 酎	2,165	4,317	2,235	2,096	383	—
	焼 酎	116	101	95	352	512	—
	焼 酎	5	6	6	9	10	—
	焼 酎	154	518	146	185	54	—
	焼 酎	3	13	4	4	5	—
	焼 酎	584	786	396	567	353	—
	焼 酎	0	1	833	796	10	—
	焼 酎	979	812			85	—
	焼 酎	2,249	2,290	2,261	2,312	241	—
合 計	焼 酎	251	271	250	288	276	—
	焼 酎	1	0	1	3	2	—
	焼 酎					7	—
	焼 酎	7,702	11,177	7,324	7,828	3,891	186,763

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 「課税数量」とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
3. 「製成数量」とは、酒類の生産数量をいう。
4. 「販売(消費)数量」とは、酒類小売業者の販売数量(輸入酒類を含む。)のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
5. 「製造場数」及び「販売場数」は、令和5年3月31日現在である。
6. 税関分を含まない。
7. 「販売(消費)数量」欄は沖縄県分を含まない。
8. 課税数量及び税額は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、令和5年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。
製成数量及び販売(消費)数量は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間を対象にしている。

40. 主 要 酒 類 の 酒 税 等 負 担 率 表

(令和5年12月現在)

区 分		容 量	アルコール分	(A) 代表的なものの 小売価格(税込)	(B) 酒 税 額	(C) 消費税額	(D) 酒税等負担率 (B+C)/(A)
品 目	ビ ー ル	ml	%	円	円	円	%
		633	5.0	362	114.57	32.91	40.7
		350	5.0	224	63.35	20.36	37.4
		350	5.5	190	46.99	17.27	33.8
		350	5.0	184	46.99	16.73	34.6
		1,800	15.0	2,200	180.00	200	17.3
		720	11.0	728	72.00	66.18	19.0
		1,800	25.0	1,585	450.00	144.09	37.5
		1,800	25.0	2,070	450.00	188.18	30.8
		700	43.0	2,101	301.00	191.00	23.4

(備考) 1. 国税庁「酒のしおり」による。
2. 清酒、果実酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。
また、ビール、発泡酒はオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。
なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。
3. 発泡酒(発泡酒②)とは、酒税法第3条第18号ロに規定する発泡酒の内、平成29年改正法附則第36条第5項第2号に該当するものをいう。
4. 消費税率は10%で計算している。

(付表) 酒税等の負担率の推移

(単位 %)

品目	年度																		
	昭55	平元	2	4	6	7	9	10	12	18	20	25	26	28	令和元	2	3	4	5
ビール (大びん：633ml)	42.5	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5	46.5	46.2	45.1	45.1	46.6	46.6	47.3	45.1	47.5	44.3	40.7
清酒 (1.8ℓ)	24.1	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9	17.9	16.2	16.2	15.8	18.1	18.1	19.6	18.8	18.8	18.2	17.3
連続式蒸留焼酎 (25度，1.8ℓ)	10.9	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8	35.8	36.0	36.0	36.0	37.8	37.8	38.9	38.9	38.9	37.8	37.5
単式蒸留焼酎 (25度，1.8ℓ)	7.2	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	23.9	27.9	32.0	32.1	29.9	29.9	31.8	31.8	33.1	33.1	33.1	31.5	30.8
ウイスキー (43度，700ml)	47.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8	22.8	22.5	21.8	21.8	24.0	22.2	23.6	23.6	23.6	23.6	23.4

(備考) 1. 国税庁「酒のしおり」による。
2. 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。
3. ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。
4. ウイスキーについては、平成7年度から平成20年度まではアルコール分「40度」で酒税等の負担率を計算している。

41. 主 要 間 接 税 の 課 税 状 況

(1) 酒 税 (2) 印 紙 税

区 分	課 税 数 量	税 額
	千kl	億円
平成30年度………	8,190	12,072
令和元………	8,153	11,805
2 ……	7,703	10,681
3 ……	7,561	10,721
4 ……	7,702	11,177
清 酒	407	426
合 成 清 酒	20	19
連 続 式 蒸 留 焼 酎	280	662
単 式 蒸 留 焼 酎	392	936
み り ん	94	19
ビ ー ル	2,165	4,317
果 実 酒	116	101
甘 味 果 実 酒	5	6
ウ イ ス キ ー	154	518
ブ ラ ン デ ー	3	13
原 料 用 アル コ ー ル	0	1
発 泡 酒	584	786
そ の 他 の 醸 造 酒	251	271
ス ピ リ ッ ツ	979	812
リ キ ュ ー ル	2,249	2,290
粉 末 酒	1	0
雑 酒		
合 計	7,702	11,177

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 税関分を含まない。

区 分	税 印 押なつ	書 式 表 示	その他	合 計	納税人員
	億円	億円	億円	億円	千人
平成30年度…	0	537	1,025	1,562	172
令和元………	0	520	988	1,509	171
2 ……	0	540	832	1,372	163
3 ……	0	515	794	1,309	161
4 ……	0	554	700	1,254	160

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 現金納付分のみである。

(3) 揮 発 油 税 等

区 分	揮 発 油 税 及 び 地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税	
	数 量	税 額	重 量	税 額
	千kl	億円	千t	億円
平成30年度…	47,043	25,262	877	154
令和元………	46,029	24,613	793	139
2 ……	41,520	22,294	550	96
3 ……	41,697	22,389	540	95
4 ……	41,864	22,478	539	94

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 税関分を含まない。

42. 主 要 間 接 税 の 関 係 場 数 の 累 年 比 較

(単位 場)

区 分	酒 類 製 造 場 数	酒 類 販 売 場 数	揮 発 油 税 関 係 場 数	石 油 ガ ス 税 関 係 場 数
平成25年度……	3,089	192,596	5,771	2,761
26 ……	3,096	192,255	5,720	2,765
27 ……	3,150	191,296	5,624	2,739
28 ……	3,184	191,053	5,362	2,707
29 ……	3,333	189,490	5,277	2,630
30 ……	3,394	187,475	5,187	2,621
令和元………	3,452	184,717	5,193	2,593
2 ……	3,574	184,820	5,138	2,524
3 ……	3,715	186,443	5,190	2,473
4 ……	3,891	186,763	5,164	2,411

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 調査時点は翌年3月31日現在である。

43. 主 要 間 接 税 制 度 の 概 要

	消 費 税
1. 課 税 対 象	(1) 国内において事業者が行う資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く）及び特定仕入れ (2) 輸入貨物（保税地域から引き取られる外国貨物）
2. 納 税 義 務 者	(1) 国内取引……国内において課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く）及び特定課税仕入れを行う事業者 ただし、基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高（税抜き）が1,000万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除く）は、納税義務が免除される。 (注1) 特定期間（前年又は前事業年度の上半期）の課税売上高（又は国外事業者以外の場合には給与支払額）が1,000万円超の事業者については、納税義務を免除しない。 (注2) 基準期間のない法人のうち資本金又は出資金が1,000万円以上の法人及び外国法人のうち国内における事業開始時の資本金又は出資金が1,000万円以上の法人については、納税義務を免除しない。 (注3) 基準期間のない法人のうち課税売上高5億円超又は国外分を含めた総収入金額が50億円超の事業者等により設立された法人については、納税義務を免除しない。 (2) 輸入取引……輸入者
3. 課 税 標 準	(1) 課税資産の譲渡等の対価の額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額 (2) 引取価額（CIF価格＋他の個別消費税＋関税）
4. 税 率	7.8%（※） (注) 地方消費税（税率は消費税額の78分の22＝消費税率2.2%相当）と合わせた税率は10%となる。 (※) 軽減税率の適用対象となる次の課税資産の譲渡等は6.24% (1) 酒類・外食を除く飲食品の譲渡 (2) 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡 (注) 地方消費税（税率は消費税額の78分の22＝消費税率1.76%相当）と合わせた税率は8%となる。
5. 輸 出 免 税	輸出取引等（貨物の輸出、国際輸送・通信等）は免税
6. 非 課 税	国内における次の資産の譲渡等は非課税 [消費に負担を求める税としての性格上課税対象とならないもの等] (1) 土地の譲渡及び貸付け (2) 有価証券、支払手段等の譲渡 (3) 貸付金等の利子、保険料等 (4) 郵便切手類、印紙等の譲渡 (5) 行政手数料等、外国為替取引 [社会政策的配慮に基づくもの] (6) 医療保険各法等の医療 (7) 介護保険法に規定する一定のサービス及び社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等 (8) 助産に係る資産の譲渡等 (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供 (10) 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等 (11) 学校教育法第1条に規定する学校等の授業料、入学金、施設設備費、入学検定料、学籍証明等手数料 (12) 教科用図書の譲渡 (13) 住宅の貸付け
7. 税 額 計 算	(1) 売上げに係る消費税額 (課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き）＋特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額）×税率 (注) 当分の間、課税売上割合が95%以上である課税期間については、特定課税仕入れはなかったものとする（仕入れに係る消費税額も同様）。 (※) 売上げに係る消費税額の計算においては、次のいずれかの方法を選択可能。 ① 税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれの税率を乗じて計算する方法（割戻し計算） ② 適格請求書に記載した消費税額等を積み上げて計算する方法（積上げ計算） (2) 仕入れに係る消費税額 課税仕入れに係る支払対価の額の合計額（税込み）×7.8/110（軽減税率の適用対象に係るものである場合6.24/108）＋特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額×7.8/110 (※) 仕入れに係る消費税額の計算においては、次のいずれかの方法を選択可能。 ① 適格請求書に記載された消費税額等を積み上げて計算する方法（積上げ計算） ② 支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計した金額にそれぞれの税率を乗じて計算する方法（割戻し計算） (注1) 上記②は、売上げに係る消費税額の計算において、積上げ計算を選択した事業者については選択不可。 (注2) 免税事業者等から行った課税仕入れについては、仕入税額控除をすることができない。ただし、当該課税仕入れに係る消費税相当額に、令和5年10月1日から3年間は80%、令和8年10月1日から3年間は50%をそれぞれ乗じて算出した額の控除を認める。

43. 主 要 間 接 税

	消	費	税												
	(3) 仕入税額控除 イ 原則（本則計算） ① 課税売上割合が95%以上かつその課税期間における課税売上高が5億円以下の場合には、仕入に係る消費税額を全額控除する。 ② 課税売上割合が95%未満又はその課税期間における課税売上高が5億円超の場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した金額を仕入に係る消費税額として控除する。 (注) 仕入税額控除の適用要件として、軽減税率の対象品目である旨を含む一定の事項が記載された帳簿及び適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が義務付けられている（適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」））。 ロ 特例 ① 簡易課税制度 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者（課税期間の初日に恒久的施設を有しない国外事業者を除く）は、選択により、売上げに係る消費税額に以下のみなし仕入率を乗じた金額と特定課税仕入に係る消費税額の合計額を仕入に係る消費税額とすることができる。 <table><tr><th>第1種事業 (卸売業)</th><th>第2種事業 (小売業等)</th><th>第3種事業 (製造業等)</th><th>第4種事業 (その他の事業)</th><th>第5種事業 (サービス業等)</th><th>第6種事業 (不動産業)</th></tr><tr><td>90%</td><td>80%</td><td>70%</td><td>60%</td><td>50%</td><td>40%</td></tr></table> (注1) 簡易課税制度適用者については、当分の間、特定課税仕入はなかったものとする経過措置が設けられている。 (注2) 農林水産業（第3種事業）のうち軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業については第2種事業となる。 ② 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例） 免税事業者が適格請求書等発行事業者となる場合（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む）、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、仕入税額控除の金額を特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額の80%に相当する金額）とすることができる。			第1種事業 (卸売業)	第2種事業 (小売業等)	第3種事業 (製造業等)	第4種事業 (その他の事業)	第5種事業 (サービス業等)	第6種事業 (不動産業)	90%	80%	70%	60%	50%	40%
第1種事業 (卸売業)	第2種事業 (小売業等)	第3種事業 (製造業等)	第4種事業 (その他の事業)	第5種事業 (サービス業等)	第6種事業 (不動産業)										
90%	80%	70%	60%	50%	40%										
8. 申告・納付	(1) 国内取引 ① 課税期間……………個人事業者は暦年，法人は事業年度 ただし、事業者の選択により、3ヶ月又は1ヶ月に短縮することも可能。 ② 確定申告・納付……課税期間終了後2ヶ月以内に確定申告・納付 (注1) 個人事業者の確定申告・納付期限は翌年3月末である。（租特法） (注2) 法人税の申告期限の延長の特例を受ける法人は、消費税の申告期限を1ヶ月延長することができる。 ※ 延長された期間の消費税の納付については、利子税を合わせて納付する。 ③ 中間申告・納付……直前の課税期間の確定消費税額に応じ、年11回、年3回又は年1回の中間申告・納付を行う。 (注) 届出により課税期間を年4回又は12回に変更することができる。 <table><tr><th>直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)</th><th>中 間 申 告 ・ 納 付</th></tr><tr><td>4,800万円超</td><td>年11回（毎月）の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日（課税期間開始の日以後最初の1ヶ月の期間については、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日）から2ヶ月以内に、1ヶ月分相当額を中間申告・納付</td></tr><tr><td>400万円超 4,800万円以下</td><td>年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2ヶ月以内に、3ヶ月分相当額を中間申告・納付</td></tr><tr><td>48万円超 400万円以下</td><td>年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2ヶ月以内に、6ヶ月分相当額を中間申告・納付</td></tr><tr><td>48万円以下</td><td>中間申告・納付は不要（任意の中間申告・納付（年1回）が可能）</td></tr></table> (注) 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付が義務付けられている。 (2) 輸入取引 保税地域からの引取りの際に申告・納付（3ヶ月以内の納期限の延長あり） 関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付（2ヶ月以内の納期限の延長あり）			直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)	中 間 申 告 ・ 納 付	4,800万円超	年11回（毎月）の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日（課税期間開始の日以後最初の1ヶ月の期間については、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日）から2ヶ月以内に、1ヶ月分相当額を中間申告・納付	400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2ヶ月以内に、3ヶ月分相当額を中間申告・納付	48万円超 400万円以下	年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2ヶ月以内に、6ヶ月分相当額を中間申告・納付	48万円以下	中間申告・納付は不要（任意の中間申告・納付（年1回）が可能）		
直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)	中 間 申 告 ・ 納 付														
4,800万円超	年11回（毎月）の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日（課税期間開始の日以後最初の1ヶ月の期間については、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日）から2ヶ月以内に、1ヶ月分相当額を中間申告・納付														
400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2ヶ月以内に、3ヶ月分相当額を中間申告・納付														
48万円超 400万円以下	年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2ヶ月以内に、6ヶ月分相当額を中間申告・納付														
48万円以下	中間申告・納付は不要（任意の中間申告・納付（年1回）が可能）														

制 度 の 概 要 (続)

	消 費 税
9. そ の 他	(1) 消費税の用途 消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする事とされている。 (2) 国、地方公共団体等に対する特例 国、地方公共団体、公共法人等については、申告・納付、仕入税額控除等につき、特例措置が設けられている。 (3) 総額表示の義務付け 課税事業者は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合において、あらかじめその資産又は役務の価格を表示するときは、その資産又は役務に係る消費税相当額（地方消費税相当額を含む）を含めた価格を表示しなければならない。

43. 主 要 間 接 税

区 分	た ば こ 税	た ば こ 特 別 税
課 税 物 件	製造たばこ	同左
納税義務者	製造者又は引取者	同左
免 税 措 置	輸出用	同左
主 な 税 率	喫煙用の製造たばこ 紙巻たばこ 葉巻たばこ パイプたばこ 刻みたばこ 加熱式たばこ かみ用の製造たばこ かぎ用の製造たばこ (注1) 課税標準は紙巻たばこの本数とし、葉巻たばこ及びパイプたばこは1gを1本に、刻みたばこ・かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する(※)。 (注2) 加熱式たばこの課税標準は、①②の合計本数。 ① その重量(フィルター等を除く)0.4gを紙巻たばこ0.5本に換算した本数。 ② 紙巻たばこ1本当たりの想定小売価格で加熱式たばこの小売定価(消費税抜き)を紙巻たばこ0.5本に換算した本数。	1,000本につき6,802円 1,000本につき820円
納 税 方 法	製造場から移出される製造たばこについては、翌月末日までに申告・納付する。 輸入製造たばこについては、保税地域から引き取る時までに申告・納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付する。	たばこ税の申告にあわせて申告・納付する。
備 考	製造たばこには、上記のたばこ税及びたばこ特別税のほか、紙巻たばこ1,000本につき7,622円の地方のたばこ税が課される。 (※) 軽量な葉巻たばこ(1本1g未満)は、その本数に応じて上記の税率を適用する(本数課税)。	

制 度 の 概 要 (続)

酒 (現 行)	同 左 (令和8年10月1日以後)
酒類	同左
製造者又は引取者	同左
輸出用・輸出酒類販売場用	同左
1 kℓにつき	1 kℓにつき
(1) 発泡性酒類 181,000円	(1) 発泡性酒類 155,000円
〔 ・ 発泡酒 155,000円 (麦芽比率25%以上50%未満でアルコール分10度未満) ・ 発泡酒 134,250円 (麦芽比率25%未満でアルコール分10度未満) (いわゆる「新ジャンル」) ・ その他の発泡性酒類 (いわゆる「チューハイ」等) 80,000円 〕	〔 ・ その他の発泡性酒類 100,000円 (いわゆる「チューハイ」等) 〕
(2) 醸造酒類 100,000円	(2) 醸造酒類 同左
(3) 蒸留酒類 (21度未満) 200,000円 (1度当たりの加算額10,000円)	(3) 蒸留酒類 同左
〔 ・ ウイスキー、ブランデー及びスピリッツ (38度未満) 370,000円 (1度当たりの加算額10,000円) 〕	
(4) 混成酒類 (21度未満) 200,000円 (1度当たりの加算額10,000円)	(4) 混成酒類 同左
〔 ・ リキュール及び甘味果実酒 (13度未満) 120,000円 (1度当たりの加算額10,000円) ・ 合成清酒 100,000円 ・ みりん及び雑酒 (みりん類似) 20,000円 ・ 粉末酒 390,000円 〕	
	【下線は見直し後の税率】

製造場から移出される酒類については、翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。
輸入酒類については、保税地域から引き取る時までに申告・納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付する。

酒類等を製造しようとする場合又は酒類の販売業をしようとする場合は、所轄税務署長の免許を必要とする。
酒税の税率については、令和2年10月1日から段階的に税率構造の見直しを行うこととされている。
・ ビール系飲料 (ビール・発泡酒・新ジャンル)：令和8年10月1日に1 kℓにつき155,000円に一本化する (3段階で実施)。
なお、令和5年10月1日に次の酒類を発泡酒の定義に追加。
①ホップ又は一定の苦味料を原料の一部とした酒類
②香味、色沢その他の性状がビールに類似する酒類
これにより、いわゆる「新ジャンル」(リキュール又はその他の醸造酒)は、新たに発泡酒に位置付けられる。
・ その他の発泡性酒類 (チューハイ等)：令和8年10月1日に1 kℓにつき100,000円に引き上げる。
・ 醸造酒類：令和5年10月1日に1 kℓにつき100,000円に一本化する (2段階で実施)。
・ 混成酒類 (21度未満)：令和2年10月1日に1 kℓにつき200,000円 (1度当たりの加算額10,000円) に引き下げる。

43. 主 要 間 接 税

区 分	揮発油税・地方揮発油税	石 油 ガ ス 税	航 空 機 燃 料 税	石 油 石 炭 税
課 税 物 件	揮発油	自動車用石油ガス	航空機燃料	原油及び輸入石油製品、ガス 状炭化水素並びに石炭
納税義務者	製造者又は引取者	充てんする者又は引取者	航空機の所有者等	採取者又は引取者
免 税 措 置	(1) 輸出用 (2) 灯油 (3) 航空機燃料用 (4) 石油化学製品の製造 用 (5) ゴム溶剤用等 (6) 外国公館等用	(1) 輸出用 (2) 原料用 (3) 熱源用	国、地方公共団体及び 国際線（ただし、国内輸 送を行う場合を除く。）	輸入石油製品等のうち (1) 石油化学用ナフサ等 (2) 農林漁業用A重油 (3) アンモニア等製造用L P G (4) 鉄鋼、コークス及びセメ ント製造用石炭 (5) 沖縄発電用石炭及びL N G (6) 苛性ソーダ製造業・イオ ン交換膜法による塩製造業 用の自家発電用石炭（地球 温暖化対策のための税率の 特例により上乗せされる部 分（以下「特例部分」）を 軽減）
主 な 税 率	1 kℓにつき 揮発油税 48,600円 地方揮発油税 5,200円 （当分の間の特例税率） ※令和16年4月1日～ 1 kℓにつき 揮発油税 48,300円 地方揮発油税 5,500円 （当分の間の特例税率）	1 kgにつき 17円50銭 （1 ℓにつき 9円80銭）	次の期間に応じ、それぞ れ次の税率 ・一般国内航空機の航空 機燃料1 kℓにつき 令和4年4月1日～ 令和7年3月31日 13,000円 令和7年4月1日～ 令和9年3月31日 15,000円 令和9年4月1日～ 令和10年3月31日 18,000円 ・沖縄路線航空機の航空 機燃料1 kℓにつき 令和4年4月1日～ 令和7年3月31日 6,500円 令和7年4月1日～ 令和9年3月31日 7,500円 令和9年4月1日～ 令和10年3月31日 9,000円 ・特定離島路線航空機の 航空機燃料1 kℓにつき 令和4年4月1日～ 令和7年3月31日 9,750円 令和7年4月1日～ 令和9年3月31日 11,250円 令和9年4月1日～ 令和10年3月31日 13,500円	〔地球温暖化対策のための税 率の特例〕 (1) 原油、輸入石油製品 1 kℓにつき 2,800円（2,040円） (2) 天然ガス、石油ガス等 1 tにつき 1,860円（1,080円） (3) 石炭 1 tにつき 1,370円（700円） ※かっこ書きは本則税率であ る。

制 度 の 概 要 (続)

区 分	揮発油税・地方揮発油税	石 油 ガ ス 税	航 空 機 燃 料 税	石 油 石 炭 税
納 税 方 法	製造場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、納付する。 輸入揮発油については、保税地域から引き取る時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。	石油ガスの充てん場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。 輸入石油ガスについては、保税地域から引き取る時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。	翌月末日までに申告し、納付する。	採取場から移出される原油、ガス状炭化水素及び石炭については、翌月末日までに申告し、納付する。 輸入原油及び輸入石油製品、輸入ガス状炭化水素並びに輸入石炭については、保税地域から引き取る時（国税庁長官の承認を受けた場合には、翌月末日）までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。
備 考	バイオエタノール等揮発油に対し、課税標準の特例措置が講じられている。			国産石油化学用ナフサ等、国産農林漁業用A重油、国産アスファルト等及び非製品ガスについて、本則税率と特例部分についての還付措置が講じられている。 内航運送用船舶等用の軽油又は重油、鉄道用の軽油、国内定期航空運送事業用の航空機燃料、農林漁業用の軽油及び苛性ソーダの製造に使用する電気の発電の用に供する重油、天然ガス又は石炭について、特例部分についての還付措置が講じられている。

44. 自 動 車 関 係 諸 税 の 概 要

税 目	課税主体	課税物件	税 率	税 収 の 使 途
揮 発 油 税	国	揮発油	48,600円/kl (当分の間の特例税率)	国の一般財源である。
地方揮発油税	国	揮発油	5,200円/kl (当分の間の特例税率)	都道府県、指定市及び市町村(特別区含む)の一般財源として全額譲与されている。
石油ガス税	国	自動車用石油ガス	17円50銭/kg (9円80銭/ℓ)	1/2は国の一般財源であり、1/2は都道府県及び指定市の一般財源として譲与されている。
軽油引取税	都道府県	軽油	32,100円/kl (当分の間の特例税率)	都道府県及び指定市の一般財源である。
自 動 車 税	都道府県	乗用車、トラック、バス等(軽自動車等を除く。)	・種別割 (自家用) (営業用) (例)・乗用車 (2,000ccクラス) 36,000円(39,500円)(年) 9,500円(年) ・トラック(4～5トン積) 25,500円(年) 18,500円(年) ・バス〔一般乗合用(30～40人乗) 14,500円(年) 〔その他(40～50人乗) 41,000円(年) 32,000円(年) ※乗用車(自家用)の()内は、令和元年9月以前に初回新規登録を受けている車両について適用。 ・環境性能割 ・自家用 取得価額の3% ・営業用 取得価額の2%	都道府県の一般財源である。 ※但し、環境性能割については、一部を市町村(特別区含む)へ交付
軽自動車税	市町村	軽自動車、小型二輪車、原付自転車等	・種別割 (例)・軽乗用車 { 自家用10,800円 (7,200円)(年) 営業用 6,900円 (5,500円)(年) ・軽トラック { 自家用 5,000円 (4,000円)(年) 営業用 3,800円 (3,000円)(年) ・小型二輪車 6,000円(年) ※ () 内は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けている車両について適用。 ・環境性能割 取得価額の2%	市町村(特別区含む)の一般財源である。 ※但し、環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行う。
自動車重量税	国	乗用車、トラック、バス、軽自動車等	(例) 車検期間1年ごと (本則税率)(当分の間の特例税率) (自家用)(営業用) 乗用車 車両重量0.5トンごとに 2,500円 4,100円 2,600円 トラック { 2.5トン超 車両総重量 1トンごとに 2,500円 4,100円 2,600円 { 2.5トン以下 2,500円 3,300円 2,600円 軽自動車 1両ごとに 2,500円 3,300円 2,600円	569/1,000は国の一般財源(一部を公害健康被害の補償費用の財源として交付)であり、431/1,000は都道府県及び市町村(特別区含む)の一般財源として譲与されている(当分の間の特例譲与割合)。 ※譲与割合については、以後、段階的に引き上げ、令和17年度以降は490/1,000

(備考) 1. 揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税・自動車重量税の特例税率については、当分の間の措置である。

2. 令和16年4月1日より、揮発油税の税率については48,300円/kl、地方揮発油税の税率については5,500円/klとなる。

3. 自動車重量税については、一定の環境性能を満たした車に対しては、令和5年5月1日から令和8年4月30日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付等について、減免措置が講じられている。

なお、新規登録後13年または18年を経過した自動車に対しては、それぞれ重課する措置が講じられているが、一定の環境性能を満たした車に対しては、当分の間の特例税率よりも低い税率である本則税率が適用される。

4. 自動車税・軽自動車税については低公害車・低燃費車に対し軽課するとともに、新規登録後長期経過した自動車・軽自動車に対して、重課する措置が講じられている。

5. 自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率は、燃費基準達成度等に応じて決定。令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の軽減措置が講じられている。

6. バリアフリー性能に優れた一定のバス及びタクシーに対して、自動車重量税にあっては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間の取得について、減免措置が講じられている。

7. 側方衝突警報装置等を装備した一定のバス及びトラックに対して、自動車重量税にあっては、令和5年5月1日から令和8年4月30日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間の取得について、軽減措置が講じられている。

45. 外国法人・非居住者の課税状況の推移

(単位 億円)

年 分	法人税（事業年度分）						源泉所得税		
	法人所得金額 (全体) ①	外国法人の 所得金額②	割合 ②／①	法人税額 (全体) ③	外国法人の 法人税額④	割合 ④／③	源泉徴収税額 ⑤	外国法人・ 非居住者⑥	割合 ⑥／⑤
平成24	448,493	3,083	0.69%	98,884	789	0.80%	129,430	2,629	2.03%
25	528,512	5,183	0.98%	108,207	1,266	1.17%	146,260	3,322	2.27%
26	579,021	5,560	0.96%	110,291	1,346	1.22%	164,070	4,991	3.04%
27	610,409	7,014	1.15%	112,599	1,668	1.48%	178,243	6,390	3.59%
28	629,248	5,684	0.90%	111,060	1,220	1.10%	167,218	5,795	3.47%
29	702,340	6,367	0.91%	123,459	1,357	1.10%	180,541	6,835	3.79%
30	727,757	4,487	0.62%	126,579	877	0.69%	186,250	6,936	3.72%
令和元年	645,050	3,352	0.52%	114,378	609	0.53%	194,152	7,249	3.73%
2	696,559	3,626	0.52%	120,199	738	0.61%	188,655	6,640	3.52%
3	789,349	4,011	0.51%	137,941	826	0.60%	204,297	7,597	3.72%
4	844,301	4,101	0.49%	147,788	799	0.54%	214,162	8,567	4.00%

(注)「国税庁統計年報」に基づいて作成。

法人税については、その年4月1日から翌年3月31日までの間に終了した法定事業年度に係るものを集計しており、清算確定に係るものを含まない。

46. 外国法人・非居住者の課税状況（源泉所得税）の内訳

(単位 億円)

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
公社債・預貯金の利子等	12	12	12	20	25	428	91	83	19	26	0
剰余金又は利益の配当等	1,203	1,646	3,322	3,918	3,717	3,811	4,674	4,782	4,401	5,314	5,801
匿名組合契約に基づく利益の分配	129	269	190	801	179	581	248	299	249	272	469
給与・賞与等	215	232	243	260	261	400	305	305	289	308	296
退職所得	37	48	76	74	71	81	82	110	109	112	152
役務の報酬	3	4	7	6	7	8	6	8	7	9	8
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	338	395	390	399	537	371	366	369	362	331	366
著作権の使用料又はその譲渡による対価	131	144	170	288	381	425	484	499	529	617	692
貸付金の利子	141	170	155	128	133	148	175	196	162	128	191
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	87	87	97	111	131	136	131	141	174	166	175
機械等の使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地等の譲渡による対価	133	108	113	159	123	196	108	165	120	113	138
人的役務提供事業の対価	198	206	215	224	229	250	264	291	216	198	278
生命保険契約等に基づく年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
賞金	0	0	0	1	0	0	2	2	2	1	2
合 計	2,629	3,322	4,991	6,390	5,795	6,835	6,936	7,249	6,640	7,597	8,567

(注)「国税庁統計年報」に基づいて作成。

47. 我が国の締結した

(1) 二重課税の回避及び脱税の防止に関する規定を主体とする条約等

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	原則	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	日本国でのみなし外国税額控除(供与期限)	仲裁規定
米 国	原S30.4.1 ①S32.9.9 ②S39.9.2 ③S40.5.6 ④S47.7.9 ⑤R元.8.30	10% (一定のもの 免税) 5% (その他)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	あり	—	あり
スウェーデン	原S32.6.1 ①S40.5.25 ②S58.9.18 ③H11.12.25 ④H26.10.12	10% (免税)	原則 免税	免税	源泉地国課税	—	—	—	—	あり
デンマーク	原S34.4.24 ②S43.7.26 ③H30.12.27	15% (免税)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり
パキスタン	原S34.5.14 ①S36.8.1 ②H20.11.9	10% (一定のもの 5% その他 7.5%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	—	—
ノルウェー	原S34.9.15 ②S43.10.25 ③H4.12.16	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	—	—	—	—	—
イ ン ド	原S35.6.13 ①S45.11.15 ②H元.12.29 ③H18.6.28 ④H28.10.29	10%	10%	10%	源泉地国課税	あり	—	—	—	—
シンガポール	原S36.9.5 ②S46.8.3 ③S56.6.23 ④H7.4.28 ⑤H22.7.14	15% (5%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	あり (平12)	あり
オーストリア	原S38.4.4 ③H30.10.27	10% (免税)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり
ニュージーランド	原S38.4.19 ①S42.9.30 ②H25.10.25	15% (免税)	金融機関等 受取 免税 その他 10%	5%	居住地国のみ で課税	あり	—	あり	—	あり
英 国 (注1)	原S38.4.23 ②S45.12.25 ③S55.10.31 ④H18.10.12 ⑤H26.12.12	10% (免税)	原則 免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	あり	—	あり
タ イ	原S38.7.24 ③H2.8.31	国内法の税率 (一定のもの 15% その他 20%)	金融機関等 受取 10% その他の法人 25%	15%	源泉地国課税	—	—	—	あり	—
マレーシア	原S38.8.21 (マラヤ連邦) ②S45.12.23 ③H11.12.31 ④H22.12.1	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	—	—	—	あり (平18)	—
カナダ	原S40.4.30 ②S62.11.14 ③H12.12.14	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	あり	—	—	—	あり
フランス	原S40.8.22 ①S56.10.14 ②H8.3.24 ③H19.12.1	10% (一定のもの 免税) 5% (その他)	金融機関等 受取 免税 その他 10%	免税	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	—	あり
ドイツ	原S42.6.9 ①S55.11.10 ②S59.5.4 ③H28.10.28	15% (一定のもの 免税) 5% (その他)	原則 免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり
ブラジル	原S42.12.31 ①S52.12.29	125%	125%	商標権 25% 映画フィルム 等 15% その他 12.5%	居住地国のみ で課税	—	—	—	あり	—
スリランカ (セイロン)	S43.9.22	20% (対法人のみ)	銀行等受取 免税 その他 国内法の税率	著作権 } 免税 映画フィルム } 特許権等 } 半額課税	源泉地国課税	—	—	—	あり	—

租 税 条 約 等 の 概 要

国 名	発 効 日	限 度 税 率			株 式 譲 渡 益 の 課 税				二重課税の 排除	相互 協議
		配 当	利 子	使 用 料	原 則	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	日本国でのみ なし外国税額控除 (供与期限)	仲裁 規定
エジプト (アラブ連合)	S 44. 8. 6	15%	国内法の税率	15%	源泉地国課税	あ り	—	—	—	—
ベルギー	原 S 45. 4.16 ① H 2.11.16 ② H 25.12.27 ③ H 31. 1.19	10% (免税)	企業間受取 免税 その他 10%	免税	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	—	あり
オーストラリア	原 S 45. 7. 4 ③ H 20.12. 3	10% 一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等 受取 免税 その他 10%	5%	居住地国のみ で課税	あ り	あ り	—	—	あり
オランダ	原 S 45.10.23 ① H 4.12.16 ③ H 23.12.29	10% 一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等 受取 免税 その他 10%	免税	居住地国のみ で課税	あ り	—	あ り	—	あり
韓 国	原 S 45.10.29 ③ H 11.11.22	15% 平成15年末 まで 10% 平成16年以 後 5%	10%	10%	居住地国のみ で課税	あ り	あ り	—	あ り (平15)	—
ザンビア	S 46. 1.23	免税	10%	10%	居住地国のみ で課税	—	—	—	あ り	—
ス イ ス	原 S 46.12.26 ① H 23.12.30 ② R 4.11.30	10% (免税)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あ り	—	あ り	—	あり
フィンランド	原 S 47.12.30 ① H 3.12.28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	—	—	—	—	あり
イ タ リ ア	原 S 48. 3.17 ① S 57. 1.28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	—	—	—	—	—
ス ペ イ ン	原 S 49.11.20 ② R 3. 5. 1	5% (免税)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	—	あり
アイルランド	S 49.12. 4	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	あ り (注4)	あり
ルーマニア	S 53. 4. 9	10%	10%	文化的使用料 10% 工業的使用料 15%	居住地国のみ で課税	—	—	—	—	—
旧チェコスロ ヴァキア(注2)	S 53.11.25	15% (10%)	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみ で課税	あ り (注6)	—	—	—	—
フィリピン	原 S 55. 7.20 ① H 20.12. 5	15% (10%)	10%	映画フィルム 15% その他 10%	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	あ り (平30)	—
ハンガリー	S 55.10.25	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみ で課税	—	—	—	—	あり
ポーランド	S 57.12.23	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	—	—
インドネシア	S 57.12.31	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	あ り (注4)	—
中 国	S 59. 6.26	10%	10%	10%	源泉地国課税	—	—	—	あ り	—
旧 ソ 連 (注3)	S 61.11.27	15%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	源泉地国課税	あ り (注7)	—	—	—	—
バングラデシュ	H 3. 6.15	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	—	—	—	あ り	—
ブルガリア	H 3. 8. 9	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	あ り	—	—	あ り (平13)	—
ルクセンブルク	原 H 4.12.27 ① H 23.12.30	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	—	—	—	—	あり
イスラエル	H 5.12.24	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	あ り	—	—	—	—

47. 我が国の締結した

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	原則	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	日本国でのみなし外国税額控除(供与期限)	仲裁規定
トルコ	H 6.12.28	15% (10%)	金融機関等受取 その他 15%	10%	源泉地国課税	—	—	—	あり (平16)	—
ヴェトナム	H 7.12.31	10%	10%	10%	居住地国のみで課税	あり	あり	—	あり (平22)	—
メキシコ	H 8.11. 6	15% 一定のもの の免税 その他 5%	金融機関等受取 その他 15%	10%	居住地国のみで課税	あり	あり	—	あり (平17)	—
南アフリカ	H 9.11. 5	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	あり	—	—	—	—
ブルネイ	H21.12.19	10% (5%)	10%	10%	居住地国のみで課税	あり	あり	—	—	—
カザフスタン	H21.12.30	15% (5%)	10%	10%	居住地国のみで課税	あり	あり	—	—	—
香港	H23. 8.14	10% (5%)	10%	5%	居住地国のみで課税	あり	—	あり	—	あり
サウジアラビア	H23. 9. 1	10% (5%)	10%	設備の使用 その他 5% 10%	居住地国のみで課税	あり	あり	—	—	—
クウェート	H25. 6.14	10% (5%)	10%	10%	居住地国のみで課税	あり	—	あり	—	—
ポルトガル	H25. 7.28	10% (5%)	銀行等受取 その他 5% 10%	5%	居住地国のみで課税	あり	—	あり	—	あり
オマーン	H26. 9. 1	10% (5%)	10%	10%	居住地国のみで課税	あり	—	あり	—	—
アラブ首長国連邦	H26.12.24	10% (5%)	10%	10%	居住地国のみで課税	あり	あり	—	—	—
カタール	H27.12.30	10% (5%)	金融機関等受取 その他 10%	5%	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	—
台湾 (注5)	H28. 6.13	10%	10%	10%	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	—
チリ	H28.12.28	15% (5%)	金融機関等受取 その他 4% 10% (平成30年末までは15%)	設備の使用 その他 2% 10%	源泉地国課税	あり	あり	—	—	あり
ラトビア	H29. 7. 5	個人以外受取 その他 免税 10%	個人以外受取 その他 免税 10%	免税	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	あり
スロベニア	H29. 8.23	5%	5%	5%	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	あり
リトアニア	H30. 8.31	個人以外受取 その他 免税 10%	個人以外受取 その他 免税 10%	免税	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	あり
エストニア	H30. 9.29	10% (免税)	10%	5%	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	あり
ロシア	H30.10.10	10% (5%)	免税	免税	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	—
アイスランド	H30.10.31	15% 一定のもの の免税 その他 5%	免税	免税	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	あり
クロアチア	R元. 9. 5	5% (免税)	5%	5%	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	—
エクアドル	R元12.28	5%	銀行等受取 免税 その他 10%	10%	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	—
ジャマイカ	R 2. 9.16	10% (5%)	10%	設備の使用 その他 2% 10%	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	あり
ウズベキスタン	R 2.10.17	10% (5%)	5%	著作権 その他 免税 5%	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	—

租 税 条 約 等 の 概 要 (続)

国 名	発 効 日	限 度 税 率			株 式 譲 渡 益 の 課 税				二重課税の 排除	相互 協議
		配 当	利 子	使 用 料	原 則	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	日本国でのみな し外国税額控除 (供与期限)	仲裁 規定
ベ ル ー	R 3. 1.29	10%	10%	15%	居住地国のみ で課税	あ り	あ り	—	—	—
ウルグアイ	R 3. 7.23	10% (5%)	金融機関等 受取 免税 その他 10%	10%	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	—	あり
ジョージア	R 3. 7.23	5%	5%	免税	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	—	—
セルビア	R 3. 12. 5	10% (5%)	10%	著作権 その他 5% 10%	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	—	—
モ ロ ッ コ	R 4. 4.23	10% (5%)	10%	設備の使用 その他 5% 10%	居住地国のみ で課税	あ り	あ り	—	—	—
コロンビア	R 4. 9. 4	10% (5%)	金融機関等 受取 免税 その他 10%	設備の使用 その他 2% 10%	居住地国のみ で課税	あ り	あ り	—	—	—
アゼルバイ ジャン	R 5. 8. 4	7%	7%	7%	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	—	—
アルジェリア	R 6. 1.20	10% (5%)	7%	10%	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	—	—

- (備考) 1. 原は当初の条約、①、②、③はそれぞれ第1次、第2次、第3次の補正改訂を示し、全は全面改訂を示す。
2. 配当に対する限度税率は日本側の税率を示す。配当欄の() 書は、親子会社間配当に対する限度税率を示す。
3. みなし外国税額控除とは、条約の規定により、日本国での外国税額控除の適用上、条約の相手国において経済開発を目的とする税制上の特別措置等により減免された税額を納付したものとみなして、当該減免税額を控除する制度である。
4. 事業利得に対しては、国内に恒久的施設を有する場合に当該恒久的施設に帰属する部分に限り課税する。
5. 「株式譲渡益の課税(不動産化体)」及び「相互協議(仲裁規定)」の欄は、BEPS 防止措置実施条約の規定が適用される場合を含む。
(注) 1. 英国との当初の条約については、フィジーに適用される。
2. 旧チェコスロヴァキアとの条約については、チェコ及びスロバキアにそれぞれ適用される。
3. 旧リトととの条約についてはキルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、アルメニア、ベラルーシ及びモルドバにそれぞれ適用される。
4. 先方の国内法の改正により、事実上みなし外国税額控除の適用がない。
5. 台湾に関しては、台湾との関係に関する我が国の基本的立場を踏まえ、国際約束である租税条約ではなく、公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間で民間取決めを結び、その内容を日本国内で実施するための国内法を整備している(現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会(日本側)及び台湾日本関係協会(台湾側)にそれぞれ改称されている)。
6. BEPS 防止措置実施条約の規定がスロバキアについてのみ適用される。
7. BEPS 防止措置実施条約の規定がウクライナについてのみ適用される。

(2) 租税に関する情報交換規定を主体とする協定

- ・バミューダ (H22. 8. 1)
- ・バハマ (H23. 8.25)
- ・マン島 (H23. 9. 1)
- ・ケイマン諸島 (H23.11.13)
- ・リヒテンシュタイン (H24.12.29)
- ・サモア (H25. 7. 6)
- ・ガーンジー (H25. 8.23)
- ・ジャージー (H25. 8.30)
- ・マカオ (H26. 5.22)
- ・英領バージン諸島 (H26.10.11)
- ・パナマ (H29. 3.12)

- (注1) () 内は発効日を示す。
(注2) バハマについては、自動的情報交換に関して規定する改正議定書がH30.12.12に発効。

(3) 税務行政執行共助条約

条約締結国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力(情報交換、徴収共助、文書送達共助)を行うための多国間条約。

令和6年7月1日現在の参加国・地域は、日、米、英、独、仏、伊、加、中、韓等148か国・地域(署名ベース)。

欧州・NIS 諸国地域: アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、英国、(英) ガーンジー、(英) ジャージー、(英) ジブラルタル、(英) マン島、イタリア、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、(IT) グリニランド、(IT) フェロー諸島、ドイツ、ルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、北マケドニア、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア
中東、アフリカ地域: アラブ首長国連邦、イスラエル、ウガンダ、エスワティニ、オマーン、カタール、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、クウェート、ケニア、サウジアラビア、セーシェル、セネガル、チュニジア、トーゴ、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、バーレーン、ブルキナファソ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、直アフリカ、モリシャス、モーリタニア、モロッコ、ヨルダン、リベリア、ルワンダ、レバノン
アジア、大洋州地域: インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、クック諸島、サモア、シンガポール、タイ、中国、パプアニューギニア、(中) 香港、(中) マカオ、ナウル、ニウエ、日本、ニュージーランド、(仏) ニューカレドニア、パキスタン、バヌアツ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マーシャル諸島、マレーシア、ミクロネシア、モンゴル
北米、中南米地域: 米国、アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、(英) アンギラ、(英) 英領バージン諸島、(英) ケイマン諸島、(英) タークス・カイコス諸島、(英) パミューダ、(英) モンセラット、エクアドル、エルサルバドル、(蘭) アルバ、(蘭) キュラソー、(蘭) セント・マーティン、カナダ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントクリストファー・ネービス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ペリウ、ペルー、ホンジュラス、メキシコ

- (注1) 下線は、発効済の国・地域(143か国・地域)を表す。
(注2) ガーンジー、ジャージー、ジブラルタル、マン島、アンギラ、英領バージン諸島、ケイマン諸島、タークス・カイコス諸島、バミューダ、モンセラットは、英国により適用拡張。
(注3) グリニランド、フェロー諸島は、デンマークにより適用拡張。
(注4) アルバ、キュラソー、セント・マーティンは、オランダにより適用拡張。
(注5) 香港、マカオは、中国により適用拡張。
(注6) ニューカレドニアは、フランスにより適用拡張。

(4) BEPS 防止措置実施条約

BEPS(税源浸食及び利益移転)プロジェクトにおいて策定されたBEPS 防止措置のうち租税条約に関連する措置を、本条約の締結国間の既存の租税条約に導入するための多数国間条約。令和6年7月1日現在の参加国・地域は、日、米、英、独、仏、伊、加、中、韓等101か国・地域(署名ベース)。

欧州・NIS 諸国地域: アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ (注2)、(英) ガーンジー、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、(英) ジャージー、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、(英) マン島、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア
中東、アフリカ地域: アラブ首長国連邦、アルジェリア、イスラエル、エジプト、エスワティニ、オマーン、カタール、ガボン、カメルーン、クウェート、ケニア、コートジボワール、サウジアラビア、セーシェル、セネガル、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、バーレーン、ブルキナファソ、直アフリカ、モリシャス、モロッコ、ヨルダン、レソト
アジア、大洋州地域: インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ、中国 (注3)、日本、ニュージーランド、パキスタン、パプアニューギニア、フィジー、ベトナム、マレーシア、モンゴル
北米、中南米地域: 米国、アルゼンチン、ウルグアイ、カナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、チリ、パナマ、バルバドス、ペリウ、ペルー、メキシコ

- (注1) 下線は、本条約の批准書等を寄託した国・地域(83か国・地域)を示す。
(注2) オランダは、キュラソーが締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。
(注3) 中国は、香港が締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。

48. 地 方 税 収 入 の

区 分	番 号	昭和30年度		40		50		60		平成 7	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
道 市 地	1	1,471	38.6	7,823	50.5	38,692	47.4	102,040	43.8	139,090	41.3
府 町	2	2,344	61.4	7,671	49.5	42,856	52.6	131,125	56.2	197,660	58.7
県 村	3	3,815	100.0	15,494	100.0	81,548	100.0	233,165	100.0	336,750	100.0
税 総 計	4	1,468	99.8	7,171	91.7	34,987	90.4	92,991	91.1	119,637	86.0
道 府 県 民 税	5	237	16.1	1,758	22.5	9,890	25.6	29,513	28.9	44,604	32.1
個人 人 人	6	140	9.5	1,229	15.7	7,393	19.1	21,002	20.6	26,629	19.1
法 子 割	7	97	6.6	529	6.8	2,498	6.5	8,510	8.3	8,055	5.8
利 当 割	8	—	—	—	—	—	—	—	—	9,919	7.1
配 等 割	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 業 所得 割	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事 業 税	11	806	54.8	3,299	42.2	15,015	38.8	39,370	38.6	44,856	32.2
個人 人 人	12	202	13.7	253	3.2	480	1.2	1,298	1.3	2,504	1.8
法 方 費 税	13	604	41.1	3,046	38.9	14,535	37.6	38,072	37.3	42,352	30.4
地 方 消 費 税	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 取 得 税	15	52	3.5	414	5.3	1,814	4.7	4,346	4.3	7,876	5.7
道 府 県 た ば こ (消 費) 税	16	96	6.5	440	5.6	1,356	3.5	3,130	3.1	3,783	2.7
ゴルフ場利用 (入場・娯楽施設利用) 税	17	15	1.0	95	1.2	500	1.3	1,083	1.1	977	0.7
自動車 取 得 税	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽 油 引 取 取 税	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別地方消費 (遊興飲食・料理飲食等消費) 税	20	151	10.3	559	7.1	2,675	6.9	4,757	4.7	1,330	1.0
自 動 車 税	21	79	5.3	549	7.0	3,689	9.5	10,380	10.2	15,873	11.4
自 動 車 税 (～R1.9)	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
環 境 性 能 割	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
種 別 割	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉦 区 税	25	5	0.3	8	0.1	6	0.0	9	0.0	6	0.0
狩猟者登録 (狩猟免許) 税	26	3	0.2	4	0.1	20	0.1	27	0.0	20	0.0
固定資産税 (特例)	27	22	1.5	39	0.5	21	0.1	123	0.1	100	0.1
法定外普通税・その他 税	28	3	0.2	6	0.1	2	0.0	253	0.2	213	0.2
目 的 税	29	0	0.0	652	8.3	3,705	9.6	9,049	8.9	19,448	14.0
自 動 車 取 得 税	30	—	—	—	—	1,750	4.5	3,471	3.4	6,112	4.4
軽 油 引 取 取 税	31	—	—	649	8.3	1,940	5.0	5,558	5.4	13,322	9.6
狩 猟 税	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税・その他 税	33	0	0.0	3	0.0	15	0.0	20	0.0	14	0.0
旧 法 に よ る 税 収 入	34	3	0.2	0	0.0	0	0.0	—	—	5	0.0
東 日 本 大 震 災 に よ る 減 免 等	35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	36	1,471	100.0	7,823	100.0	38,692	100.0	102,040	100.0	139,090	100.0
普 通 市 町 村 民 税	37	2,334	99.6	7,273	94.8	40,100	93.6	120,404	91.8	180,670	91.4
個人 人 人	38	740	31.6	3,046	39.7	19,804	46.2	66,454	50.7	88,061	44.6
法 定 資 産 税	39	575	24.5	2,200	28.7	13,596	31.7	45,028	34.3	65,324	33.0
固 定 資 産 税	40	164	7.0	846	11.0	6,207	14.5	21,426	16.3	22,737	11.5
土 家 屋 税	41	1,104	47.1	2,773	36.1	14,899	34.8	41,747	31.8	83,627	42.3
償 却 資 産 税	42	433	18.5	655	8.5	6,539	15.3	17,898	13.6	34,892	17.7
軽自動車 (自転車、荷車) 税	43	465	19.8	1,210	15.8	5,068	11.8	16,029	12.2	32,218	16.3
軽自動車税 (～R1.9)	44	206	8.8	908	11.8	3,293	7.7	7,821	6.0	16,517	8.4
環 境 性 能 割	45	46	2.0	125	1.6	275	0.6	698	0.5	1,055	0.5
種 別 割	46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市 町 村 た ば こ (消 費) 税	47	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電 気 税 ・ ガ ス 税	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉦 材 産 引 取 取 税	49	192	8.2	732	9.5	2,381	5.6	5,515	4.2	6,691	3.4
木 材 産 引 取 取 税	50	215	9.2	540	7.0	1,613	3.8	5,271	4.0	—	—
特 別 土 地 保 有 税	51	17	0.7	24	0.3	28	0.1	46	0.0	22	0.0
法定外普通税・その他 税	52	15	0.6	25	0.3	29	0.1	21	0.0	—	—
目 的 湯 税	53	—	—	—	—	1,028	2.4	552	0.4	1,208	0.6
入 事 業 所 画 税	54	5	0.2	8	0.1	42	0.1	101	0.1	6	0.0
都 市 計 画 税	55	6	0.3	207	2.7	2,181	5.1	9,316	7.1	16,322	8.3
法定外目的税・その他 税	56	3	0.1	14	0.2	72	0.2	140	0.1	208	0.1
旧 法 に よ る 税 収 入	57	—	—	—	—	152	0.4	1,972	1.5	3,068	1.6
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 金	58	—	—	190	2.5	1,955	4.6	7,201	5.5	13,045	6.6
交 納 付 金	59	3	0.1	3	0.0	3	0.0	3	0.0	2	0.0
東 日 本 大 震 災 に よ る 減 免 等	60	4	0.2	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	61	—	—	27	0.4	136	0.3	368	0.3	668	0.3
	62	—	—	164	2.1	439	1.0	1,037	0.8	—	—
	63	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	64	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	65	2,344	100.0	7,671	100.0	42,856	100.0	131,125	100.0	197,660	100.0

(備考) 1. 令和4年度以前は決算額(計画外税収含む)、令和5年度及び令和6年度は地方財政計画額である。なお、令和5年度及び令和6年度の地方財政計画は、通常収支分と東日本大震災分が策定されるが、上記は通常収支分と東日本大震災分を合計した税収である。

2. 昭和30年度の入湯税は法定普通税に含まれる。

3. 自動車取得税、軽油引取税は平成21年度の税制改正によって用途が特定されない普通税に改められた。

4. 令和元年度において自動車取得税が廃止された。また、従来の自動車税、軽自動車税を自動車税・軽自動車税種別割とするほか、自動車税・軽自動車税環境性能割が創設された。

構 成 の 累 年 比 較

(単位 億円, %)

17		27		30		令和 2		令和 3		令和 4		令和 5 (計画)		令和 6 (計画)		番
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	号
152,269	43.7	180,222	46.1	183,280	45.0	183,687	45.0	198,868	46.9	207,352	47.1	200,336	46.7	199,298	46.6	1
195,775	56.3	210,763	53.9	224,235	55.0	224,570	55.0	225,221	53.1	233,170	52.9	229,061	53.3	228,111	53.4	2
348,044	100.0	390,986	100.0	407,514	100.0	408,256	100.0	424,089	100.0	440,522	100.0	429,397	100.0	427,409	100.0	3
136,796	89.8	180,124	99.9	183,165	99.9	183,601	100.0	198,777	100.0	207,222	99.9	200,374	100.0	199,347	100.0	4
35,854	23.5	61,105	33.9	56,976	31.1	55,025	30.0	55,658	28.0	55,640	26.8	54,226	27.1	52,587	26.4	5
22,543	14.8	47,932	26.6	45,404	24.8	45,935	25.0	45,379	22.8	46,518	22.4	46,080	23.0	43,967	22.1	6
9,661	6.3	8,435	4.7	8,349	4.6	5,480	3.0	5,117	2.6	5,254	2.5	3,584	1.8	3,576	1.8	7
1,774	1.2	954	0.5	558	0.3	325	0.2	260	0.1	214	0.1	211	0.1	197	0.1	8
786	0.5	1,898	1.1	1,447	0.8	1,522	0.8	2,239	1.1	2,075	1.0	2,608	1.3	2,267	1.1	9
1,091	0.7	1,887	1.0	1,218	0.7	1,763	1.0	2,663	1.3	1,580	0.8	1,743	0.9	2,580	1.3	10
49,142	32.3	37,034	20.5	44,505	24.3	42,983	23.4	49,673	25.0	55,003	26.5	48,653	24.3	50,735	25.5	11
2,158	1.4	1,939	1.1	2,074	1.1	2,160	1.2	2,245	1.1	2,602	1.3	2,394	1.2	2,467	1.2	12
46,984	30.9	35,095	19.5	42,431	23.2	40,823	22.2	47,428	23.8	52,401	25.3	46,259	23.1	48,268	24.2	13
25,512	16.8	49,742	27.6	48,155	26.3	54,238	29.5	61,703	31.0	64,151	30.9	65,882	32.9	64,004	32.1	14
4,767	3.1	3,768	2.1	4,036	2.2	3,743	2.0	3,921	2.0	4,185	2.0	4,204	2.1	4,423	2.2	15
2,752	1.8	1,530	0.8	1,389	0.8	1,335	0.7	1,423	0.7	1,504	0.7	1,471	0.7	1,493	0.7	16
620	0.4	475	0.3	433	0.2	394	0.2	444	0.2	447	0.2	432	0.2	429	0.2	17
—	—	1,373	0.8	1,982	1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18
—	—	9,246	5.1	9,584	5.2	9,101	5.0	9,265	4.7	9,198	4.4	9,275	4.6	9,102	4.6	19
1	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20
17,528	11.5	15,428	8.6	15,504	8.5	16,234	8.8	16,140	8.1	16,535	8.0	16,178	8.1	16,531	8.3	21
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22
—	—	—	—	—	—	932	0.5	942	0.5	1,267	0.6	1,037	0.5	1,482	0.7	23
—	—	—	—	—	—	15,302	8.3	15,198	7.6	15,268	7.4	15,141	7.6	15,049	7.6	24
4	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0	25
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26
164	0.1	23	0.0	109	0.1	94	0.1	76	0.0	44	0.0	50	0.0	40	0.0	27
453	0.3	397	0.2	488	0.3	452	0.2	472	0.2	510	0.2	—	—	—	—	28
15,473	10.2	99	0.1	115	0.1	86	0.0	91	0.0	120	0.1	7	0.0	7	0.0	29
4,528	3.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30
10,859	7.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31
25	0.0	9	0.0	8	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	32
60	0.0	89	0.0	107	0.1	78	0.0	84	0.0	113	0.1	—	—	—	—	33
0	0.0	0	0.0	—	—	—	—	—	—	10	0.0	—	—	—	—	34
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△45	△0.0	△56	△0.0	35
152,269	100.0	180,222	100.0	183,280	100.0	183,687	100.0	198,868	100.0	207,352	100.0	200,336	100.0	199,298	100.0	36
179,142	91.5	193,554	91.8	206,406	92.0	206,398	91.9	206,924	91.9	214,290	91.9	210,316	91.8	208,783	91.5	37
81,555	41.7	95,480	45.3	105,324	47.0	102,393	45.6	102,879	45.7	106,162	45.5	101,419	44.3	98,259	43.1	38
56,985	29.1	72,237	34.3	81,057	36.1	84,267	37.5	83,315	37.0	85,443	36.6	84,883	37.1	81,313	35.6	39
24,570	12.6	23,243	11.0	24,268	10.8	18,126	8.1	19,564	8.7	20,718	8.9	16,536	7.2	16,946	7.4	40
87,547	44.7	86,639	41.1	89,958	40.1	92,936	41.4	92,345	41.0	95,770	41.1	96,696	42.2	98,058	43.0	41
34,058	17.4	33,952	16.1	34,478	15.4	34,793	15.5	35,120	15.6	35,600	15.3	36,355	15.9	37,770	16.6	42
37,651	19.2	36,911	17.5	38,498	17.2	40,403	18.0	39,378	17.5	41,578	17.8	42,070	18.4	41,755	18.3	43
15,839	8.1	15,776	7.5	16,982	7.6	17,739	7.9	17,846	7.9	18,593	8.0	18,271	8.0	18,533	8.1	44
1,515	0.8	2,003	1.0	2,581	1.2	2,854	1.3	2,943	1.3	3,104	1.3	3,177	1.4	3,308	1.5	45
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46
—	—	—	—	—	—	104	0.0	116	0.1	184	0.1	175	0.1	230	0.1	47
—	—	—	—	—	—	2,750	1.2	2,827	1.3	2,920	1.3	3,002	1.3	3,078	1.3	48
8,453	4.3	9,361	4.4	8,502	3.8	8,171	3.6	8,711	3.9	9,210	3.9	9,008	3.9	9,143	4.0	49
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50
16	0.0	21	0.0	16	0.0	18	0.0	16	0.0	16	0.0	16	0.0	15	0.0	51
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52
43	0.0	33	0.0	2	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	53
14	0.0	18	0.0	23	0.0	26	0.0	29	0.0	27	0.0	—	—	—	—	54
15,559	7.9	16,298	7.7	16,954	7.6	17,307	7.7	17,421	7.7	17,990	7.7	18,046	7.9	18,587	8.1	55
244	0.1	227	0.1	224	0.1	124	0.1	141	0.1	194	0.1	212	0.1	213	0.1	56
2,970	1.5	3,613	1.7	3,783	1.7	3,845	1.7	3,973	1.8	3,976	1.7	3,961	1.7	4,156	1.8	57
12,330	6.3	12,444	5.9	12,914	5.8	13,296	5.9	13,257	5.9	13,740	5.9	13,873	6.1	14,218	6.2	58
15	0.0	13	0.0	34	0.0	42	0.0	50	0.0	81	0.0	—	—	—	—	59
—	—	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0.0	0	—	61
963	0.5	911	0.4	874	0.4	865	0.4	876	0.4	890	0.4	885	0.4	887	0.4	62
111	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	63
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△186	△0.1	△146	△0.1	64
195,775	100.0	210,763	100.0	224,235	100.0	224,570	100.0	225,221	100.0	233,170	100.0	229,061	100.0	228,111	100.0	65

49. 国及び地方公共団体の歳入構造の推移

(単位 億円, %)

区 分		昭和10年度		25		40		50		55		60		平成 2		7		12	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国	税 収 入 専売納付金 公 債 その他の計	10.1	45	4,564	64	30,496	81	137,527	64	268,687	61	381,988	71	601,059	84	519,308	64	507,125	54
		2.0	9	1,145	16	1,804	5	3,405	2	8,124	2	108	0	111	0	163	0	205	0
		6.8	30	-	-	1,972	5	52,805	25	141,702	32	123,080	23	73,120	10	212,470	26	330,040	35
		3.7	16	1,459	20	3,459	9	20,997	10	21,894	5	34,749	6	42,745	6	73,631	9	96,240	10
		22.6	100	7,168	100	37,731	100	214,734	100	440,407	100	539,926	100	717,035	100	805,572	100	933,610	100
地 方	税 収 入 地方譲与税 地方交付税 国庫支出金 地方債 その他の計	6.3	25	1,883	35	15,494	33	81,548	30	158,938	32	233,165	39	334,504	39	336,750	31	355,464	33
		-	-	-	-	501	1	2,482	1	4,400	1	4,615	1	16,627	2	19,393	2	6,202	1
		-	-	1,085	20	7,432	16	44,710	16	81,140	16	94,499	16	143,280	17	161,529	15	217,764	20
		2.9	11	1,266	23	11,912	26	66,022	24	120,446	24	120,227	20	125,990	15	176,683	16	168,395	16
		6.7	26	328	6	3,209	7	32,598	12	48,383	10	46,079	8	64,163	8	171,176	16	111,735	10
道 府 県	税 収 入 地方譲与税 地方交付税 国庫支出金 地方債 その他の計	9.6	38	887	16	7,947	17	46,305	17	79,451	16	104,592	17	165,803	19	205,426	19	212,630	20
		25.5	100	5,449	100	46,495	100	273,666	100	492,758	100	603,177	100	805,367	100	1,070,956	100	1,072,191	100
		2.5	32	782	26	8,484	31	42,810	30	81,371	33	113,537	37	173,532	40	157,287	29	174,561	32
		-	-	-	-	456	2	1,491	1	1,756	1	1,831	1	8,021	2	8,706	2	1,323	0
		-	-	712	24	4,807	17	23,922	17	43,244	17	52,896	17	78,896	18	84,364	16	117,829	22
市 町 村	税 収 入 地方譲与税 地方交付税 国庫支出金 地方債 その他の計	1.3	16	788	27	8,339	30	39,393	27	67,632	27	70,982	23	73,652	17	99,947	19	96,426	18
		1.6	20	178	6	1,503	5	16,177	11	20,849	8	21,856	7	31,561	7	90,612	17	62,682	12
		2.5	32	509	17	4,072	15	20,969	14	34,238	14	46,701	15	68,886	16	96,386	18	91,328	17
		7.9	100	2,969	100	27,661	100	144,762	100	249,090	100	307,803	100	434,548	100	537,302	100	544,149	100
		3.8	22	1,101	44	7,010	37	38,739	30	77,567	32	119,628	41	160,972	39	179,462	34	180,903	34
市 町 村	税 収 入 地方譲与税 地方交付税 国庫支出金 地方債 その他の計	-	-	-	-	45	0	991	1	2,644	1	2,784	1	8,606	2	10,687	2	4,879	1
		-	-	373	15	2,625	14	20,788	16	37,896	16	41,603	14	64,384	15	77,165	14	99,936	19
		1.6	9	478	19	3,573	19	26,629	21	52,814	22	49,245	17	52,338	13	76,736	14	71,969	14
		5.1	29	150	6	1,706	9	16,421	13	27,534	11	24,223	8	32,602	8	80,564	15	49,053	9
		7.1	40	378	15	3,875	21	25,336	20	45,213	19	57,891	20	96,917	23	109,040	20	121,302	23
		17.6	100	2,480	100	18,834	100	128,904	100	243,668	100	295,374	100	415,819	100	533,654	100	528,042	100
区 分	17		22		27		令和元		2		3		4		5		6		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
国	税 収 入 専売納付金 公 債 その他の計	490,654	55	414,868	41	562,854	55	584,415	54	608,216	33	670,379	40	711,374	46	696,110	55	696,080	62
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		312,690	35	423,030	42	349,183	34	365,819	34	1,085,539	59	576,550	34	504,790	33	444,980	35	354,490	31
		86,658	10	167,448	17	109,716	11	141,390	13	152,033	8	447,102	26	321,132	21	134,714	11	75,147	7
		890,003	100	1,005,346	100	1,021,753	100	1,091,624	100	1,845,788	100	1,694,031	100	1,537,295	100	1,275,804	100	1,125,717	100
地 方	税 収 入 地方譲与税 地方交付税 国庫支出金 地方債 その他の計	348,044	35	343,163	33	390,986	35	412,115	37	408,256	29	424,089	31	440,522	33	429,397	46	427,409	46
		18,490	2	20,692	2	26,792	2	26,138	2	22,323	2	24,468	2	27,621	2	26,001	3	27,293	3
		169,587	17	171,936	17	173,906	16	167,392	15	169,890	12	195,049	14	186,310	14	184,546	20	187,575	20
		141,192	14	172,973	17	192,273	17	200,003	18	420,255	30	366,669	26	314,101	24	151,717	16	159,697	17
		104,284	11	129,948	13	107,152	10	108,957	10	122,837	9	117,691	8	88,034	7	68,172	7	63,105	7
道 府 県	税 収 入 地方譲与税 地方交付税 国庫支出金 地方債 その他の計	210,134	21	200,489	19	216,676	20	208,585	19	255,722	18	260,303	19	270,950	20	63,751	7	74,190	8
		991,731	100	1,039,201	100	1,107,786	100	1,123,191	100	1,399,282	100	1,388,270	100	1,327,538	100	923,584	100	939,269	100
		171,374	35	159,323	32	201,426	39	207,036	41	205,246	33	222,039	32	231,304	36	200,336		199,298	
		8,536	2	15,933	3	22,578	4	21,848	4	18,000	3	19,989	3	23,109	4				
		92,216	19	87,665	18	88,457	17	86,313	17	88,781	14	102,104	15	95,298	15				
市 町 村	税 収 入 地方譲与税 地方交付税 国庫支出金 地方債 その他の計	66,309	14	62,944	13	62,996	12	59,534	12	123,801	20	162,051	24	126,968	20				
		57,095	12	78,099	16	55,281	11	56,009	11	67,063	11	65,424	10	45,867	7				
		91,416	19	96,698	19	89,760	17	78,400	15	116,050	19	111,636	16	114,811	18				
		486,945	100	500,661	100	520,499	100	509,140	100	618,941	100	683,243	100	637,357	100				
		176,670	35	183,840	34	189,560	32	205,079	33	203,010	26	202,051	29	209,218	30	229,061		228,111	
市 町 村	税 収 入 地方譲与税 地方交付税 国庫支出金 地方債 その他の計	9,954	2	4,759	1	4,214	1	4,290	1	4,323	1	4,479	1	4,512	1				
		77,371	15	84,271	16	85,449	15	81,080	13	81,109	10	92,945	13	91,012	13				
		74,883	15	110,030	20	129,277	22	140,469	23	296,454	38	204,619	29	187,134	27				
		47,190	9	51,850	10	51,871	9	52,948	9	55,773	7	52,267	7	42,166	6				
		118,718	24	103,791	19	126,915	22	130,185	21	139,671	18	148,665	21	156,139	23				
		504,786	100	538,540	100	587,287	100	614,051	100	780,341	100	705,026	100	690,181	100				

- (備考) 1. 国は令和4年度までは決算額、令和5年度は補正後予算額であり、令和6年度は予算額である。
 地方は令和4年度までは決算額、令和5年度及び令和6年度は地方財政計画額である。令和4年度までの地方計は、都道府県と市町村とを単純合計したものである。
2. 国は一般会計、地方は普通会計である。なお、令和4年度までについて、東京都が徴収した市町村税相当分は、道府県税収入に含まれている。
3. 国の専売納付金のうち日本専売公社納付金は昭和60年度からたばこ（消費）税に移行している。
4. 地方交付税には、地方財政平衡交付金等を含む。
5. 決算額の国庫支出金には、都道府県支出金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別事業債償還交付金及び交通安全対策特別交付金を含む。
6. 国の歳入合計においては、いわゆる「つなぎ国債」を含む。具体的には、沿岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債（平成2年度：9,689億円）、消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債（平成7年度：28,511億円）を含む。
7. 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

50. 地方税（道府県税）収入の都道府県別所在状況（令和4年度人口1人当たり指数）

（全国平均＝100）

税 目		道府県民税			事 業 税			地 方 消費税 (清算後)	不動産 取得税	道府県 たばこ 税	ゴルフ 場利用 税	自 動 車 税			軽 油 引取税	計
		個人	法人	計	個人	法人	計					環境 性能割	種別 割	計		
北海道	北 青 岩 宮 秋 山 福	70.2	61.0	69.4	54.3	66.3	65.8	108.5	97.0	125.8	81.5	112.4	120.0	119.4	153.0	89.2
		70.5	49.0	68.5	41.5	52.2	51.7	100.3	45.3	121.4	33.4	93.1	108.7	107.5	147.2	89.9
		77.4	67.7	76.5	45.8	57.8	57.2	101.5	71.6	106.8	65.2	87.5	120.4	117.8	155.6	85.8
		69.7	97.1	72.3	71.9	91.9	90.9	102.3	98.4	110.8	87.6	94.9	119.3	117.4	145.2	94.1
		70.6	59.9	69.6	44.2	57.1	56.5	104.2	49.7	105.0	46.3	89.5	114.9	112.9	132.1	82.8
		78.7	60.8	77.0	54.5	58.4	58.2	103.5	58.9	94.9	30.9	93.3	124.3	122.0	119.4	85.2
		85.9	72.3	84.6	53.4	82.5	81.1	107.6	66.7	118.8	83.4	88.2	135.8	132.2	172.9	99.2
茨城県	茨 栃 群 埼 千 東 神	99.5	75.8	97.3	62.0	86.0	84.8	98.3	59.6	109.3	264.3	101.2	141.7	138.6	154.7	99.8
		99.3	78.3	97.3	61.5	79.5	78.6	101.6	79.7	106.4	334.8	104.7	147.2	143.9	150.7	99.7
		95.1	88.8	94.5	62.0	82.6	81.6	102.5	91.0	101.8	163.5	130.5	143.2	142.3	117.5	98.2
		102.4	53.7	97.8	113.4	54.9	57.7	90.2	82.9	92.9	86.0	93.6	93.7	93.7	94.3	83.6
		109.5	55.1	104.4	87.0	61.6	62.8	100.9	92.5	96.2	197.8	91.5	96.4	96.0	85.4	90.3
		188.7	282.2	197.5	237.4	255.4	254.5	108.9	199.7	102.6	13.5	96.4	60.2	63.0	36.2	165.7
		95.8	66.6	93.0	124.7	79.0	81.2	93.9	96.6	89.0	49.4	97.3	79.8	81.1	58.3	87.3
新潟県	新 富 石 福	68.2	66.1	68.0	53.4	73.8	72.9	106.2	63.0	95.8	62.9	87.5	116.6	114.4	137.7	89.2
		99.1	85.4	97.8	62.3	90.1	88.7	102.7	66.6	93.7	76.1	100.1	132.8	130.3	141.4	100.4
		98.0	81.1	96.4	74.6	88.8	88.1	104.5	88.9	97.1	135.7	117.3	128.7	127.9	118.9	100.3
		97.7	85.2	96.5	75.1	109.5	107.9	99.6	89.0	97.9	89.6	111.7	130.1	128.7	134.0	115.6
山形県	山 長 岐 静 愛 三	95.2	92.7	95.0	71.8	87.8	87.1	100.8	63.5	106.7	280.3	100.3	130.0	127.8	117.3	97.8
		91.9	75.4	90.3	54.6	78.9	77.7	104.1	72.6	90.5	112.6	96.8	124.6	122.5	116.8	94.4
		97.3	69.4	94.7	80.7	68.9	69.4	99.3	66.4	88.9	233.1	123.7	129.3	128.9	115.7	92.4
		84.9	60.3	82.6	81.0	94.1	93.5	101.4	83.3	95.2	196.3	105.2	119.6	118.5	141.0	97.0
		105.7	125.5	107.6	109.9	127.0	126.2	101.6	108.4	93.8	54.2	146.3	125.9	127.5	106.4	111.8
		101.5	76.1	99.1	72.0	89.2	88.4	103.3	66.0	97.7	272.8	126.4	125.5	125.6	161.2	102.0
滋賀県	滋 京 大 兵 奈 和	102.4	88.3	101.1	60.2	91.8	90.3	91.7	72.2	90.8	212.1	107.4	105.6	105.7	122.9	95.9
		77.4	101.0	99.7	99.1	97.0	97.1	97.9	114.4	88.7	86.0	101.5	81.1	82.7	79.2	90.7
		88.8	135.0	93.1	121.8	121.2	121.3	98.0	125.9	111.3	45.8	99.8	72.9	74.9	72.2	100.2
		98.3	62.4	94.9	84.9	75.2	75.7	93.7	93.9	87.0	185.1	109.0	91.8	93.1	96.6	89.2
		101.0	45.8	95.8	54.0	41.2	41.9	86.0	50.4	79.6	185.4	91.3	92.2	92.1	67.5	75.8
鳥取県	鳥 島 岡 広 山	84.3	59.1	81.9	62.5	57.6	57.8	97.5	63.0	103.1	97.8	91.4	97.5	97.0	94.9	81.7
		78.0	61.2	76.4	50.4	59.0	58.6	97.9	47.7	94.9	55.6	91.3	104.3	103.3	115.8	81.5
		80.9	68.5	79.7	54.9	67.6	67.0	99.6	56.3	86.2	41.6	80.8	99.9	98.4	103.0	85.2
		73.7	78.2	74.1	55.8	78.4	77.3	100.3	72.4	96.0	99.7	100.2	112.7	111.7	141.3	89.2
		78.5	76.0	78.2	77.0	85.0	84.6	97.0	91.2	92.8	72.8	104.9	98.2	98.7	112.5	89.1
徳島県	徳 香 愛 高	91.7	75.4	90.1	59.4	81.1	80.0	97.8	61.1	95.1	99.7	99.4	109.1	108.3	133.0	92.5
		87.4	77.4	86.4	42.3	73.2	71.7	93.7	69.9	98.0	95.8	80.9	114.0	111.4	103.1	87.0
		91.2	86.9	90.8	47.5	79.8	78.2	100.0	57.1	96.7	99.4	84.5	111.1	109.1	132.0	92.7
		82.1	75.6	81.5	51.7	77.5	76.3	99.9	60.5	96.1	74.7	74.5	95.9	94.3	101.8	87.7
福岡県	福 佐 長 熊 大 宮 鹿 沖	80.4	54.2	77.9	61.5	52.3	52.8	102.3	47.7	106.3	95.5	70.1	91.6	90.0	85.9	79.5
		69.6	77.0	70.3	90.9	80.8	81.3	100.0	112.2	108.0	60.4	96.9	97.6	97.5	101.2	87.0
		78.0	68.4	77.1	63.1	68.2	68.0	97.1	70.2	111.8	104.2	71.8	106.1	103.5	151.3	89.2
		75.7	52.4	73.5	55.0	50.7	50.9	101.5	57.5	103.8	67.4	59.8	80.7	79.1	71.7	76.3
		59.8	66.3	60.4	53.6	61.1	60.8	96.4	82.2	103.6	101.4	85.4	104.8	103.3	115.6	78.2
		77.7	63.8	76.3	50.3	62.4	61.8	102.0	72.2	103.3	83.4	80.0	103.4	101.7	108.4	84.0
		72.3	60.2	71.2	57.6	59.2	59.1	100.5	61.8	107.3	104.8	71.1	103.5	101.0	112.0	81.3
		72.0	52.9	70.2	46.0	51.6	51.3	98.0	77.3	100.4	71.1	65.4	92.7	90.6	101.5	77.6
		74.4	54.4	72.5	100.7	51.4	53.8	90.1	109.4	112.0	166.0	53.1	86.0	83.5	66.7	75.0
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

- （備考）1. 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2. 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除した。
3. 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。
4. 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
5. 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
6. 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税（目的税分）を含む。

51. 租 税 収 入 の 国 と 地 方 団

区 分	番 号	租税総額 (A)	租 税 内 訳				地 方 交付税 (F)	地 方 譲与税 (G)	地方特例 交付金等 (H)
			国 税 (B)	地 方 税					
				道府県税 (C)	市町村税 (D)	計 (E)			
昭和10年度…	1	18	12	2	4	6	—	—	—
16……………	2	58	49	2	7	9	—	—	—
19……………	3	136	127	4	5	9	7	—	—
25……………	4	7,585	5,702	782	1,101	1,883	1,085	—	—
30……………	5	13,178	9,363	1,471	2,344	3,815	1,600	221	—
35……………	6	25,452	18,010	3,489	3,953	7,442	3,110	362	—
40……………	7	48,279	32,785	7,823	7,671	15,494	7,162	501	—
45……………	8	115,239	77,732	21,112	16,395	37,507	18,097	1,087	—
50……………	9	226,591	145,043	38,692	42,856	81,548	33,511	2,482	—
55……………	10	442,626	283,688	73,903	85,035	158,938	75,809	4,401	—
60……………	11	624,667	391,502	102,040	131,125	233,165	98,193	4,615	—
平成 2…………	12	962,302	627,798	156,463	178,041	334,504	158,002	16,627	—
7……………	13	886,380	549,630	139,090	197,660	336,750	123,030	19,393	—
12……………	14	882,673	527,209	155,850	199,614	355,464	143,862	6,202	9,140
13……………	15	855,172	499,684	155,303	200,185	355,488	163,366	6,240	9,018
14……………	16	792,227	458,442	138,035	195,750	333,785	155,755	6,342	9,036
15……………	17	780,351	453,694	136,931	189,726	326,657	163,926	6,940	10,062
16……………	18	816,417	481,029	144,870	190,518	335,388	155,227	11,641	11,048
17……………	19	870,949	522,905	152,269	195,775	348,044	156,666	18,490	15,180
18……………	20	906,231	541,169	163,243	201,819	365,062	156,551	37,285	8,160
19……………	21	929,226	526,558	186,642	216,026	402,668	155,538	7,146	3,120
20……………	22	853,894	458,309	179,280	216,305	395,585	157,272	6,788	5,391
21……………	23	754,262	402,433	146,545	205,284	351,830	161,113	12,966	4,620
22……………	24	780,237	437,074	140,262	202,901	343,163	173,948	20,692	3,832
23……………	25	793,468	451,754	137,940	203,774	341,714	187,884	21,699	3,640
24……………	26	815,100	470,492	141,456	203,152	344,608	178,482	22,715	1,275
25……………	27	866,017	512,274	147,739	206,004	353,743	170,979	25,588	1,255
26……………	28	946,346	578,492	156,835	211,020	367,855	176,900	29,369	1,192
27……………	29	990,679	599,694	180,222	210,763	390,986	172,967	26,792	1,189
28……………	30	983,486	589,563	181,140	212,784	393,924	176,854	23,402	1,233
29……………	31	1,022,847	623,803	183,967	215,077	399,044	164,280	24,052	1,328
30……………	32	1,049,756	642,241	183,280	224,235	407,514	165,601	26,509	1,544
令和元…………	33	1,033,866	621,751	183,437	228,678	412,115	170,528	26,138	4,683
2……………	34	1,057,586	649,330	183,687	224,570	408,256	178,471	22,323	2,256
3……………	35	1,142,900	718,811	198,868	225,221	424,089	198,245	24,468	4,547
4……………	36	1,203,899	763,377	207,352	233,170	440,522	190,894	27,621	2,227
5……………	37	1,187,838	747,286	204,609	235,943	440,552	195,637	26,001	2,169
6……………	38	1,185,845	747,879	204,881	233,085	437,966	191,747	27,293	11,320

- (備考) 1. 国税は59年度までは日本専売公社納付金を含み、かつ、35年度以降は特別会計分を含む。
2. 地方から国への負担額は、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額である。
3. 地方交付税（臨時地方特例交付金等を含む。）は、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入額に返還金及び繰越額等を加減算した額である。
4. 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特別交付金を含む。
5. 国税は令和4年度までは決算額、5年度は補正後予算額、6年度は予算額である。

体 と の 配 分 の 累 年 比 較

(単位 億円, %)

国庫支出金 (I)	地方から国 への負担額 (J)	構		成		比		番 号
		配 分 前		配 分 後				
				交付税・譲与税・特例交付金配分後		交付税・譲与税・支出金・特例交付金 負 担 額 調 整 後		
		国 (B) (A)	地 方 (E) (A)	国 (B)-(F)-(G)-(H) (A)	地 方 (E)+(F)+(G)+(H) (A)	国 (B)-(F)-(G) -(H)-(I)+(J) (A)	地 方 (E)+(F)+(G) +(H)+(I)-(J) (A)	
3	0	65.5	34.5	65.5	34.5	51.6	48.4	1
6	0	84.5	15.5	77.6	22.4	67.2	32.8	2
8	0	93.4	6.6	88.2	11.8	82.4	17.6	3
1,139	0	75.2	24.8	60.9	39.1	45.9	54.1	4
2,954	19	71.1	28.9	57.2	42.8	35.0	65.0	5
4,771	276	70.8	29.2	57.1	42.9	39.5	60.5	6
10,898	692	67.9	32.1	52.0	48.0	30.9	69.1	7
20,930	1,262	67.5	32.5	50.8	49.2	33.7	66.3	8
58,823	2,668	64.0	36.0	48.1	51.9	23.3	76.7	9
105,782	4,601	64.1	35.9	46.0	54.0	23.1	76.9	10
105,074	6,579	62.7	37.3	46.2	53.8	30.4	69.6	11
107,311	11,319	65.2	34.8	47.1	52.9	37.1	62.9	12
150,758	14,952	62.0	38.0	45.9	54.1	30.6	69.4	13
144,543	15,467	59.7	40.3	41.7	58.3	27.1	72.9	14
145,501	15,347	58.4	41.6	37.5	62.5	22.3	77.7	15
131,748	14,634	57.9	42.1	36.3	63.7	21.5	78.5	16
131,421	12,812	58.1	41.9	35.0	65.0	19.8	80.2	17
124,598	12,987	58.9	41.1	37.1	62.9	23.5	76.5	18
118,889	12,731	60.0	40.0	38.2	61.8	26.0	74.0	19
105,307	12,749	59.7	40.3	37.4	62.6	27.2	72.8	20
103,365	12,657	56.7	43.3	38.8	61.2	29.1	70.9	21
116,890	11,854	53.7	46.3	33.8	66.2	21.5	78.5	22
168,391	12,836	53.4	46.6	29.7	70.3	9.0	91.0	23
143,052	8,507	56.0	44.0	30.6	69.4	13.3	86.7	24
160,304	7,698	56.9	43.1	30.1	69.9	10.8	89.2	25
155,271	9,308	57.7	42.3	32.5	67.5	14.5	85.5	26
165,118	7,676	59.2	40.8	35.6	64.4	17.4	82.6	27
155,189	7,054	61.1	38.9	39.2	60.8	23.6	76.4	28
152,822	7,220	60.5	39.5	39.9	60.1	25.2	74.8	29
156,871	8,072	59.9	40.1	39.3	60.7	24.1	75.9	30
155,204	7,344	61.0	39.0	42.1	57.9	27.6	72.4	31
148,852	7,477	61.2	38.8	42.7	57.3	29.3	70.7	32
158,344	8,555	60.1	39.9	40.7	59.3	26.2	73.8	33
374,557	9,560	59.5	40.5	39.1	60.9	23.9	76.1	34
320,716	7,993	61.0	39.0	41.5	58.5	27.2	72.8	35
267,115	7,848	62.5	37.5	44.2	55.8	31.8	68.2	36
151,717	5,522	62.9	37.1	44.0	56.0	31.6	68.4	37
159,697	5,471							38

6. 地方税は令和4年度までは決算額、5年度は最近の実績を加味して算出した実績見込額、6年度は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。

7. 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金等、国庫支出金、地方から国への負担額は令和4年度までは決算額、5年度及び6年度は地方財政計画額である。

52. 国税及び地方税の徴税費の累年比較

区 分		平成29年度	30	令和元	2	3	4
国	税 徴税コスト（税収百円当たり）	1.24円	1.22円	1.28円	1.19円	1.10円	1.07円
地方税	道 府 県 徴税コスト（税収百円当たり）	1.40円	1.38円	1.38円	1.38円	1.24円	1.21円
	市 町 村 徴税コスト（税収百円当たり）	2.02円	1.98円	2.07円	2.00円	1.94円	2.03円
	計 徴税コスト（税収百円当たり）	1.78円	1.74円	1.80円	1.76円	1.65円	1.69円

（備考）国税庁及び総務省自治税務局調による。

53. 所得税及び住民税所得割の納税者数等の累年比較

（単位 万人）

所得税・ 就業者		区 分		所 得 税 の 納 税 者 数		住 民 税 所 得 割 の 納 税 者 数		就 業 者 総 数	
		住 民 税		指 数		指 数		指 数	
昭和45年……	昭和46年度…			2,484	100.0	2,985	100.0	5,094	100.0
50……	51……			2,960	119.2	3,458	115.8	5,223	102.5
55……	56……			3,725	150.0	4,040	135.3	5,536	108.7
60……	61……			4,155	167.3	4,387	147.0	5,807	114.0
61……	62……			4,245	170.9	4,485	150.3	5,853	114.9
62……	63……			4,290	172.7	4,533	151.9	5,911	116.0
63……	平成元……			4,373	176.0	4,593	153.9	6,011	118.0
平成元……	2……			4,369	175.9	4,569	153.1	6,128	120.3
2……	3……			4,592	184.9	4,768	159.7	6,249	122.7
3……	4……			4,752	191.3	4,917	164.7	6,369	125.0
4……	5……			4,881	196.5	5,046	169.0	6,436	126.3
5……	6……			4,935	198.7	5,100	170.9	6,450	126.6
6……	7……			4,973	200.2	5,105	171.0	6,453	126.7
7……	8……			4,941	198.9	5,171	173.2	6,457	126.8
8……	9……			5,005	201.5	5,245	175.7	6,486	127.3
9……	10……			5,019	202.1	5,246	175.7	6,557	128.7
10……	11……			4,999	201.2	5,232	175.3	6,514	127.9
11……	12……			4,867	195.9	5,163	173.0	6,462	126.9
12……	13……			4,847	195.1	5,126	171.7	6,446	126.5
13……	14……			4,796	193.1	5,081	170.2	6,412	125.9
14……	15……			4,702	189.3	4,997	167.4	6,330	124.3
15……	16……			4,691	188.8	4,996	167.4	6,316	124.0
16……	17……			4,856	195.5	5,136	172.1	6,329	124.2
17……	18……			5,228	210.5	5,504	184.4	6,356	124.8
18……	19……			5,282	212.6	5,563	186.4	6,389	125.4
19……	20……			5,268	212.1	5,609	187.9	6,427	126.2
20……	21……			5,233	210.7	5,611	188.0	6,409	125.8
21……	22……			5,052	203.4	5,477	183.5	6,314	123.9
22……	23……			5,028	202.4	5,468	183.2	6,298	123.6
23……	24……			5,099	205.3	5,485	183.8	6,293	123.5
24……	25……			5,147	207.2	5,535	185.4	6,280	123.3
25……	26……			5,182	208.6	5,558	186.2	6,326	124.2
26……	27……			5,212	209.8	5,588	187.2	6,371	125.1
27……	28……			5,289	212.9	5,679	190.3	6,402	125.7
28……	29……			5,353	215.5	5,759	192.9	6,470	127.0
29……	30……			5,406	217.6	5,828	195.2	6,542	128.4
30……	令和元……			5,468	220.1	5,895	197.5	6,682	131.2
令和元……	2……			5,503	221.5	5,940	199.0	6,750	132.5
2……	3……			5,505	221.6	5,951	199.4	6,710	131.7
3……	4……			5,528	222.5	5,979	200.3	6,713	131.8
4……	5……			5,569	224.2	6,018	201.6	6,723	132.0

（備考）1. 所得税及び住民税所得割の納税者数は、「市町村課税状況等の調」（総務省自治税務局）による。
2. 就業者総数は、「労働力調査報告」（総務省統計局）による暦年平均数である。平成22年から平成29年までの数値については、平成27年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載している。平成17年から平成21年までの数値については、平成22年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値を掲載している。
3. 所得税の納税者数及び就業者総数の指数は昭和45年、住民税所得割の納税者数の指数は昭和46年度を100として算出している。

財政金融統計月報第817号（租税特集）の訂正について

記載内容に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。
 なお、ホームページには訂正後のものを掲載しております。
 ※ 訂正箇所は下線部分となります。

記

第817号
 P. 150
 35. 贈与税の課税状況

【誤】

(2) 贈与財産価額階級別表（平成30年分）

取得財産価額階級	人 員	取得財産価額	納 付 税 額
	人 億円	億円	億円
150 万円以下	129,777 (31.2)	1,562 (7.7)	15 (0.6)
150 万 円 超	46,356 (11.2)	863 (4.2)	34 (1.4)
200 〃	123,540 (29.7)	3,633 (17.8)	218 (9.1)
400 〃	62,776 (15.1)	3,270 (16.1)	286 (11.9)
700 〃	22,214 (5.4)	1,891 (9.3)	197 (8.2)
1,000 〃	21,335 (5.1)	2,992 (14.7)	252 (10.5)
2,000 〃	6,309 (1.5)	1,489 (7.3)	96 (4.0)
3,000 〃	1,613 (0.4)	612 (3.0)	105 (4.4)
5,000 〃	1,574 (0.4)	4,057 (19.9)	1,193 (49.8)
合 計	415,494 (100.0)	20,368 (100.0)	2,397 (100.0)

(3) 贈与財産種類別表（平成30年分）

区 分	暦 年 課 税 分			相続時精算課税分		
	人 員	取得財産価額		人 員	取得財産価額	
	人 億円	人 億円		人 億円		
土 地	実 56,800 (16.4)	2,434	実 24,455 (37.9)	2,081		
┌ 田	1,968 (0.4)	56	1,089 (1.1)	58		
└ 畑	2,013 (0.4)	53	1,098 (1.0)	53		
宅 地	50,018 (14.5)	2,156	22,260 (33.2)	1,823		
山 林	2,002 (0.2)	32	944 (0.3)	19		
そ 他	4,177 (0.9)	137	1,629 (2.3)	128		
家 屋・構 築 物	25,093 (3.6)	542	14,420 (7.4)	404		
事 業（農 業）用 財 産	実 1,516 (0.2)	35	実 167 (0.2)	11		
有 価 証 券	実 70,255 (23.9)	3,562	実 2,747 (26.2)	1,439		
現 金，預 貯 金 等	222,004 (50.1)	7,452	13,520 (26.7)	1,465		
家 庭 用 財 産	93 (0.0)	2	10 (0.0)	0		
そ の 他 財 産	実 27,693 (5.7)	855	実 1,489 (1.5)	85		
合 計	実 374,201 (100.0)	14,883	実 42,704 (100.0)	5,485		

【正】

(2) 贈与財産価額階級別表 (平成30年分)

取得財産価額階級	人 員	取得財産価額	納 付 税 額
	人	億円	億円
150 万円以下	<u>129,773</u> (31.2)	1,562 (7.7)	<u>14</u> (0.6)
150 万 円 超	46,356 (11.2)	863 (4.2)	34 (1.4)
200 〃	123,540 (29.7)	3,633 (17.8)	218 (9.1)
400 〃	62,776 (15.1)	3,270 <u>(16.0)</u>	286 (11.9)
700 〃	22,214 <u>(5.3)</u>	1,891 (9.3)	197 (8.2)
1,000 〃	21,335 (5.1)	2,992 (14.7)	252 (10.5)
2,000 〃	6,309 (1.5)	1,489 (7.3)	96 (4.0)
3,000 〃	1,613 (0.4)	612 (3.0)	105 (4.4)
5,000 〃	<u>1,578</u> (0.4)	<u>4,078</u> <u>(20.0)</u>	<u>1,194</u> (49.8)
合 計	415,494 (100.0)	<u>20,389</u> (100.0)	2,397 (100.0)

(3) 贈与財産種類別表 (平成30年分)

区 分	暦 年 課 税 分			相統時精算課税分		
	人 員	取得財産価額		人 員	取得財産価額	
		人	億円		人	億円
土 地	実	56,800	<u>(16.3)</u>	2,434	実	24,455 (37.9) 2,081
田		1,968	(0.4)	56		1,089 (1.1) 58
畑		2,013	(0.4)	53		1,098 (1.0) 53
宅 地		50,018	(14.5)	2,156		22,260 (33.2) 1,823
山 林		2,002	(0.2)	32		944 (0.3) 19
そ の 他		4,177	(0.9)	137		1,629 (2.3) 128
家 屋・構 築 物		25,093	(3.6)	542		14,420 (7.4) 404
事 業 (農 業) 用 財 産	実	1,516	(0.2)	35	実	167 (0.2) 11
有 価 証 券	実	70,255	(23.9)	3,562	実	2,747 (26.2) 1,439
現 金、預 貯 金 等		222,004	(50.1)	<u>7,473</u>		13,520 (26.7) 1,465
家 庭 用 財 産		93	(0.0)	2		10 (0.0) 0
そ の 他 財 産		27,693	(5.7)	855		1,489 (1.5) 85
合 計	実	374,201	(100.0)	<u>14,904</u>	実	42,704 (100.0) 5,485

財政金融統計月報編集案内

1. この統計月報は、財政金融及び重要な経済の事象を、統計を基礎として、具体的に解明し部内執務の参考と一般の利用に供するものです。
2. 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。
3. 原則として毎月発行しますが、統計資料等の発表時期及び編集上の都合により、発行が遅れたり、編集計画の内容が前後することがあります。
4. 本号の内容等についてのお問い合わせは、財務省主税局調査課（TEL. 03-3581-4111、内線5916番）へ、編集上の事項については財務省財務総合政策研究所資料情報部（内線5314番）へ御連絡下さい。

●既刊分内容紹介●

第1号～99号は第100号
第100号～165号は第168号
第166号～199号は第200号
第200号～250号は第252号
第251号～299号は第300号
第300号～350号は第352号
第351号～399号は第400号
第400号～450号は第452号
第451号～499号は第500号
第500号～559号は第560号
第560号～599号は第600号
第600号～649号は第650号
第650号～699号は第700号
第700号～749号は第750号
第750号～799号は第800号
第800号～849号は第850号
各巻末年譜参照

第852号 国内経済特集
第853号 令和5年度予算特集
第854号 租税特集
第855号 国際経済特集
第856号 関税特集
第857号 国際収支特集
第858号 財政投融资資特集
第859号 法人企業統計年報特集
第860号 国庫収支特集
第861号 対内外民間投資特集
第862号 国有財産特集
第863号 地域経済特集

《令和6年度特集内容（予定）》（特集内容は予告なく変更することがあります）

第864号	令和6年度予算特集	第869号	財政投融资資特集
第865号	租税特集	第870号	国庫収支特集
第866号	国際経済特集	第871号	対内外民間投資特集
第867号	関税特集	第872号	国有財産特集
第868号	国際収支特集	第873号	政府関係金融機関等特集

定価：1,331円（税込）

次号予告

第866号 国際経済特集

世界経済の現状と見直し
アメリカ・欧州・中国

——統計——

人口・生産
雇用・物価
貿易・金融
その他・予算

財政金融統計月報 第865号

令和7年2月26日 発行

定価は
表紙に表示してあります。

編集 財務省財務総合政策研究所
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話 (03) 3581-4111(代)

印刷発行 中和印刷株式会社
〒104-0042 東京都中央区入船2-2-14
電話 (03) 3552-0426(代)

販売所 各県の官報販売所
政府刊行物センター

（霞が関
〒100-0013
東京都千代田区霞が関1-4-1
日土地ビル1階
TEL (03) 3504-3885
FAX (03) 3504-3889

仙台
〒980-0014
仙台市青葉区本町3-5-22
（宮城県管工事会館1階）
TEL (022) 261-8320
FAX (022) 261-8321